



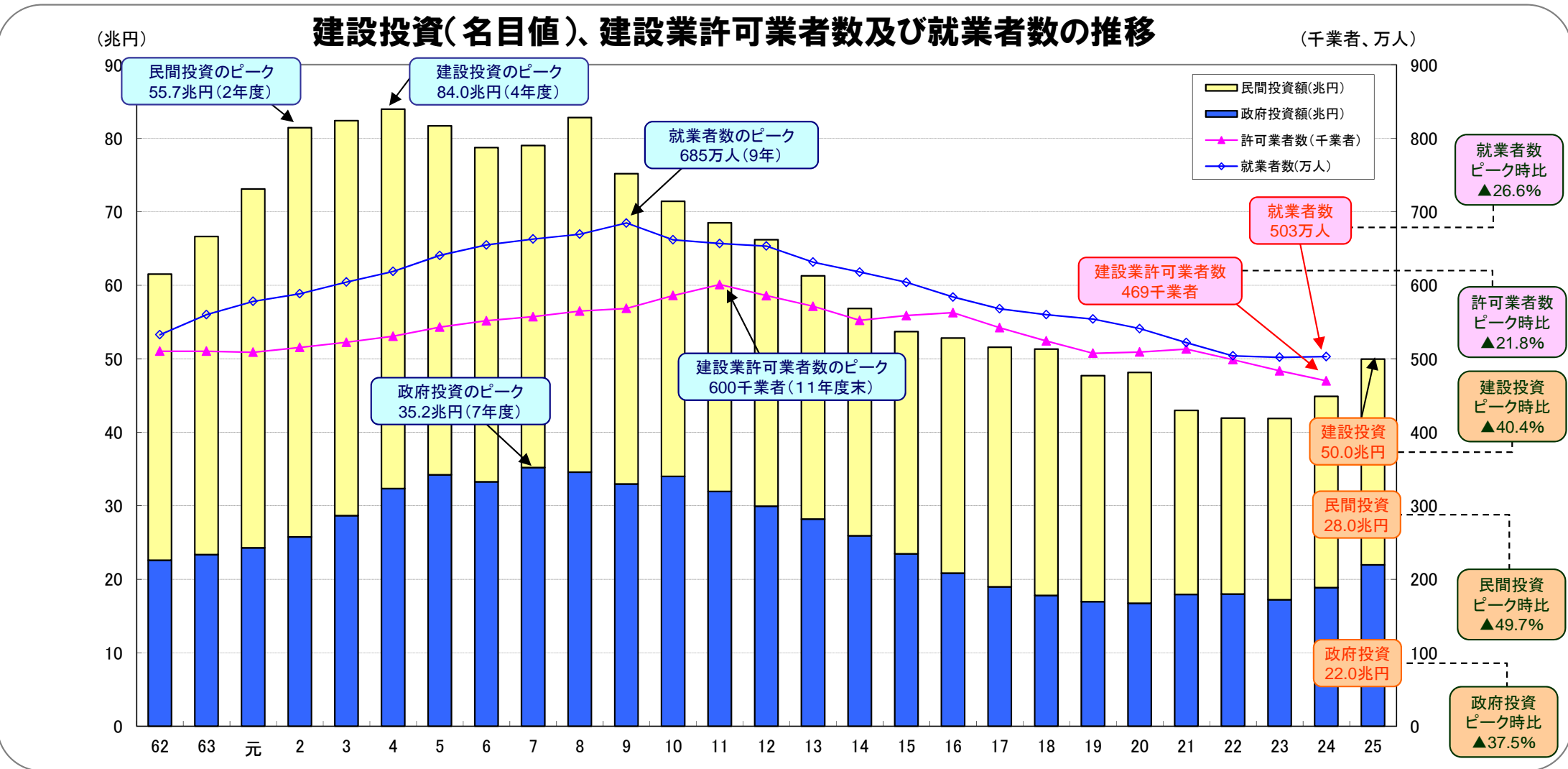
工事の入札・契約等について

平成26年4月
中国地方整備局

写真：広島南道路(旧太田川渡河部)

建設投資の推移 ～建設投資(名目値),建設業者数及び就業者数の推移～

- ◇建設投資額:平成25年度投資額(見通し)は前年度比11%増の50.0兆円でピーク時(平成4年度)の約60%。
- ◇建設業許可業者数:平成24年度の建設業許可業者数は46.9万業者で、11年度60万業者に比べ約22%減少
- ◇建設業就業者数:平成24年(平均)の建設業就業者数は503万人で、9年(平均)の685万人と比べ約27%減少



出典: 国土交通省「建設投資見通し」「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1: 投資額については平成22年度までは実績、23・24年度は見込み、25年度は見通し

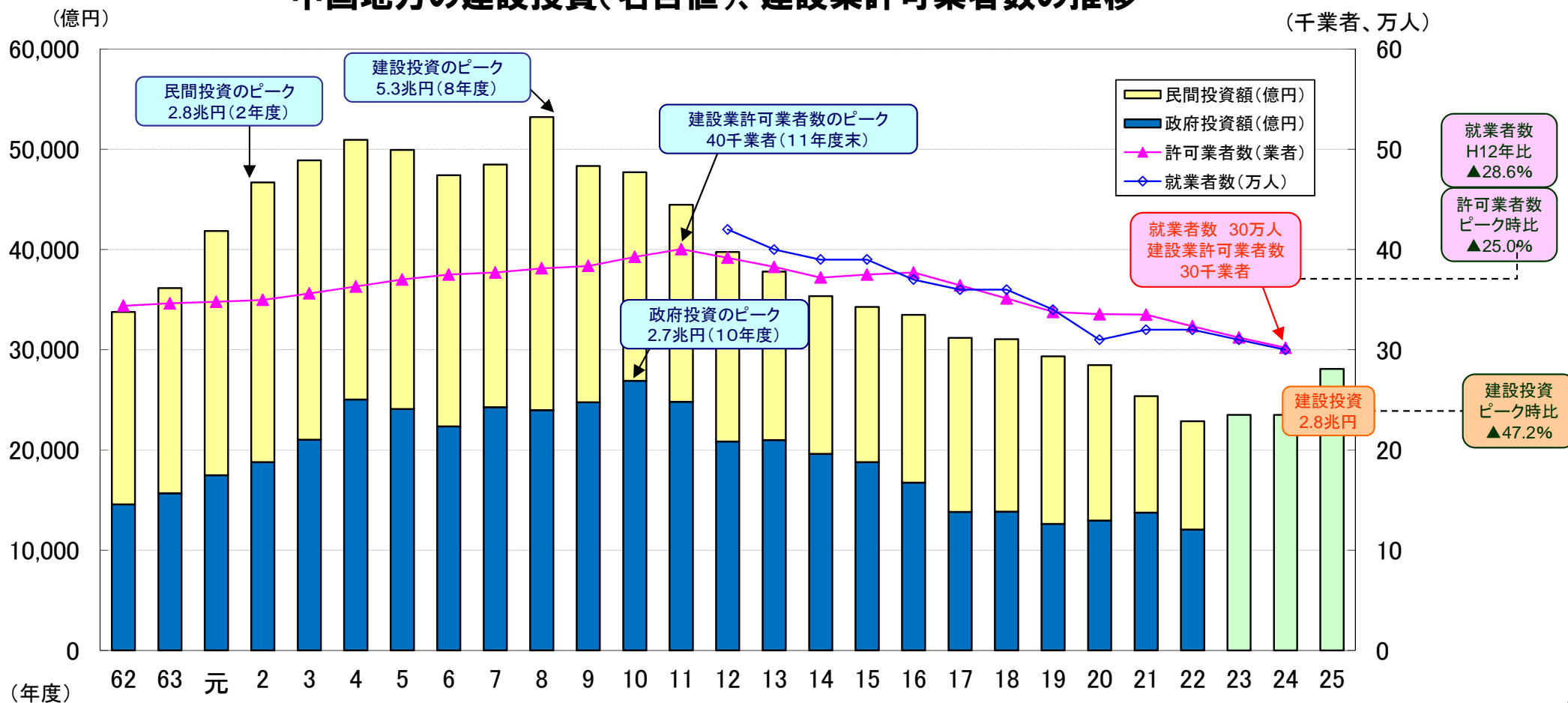
注2: 建設業許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3: 就業者数は年平均

建設投資の推移 ～中国地方の建設投資と建設業許可業者数の推移～

- ◇建設投資額：平成25年度投資額(見通し)は、約2.8兆円でピーク時(8年度)の約53%
- ◇建設業許可業者数：平成24年度の建設業者数は3.0万業者で、11年度4.0万業者に比べ約25%減少
- ◇建設業就業者数：平成24年(平均)の建設業就業者数は30万人で、統計開始の12年(平均)の42万人と比べ約29%減少

中国地方の建設投資(名目値)、建設業許可業者数の推移

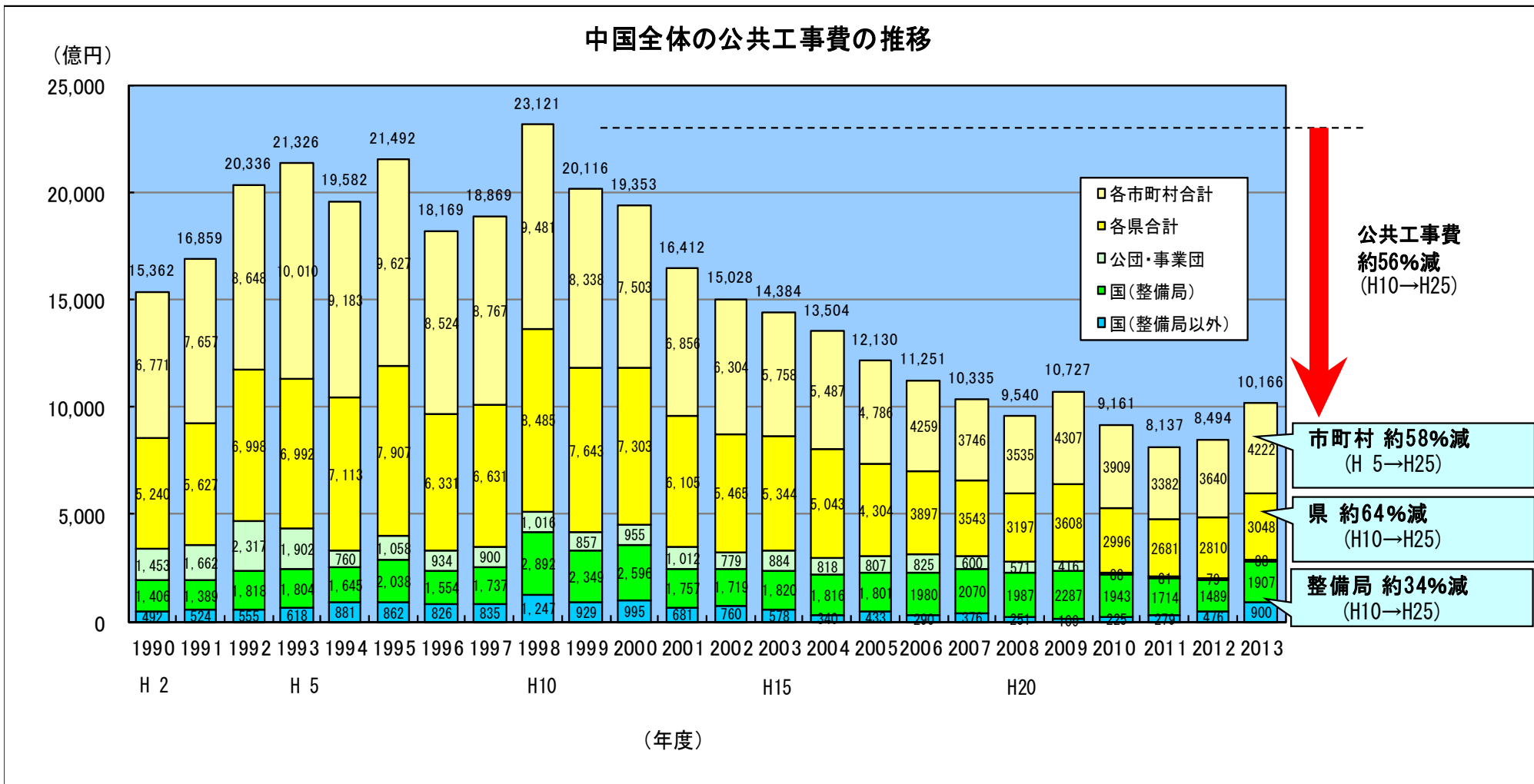


出典：国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」
 注1：投資額については平成22年度まで実績、23年度・24年度は見込み、25年度は見通し
 注2：建設業許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値
 注3：就業者数は総務省「労働力調査」によるが、H12以前の地方単位のデータ無し
 注4：H23年度、24年度の民間投資額、政府投資額は未確定のため合計値のみ

＜中国地方＞
 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

中国地方の公共工事費の推移

◇中国地方整備局の公共工事費は、平成10年度の23,121億円をピークに減少。
 ◇平成25年度の公共工事費はピーク時の44%、10,166億円となっている。



【2013(H25年度)は見込み】

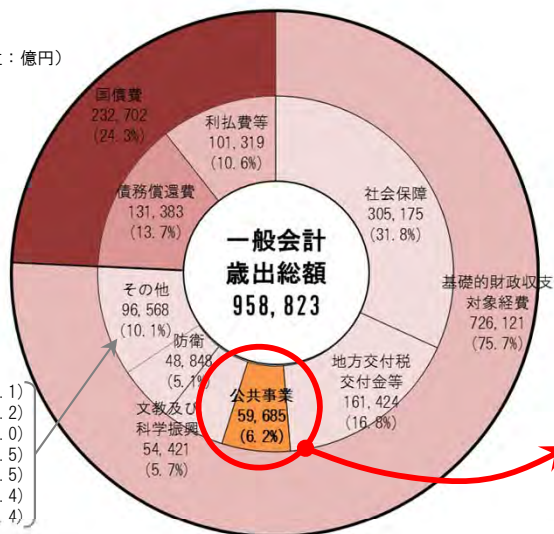
平成26年度 公共事業関係費(国全体)

- ・歳出総額に占める公共事業関係費の割合は6.2% (前年度当初予算時より0.5ポイント増)。
- ・公共事業関係費は、平成25年度当初予算額に対して6,832億円(12.9%)増※。

※平成25年度の計数には東日本大震災復興特別会計への繰入金(356億円)が、26年度の計数には社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額(特会改革影響額)(6,167億円)が含まれており、それぞれを控除した後の計数は、25年度：52,496億円、26年度：53,518億円(前年度比+1,022億円(+1.9%))となる。

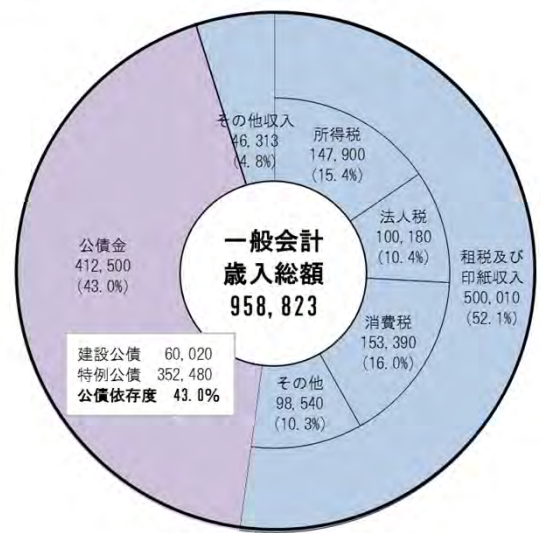
歳出内訳

(単位：億円)



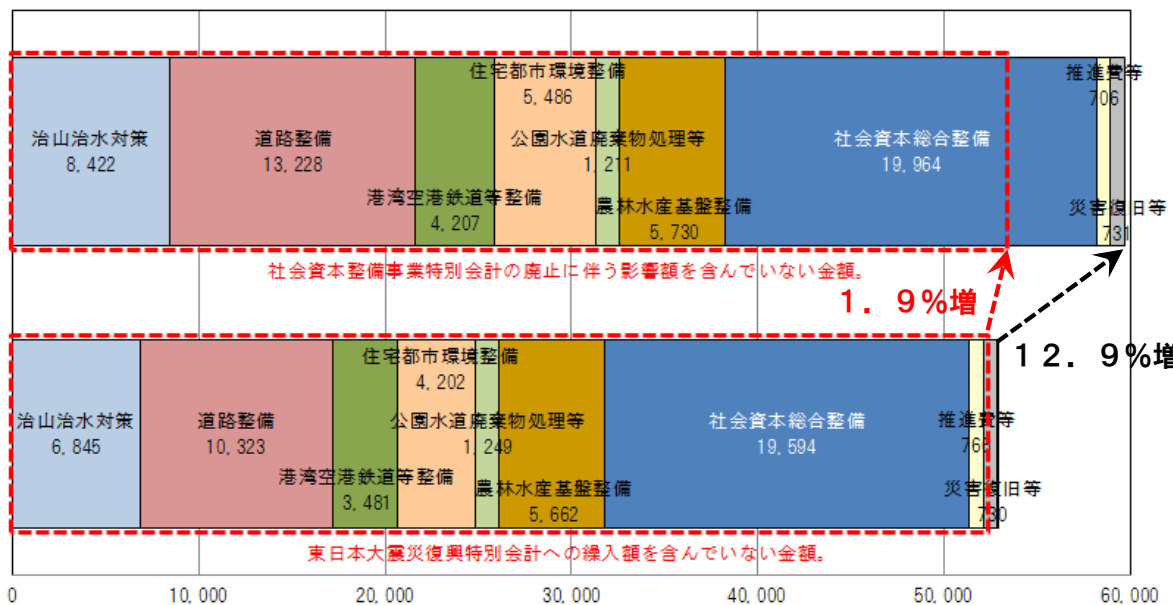
- 食料安定供給 10,507(1.1)
- 中小企業対策 1,853(0.2)
- エネルギー対策 9,642(1.0)
- 恩給 4,443(0.5)
- 経済協力 5,098(0.5)
- その他の事項経費 61,526(6.4)
- 予備費 3,500(0.4)

歳入内訳



公共事業関係費(H25当初予算とH26当初予算の比較)

平成26年度
59,685億円
(12.9%増)
53,518億円※1
(1.9%増)



※1：社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額(特会改革影響額)6,167億円を含まない場合
 ※2：東日本大震災復興特別会計への繰入金356億円を含まない場合
 (注)計数は四捨五入の関係で一致しないものがある。

H26中国地方整備局関係予算(対前年度比)

- ・直轄事業費は、対前年当初予算に比べ、約2%減少。
- ・補助事業費は、対前年当初予算に比べ、約1%減少。

【直轄事業費】 (単位：百万円)

区 分	平成26年度	平成25年度	対前年比 (a/b)
	(a)	(b)	
治 水	30,448	30,151	1.010
海 岸	1,539	2,183	0.705
道 路	120,476	125,592	0.959
港湾整備	20,028	17,323	1.156
空港整備	388	263	1.475
都市水環境整備	926	908	1.020
国営公園等	864	759	1.138
一般公共計	174,669	177,179	0.986
官庁営繕	558	954	0.585
合 計	175,227	178,134	0.984

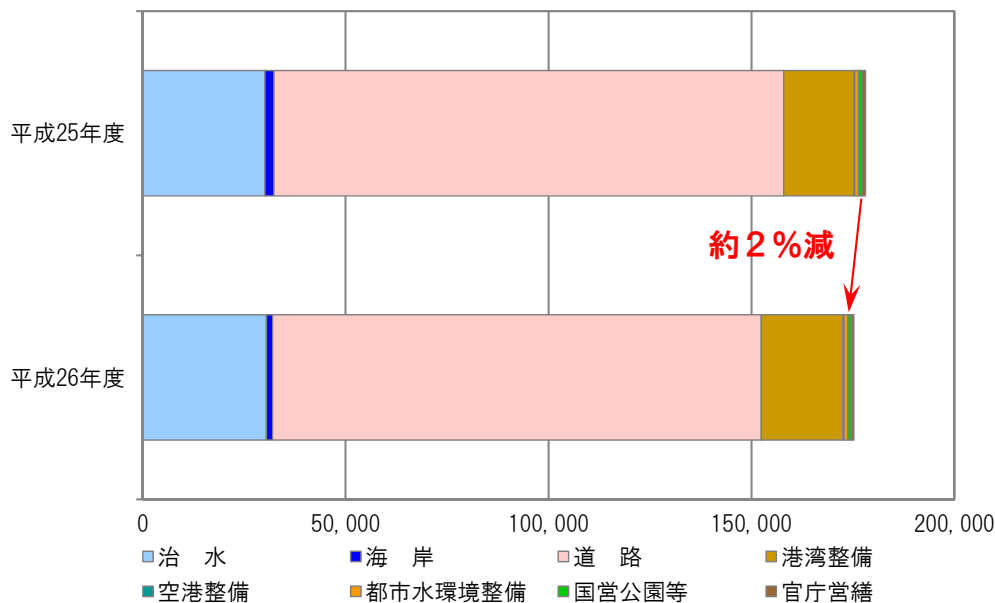
【補助事業費】 (単位：百万円)

区 分	平成26年度	平成25年度	対前年比 (a/b)
	(a)	(b)	
治 水	10,657	9,085	1.173
道 路	10,430	11,924	0.875
港湾整備	870	913	0.953
住宅対策	8,140	3,321	2.451
市街地整備	265	798	0.332
国営公園等	0	87	0.000
社会資本整備総合交付金	98,388	110,758	0.888
防災・安全交付金	158,234	153,704	1.029
合 計	286,984	290,590	0.988

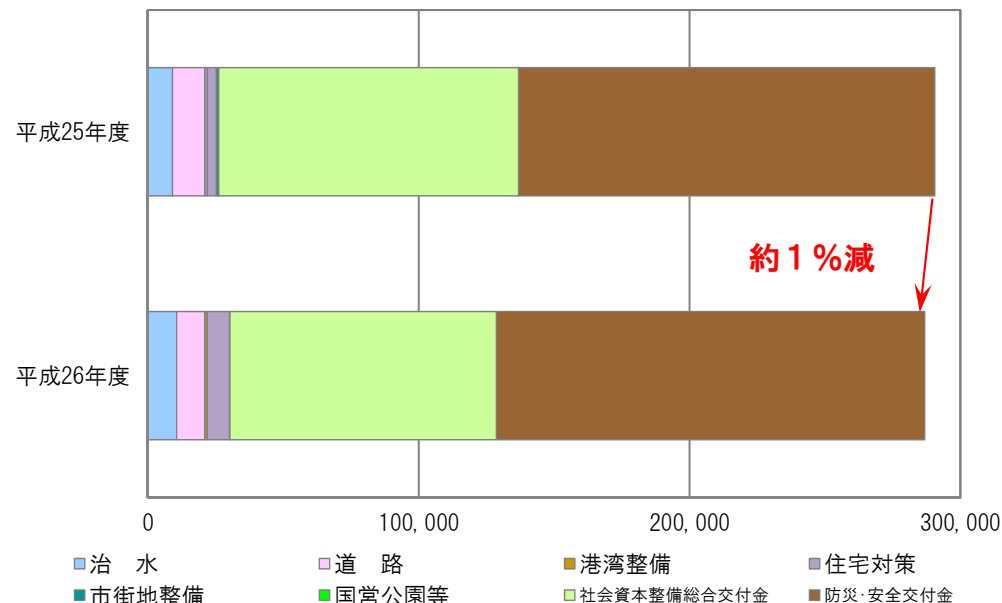
【平成26年度補助事業費 県別内訳】 (単位：百万円)

区 分	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
治 水	0	5,538	0	1,197	3,922
道 路	3,720	0	4,056	714	1,940
港湾整備	199	200	30	0	441
住宅対策	1,716	121	862	4,670	771
市街地整備	0	0	265	0	0
国営公園等	0	0	0	0	0
社会資本整備総合交付金	11,258	15,183	17,473	31,576	22,898
防災・安全交付金	21,575	32,771	26,287	38,966	38,635
合 計	38,467	53,813	48,973	77,123	68,607

【直轄事業費】



【補助事業費】



事業推進

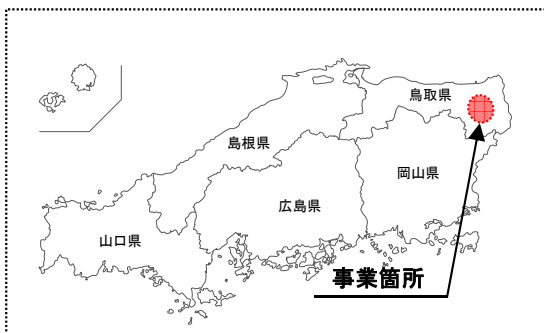
1. 事業の必要性及び概要

千代川の河川整備は、戦後最大規模(S54.10)の洪水を安全に流すことを目標として整備を進めています。当該地区では、固定堰による洪水時の水位のせき上げや堆積土砂による河川断面不足が生じている状況です。

平成26年度は、洪水に対する安全度を向上させるため佐貫地区の河川内に堆積した土砂の撤去並びに、八日市地区の旧堤防の撤去を実施します。

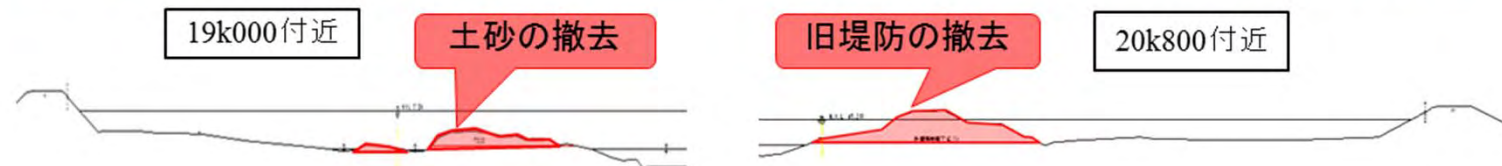
2. 事業箇所

鳥取県鳥取市河原町徳吉地区



3. 平成26年度 予定事業内容

千代川徳吉地区において、河道掘削V=40千m3を実施します。



4. 期待される整備効果

河川整備計画の治水目標である、戦後最大の昭和54年10月洪水が再び発生した場合においても、浸水被害の防止が図られます。

事業推進

1. 事業の必要性及び概要

大橋川は「水の都松江」を象徴する風情ある水辺景観を醸し出す川である反面、沿川は堤防が未整備であるとともに、上下流の2箇所に狭窄部を抱えるため、戦後最大の浸水被害が発生した昭和47年7月豪雨や、平成18年7月豪雨により、山陰地方の中心都市である県都松江の中心市街地が浸水するなど、甚大な被害が発生しました。

大橋川改修は、斐伊川治水計画(①上流部のダム建設、②中流部の放水路建設と本川改修、③下流部の大橋川改修と中海・宍道湖の湖岸堤整備)の一つで、平成23年8月に大橋川中流の追子地区の堤防整備の工事に着手しました。

今後は堤防整備等を実施し、早期に安全性の向上を図ります。

2. 事業箇所

島根県松江市福富町～松江市東茶町地区



3. 平成26年度 予定事業内容

大橋川において、築堤、天神川上流水門新設、用地補償等を実施します。



4. 期待される整備効果

河川整備計画の治水目標である、戦後最大の被害をもたらした昭和47年7月洪水が再び発生した場合においても、家屋の浸水被害の防止が図られます。

事業推進

1. 事業の必要性及び概要

岡山平野は、過去からの干拓により形成された「ゼロメートル地帯」が広がっており、吉井川・旭川・高梁川の河口部の沿川地区においては、平成16年の度重なる台風の襲来による高潮の影響により浸水被害を受けました。これらの被害を踏まえ継続的に高潮堤防の整備を進めています。また、東日本大震災を契機として、東南海・南海地震等に備え、耐震対策を実施しており、早期に安全性の向上を図ります。

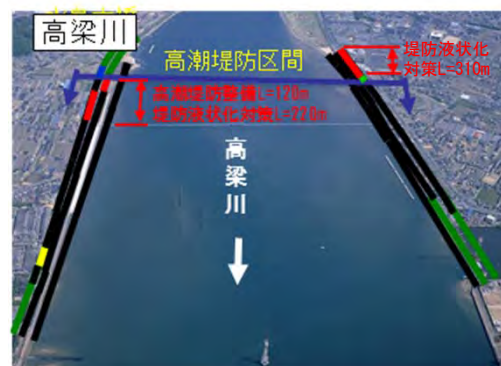
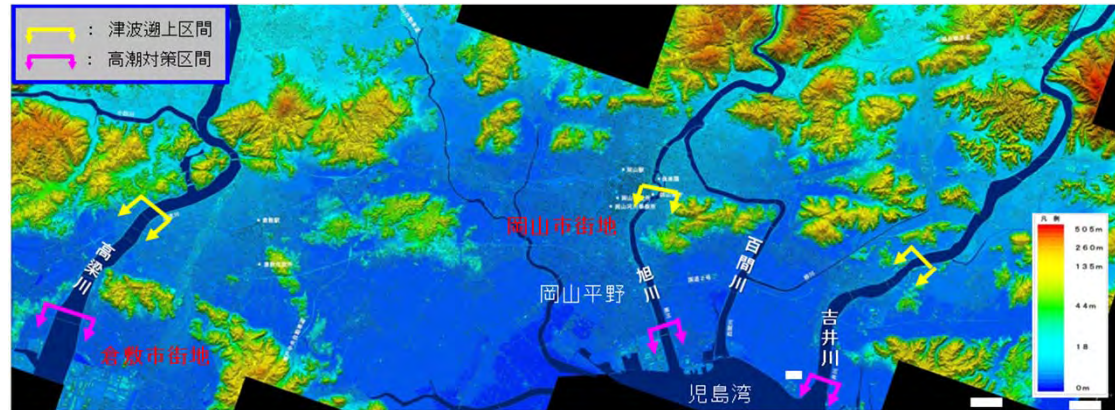
2. 事業箇所

岡山県岡山市東区西幸西、九幡地区
岡山県岡山市南区福島、中区三幡地区
岡山県倉敷市上成、鶴新田地区



3. 平成26年度 予定事業内容

吉井川・旭川・高梁川の下流部において、高潮対策(築堤L=830m)、堤防液状化対策L=850mを実施します。



4. 期待される整備効果

高潮から市街地を守るとともに大規模地震時における液状化等による堤防の被災を軽減することで、堤内地へのはん濫による被害を軽減します。

老朽化対策

1. 事業の必要性及び概要

定期点検の結果、修繕が必要と判断された羽合大橋・御鷹野橋・汐入橋を含む102橋の緊急的な修繕を実施することで、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークの確保を図ります。

2. 事業箇所

羽合大橋・御鷹野橋・汐入橋を含む102橋
(鳥取県:12橋、島根県:36橋、岡山県:22橋、
広島県:16橋、山口県:16橋)



3. 平成26年度 予定事業内容

【代表事例】

- ・羽合大橋（鳥取県東伯郡湯梨浜町橋津） : 橋桁の補修
- ・御鷹野橋（広島県安芸郡海田町曾田） : 床版の断面修復
- ・汐入橋（山口県下関市汐入町） : 橋桁の補修

全景



損傷状況



剥離・鉄筋露出

全景



損傷状況



ひび割れ

全景



損傷状況



剥離・鉄筋露出 9

事業推進

1. 事業の必要性及び概要

山陰道 鳥取西道路は、災害時の代替路の確保、鳥取市内の交通混雑緩和を目的とした、鳥取市本高から同市青谷町青谷に至る延長19.3kmの自動車専用道路です。

2. 事業箇所

鳥取県鳥取市本高～鳥取市青谷町青谷



3. 平成26年度 予定事業内容

吉岡温泉IC～青谷IC間の平成29年度の開通に向け、改良工事、橋梁工事、埋蔵文化財調査等を推進します。



※用地取得が速やかに完了し、鳥取県による埋蔵文化財調査が平成27年度迄に完了する場合



写真② 橋梁下部工事(金沢地区) (橋の脚を造っています)

4. 期待される整備効果

●所要時間の短縮

・鳥取西道路を含む山陰道全線整備により、県内都市間の移動時間は短縮され、地域間の連携強化が期待されます。



●災害時等の代替路線の確保

・国道9号では、事故や災害等により通行止めが頻発しています。
・鳥取西道路の整備により、通行止めの影響を回避でき、安心して目的地へ向かうことができます。



部分完成

1. 事業の必要性及び概要

山陰道 浜田・三隅道路は国道9号浜田市内の交通混雑の緩和及び災害時の代替路の確保等を目的とした延長14.5kmの自動車専用道路です。
 また、国立大学法人広島大学大学院と共同で行ってきた研究をもとに、島根県特産の石州瓦の廃材をコンクリートの材料として利用し品質向上、リサイクルの推進に取り組んでいます。

2. 事業箇所

島根県浜田市原井町～浜田市三隅町森溝上



写真① 折居地区を望む



写真③ 折居川橋上部工事の施工状況
(コンクリート製の橋を架けています)



写真② 力石地区改良工事の施工状況
(道路の高さまで山を切り、土を盛っています)



写真④ 廃瓦を用いた構造物
(廃瓦をコンクリートの材料として利用します)

3. 平成26年度 予定事業内容

平成26年度の部分開通及び平成28年度全線開通に向け舗装工事、改良工事等を推進します。

4. 期待される整備効果

□災害時の代替路の確保

国道9号では、交通事故や積雪による全面通行止めが平均で年2回発生しています。

迂回時には浜田市役所と益田市役所間が通常の約1.7倍*の時間がかかります。

浜田・三隅道路の整備により、国道9号の代替路が確保され道路の信頼性向上や東西幹線の強化が期待されます。

*H22道路交通センサの混雑時旅行速度より算出



部分完成

1. 事業の必要性及び概要

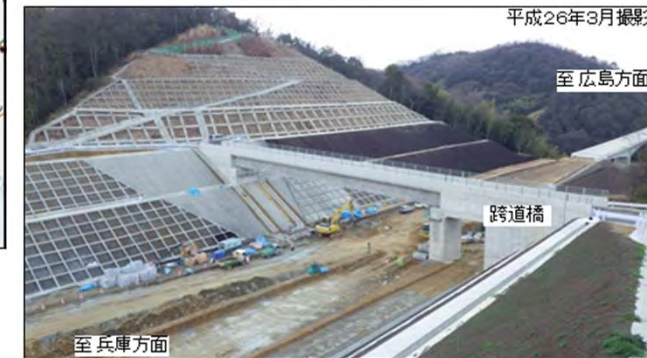
たましまかさおか たましまかさおか かさおか
玉島笠岡道路(延長4.5km)、玉島笠岡道路(Ⅱ期)(延長9.4km)、笠岡バイパス(延長7.5km)の3事業(合計延長21.5km)は、慢性的に発生する交通混雑の緩和、交通安全の確保、地域経済の発展等を目的とした道路です。

2. 事業箇所

くらしき たましまあがさき かさおか もびら
岡山県倉敷市玉島阿賀崎～笠岡市茂平



写真① 唐船地区を望む(唐船交差点付近)



写真② 大谷東地区を望む(水玉JCT付近)

3. 平成26年度 予定事業内容

どうせん こんこう
唐船IC～金光IC間の平成26年度の開通に向けて改良工事、舗装工事、道路交通安全施設等を推進します。

4. 期待される整備効果

当該道路の国道2号では、慢性的な渋滞が発生しており、特に唐船交差点では、約1kmの渋滞が発生しています。また、重大事故や災害による影響で、年平均約5回の通行規制が発生しています。

玉島・笠岡道路をはじめ、玉島笠岡道路(Ⅱ期)、笠岡バイパスの整備により、**現道の渋滞の緩和及び交通安全の確保**が期待されています。



唐船交差点の渋滞状況(東方面を望む)



里庄町新庄の事故発生状況

完成予定

中国横断自動車道尾道松江線(尾道～三次)

おのみちまつえ おのみち みよし

～平成26年度全線開通！松江から高知までが高速道路で結ばれます～

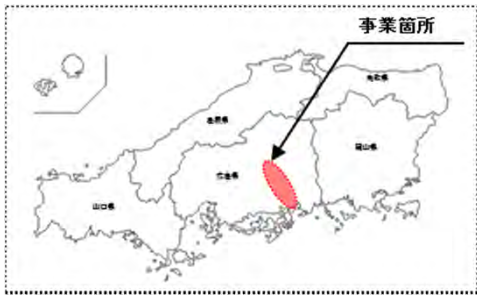
1. 事業の必要性及び概要

尾道松江線は、広島県尾道市から島根県松江市に至る延長約137kmの高速道路です。山陰と山陽を結び、移動時間の短縮や、沿線地域の産業・経済・文化のさらなる発展が期待されます。

平成26年度の世羅IC～吉舎IC間(20.4km)の開通により、全線開通となり、山陰と山陽、四国が高速道路で結ばれます。

2. 事業箇所

広島県尾道市美ノ郷町三成～三次市四拾貫町

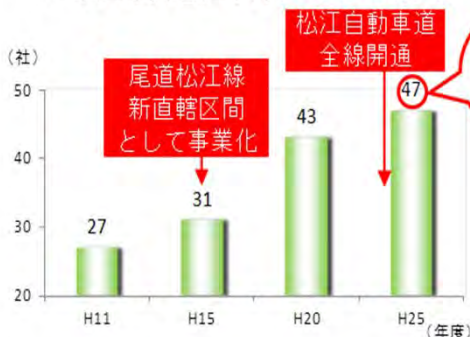


3. 平成26年度 予定事業内容

平成26年度の全線開通に向け、舗装工事、トンネル設備工事等を推進します。

4. 期待される整備効果

▼三次工業団地(三次市)の企業立地状況



沿線地域の企業立地促進に期待

尾道松江線全線開通による、山陰と山陽間の移動時間短縮、広島空港へのアクセス向上を期待して、企業進出が増えています。

三次市は、東西南北に高速道路がつながることなどを期待して、平成21年6月より三次工業団地3期(8ha)分譲開始しました。

完成予定

～平成26年度全線開通！呉市と山陽道が無料の高速道路で結ばれます～

1. 事業の必要性及び概要

東広島・呉道路は、都市間の連携や広域交通拠点との連携強化を図ることを目的とした延長32.8kmの自動車専用道路です。平成26年度の黒瀬IC～馬木IC間(8.8km)の開通により、全線開通となり、呉市と山陽道が結ばれます。

2. 事業箇所

広島県呉市阿賀中央5丁目～東広島市高屋町溝口



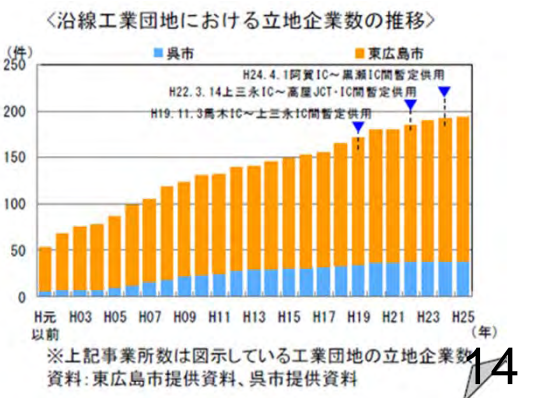
3. 平成26年度 予定事業内容

平成26年度の全線開通に向け、橋梁工事、舗装工事等を推進します。



4. 期待される整備効果

- 東広島・呉道路の整備により、山陽自動車道と産業団地が直結し、物流の効率化が期待されます。
- 呉港、山陽新幹線東広島駅、広島空港などを結び、陸・海・空の交通ネットワークの連携を強めます。
- 国道375号では、全国平均値を超える死傷事故率が発生しており、東広島・呉道路の整備による、交通転換が図られ、死傷事故率の減少が期待されます。



完成予定

～平成26年度全線開通！国道191号の渋滞が緩和します～

1. 事業の必要性及び概要

しものせききた
一般国道191号下関北バイパスは、現道部の交通混雑の緩和及び交通安全の向上を目的とした、下関市筋川町から下関市安岡駅前二丁目に至る延長6.8kmの道路です。

しものせき すじかわちよう しものせき やすおかえきまえ
平成26年度の下関市汐入町～下関市安岡駅前二丁目間(5.8km)の開通により、バイパスが全線開通となります。

2. 事業箇所

しものせき すじかわちよう しものせき やすおかえきまえ
山口県下関市筋川町～下関市安岡駅前二丁目

3. 平成26年度 予定事業内容

平成26年度の4車線化開通に向け用地買収及び改良工事、橋梁工事、舗装工事等を推進します。



写真①交通混雑状況(山の田交差点)

4. 期待される整備効果

効果)『交通渋滞の緩和及び所要時間の短縮』

国道191号における交通渋滞の緩和及び走行速度の向上が図られ、所要時間が約18分短縮されることが期待されます。



注)所要時間計測方法

・整備前はH11センサス混雑時旅行速度、現況はH22センサス混雑時旅行速度より算出
・整備後はH22センサス混雑時旅行速度、下関北バイパスを60km/hとして算出



写真②綾羅木地区(綾羅木高架橋)

事業推進

1. 事業の必要性及び概要

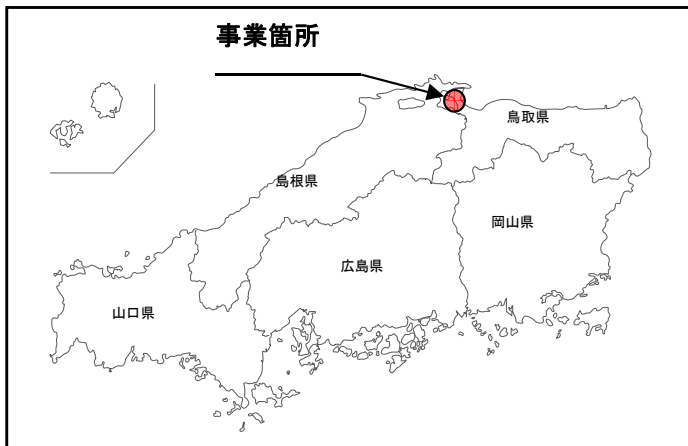
山陰地方の中央に位置する境港は、背後圏に製紙、木材加工、鉄鋼等、多くの企業が立地し、原材料の輸入や製品の輸出等を通じ、地域の経済活動を支えています。また、平成21年には韓国、ロシアとを結ぶ環日本海国際定期貨客船が就航するなど、日本海沿岸地域を代表する国際物流拠点として更なる役割を担うことが期待されています。

しかし、貨物量の増加や船舶の大型化に伴い、大型岸壁やふ頭用地の不足等の問題が顕在化してきており、非効率な輸送の解消が喫緊の課題となっています。

このため、外港中野地区に、3万トン級の大型船に対応した国際物流ターミナルを整備するとともに、既存ふ頭の再編を行うことで、境港全体の機能強化を図ります。

2. 事業箇所

鳥取県境港市



3. 平成26年度 予定事業内容

岸壁(水深12m)のケーソン据付工事、裏込工事等を推進します。

4. 期待される整備効果

本事業により、将来増加する多様な貨物の取扱を円滑に行うことが可能となるとともに、利用企業の物流コストの削減が図られること等を通じ、地域産業の国際競争力強化、雇用の確保等に寄与します。

事業推進

1. 事業の必要性及び概要

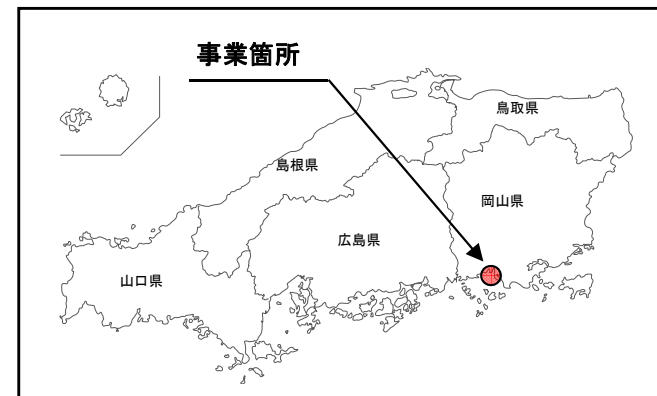
水島港は、我が国の基幹産業が集積する水島臨海工業地帯を擁し、中・四国第1位の取扱貨物量を誇る港です。平成23年5月には、国際バルク戦略港湾(穀物、鉄鉱石)に選定される等、更なる発展が期待されています。

しかし、生産拠点である水島地区と物流拠点である玉島地区間の港湾貨物輸送の円滑化や、玉島地区における国際コンテナ貨物の増加、船舶大型化、大規模地震への対応といった港湾機能の強化を図ることが喫緊の課題となっています。

このため、両地区を結ぶ臨港道路と、国際物流ターミナルの整備を推進します。

2. 事業箇所

岡山県倉敷市



3. 平成26年度 予定事業内容

臨港道路の橋梁上部工事等を推進します。

4. 期待される整備効果

本事業により、物流コストの削減、国際競争力の強化を図り、日本経済の発展、雇用の確保等に寄与します。また、大規模災害に対する地域の災害対応力の強化を通じ、国土強靱化に寄与します。

事業推進

1. 事業の必要性及び概要

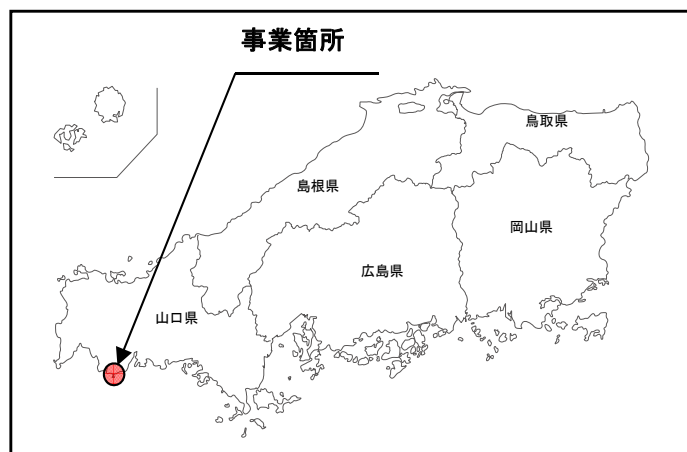
宇部港は、背後に集積する基礎素材型産業を支える工業港として重要な役割を担っており、平成23年5月には、国際バルク戦略港湾(石炭)に徳山下松港とともに選定される等、更なる発展が期待されています。

しかし、航路が水深11mでの暫定供用となっているため、大型貨物船が満載で入港できず、効率的な輸送への対応が課題となっています。

このため、大型貨物船による効率的な輸送に対応するため、水深13mの航路整備を推進します。

2. 事業箇所

山口県宇部市



3. 平成26年度 予定事業内容

航路(水深13m)の浚渫工事等を推進します。

4. 期待される整備効果

本事業により、大型貨物船の満載による効率的な輸送が可能となり、物流コストが削減され、基礎素材型産業の国際競争力強化を通じ、日本経済の発展、雇用の確保等に寄与します。

工事の入札・契約

【競争参加資格】入札落札方式と工事種別毎の等級区分

(予定価格)

		負担行為 担当官	01一般土木	02アスファルト	03鋼橋上部	04造 園	07電気設備	その他 ※ランク無し
<p>H25中国運用</p> <p>H26中国運用</p> <p>一般競争入札(政府調達協定対象)</p> <p>施工実績等の条件を付して公告し、条件を満足している企業は全て入札に参加</p>	<p>6.0億円</p>	<p>本官 (局長)</p>	<p>05建 築</p> <p>Aランク</p>				<p>08暖冷房 衛生設備</p>	<p>06木造建築</p>
	<p>5.8億円</p>	<p>3.9億円</p> <p>H25補正の 特例(分任官)</p>	<p>Bランク</p>	<p>Aランク</p>	<p>Aランク</p>	<p>Aランク</p>	<p>Aランク</p>	<p>09Co舗装</p>
	<p>一般競争入札</p> <p>政府調達協定対象に対し、等級区分、地域要件、工事成績、その他地整局長が必要と認める事項を新たに追加した条件を付して公告し、条件を満足している企業は全て入札に参加</p>	<p>3億円</p>	<p>分任官 (事務所長) ただし官庁營 繕に係るもの は2.0億円未満</p>	<p>3億円</p>				<p>10PC</p>
<p>0.6億円</p> <p>・原則、全て一般競争入札</p>	<p>0.6億円</p> <p>・原則、全て一般競争入札</p>		<p>Cランク</p>	<p>1.2億円</p>			<p>11法面処理</p>	<p>12塗装</p>
				<p>Bランク</p>	<p>0.5億円</p>	<p>0.5億円</p>	<p>2億円</p>	<p>13維持修繕</p>
					<p>Bランク</p>	<p>0.25億円</p>	<p>0.5億円</p>	<p>14しゅんせつ</p>
						<p>Bランク</p>	<p>Cランク</p>	<p>15グラウト</p>
								<p>16杭打ち</p>
								<p>17さく井</p>
								<p>18プレハブ建築</p>
								<p>19機械設備</p>
								<p>20通信設備</p>
								<p>21受変電設備</p>

(港湾空港関係を除く工事)

平成25年度の入札・契約状況

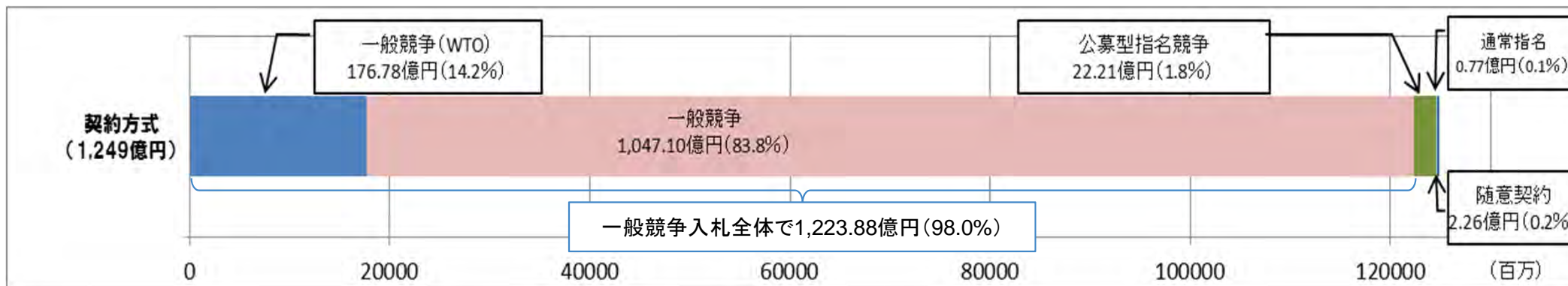
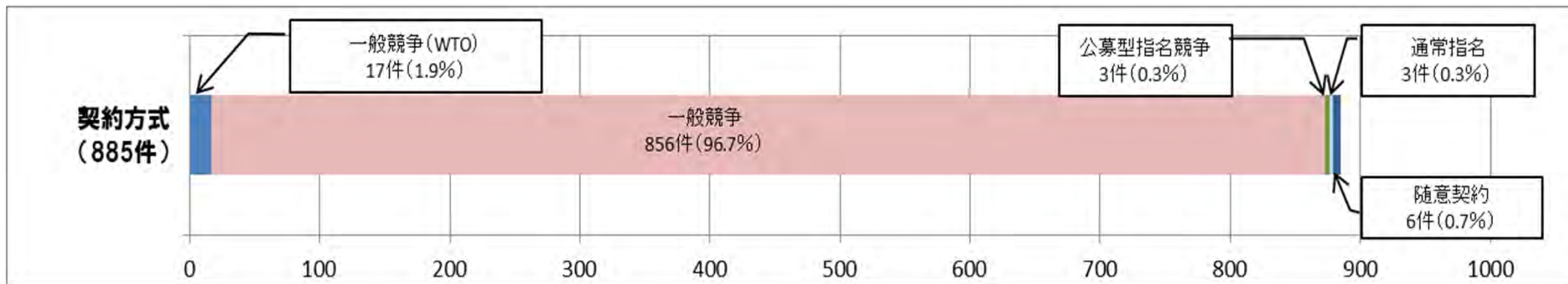
1. 平成25年度の入札・契約の状況

◇平成25年度は、引き続き「品確法」及び「入札談合の再発防止対策」に基づき、一般競争入札及び総合評価方式に取り組んできたところである。

○一般競争入札(H26年2月末時点)

- ・全発注工事件数に対する割合は885件中873件
- ・全発注金額に対する割合はほぼ100%(1,223/1,249億円)

■平成25年度(H26年2月末時点) 契約方式別契約状況



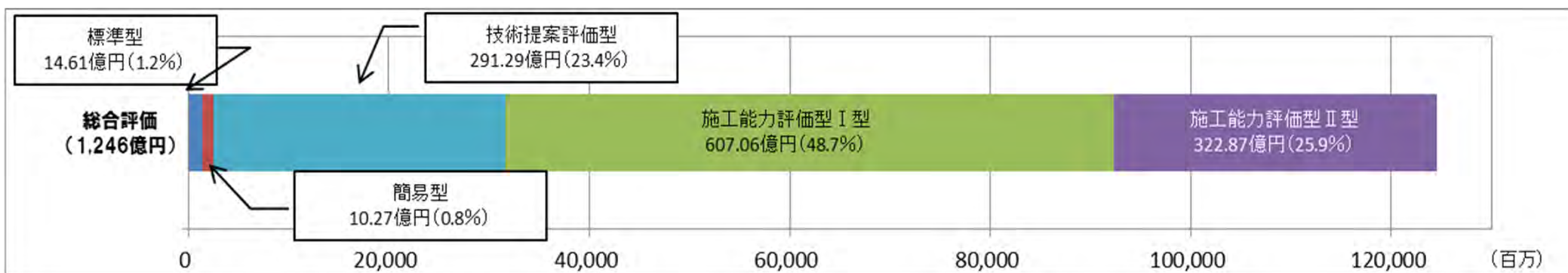
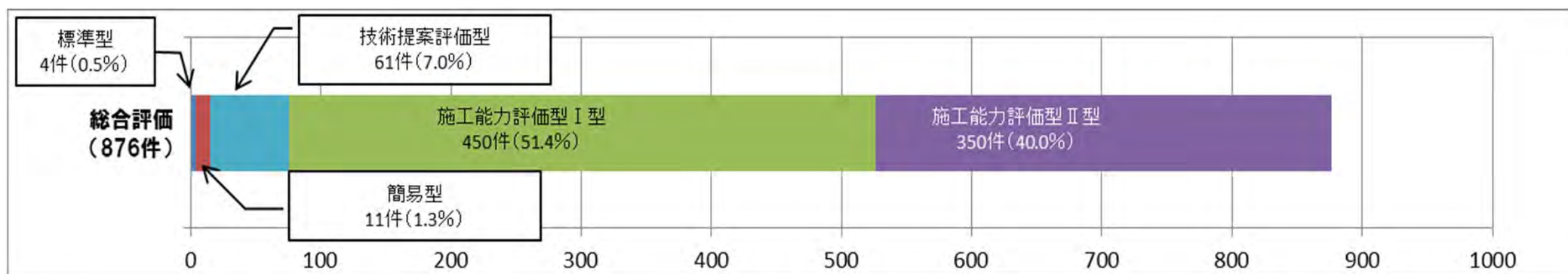
※対象は、港湾空港関係を含む平成25年4月～平成26年2月末までに契約した工事。

平成25年度の入札・契約状況

○総合評価方式(H26年2月末時点)

- ・全発注工事件数に対する割合は885件中876件
- ・全発注金額に対する割合はほぼ100%(1,246/1,249億円)

■平成25年度(H26年2月末時点) 総合評価方式別契約状況



※対象は、港湾空港関係を含む平成25年4月～平成26年2月末までに契約した工事。

入札・契約状況の推移

2. 落札率及び応札率の現状 (H26年2月末までに契約した工事)

- ◇平成26年2月末までに一般競争入札で発注した873工事の平均落札率は**91.0%**、平均応札率は**93.0%**となっている。
- ◇平成24年度に比べて、平均落札率は**1.5%**(H24:89.5%→H25:91.0%)、平均応札率では**1.1%**(H24:91.9%→H25:93.0%) **高**くなっている
- ◇工事の平均応札者数は平成23年度から減少傾向にある。

	平成23年度											
	全体	一般土木工事		AS舗装	鋼橋上部	造園	建築	PC	維持修繕	港湾土木	空港土木	港湾しゅんせつ
		3億円以上	3億円未満									
平均落札率 %	89.7%	87.4%	89.2%	88.3%	87.5%	87.4%	94.7%	87.0%	90.7%	87.6%	87.5%	87.2%
落札者数 社	(971社)	(17社)	(303社)	(59社)	(13社)	(17社)	(25社)	(29社)	(269社)	(35社)	(11社)	(7社)
平均応札率 %	92.1%	88.3%	92.7%	90.7%	89.8%	92.1%	101.6%	89.2%	93.4%	90.1%	87.1%	86.9%
応札者数 社	(4,914社)	(268社)	(1,841社)	(455社)	(114社)	(42社)	(80社)	(270社)	(931社)	(178社)	(38社)	(47社)
平均応札者 社	(5.06社)	(15.76社)	(6.08社)	(7.71社)	(8.77社)	(2.47社)	(3.20社)	(9.31社)	(3.46社)	(5.09社)	(3.45社)	(6.71社)

	平成24年度											
	全体	一般土木工事		AS舗装	鋼橋上部	造園	建築	PC	維持修繕	港湾土木	空港土木	港湾しゅんせつ
		3億円以上	3億円未満									
平均落札率 %	89.5%	87.0%	88.2%	88.5%	87.9%	88.4%	94.7%	86.7%	91.2%	87.5%	87.9%	86.7%
落札者数 社	(935社)	(7社)	(340社)	(48社)	(15社)	(14社)	(18社)	(26社)	(254社)	(35社)	(13社)	(5社)
平均応札率 %	92.0%	87.6%	90.7%	90.0%	89.4%	90.8%	100.9%	89.7%	94.1%	90.9%	91.3%	87.7%
応札者数 社	(4,193社)	(85社)	(1,881社)	(325社)	(123社)	(39社)	(59社)	(192社)	(693社)	(162社)	(69社)	(31社)
平均応札者 社	(4.48社)	(12.14社)	(5.53社)	(6.77社)	(8.20社)	(2.79社)	(3.28社)	(7.38社)	(2.73社)	(4.63社)	(5.31社)	(6.20社)
入札参加者(無効・辞退を含む) 社	(6.49社)	(17.57社)	(7.99社)	(10.48社)	(11.07社)	(3.71社)	(4.67社)	(10.62社)	(4.12社)	(5.80社)	(6.77社)	(7.20社)

	平成25年度(平成26年2月末時点)											
	全体	一般土木工事		AS舗装	鋼橋上部	造園	建築	PC	維持修繕	港湾土木	空港土木	港湾しゅんせつ
		3億円以上	3億円未満									
平均落札率 %	↑ 91.0%	↑ 88.2%	↑ 89.8%	↑ 89.2%	↑ 89.4%	↑ 89.8%	↓ 91.6%	↑ 89.5%	↑ 92.4%	↑ 90.8%	↑ 92.3%	↑ 87.9%
落札者数 社	(884社)	(13社)	(219社)	(77社)	(14社)	(17社)	(25社)	(20社)	(267社)	(23社)	(15社)	(11社)
平均応札率 %	↑ 93.0%	↑ 89.3%	↑ 92.2%	↓ 89.8%	↑ 90.2%	↓ 90.5%	↓ 99.8%	↑ 91.9%	↓ 93.9%	↑ 92.6%	↑ 94.8%	↑ 88.4%
応札者数 社	(3,188社)	(147社)	(958社)	(420社)	(72社)	(47社)	(79社)	(118社)	(673社)	(66社)	(70社)	(63社)
平均応札者 社	↓ (3.61社)	↓ (11.31社)	↓ (4.37社)	↓ (5.45社)	↓ (5.14社)	↓ (2.76社)	↓ (3.16社)	↓ (5.90社)	↓ (2.52社)	↓ (2.87社)	↓ (4.67社)	↓ (5.73社)
入札参加者(無効・辞退を含む) 社	↓ (5.61社)	↓ (16.69社)	↓ (6.60社)	↓ (9.84社)	↓ (8.36社)	↑ (3.76社)	↑ (6.72社)	↓ (7.95社)	↓ (3.87社)	↓ (3.83社)	↑ (6.53社)	↑ (7.55社)

※1: 応札者数 : 無効(低入札調査基準価格を下回った者を含む)・辞退を除く

※矢印は、対24年度比較

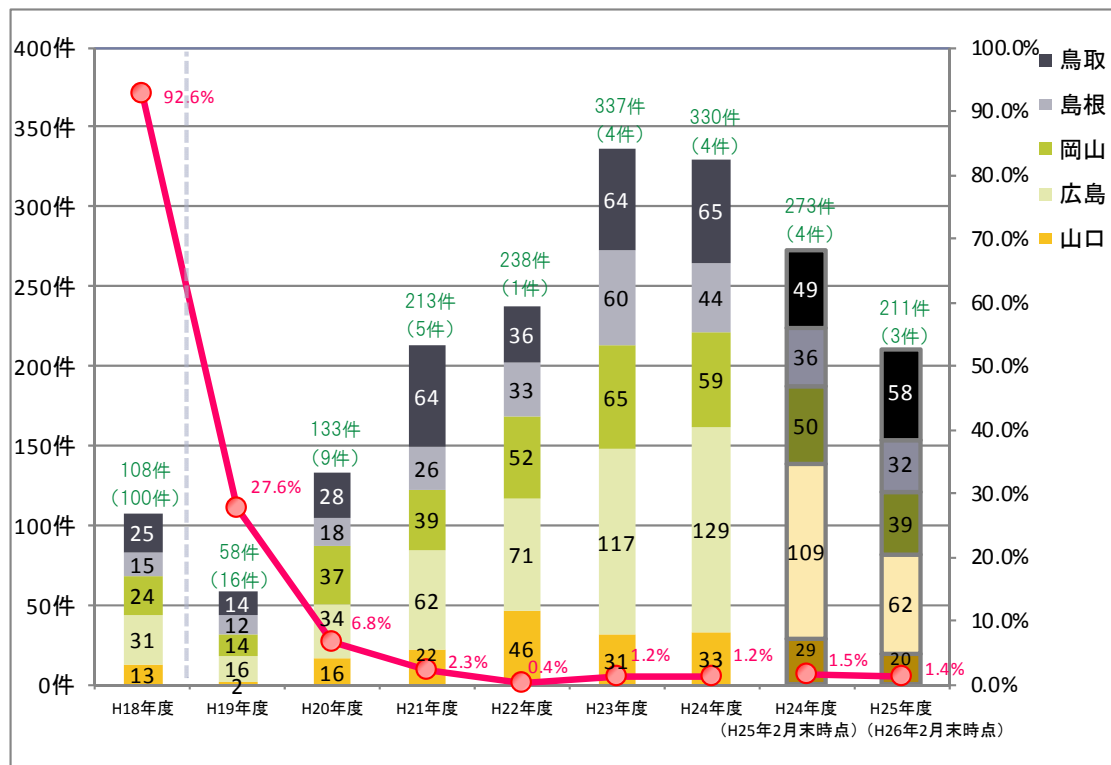
入札・契約状況の推移

3. 低価格入札の発生状況

- ◇平成18年度に低入札工事の契約件数が最も頻発したが、施工体制確認型総合評価方式及び特別重点調査の適用拡大により、平成19年度の発生件数は概ね半減した。しかし、近年の公共事業予算減少に伴う競争激化から、H20年度から平成23年度にかけて再び増加傾向を示している。
- ◇平成26年2月末の発生件数(211件)は、平成25年2月末よりも減少した。また、低価格入札での契約については、平成22年度の1件以後やや増加し、4件となっているが、平成26年2月末時点では3件となっている。

中国地方整備局における年度別低入札発生件数(県別発生件数)

単位:件



発生年度	H22年度	H23年度	H24年度	H24年度 H25年2月末時点	H25年度 H26年2月末時点
鳥取	36 / 152 (23.7%)	64 / 158 (40.5%)	65 / 166 (39.2%)	49 / 127 (38.6%)	58 / 167 (34.7%)
島根	33 / 271 (12.2%)	60 / 267 (22.5%)	44 / 215 (20.5%)	36 / 166 (21.7%)	32 / 178 (18.0%)
岡山	52 / 109 (47.7%)	65 / 116 (56.0%)	59 / 133 (44.4%)	50 / 114 (43.9%)	39 / 116 (33.6%)
広島	71 / 343 (20.7%)	117 / 312 (37.5%)	129 / 304 (42.4%)	109 / 267 (40.8%)	62 / 282 (22.0%)
山口	46 / 117 (39.3%)	31 / 89 (34.8%)	33 / 94 (35.1%)	29 / 87 (33.3%)	20 / 84 (23.8%)
発生件数	238 / 992 (24.0%)	337 / 942 (35.8%)	330 / 912 (36.2%)	273 / 761 (35.9%)	211 / 827 (25.5%)
低入札 契約件数	1 / 238 (0.4%)	4 / 337 (1.2%)	4 / 330 (1.2%)	4 / 273 (1.5%)	3 / 211 (1.4%)

※発生件数は開札日ベースで集計。

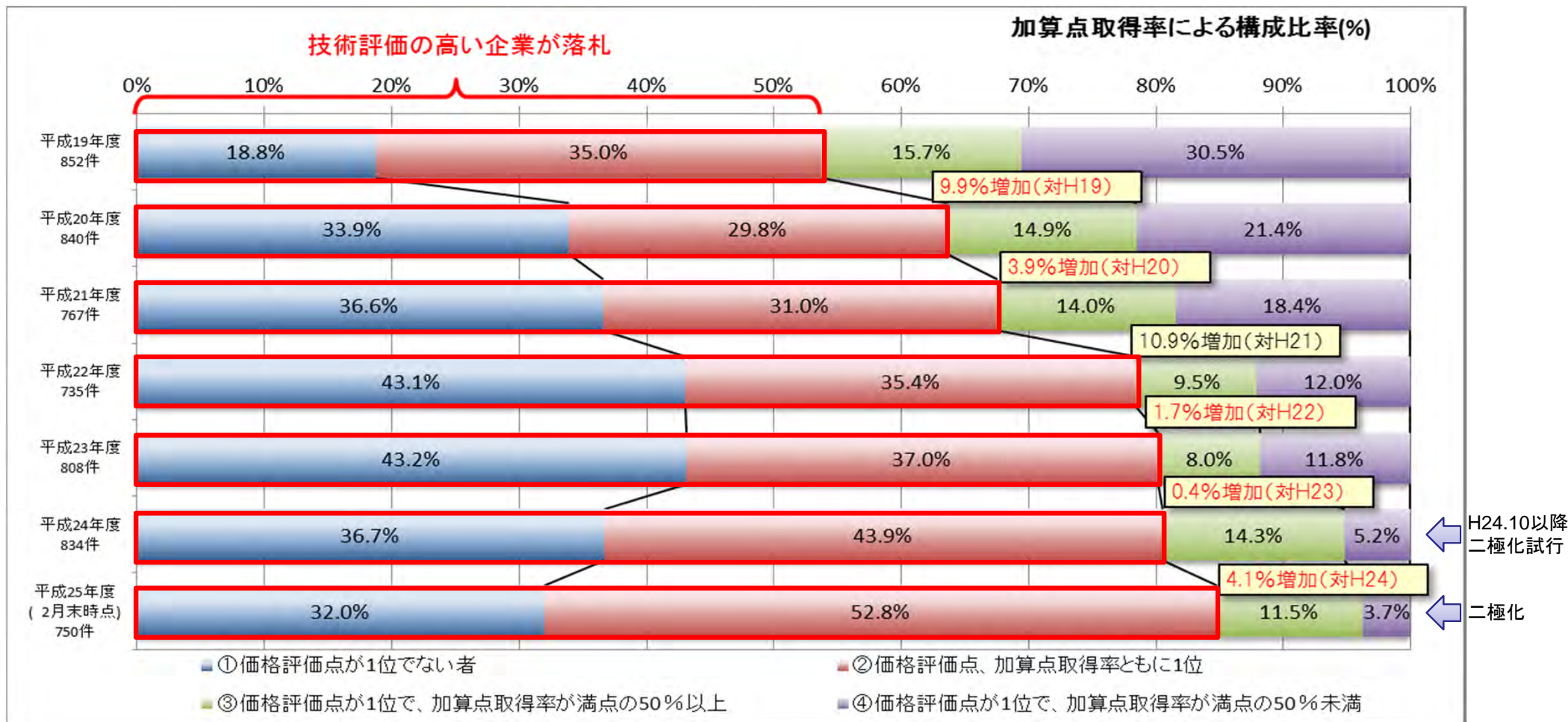
※()は当年度低入札契約件数を示す。発生率は、予定価格1千万円以下及び随意契約を除く契約件数ベース。

総合評価方式の結果分析

◆総合評価方式の結果分析 (H19～H25年度：H26年2月末まで)

1) 落札者の状況

- ◇技術評価の高い企業が落札した割合(分類①～②の累計)は、平成20年度から平成24年度までは年々増加しており、平成25年度は平成24年度に比べて**4.1%増加**した。
- ◇一方、価格評価点が1位でない者(分類①)の割合は平成23年度をピークに減少しており、価格評価点、加算点ともに1位(分類②)の割合が増加傾向にある。



※1者応札を除いている

平成26年度の主な改定内容

□政府調達協定対象基準額の見直し

- 1, 政府調達協定(WTO)の対象基準額が6億円に変更

□総合評価落札方式の見直し

1, 制度関係

1) 技術資料と入札書の同時提出

不正が発生しにくい入札契約制度として、企業から提出される「技術資料・施工計画」、「入札書」及び「工事費内訳書」を同時に提出する。

2) 若手技術者育成型

若手技術者の育成、技術力向上並びに品質の確保を目的として若手技術者(40歳以下)を主任(監理)技術者に配置する場合は、専任補助者を配置することができることとする。

この場合、「技術者の能力等」の評価対象は専任補助者とする。

2, 評価項目

1) 企業の能力等

(1) 地域精通度・貢献度における評価項目の見直し

2) 技術者の能力等

(1) 継続教育(CPD)の取組状況における評価基準の見直し

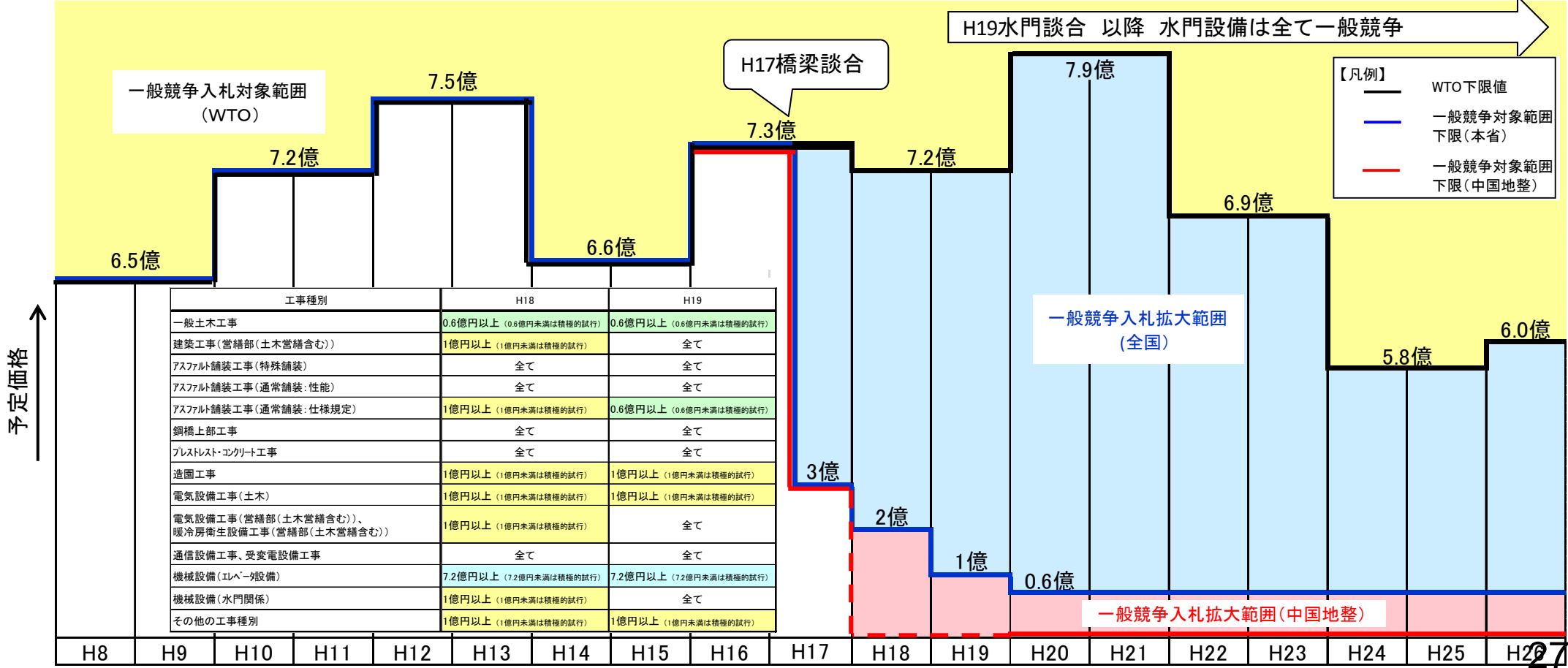
3, 技術提案の配点

1) 技術提案の配点見直し

一般競争入札の拡大・拡充【見直し】

政府調達協定(WTO)の対象基準額が平成26年度からは6億円に変更

	~H16	H17下半期~	H18	H19	H20
全国	WTO対象のみ	予定価格 3億円以上	予定価格 2億円以上	予定価格1億円以上 (水門設備工事については 原則すべて一般競争入札へ移行)	予定価格 0.6億円以上
中国地整	WTO対象のみ	予定価格 3億円以上	<ul style="list-style-type: none"> 下記を除く工事種別は原則実施 一般土木 0.6億円以上 建築等 1億円以上 機械設備(エレベータ) WTO案件 	<ul style="list-style-type: none"> 下記を除く工事種別は原則実施 一般土木等 0.6億円以上 電気設備(土木)等 1億円以上 機械設備(エレベータ) WTO案件 	原則実施



総合評価項目・方法の見直し

平成26年度は下記項目について、内容の見直しを行う【新規:1項目、見直し:5項目】

No	大項目	評価項目	背景	見直し概要	
1	多様な発注方式	若手技術者育成型	選択	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価落札方式では、配置予定技術者の工事实績等を重視した評価となっているため、若手技術者の主任(監理)技術者への登用がされにくい状況。 ・発注者として、将来的な工事品質の低下への懸念から若手技術者の配置を促す取り組みが必要。 	新規 品質を確保しつつ若手技術者が工事实績を積み重ねる機会を確保することを目的に、若手技術者を主任(監理)技術者に配置する場合、経験豊富な専任補助者を配置できる工事を試行。 総合評価では、若手技術者の代わりに専任補助者を評価対象とする。
2	企業の能力等	技能者の従事計画(登録基幹技能者、建設マスターの配置評価)	必須	<ul style="list-style-type: none"> ・専門工事業者、技能者の適正な評価のため。 ・登録基幹技能者が配置された工事は、配置されない工事に比べ工事成績評定点が高く、配置効果が確認されているため、工事の品質確保の観点より有効。 	評価内容改定 「現場従事技能者評価型(試行工事)」において評価していた登録基幹技能者及び建設マスターの配置を原則必須評価項目とする。 ただし、工事内容により設定できない場合は除く。 (各工事の主たる工種での配置を評価)
3	企業の能力等(地域精通度・地域貢献度)	地域精通度・地域貢献度の評価項目設定	必須	「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成25年3月)との整合	評価項目改定 社会資本整備・管理に関する入札契約における評価項目としての妥当性を考慮し見直しを行う。
4	企業の能力等(地域精通度・地域貢献度)	災害対応協定等に基づく活動実績の評価	選択	「中国地方における地域建設業の事業継続計画(BCP)認定制度」において平成26年2月現在で139社が認定されているが、災害活動実績との併用項目となっているので評価されていない。	評価内容改定 ・事業継続計画(BCP)認定業者の評価は別項目とする。 ・災害対応協定等に基づく災害活動の実績の評価内容の見直し。
5	技術者の能力等	継続教育(CPD)の取組状況	必須	<ul style="list-style-type: none"> ・「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成25年3月)との整合。 ・従来より、中国地整では、申請者の継続教育(CPD)取得単位数の状況を鑑み、各団体の推奨単位より低い取得単位数(2割程度)を評価基準としていた。 ・総合評価項目の「継続教育(CPD)」の加算点取得率は、全応募者において高い状況にある。 	評価基準改定 継続教育(CPD)の評価基準の見直しを行う。
6	技術提案	技術提案評価型S型(WTO対象)の技術提案の配点	必須	「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成25年3月)との整合	配点変更 技術提案の配点を40点→60点に統一する。

【多様な発注方式】若手技術者育成型【新規】

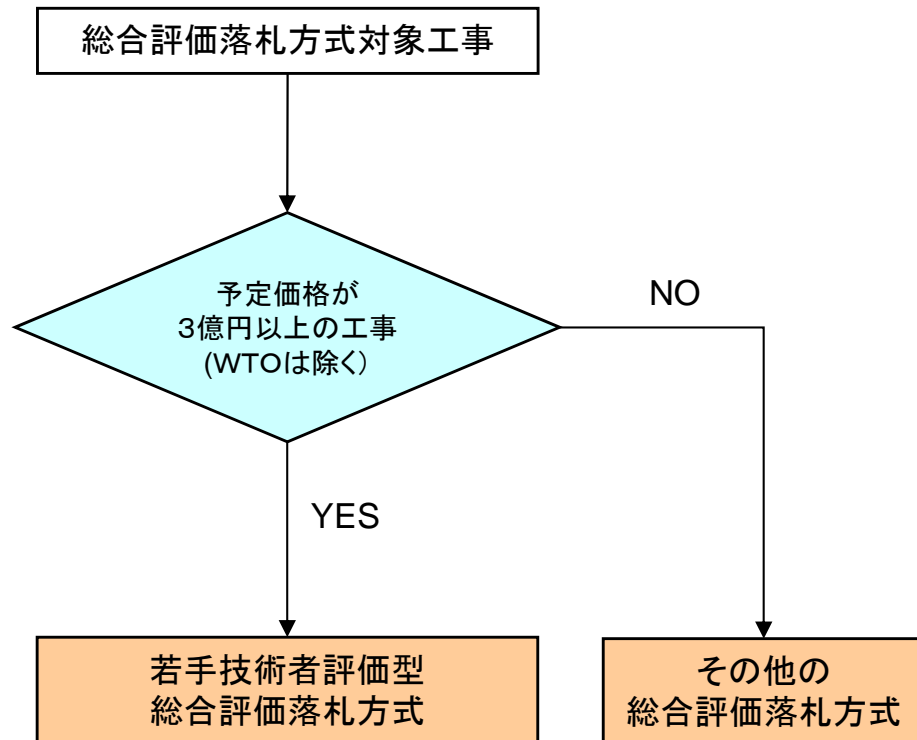
配置予定技術者の評価は、工事実績等が対象となっているため、若手技術者が主任（監理）技術者に登用されにくい状況にある。

このため、品質を確保しつつ若手技術者が工事実績を積む機会を確保することを目的に、若手技術者を主任（監理）技術者に配置する場合、経験豊富な専任補助者を配置することができる工事を試行する。

1. 対象工事

予定価格が3億円以上の全ての工事（WTOは除く。）
 なお、建設業界を取り巻く諸情勢を踏まえ選定。

《選定フロー》



2. 評価対象の考え方

- 専任補助者を配置する場合、専任補助者を「技術者の能力等」の評価対象とする。

3. 技術者配置の条件

【若手技術者】

- 審査基準日の時点で満40歳以下のものとする。
- 主任（監理）技術者となりうる資格並びに競争参加に必要な経験を有していること。

【専任補助者】

- 主任（監理）技術者となりうる資格並びに競争参加に必要な経験を有していること。
- 現場代理人との兼務も可能とする。
- 主任（監理）技術者を専任で配置すべき期間と同じ期間配置すること。

【企業評価】技能者の従事計画【見直し】

◆背景

下請負企業を含めた主任(監理)技術者以外の現場従事技能者の配置状況を評価することで、施工現場の生産性向上や工事目的物の品質の確保向上を目的に評価を開始。

◆技能者評価の経緯

H22. ～ : 一般土木工事(C等級)を対象に現場従事技術者評価型試行対象工事において建設マスター(土工、とび工、コンリート工、鉄筋、大工、配管工、機械建設運転工)、登録基幹技能者(とび・土工、機械土工、鉄筋、型枠、配管)を評価

H25. 4～ : 全ての工事種別を対象に現場従事技能者評価型試行対象工事において建設マスター(全52職種)、登録基幹技能者(全30種)を評価

H26. 4～ : 全工事を対象に「企業的能力等」の中で「技能者の従事計画」として評価を行う。
 ※原則全ての工事で評価対象とするが、工事内容により設定できない場合は除く

対応

■評価方法

企業的能力等で評価し原則必須項目とする。

■評価対象

①登録基幹技能者 全ての登録基幹技能者講習修了者を対象とする。(平成26年2月現在 32職種 40,930人)

②建設マスター 全ての建設マスター顕彰者を対象とする。(平成26年2月現在 53職種 8,006人)

※対象工事の主要工種を勘案し、求める対象技能者を選定するものとする。

評価の対象とする技能者は、当該工事の競争参加者が雇用している者又は下請予定者とする。ただし、配置予定技術者(主任技術者又は監理技術者)は評価の対象とはしない。

■評価点

下記建設技能等を有する場合に評価。

- | | | |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・登録基幹技能者 ・建設マスター | } | 1人(0.5点)最大2名(1.0点)まで評価
(1人の者が複数登録していても評価は1人分) |
|---|---|--|

地域精通度・地域貢献度【見直し】

○社会資本整備・管理に関する入札契約における評価項目としての妥当性を考慮し見直しを行う。

地域精通度・地域貢献度設定項目一覧

赤字は、H26より新規設定 青字は、H26より原則設定しない

優先度	評価項目	着目点	評価基準	備考
●	災害対応協定等に基づく活動実績の有無	災害対応協定等に基づく支援活動の実績および災害対応協定締結の有無を評価	活動実績あり 協定の締結あり 無し	本省ガイドライン
●	事業継続計画(BCP)の認定の有無	中国地方整備局長が認定した地域建設業の事業継続計画(BCP)の有無を評価	あり なし	中国地整独自設定
●	若手技術者・新卒者の雇用の有無	若手技術者(満年齢29歳以下の技術者)の雇用および地域内の学校の新卒者(若手技術者以外)の雇用の有無を評価	若手技術者の雇用あり 新卒者(上記以外)の雇用あり なし	中国地整独自設定
○	地域内における本支店、営業所の有無	地域内における本支店、営業所の有無について評価	地域内に本店あり 地域内に支店又は営業所あり 地域内に拠点なし	本省ガイドライン
○	企業の近隣地域での施工実績の有無	地域内における元請けとして完成・引き渡し完了した工事の施工実績の有無を評価	近隣地域での施工実績あり なし	本省ガイドライン
○	配置予定技術者の近隣地域での施工実績の有無	配置予定技術者の地域内における主任(監理)技術者等として完成・引き渡し完了した工事の施工実績の有無を評価	近隣地域での施工実績あり なし	本省ガイドライン
○	ボランティアサポートプログラム等の活動実績の有無	地域内におけるボランティアサポートプログラム(直轄)又は同様の趣旨の活動等(地方公共団体等)への参加実績の有無を評価	活動実績あり なし	本省ガイドライン
○	道路除雪作業の実績の有無	地域内における国土交通省、県又は市町村から委託された道路除雪作業の実績の有無を評価	道路除雪作業実績あり なし	中国地整独自設定
○	河川・道路維持工事の実績の有無	地域内における国土交通省の河川・道路維持工事の実績の有無を評価	河川・道路維持工事の実績あり なし	中国地整独自設定
○	地域固有の資源等を活用した土木技術開発	地域固有の資源等を活用した土木技術開発の実績の有無を評価	実績あり なし	中国地整独自設定
○	中小企業の擁護・育成への取り組み	中小企業の擁護・育成への取り組み実績の有無を評価	実績あり なし	中国地整独自設定
△	身体障害者及び知的障害者の雇用	地域内における本支店、営業所での身体障害者及び知的障害者(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第1章第2条に定める障害者をいう。)の雇用の有無を評価	雇用あり なし	中国地整独自設定
△	社会保険制度への加入	厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険等の社会保険制度への加入状況の有無を評価	加入あり なし	中国地整独自設定

●: 原則設定する項目
○: 工事の特性等を考慮し設定する項目
△: 原則設定しない。

【背景】

- ◇「中国地方における地域建設業の事業継続計画（BCP）認定制度」において平成26年2月現在で139社が認定されている。
- ◇事業継続計画（BCP）認定の更なる拡大のため、事業継続計画（BCP）認定は災害活動の実績評価とは別項目評価とする。

【現行の評価】

評価項目	配点
過去10年間に災害対応協定等に基づく支援活動等の実績有り	1.0点
<u>BCP計画認定</u> 又は、災害対応協定締結有り	0.5点
無し	0.0点

【災害活動の実績評価】

評価項目	配点
過去10年間に災害対応協定等に基づく支援活動の実績有り	1.0点
過去2年間の災害対応協定締結有り	0.5点
無し	0.0点

【事業継続計画（BCP）の認定評価】

評価項目	配点
事業継続計画（BCP）の認定有り	1.0点
無し	0.0点

【技術者評価】継続教育 (CPD) の評価【見直し】

○平成18年度より、学習意欲のある配置予定技術者を評価することにより工事品質の向上を図るため、建設系CPD協議会に加盟する団体のうち、推奨取得単位数を設定している団体の学習実績について評価対象としている。評価基準は、各団体が推奨する単位数及び年平均取得単位数を参考として、各団体の推奨する単位の2割程度を評価対象としている。

○近年のCPD単位の取得状況及び本省ガイドライン(各団体推奨単位を評価)との整合を図るため、評価基準を見直す。



○H26年度より、推奨単位以上の取得には加算点の満点を与え、推奨単位の5割以上推奨単位未満の取得には半分の加算点与えるように評価基準を見直す。

評価対象となる建設系CPDプログラム(土木)

No	継続教育学習制度	運営者	～H25年度	
			評価基準以上の取得	評価基準未満の取得
			加算点:1.0点	
1	設備技術者継続能力開発システム(SHASE-CPD)	(公社)空気調和・衛生工学会	10ポイント/年 50ポイント/5年	加算点 0点
2	建設コンサルタンツ協会CPD制度	(一社)建設コンサルタンツ協会	10単位/年	
3	地盤工学会継続教育制度(G-CPD)	(公社)地盤工学会	10ポイント/年	
4	継続学習制度(CPDS)	(一社)全国土木施工管理技士会連合会	30ユニット/5年	
5	地質・土質関連CPD制度	土質・地質技術者生涯学習協議会 (社)全国地質調査業協会連合会	—	
6	土木学会継続教育(CPD)制度	(公社)土木学会	10単位/年 50単位/5年	
7	JEAS-CPD制度	(一社)日本環境アセスメント協会	10単位/年 50単位/5年	
8	技術士CPD(継続研鑽)制度	(公社)日本技術士会	10CPD時間/年 30CPD時間/3年	
9	日本建築学会「能力開発支援制度」(AIJ-CPD)	(社)日本建築学会	—	
10	建築士会継続能力開発(CPD)制度	(公社)日本建築士会連合会	10単位/年	
11	継続教育(CPD)	(公社)日本コンクリート工学協会	—	
12	造園CPD(継続教育)制度	(公社)日本造園学会	10単位/年	
13	都市計画CPD制度	(公社)日本都市計画学会	10単位/年	
14	農業土木技術者継続教育(CPD)制度	(公社)農業農村工学会	10単位/年	
15	森林分野CPD	(一社)森林・自然環境技術者教育会	未設定	
16	水コン協CPD制度	(一社)全国上下水道コンサルタント協会	未設定	
17	設計CPD(継続学習制度)	(一社)全国測量設計業協会連合会	未設定	



推奨単位	H26年度評価基準		
	推奨単位以上の取得	推奨単位の5割以上推奨単位未満の取得	推奨単位の5割未満の取得
	加算点:1.0点	加算点:0.5点	
50ポイント/年	250ポイント/5年	125ポイント/5年	加算点 0点
50単位/年	250単位/5年	125単位/5年	
50ポイント/年	250ポイント/5年	125ポイント/5年	
20ユニット/年 100ユニット/5年	100ユニット/5年	50ユニット/5年	
250CPD単位/5年	250CPD単位/5年	125CPD単位/5年	
50単位/年	250単位/5年	125単位/5年	
50単位/年	250単位/5年	125単位/5年	
50CPD時間/年 150CPD時間/3年	250CPD時間/5年	125CPD時間/5年	
H23.3.31廃止	—	—	
12単位/年 60単位/5年	60単位/5年	30単位/5年	
—	—	—	
50単位/年	250単位/5年	125単位/5年	
50単位/年	250単位/5年	125単位/5年	
50単位/年	250単位/5年	125単位/5年	
20時間/年 100時間/5年	100時間/5年	50時間/5年	
50単位/年	250単位/5年	125単位/5年	
20ポイント/年 100ポイント/5年	100ポイント/5年	50ポイント/5年	

※推奨単位を単年しか設定していない団体の評価基準は、単年の推奨単位を5倍している。

【技術提案】技術評価点(加算点)の配点方針【見直し】

- ・技術評価点の加算点の評価項目は、①技術提案、②企業の能力等、③技術者の能力等とし、加算点合計及びその内訳は、「配点割合」の通りとする。このうち、②企業の能力等と③技術者の能力等の配点割合は同じとする。
- ・**施工能力評価型 I 型は、すべての工事において、「可」、「不可」のみを審査する。**

<配点割合>

◇施工能力評価型（加算点の合計は40点）

【施工能力評価型(Ⅱ型)】

総合評価対象 40	
企業の能力等 20	技術者の能力等 20

【施工能力評価型(Ⅰ型)】

競争参加資格対象	総合評価対象 40	
施工計画 [※] -	企業の能力等 20	技術者の能力等 20
段階選抜対象 40		

※ 施工計画:原則、「可」、「不可」のみを審査し、点数化しない。

◇技術提案評価型（加算点の合計は60点）

【技術提案評価型(S型)非WTO】

総合評価対象60		
技術提案 30/40	企業の能力等 15/10	技術者の能力等 15/10
段階選抜対象 30/20		

【技術提案評価型(S型)WTO】

総合評価対象 40 60	段階選抜対象 [※] 30	
技術提案 40 60	企業の能力等 15	技術者の能力等 15

※ 段階選抜方式の場合は、「企業の能力等」、「技術者の能力等」は一次審査のみで評価することとし、総合評価段階では技術提案(ヒアリング)のみを評価項目とする。

【発注方式の試行】入札書と技術資料の同時提出【拡大】

◇平成24年12月28日付け「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続きの見直しに係る試行の実施について」を受けて、事務局が発注する一般土木工事を対象に各事務所1件入札書と技術資料の同時提出の試行を実施。

◇平成26年2月6日付け「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続きの見直しの実施について」において、入札書と技術資料の同時提出に関する方針が示された。中国地方整備局では以下のとおり実施する。

適用：総合評価落札方式のうち施工能力評価型を対象。

3億円未満の工事。

ただし、H25補正予算にて執行する工事並びに営繕関係(土木営繕含む)については、適用外。

平成26年4月1日以降公告を行う工事から適用。

➤ 入札書と技術資料の同時提出

①入札説明書の交付と同時に見積に必要な図面、数量、仕様書等の交付を行う。

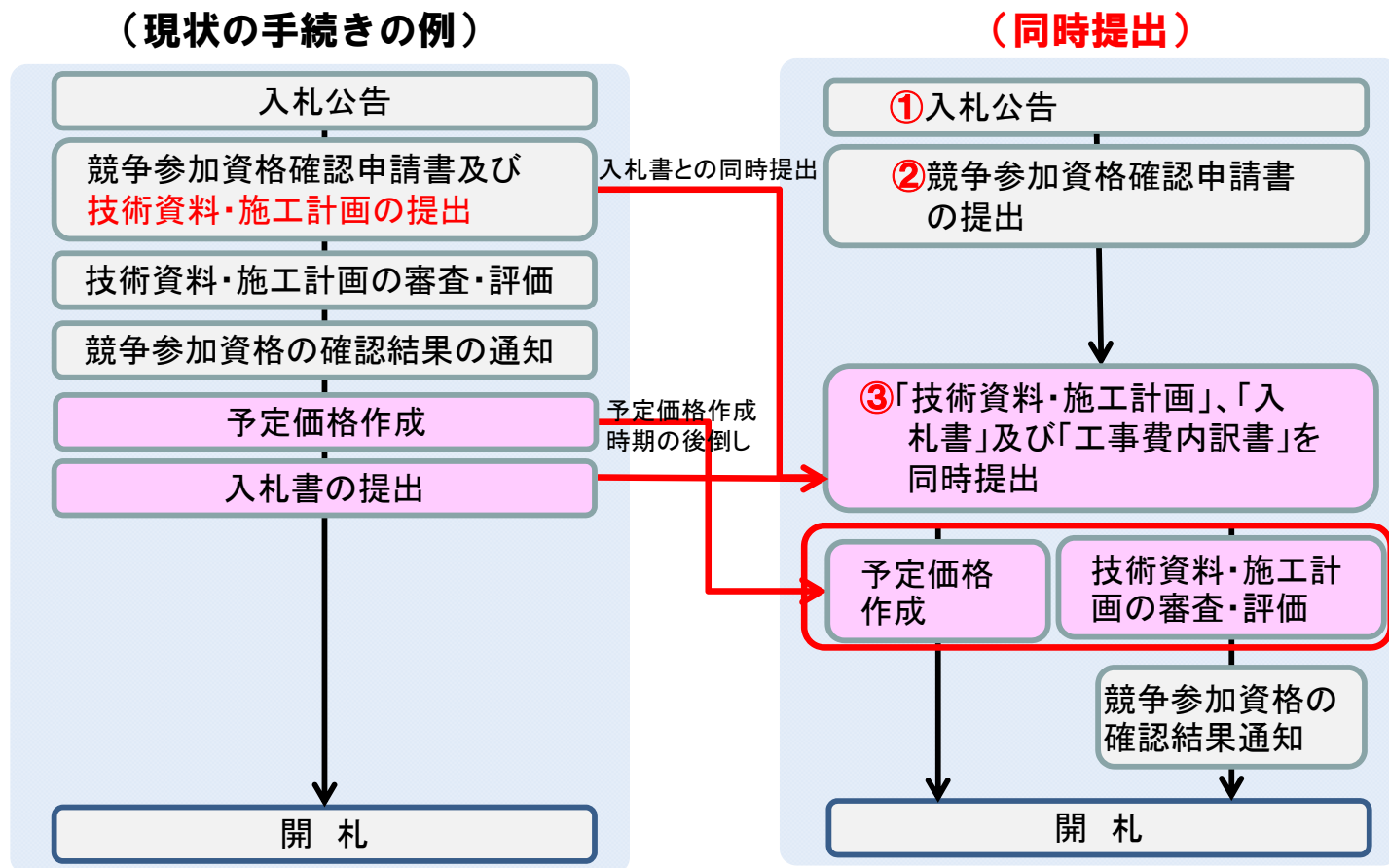
②競争参加資格確認申請書と技術資料等は、別々に提出する。

③「技術資料・施工計画」、「入札書」及び「工事費内訳書」を同時提出とする。

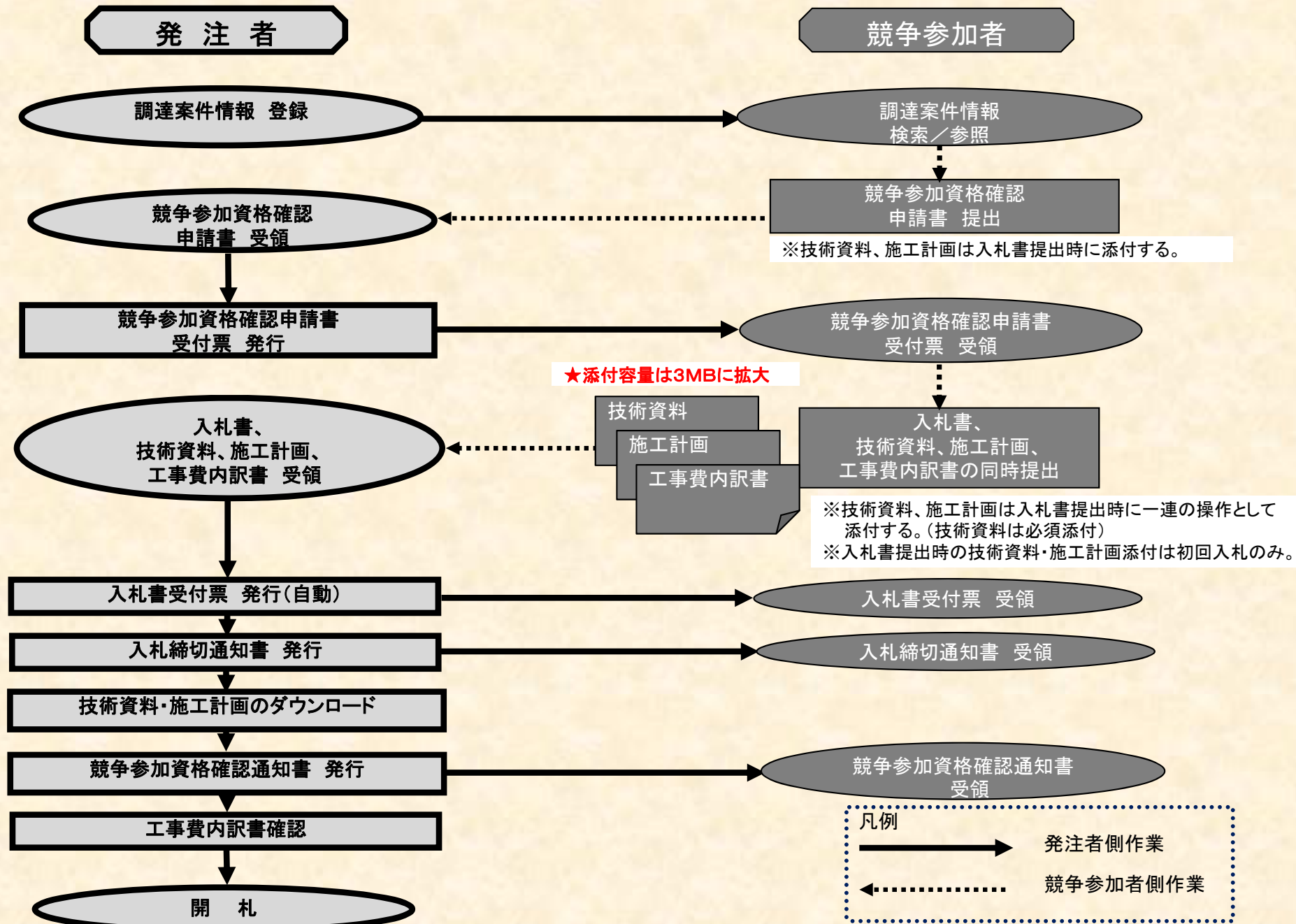
※入札書提出後は辞退出来ない。

ただし、落札決定までの期間に配置予定技術者が他の工事を落札し配置出来なくなった場合で、申し出を行った場合を除く。

○中国地方整備局競争契約入札心得より



◇電子入札システム（同時提出型システムフロー図）



【発注方式の試行】一括審査方式について

◆目的

一括審査方式は、受発注者の負担、事務量の軽減を目的として、一年間試行を行ってきたところであるが、更なる事務量の軽減を図るために、平成26年度から配置予定技術者の登録は1名とする。

※平成25年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について（H25.5.31）

◆一括審査方式の適用条件（下記の①～⑦の全ての条件を満たすこと。）

- ①支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が同一である工事
- ②工事の目的・内容が同種の工事であり、技術力審査・評価の項目が同じ工事
- ③工事種別及び等級区分が同じ工事
- ④施工地域が近接する工事
- ⑤入札公告、競争参加資格申請書等の提出、入札、開札のそれぞれについて同一日に行うこととしている工事
- ⑥施工計画又は技術提案のテーマが同一となる工事
- ⑦「工事技術的難易度評価表」のすべての大項目及び技術提案又は施工計画を求めるテーマに関連のある小項目の評価が同じ工事

◆一括審査方式の内容

- ①複数工事の発注に対して同一テーマの技術提案（施工計画）を求める
- ②複数工事の発注に対して技術資料（技術提案又は施工計画）の提出は1つとする
- ③入札公告及び入札説明書の交付は工事ごとに別々に行う
- ④入札参加者は、全ての工事または、希望する工事に応札が可能
- ⑤落札決定を行う工事の順番を入札公告及び入札説明書に明示
- ⑥一括審査の対象工事に配置できる予定技術者は1名とする。なお、落札決定により、配置予定技術者のいなくなった企業は、以降の入札は、無効とする。

平成26年度 土木工事積算 基準 改定概要(4月1日適用)

■主な改定のポイント

施工実態を反映し、土木工事積算基準を次の通り、改定を行う。

- ①維持修繕工事等の標準歩掛等の新設・見直し
- ②間接工事費率(共通仮設費率、現場管理費率)の見直し(施工箇所点在や小規模施工に対応)
- ③工事一時中止に伴う費用の算定方法を見直し
- ④その他積算基準の見直し

①維持修繕工事等の標準歩掛等の新設・見直し

- 橋梁補修関係の3工種の歩掛を新設
(断面修復工、ひび割れ補修工、表面被覆工)
- 切削オーバーレイ工、堤防除草工、道路除草工の歩掛見直し
- 全面改定15工種、一部改定22工種
- 建設機械等損料の改定



②間接工事費率の見直し

- 間接工事費を算定する、工事箇所の単位を直径5kmから1km程度に見直し
- 小規模施工の実態に合わせるため、より小規模の工事の間接工事費率を設定

現行率式対象額下限 →	共通仮設費(下限値)	
	600万円	16.64%
	↓ 見直し ↓	
改定率式対象額下限 →	200万円	28.49%

③工事一時中止に伴う費用の算定方法の見直し

- 工事一時中止に伴い増加する費用の算定に用いる経費率を現行の率から20%割増し
- 新たに基本計上費用を計上
(土木一般世話役×中止日数)

④その他積算基準の見直し

- 鋼橋製作工の見直し
- 記載事項の見直し【全工種対象】
- 土木工事標準歩掛の廃止 【1工種】
- 施工パッケージ型積算基準へ移行【44工種】

①維持修繕工事等の標準歩掛等の新設・見直し

- 1) 社会インフラの老朽化に対応するため、新たに(1)橋梁補修用の積算歩掛を3工種新設。
- 2) (2)維持修繕用の歩掛の改定を3工種実施。(堤防除草工、道路除草工、切削オーバーレイ工)
- 3) 地盤改良用として「中層混合処理工」の積算歩掛を新設。
- 4) 適用範囲、日施工量、資機材等の改定を8工種で実施(深礎工、トンネル工(NATM)(機械掘削工法)、防雪柵設置及び撤去工、足場工、支保工、大型土のう工、架設支保工、公園植栽工)
- 5) 排出ガス基準値や、建設機械の保有形態等の改定を22工種で実施。
- 6) 建設機械等損料については約4,000機種種の改定を実施。環境型建設機械への買い換えが進んだことや維持修理費の増大により、全体平均で**2%UP**。特に、道路維持管理用機械については、**4%UP**

(歩掛の詳細はhttp://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000024.html参照)

(損料の詳細はhttp://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000025.html参照)

(1)橋梁補修用積算歩掛の新設

【断面修復工】

- ・コンクリート構造物の劣化により、欠落した部分等の断面を修復する工法。



【ひび割れ補修工】

- ・コンクリート構造物の劣化により、ひび割れした部分を充填剤等を用い補修する工法



【表面被覆工】

- ・コンクリート構造物のコンクリート表面を被覆材で覆う工法。



(2)維持修繕用の歩掛の見直し

【堤防除草工・道路除草工】

- ・堤防及び道路の除草・集草・運搬を行う作業。
- ・現道脇での作業もあり、飛び石防護を行う場合の歩掛を追加。加えて単位当たり施工数量を見直し。



除草作業

【切削オーバーレイ工】

- ・傷んだ舗装面を切削・撤去し、新たに舗装を施工する工法。
- ・施工量が少ない場合の小規模施工の歩掛を追加。

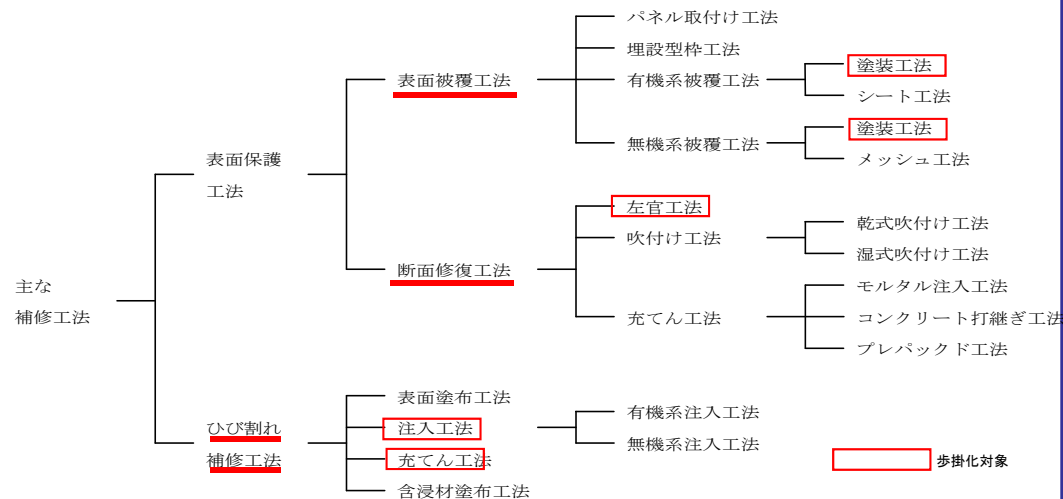


路面切削作業

1) 橋梁補修用の歩掛の新設

- 橋梁補修用に「表面補修工」「断面補修工」「ひび割れ補修工」の3つの歩掛を新規制定
- 点在する箇所毎に、施工規模に合わせた積算を実施

【主な補修・補強工法フロー】



出典:コンクリート標準示方書
【維持管理編】

断面修復工

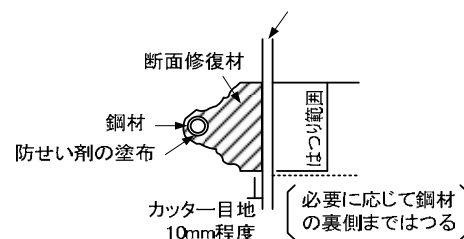
左官工法

【概要】

コンクリート構造物の劣化により、欠落した部分や、欠落はしていないが、中性化、塩化物イオン化など劣化因子を含む、かぶりコンクリートを除去した後の断面復旧を目的とした工法。

【効果】

使用機能性等を元の状態に回復させる。



表面被覆工

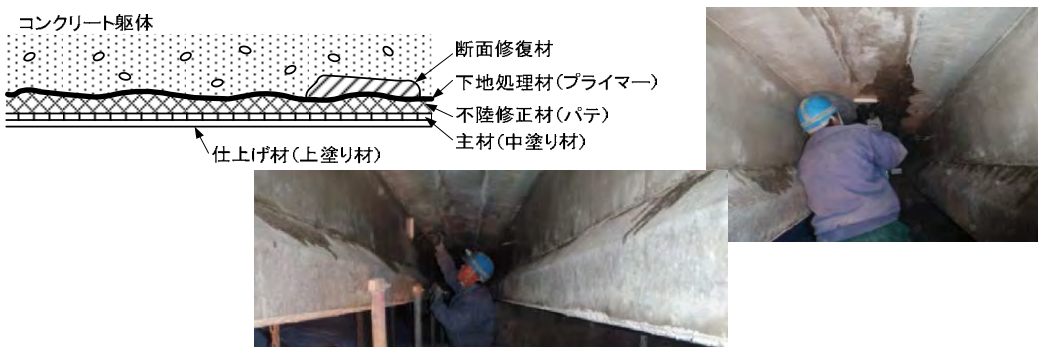
有機系被覆工法、無機系被覆工法

【概要】

コンクリート表面を被覆材で覆う工法。

【効果】

劣化因子とコンクリートとの接触を遮断する。



ひび割れ補修工

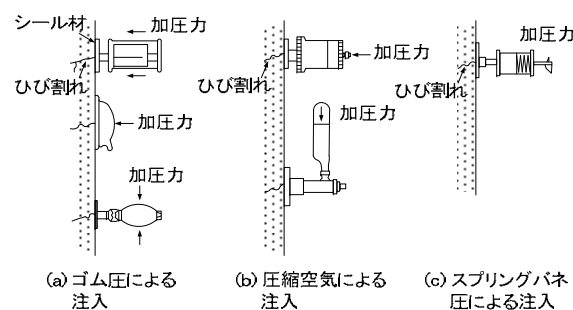
低圧注入工法、充填工法、

【概要】

コンクリートに生じたひび割れを閉塞する工法。

【効果】

劣化因子(塩化物イオン、二酸化炭素水など)がコンクリートの内部に供給されることを防止する。



2)維持修繕工事の歩掛見直し

維持修繕に関する3工種(切削オーバーレイ工、堤防除草工、道路除草工)で歩掛を改定。

切削オーバーレイ工(4%up)

【概要】
舗装の耐久性、構造機能を確保するため、傷んだ舗装面を切削・撤去し、新たにアスファルト舗装までを即日で急速施工する工法。

【課題】
・1カ所当たりの施工数量が少ない場合は効率が悪くコストが割高。
・現道工事であり、片側交互規制での施工であり、施工条件が厳しい。



【改定】
・施工規模によらず、一律の単価としていたものを、**新たに小規模施工の場合の単価を制定。**

【施工状況】



切削作業



舗装作業

堤防除草工(2%UP)・道路除草工(7%UP)

【概要】
堤防及び道路、道路予定地の除草・集草・積み込み運搬を行う作業。

【課題】
・年間除草回数が減少したことにより、草がより繁茂した状況で除草を行うことになったため、1回当たりの除草作業の効率が悪くなる傾向。
・現道脇での作業もあり、飛び石防護など補助的作業が必要。(道路除草工では飛び石防護工の歩掛を制定していたが、堤防除草工では歩掛がないため、見積等により積上積算を実施。)



【改定】
・**単位当たり作業量の見直し**
・**堤防除草工において飛び石防護工を制定。**

【施工状況】



除草作業(ハンドガイド)



除草作業(飛び石防護)

3)地盤改良用の歩掛として新たに制定

2m~13mの層を面的に地盤改良を行う工法を歩掛化

セメント及びセメント系固化材などの改良材を原位置の軟弱土と鉛直方向に強制攪拌混合し、固化することを目的とした地盤改良工法である。なお、改良深度は中層(2.0~13.0m程度)を対象。



工法	改良深度					適用範囲
	0m	1m	2m	3m	13m	
表層混合処理工法	■					0~2m
中層混合処理工法			■	■	■	2m~13m
深層混合処理工法				■	■	3m~40m

深層混合処理工(既存工種)

●工法概要

セメントやセメント系固化材などの改良材をスラリー状に混練後、攪拌翼の下羽根ロッドより地中に噴射しながら原土と改良材を水平に強制攪拌する機械攪拌混合で、強固な地盤に造成する**深層混合処理工法**である。

●概略図(写真等)



●施工機械

- ①深層混合処理機
- ②スラリープラント

●改良体

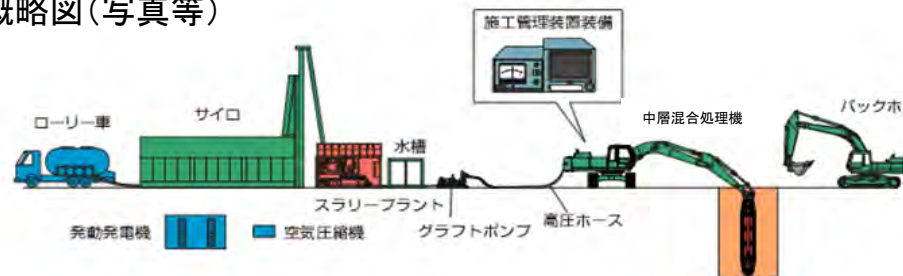


中層混合処理工(新規工種)

●工法概要

セメントやセメント系固化材などの改良材をスラリー状に混練後、トレンチャー等の先端より地中に噴射しながら原土と改良材を鉛直に強制攪拌する機械攪拌混合で、強固な地盤に造成する**中層混合処理工法**である。

●概略図(写真等)



●施工機械

- ①ベースマシン(改造型バックホウ)、②トレンチャー、③施工管理装置、④スラリープラント、⑤発動発電機、⑥空気圧縮機、⑦バックホウ

5)排出ガス基準値、建設機械の保有形態等の改定

改定のポイント

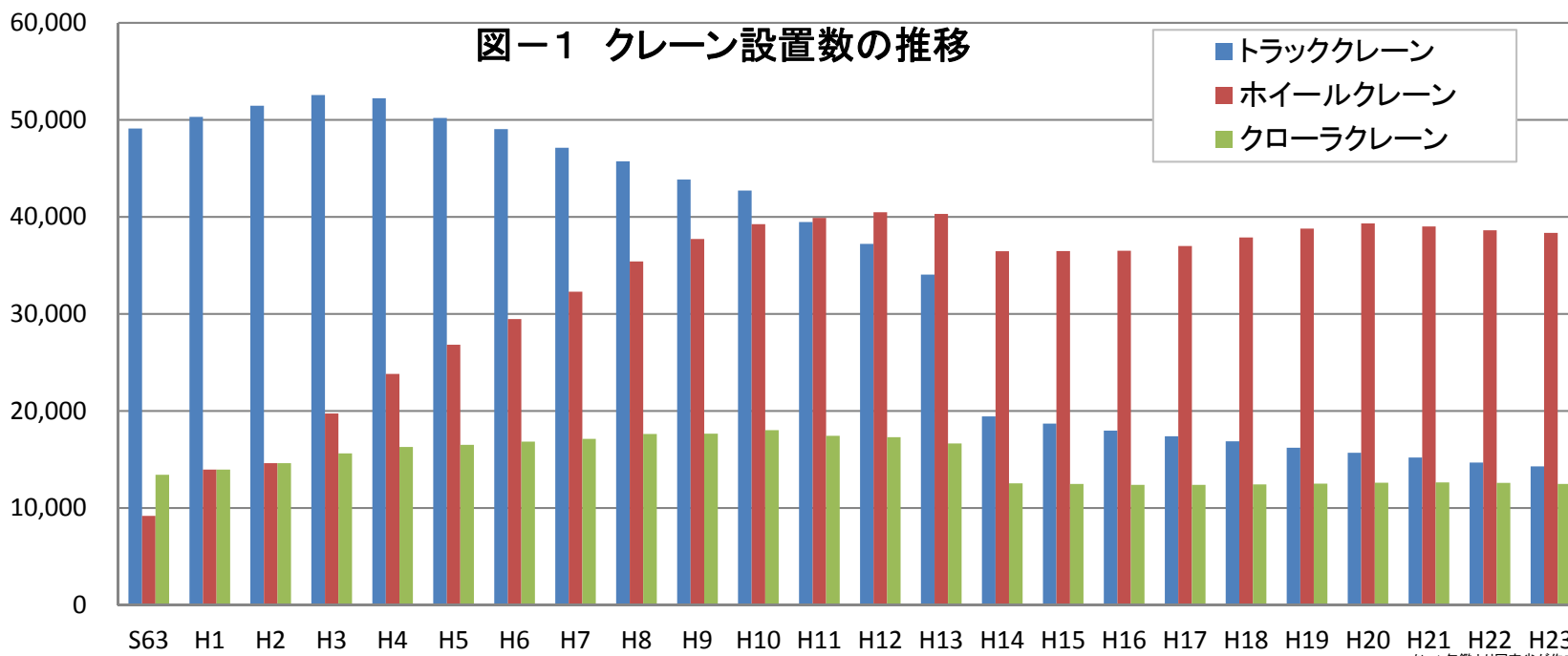
1. 排出ガス基準値等の見直し【22工種】

排出ガス基準値、保有形態(損料→賃料)及びクレーンの機種変更(トラッククレーン、ラフテレーンクレーン)の改定を22工種で実施。

工種名	排ガス基準値	保有形態	クレーン機種変更
1 現場吹付法砕工	●		
2 補強土壁工			●
3 高圧噴射攪拌工			●
4 オールケーシング工・全回転式オールケーシング工	●	●	
5 ダウンザホールハンマ工	●		
6 コンクリート工			●
7 鋼矢板(H形鋼)工(クレーン引抜工)			●
8 捨石工	●		
9 軟弱地盤上における柔構造樋門・樋管工			●
10 路上路盤再生工	●	●	
11 橋梁地覆補修工	●		
12 鋼橋架設工			●
13 グレーチング床版架設工及び足場工			●
14 プレキャストセグメント主桁組立工			●
15 ポストテンション場所打箱桁橋工			●
16 鋼製橋脚設置工			●
17 歩道橋(側道橋)架設工	●		●
18 雪崩発生予防柵設置工			●
19 伸縮装置工(鋼製)			●
20 汚濁防止フェンス工			●
21 プレビーム桁製作工(現場)			●
22 雪寒仮囲い工	●		

【参考】トラッククレーン設置数の推移

- Nox・PM法の施行を契機にトラッククレーンの台数は年々減少。
- トラッククレーンを標準施工機械としている歩掛については、トラッククレーンの調達が困難になってきているため、台数の多いホイールクレーン(ラフテレーンクレーン)へ機種変更を行う。
- ただし、5t未満及び100t以上の規格については、トラッククレーン台数が多いため、現行どおりトラッククレーンを標準とする。



トラッククレーンはトラックの車体にクレーンを架装しており、走行性は優れるが、設置スペースが大きい。



トラッククレーン



ホイールクレーン

② 間接工事費率の見直し(施工箇所が点在する工事の積算)

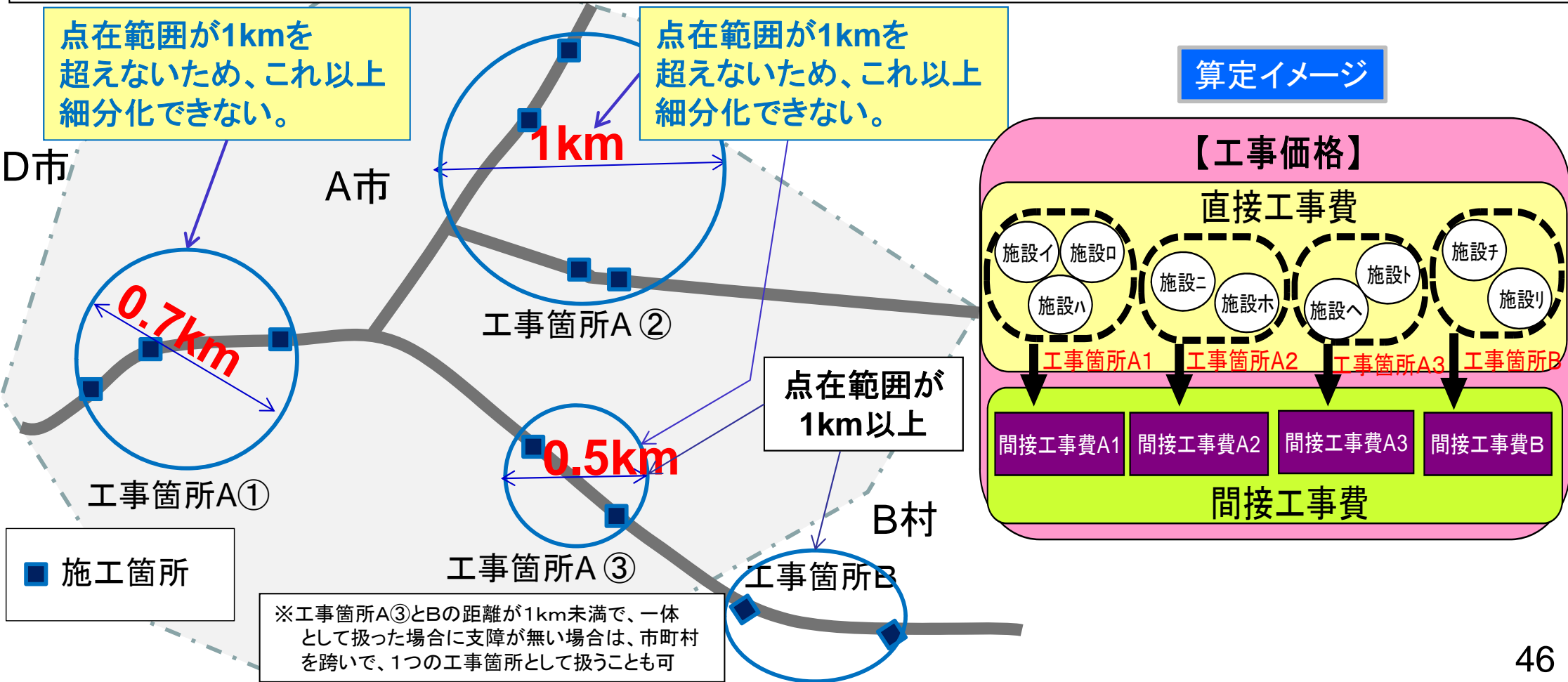
○現在の算定方法

- ・直径5km程度以上を越える点在範囲については、別箇所として扱い、箇所毎に間接工事費を算定。

○平成26年4月からの算定方法

適正な予定価格の算定および不調不落後の対策として、次の算定方法を実施。

- ・原則市町村単位で箇所を設定した上で、**なお直径1kmを越える点在範囲については、別箇所として扱い、箇所毎に間接工事費を算定。**
- ・変更契約において、**新規工事箇所の追加(工事原価まで官積算100%)を認める。**
(新規工事箇所が不調不落となった箇所であり、既契約工事の主たる工種に該当することを基本とする)
- ・直接工事費の**日当り施工量等の選択条件を箇所毎に算定**することとする。



② 間接工事費率の見直し(小規模施工用の間接工事費率を設定)

維持修繕工事における小規模点在施工等の支出実態に整合した間接工事費を設定するため、現在の間接工事費率対象額下限値(共通仮設費600万円、現場管理費700万円)以下の間接工事費率(共通仮設費200万円以上、現場管理費200万円以上)を設定する。

現行率式対象額下限 →

道路維持工事			
共通仮設費(下限値)		現場管理費(下限値)	
600万円	16.64%	700万円	40.50%

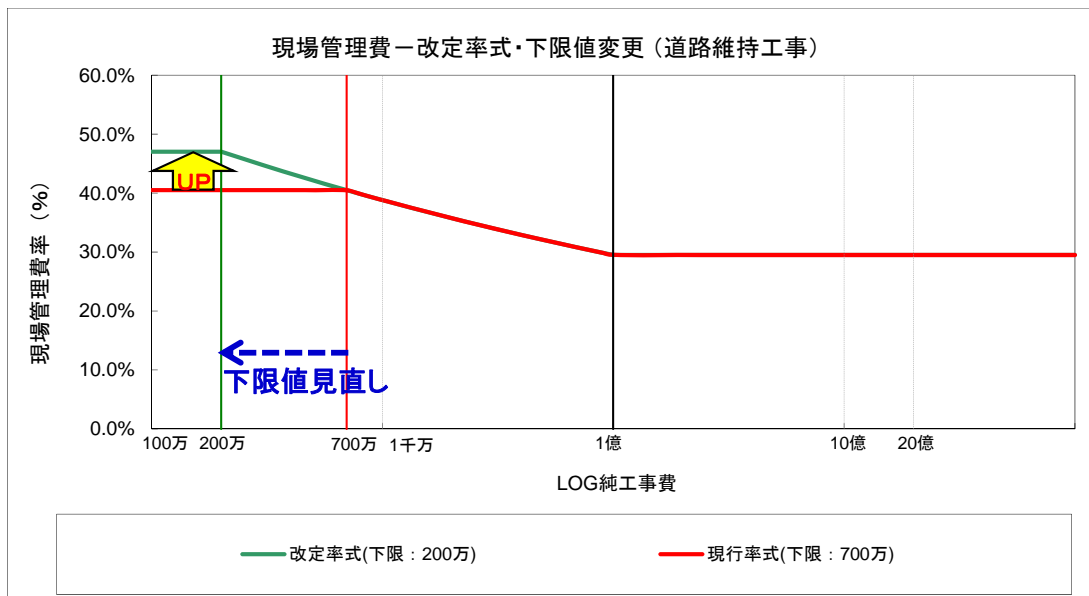
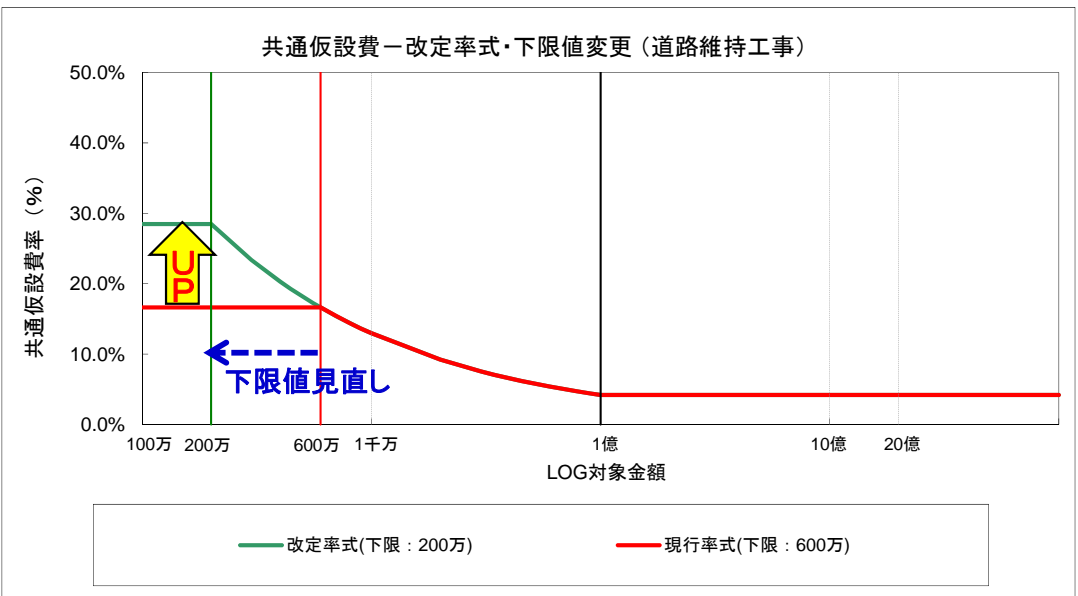
河川維持工事			
共通仮設費(下限値)		現場管理費(下限値)	
600万円	8.34%	700万円	34.30%



改定率式対象額下限 →

200万円	28.49%	200万円	47.02%
-------	--------	-------	--------

200万円	9.05%	200万円	38.42%
-------	-------	-------	--------



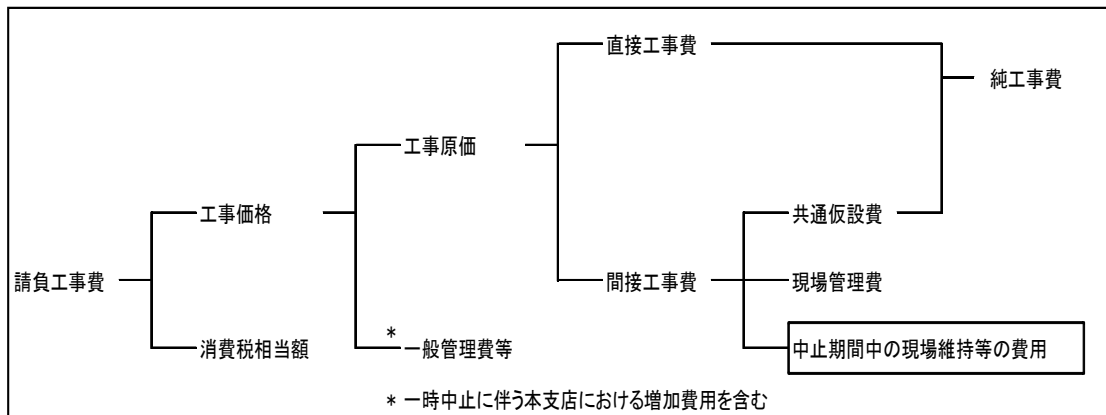
◆見直し後の間接工事費率の適用は、平成26年度の土木工事積算基準から適用する。

③ 工事一時中止に伴う費用の算定方法の見直し

○常駐人件費を考慮し、**基本計上費用**を計上し、**現行の経費率についても20%割増し**。

$$\text{工事一時中止に伴う増加費用} = \underbrace{\text{工事一時中止に伴い増加する経費率}}_{20\% \text{割増し}} \times \text{純工事費} + \underbrace{\text{基本計上費用}}_{\text{追加計上}}$$

※土木一般世話役(約2万円)/人×中止日数



工事一時中止に伴う増加費用とは、現場維持等に要する費用及び本支店における増加費等。

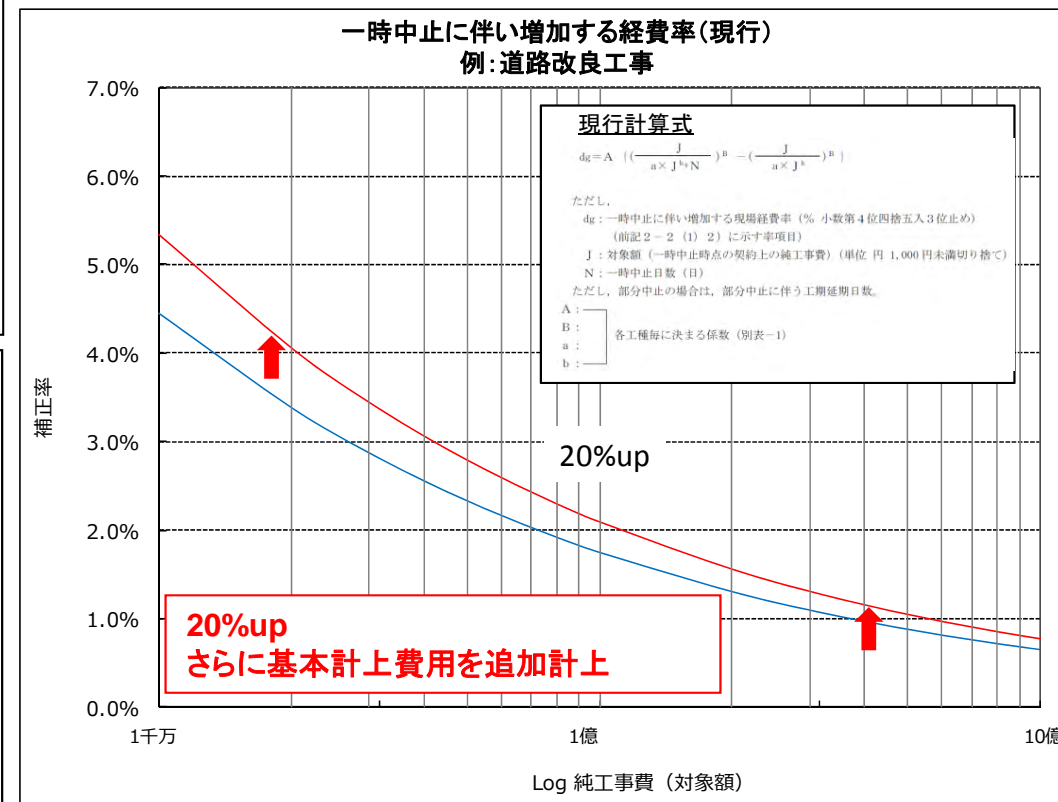
中止期間中の現場維持等に要する費用

(率計上項目)

- ・運搬費の増加費用 搬入済み機械の工事現場外への搬出・搬入等
- ・安全費の増加費用 保安施設、保安要員等
- ・役務費の増加費用 土地の借上げ、電力及び用水等の基本料金
- ・営繕費の増加費用 現場事務所、労働者宿舎等の営繕損料
- ・現場管理費の増加費用 現場維持のために常駐する社員等従業員給料等

(積上げ項目)

- ・直接工事費に計上された材料等の中止期間中に係る損料額及び補修費用等



◆見直し後の工事一時中止に伴う費用の算定方法の適用は、**平成26年度の土木工事積算基準から適用する。**

④ その他積算基準の見直し

改定のポイント

1. 鋼橋製作工の見直し

間接労務費率及び直接労務単価を改定。加えて工場製作における鋼材の厚みエキストラを計上

2. 記載事項の見直し【全工種対象】

建設損料算定表改定に伴う名称変更等、記載事項の見直しを実施。

3. 土木工事標準歩掛の廃止【1工種】

直轄工事において施工実態の少ないため廃止した工種。

- ・断熱型枠工

4. 施工パッケージ型積算基準へ移行【44工種】

平成25年10月に施工パッケージ型積算基準を拡充したことにより、土木工事標準歩掛から44工種を施工パッケージ型積算基準へ移行。

工種名		工種名		工種名		工種名	
1	機械土工(土砂)	12	粉体噴射攪拌工(DJM工法)	23	笠コンクリートブロック据付工	34	構造物とりこわし工(とりこわしコンクリート殻処理工)
2	機械土工(土砂)[クラムシエルの作業能力]	13	アンカー工(ロータリーパーカッション式)	24	透水性アスファルト舗装工	35	はつり工
3	機械土工(岩石)	14	かご工	25	路側工	36	立入り防止柵
4	小規模土工	15	函渠工(1)	26	道路付属物工	37	路面切削工(小型路面切削機による施工)
5	人力土工(土砂)	16	目地・止水板設置工	27	路面切削工	38	側溝清掃工(人力清掃)
6	基礎・裏込砕石工	17	コンクリート工	28	人力清掃工	39	防護柵復旧工
7	コンクリートブロック積工	18	型枠工	29	付属構造物塗替工	40	橋梁上部排水樹設置工
8	コンクリートブロック張工	19	消波根固めブロック工	30	電線共同溝工(C・C・BOX)	41	高欄設置工
9	緑化ブロック積工	20	塵芥処理工	31	橋梁排水管設置工	42	橋名板取付工
10	現場打擁壁工	21	巨石積(張)工	32	機械土工(超ロングアームバックホウ土工)	43	撤去しない埋設型枠工
11	排水構造物工	22	護岸基礎ブロック工(1)	33	構造物とりこわし工(人力によるとりこわし)	44	光ケーブル配管工

平成26年度 土木工事共通 仕様書(中国地方整備局版) の改定

◆ 主な改定内容

1. 諸経費動向調査等への下請の協力を記載
2. 環境・建設副産物対策について追記
3. 交通安全管理に関する条文を変更
4. 土木工事書類作成マニュアルに関する条文の記載箇所変更
5. 台帳整備(道路関係)に関する条文の時点修正
6. 官民境界杭に関する条文を変更
7. 法面整形工(河川土工)に関する条文を追加
8. 場所打杭の杭頭処理に関する条文を追加
9. 舗装版切断時の排水処理に関する条文を追加

◆ 主な改定内容① 【諸経費動向調査等への下請の協力を記載】

改定理由: 諸経費動向調査、施工合理化調査について、下請の協力を徹底させるため、記載した。

記載なし



第1編 第1章
1-1-1-12 3
調査・試験に対する協力
(諸経費動向調査)

受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、監督職員が調査の方法等を指示するので、それに従い、調査票等を提出しなければならない。工期経過後でなければ資料がとりまとまらない場合は、速やかにとりまとめて提出すること。

対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。

なお諸経費動向調査は、公共土木工事における諸経費の実態を把握し、現行土木工事標準積算基準の諸経費率が実態に合っているかどうかを検証し、乖離が見られれば率式等を改定することを目的に実施するものである。

第1編 第1章
1-1-1-12 4
調査・試験に対する協力
(施工合理化調査等)

受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査の対象工事となった場合には、監督職員が調査の方法等を指示するので、それに従い、調査票等を提出しなければならない。工期経過後でなければ資料がとりまとまらない場合は、速やかにとりまとめて提出すること。

対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。

なお施工合理化調査とは、土木工事における労務、材料、機械の運転時間等の所要量等の施工の実態を把握し、土木工事標準歩掛に反映するための調査である。

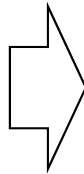
◆ 主な改定内容②【環境・建設副産物対策について追記】

改定理由: H16.10.8事務連絡『国等による環境物品等の調達に関する法律』の執行上の留意事項について 及び
H23.6.10事務連絡『東日本大震災に係るグリーン購入法の取扱い』における公共工事の特記仕様書の記載方法について
の内容を共通仕様書へ記載。

第1編 第1章 第1節 1-1-1-30 環境対策

9 環境対策(グリーン購入法)

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律。以下「グリーン購入法」という。)」第7条第1項の規定に基づく、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、「対象年度特定調達品目」に示す資材、建設機械若しくは工法を使用し、または目的物を構築する工事の調達にあたっては、工事ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ積極的に推進することとする。なお、使用にあたっては、設計図書に関して監督職員と協議すること。



第1編 第1章 第1節 1-1-1-30 環境対策

9 特定調達品目<追加>

特定調達品目について、使用箇所等が設計図書に定められている場合において、記載品目に替わる資材・建設機械若しくは工法を使用する場合、及び東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

調達実績の集計結果は、別紙様式に記載し、工事完了後に電子データにより監督職員に提出すること。

◆ 主な改定内容③ 【交通安全管理に関する条文を変更】

改定理由: 交通誘導員の配置について、表現を修正した。

第1編 第1章
1-1-1-32 追-2
交通安全管理

受注者は、交通切替または交通規制を行う現道上の工事(国道および主要幹線道路等の交通量が多い道路も対象)において設置する交通整理人のうち、原則として1名/日の交通誘導警備検定合格者(1級または2級)を配置すること。また、その他の交通整理人についても、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置すること。

資格	資格要件
交通誘導警備検定合格者(1級及び2級)	警備業法第23条の1に定める検定(交通誘導警備)に合格した者
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	・警備業法における基本教育及び義務別教育(警備業法第二条第一項第二号の警備業務を受けている者) ・警備業法における指定講習を受講した者



第1編 第1章
1-1-1-32 追-2
交通安全管理

受注者は、**交通誘導にあたっては、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置すること。なお、各県公安委員会が認める交通誘導警備業務の指定路線区間内及び自動車専用道路において交通誘導警備業務を行う場合は、1名以上の交通誘導警備検定合格者(1級または2級)を配置すること。**

資格	資格要件
交通誘導警備検定合格者(1級及び2級)	警備業法第23条の1に定める検定(交通誘導警備)に合格した者
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	・警備業法における基本教育及び義務別教育(警備業法第二条第一項第二号の警備業務を受けている者) ・警備業法における指定講習を受講した者

◆ 主な改定内容④【土木工事書類作成マニュアルの記載箇所を変更】

改定理由:土木工事書類作成マニュアルは「提出」以外にも適用するため、仕様書の記載箇所を変更した。

第3編 第1章
3-1-1-15 1
提出書類

受注者は、提出書類の作成に当たって、「土木工事書類作成マニュアル(中国地方整備局版)」を活用すること。



第1編 第1章 追加
工事関係書類の作成

受注者は、工事関係書類の作成に当たっては、「土木工事書類作成マニュアル 平成24年3月(中国地方整備局 企画部技術管理課)」によること。

◆ 主な改定内容⑤【台帳整備(道路関係)について条文の時点修正】

改定理由:道路施設基本データ作成要領(案)の改定にあわせ、条文を変更した。

第1編 第1章
追加
台帳整備
(道路関係)

工事を施工した場合は、工事の完成時に、別紙2の「道路施設基本データ作成要領(案)平成20年11月国土交通省中国地方整備局」に基づき、該当する施設について、以下のものを作成し納品すること。ただし、監督職員の指示により、内容を変更する場合がある。



第1編 第1章
追加
台帳整備
(道路関係)

工事を施工した場合は、工事の完成時に、「道路施設基本データ作成要領(案)(Ver.3.04)平成26年3月国土交通省中国地方整備局」(http://www.cgr.mlit.go.jp/douro_sisetu/plan_index.htm)に基づき、該当する施設について、1)道路施設の数値・文字情報、2)道路施設のイメージ情報を作成し納品すること。納品にあたっては、「道路施設基本データ作成要領(案)」に基づき、監督職員のチェックを受け、そのチェックシートを電子納品媒体に格納すること。

◆ 主な改定内容⑥【官民境界杭の材料についての変更】

改定理由:「作業規程の準則(H20.3.31国土交通省告示第413号)」により、プラスチック製杭も認められており、コンクリート製に限定しないことを全国方針とされたため。

第1編 第1章 追加 施工標示鋏・官民境界杭等の設置

- 1) 施工標示鋏を設置する場合は、「施工標示鋏設置要領」によるものとする。
- 2) 官民境界杭を設置する場合は、「境界杭設置要領」によるものとする。



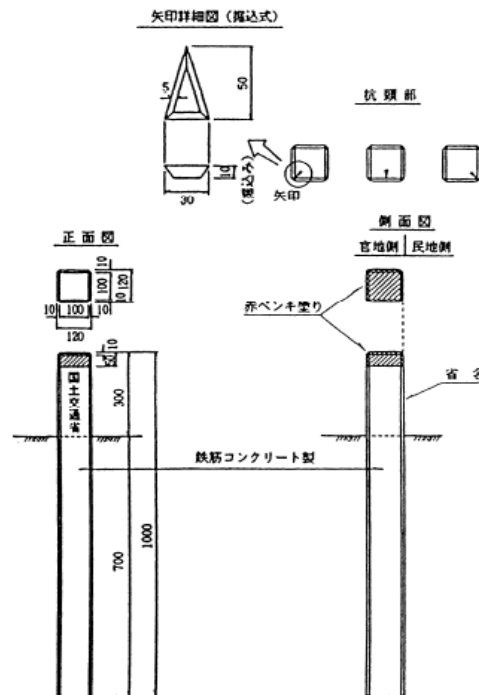
第1編 第1章 追加 施工標示鋏・官民境界杭等の設置

- 1) 施工標示鋏を設置する場合は、「施工標示鋏設置要領」によるものとする。
- 2) ~~官民境界杭を設置する場合は、「境界杭設置要領」によるものとする。~~

<境界杭の設置要領>

1. 境界杭の設置方法
設置については、関係人立会のうえ、官民境界線の官地側に設置すること。
2. 境界杭の設置位置の間隔
イ 直線箇所は、境界が明らかになるように適当な間隔を保つこと。
(最長間隔は40mを基準とする。)
ロ 屈折箇所には必ず設置すること。
3. 境界杭の設置の時期
イ 原則として、用地買収後直ちに設置すること。
ロ 境界の不明確な箇所については、境界確認の手続きを経て、その確かに設置すること。
4. 境界杭の設置図の作製
平面図に設置位置を表示すること。
5. 境界杭の材質及び形状等
イ 材質 鉄筋コンクリート又はアルミ合金とする。
ロ 形状 別紙図面のとおりとする。
ハ 杭頭には、赤ペンキで着色する。(別紙図面のとおり)
ニ 容易に引抜可能な地点の杭には、横腕木又は、基礎コンクリート等対策を講ずること。

用地境界杭(コンクリート杭)



なお、境界杭の材料については、特記仕様書等により工事ごとに規定を行う。

◆ 主な改定内容⑦【法面整形工(河川土工)について条文を追加】

改定理由: 全国的に築立土羽整形箇所での崩壊事故が多発し、H26.1.8付けで事務連絡「河川堤防等の盛土法面にかかる施工・品質管理の留意点について」が発出されたため。

記載なし

第1編 第2章
1-2-3-5 追加
法面整形工

築堤表面に行う土羽土、覆土については堤防盛土と同様に水平転圧、削取り整形を基本とし、堤防盛土の締固密度を満足するものとする。

なお、やむを得ず築立土羽整形による場合においても、堤防盛土の締固密度を満足するよう入念に施工すること。

整形後に雨水等により崩壊が起こらないよう、排水が良好に行われるようにしなければならない。

◆ 主な改定内容⑧【場所打杭の杭頭処理について条文を追加】

改定理由: 道路橋示方書に「オールケーシング工法では、…鉄筋天端高さまで余分に打ち込むことが望ましい」との記載があること、また、杭頭鉄筋の保護等による品質確保の観点から追記を行う。

記載なし

第3編 第2章
3-2-4-5 14
場所打杭工

オールケーシング工法による場所打杭の施工にあたっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊すものとする。

◆ 主な改定内容⑨【舗装版切断時の排水処理について条文を追加】

改定理由: H24.3.26付け事務連絡「舗装版破碎工(舗装版切断工)に関する廃棄物の適切な処理について」、H26.1.8付け事務連絡「舗装の切断時に発生する排水の具体的処理方法について」の内容を共通仕様書へ記載。

記載なし

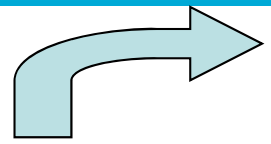


第3編 第2章
3-2-9-3 2
舗装版撤去工
(舗装版取壊し)

受注者は、舗装切断機械による舗装切断の際に発生する廃棄物については、該当する地方公共団体(産業廃棄物担当部局)の取扱規則や基準等に基づき、適正に処理しなければならない。

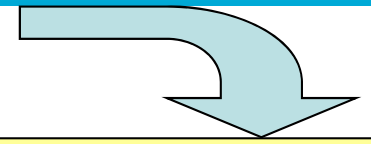
優良工事等表彰制度

中国地方整備局 優良工事等表彰制度



以降の入札で優位に評価される。

工事・業務の施工・実施。



加算点として評価。

優良工事表彰(技術者表彰)		
	局長表彰	所長表彰
総合評価落札方式	最大+4点 (最大+3点)	最大+2点 (最大+1.5点)

優良業務表彰(技術者表彰)		
	局長表彰	所長表彰
指名審査基準	2A	A
プロポーザル方式	+5点 (+5~3点)	+3点 (+3~1.8点)
総合評価落札方式(標準型)	+5点 (+5~2点)	+3点 (+3~1.2点)
総合評価落札方式(簡易型)	+5点 (+5~3点)	+3点 (+3~1.8点)

優良工事表彰

- ・成績評定が80点以上の工事が対象。
- ・当該年度に他の工事で、成績評定が65点未満がある、または事故等で文書注意、指名停止を受けた実績がある者等は対象外。

優秀建設技術者表彰

- ・優良工事表彰工事を担当した技術者(現場代理人、監理技術者、主任技術者のうち1名)が対象。

工事の完成




優良業務表彰

- ・成績評定が80点以上の業務が対象。
- ・当該年度に他の業務で成績評定が60点未満がある、または事故等で文書注意、指名停止を受けた実績がある者等は対象外。

優秀建設技術者表彰

- ・優良業務表彰業務を担当した技術者(管理技術者、現場代理人、主任技術者のうち1名)が対象。

業務の完了



表彰実績(H25年度)		
優良工事 (技術者) 表彰	局長表彰	31件(21人)
	所長表彰	53件(36人)
優良業務 (技術者) 表彰	局長表彰	23件(12人)
	所長表彰	40件(34人)

注) カッコ書きの数字は優秀建設技術者表彰(延べ人数)を示す。平成24年度完成工事・業務。

工事成績評価ランキング・工事成績優秀企業（ゴールドカード）制度

工事成績ランキング

◎工事成績ランキングの概要

工事成績評価の透明性確保と民間事業者の技術力の一層の向上を図るため、下記の工種において過去2カ年度に完成した土木工事の工事成績評価の結果を基に、3件以上完成した企業の工事成績評価の平均点のランキングを平成18年度より公表

【 対象工種 】

<土木関係>

工事請負業者選定事務処理要領に規定された21工事種別のうち、下記の10工種が対象

- ①一般土木工事、②アスファルト舗装工事、③鋼橋上部工事、④セメント・コンクリート舗装工事、⑤プレストレストコンクリート工事、⑥法面処理工事、⑦河川しゅんせつ工事、⑧グラウト工事、⑨杭打工事、⑩維持修繕

<港湾空港関係>

契約業者取扱要領に規定された5工種全て

- ①空港等土木工事、②港湾土木工事、③港湾等しゅんせつ工事、④空港等舗装工事、⑤港湾等鋼構造物工事

【 ランキングの公表 】

平成25年度は、優良工事の表彰と合わせ、7月に公表。

工事成績優秀企業（ゴールドカード）制度



○工事成績優秀企業制度認定企業

中国地方整備局発注工事で**過去2カ年度**に完成した直轄土木工事の実績を**3件以上**有し、かつその対象工事の平均点が**80点以上**となる企業
ただし以下に該当する場合は認定しない

- ①対象10工種の工事において65点未満となった場合
- ②事故等による文書注意以上の措置を受けた場合
- ③民事再生法の申請、企業関係者の逮捕等で無効にすべきと判断した場合

○対象工種は「工事成績ランキング」と同様

○インセンティブについて(認定期間:1ヶ年)

- ①中間技術検査の実施回数の減免(低入札は対象外)
- ②総合評価方式の評価基準としての活用(2年有効)
- ③企業の名刺や建設現場等へのロゴマークの使用

○認定対象企業の資格失効について

- ①対象10工種の工事において65点未満となった場合
- ②事故等による口頭注意以上の措置を受けた場合
- ③民事再生法の申請、企業関係者の逮捕等で無効にすべきと判断した場合

平成25年度 ※H25.7.16：認定書授与
工事成績優秀企業制度(ゴールドカード制度)対象企業 ※掲載：五十音順

No.	業者名	本店所在地	平均点	対象件数	備考
1	(株)安部日鋼工業	岐阜県岐阜市	80	5	河川・道路
2	(株)井中組	鳥取県倉吉市	80	16	河川・道路
3	(株)大本組	岡山県岡山市	80	6	港湾・空港
4	奥村組土木興業(株)	大阪府大阪市	80	4	河川・道路
5	北川ヒューテック(株)	石川県金沢市	80	3	河川・道路
6	協和建設工業(株)	山口県萩市	80	5	河川・道路
7	山陽建設(株)	広島県三原市	80	8	河川・道路
8	大有建設(株)	愛知県名古屋	80	3	河川・道路
9	常盤工業(株)	東京都千代田区	80	4	河川・道路
0	(株)巴コーポレーション	東京都中央区	80	3	河川・道路
11	(株)ピーエス三菱	東京都中央区	80	5	河川・道路
12	フジタ道路(株)	東京都中央区	80	5	河川・道路
13	(株)毛利組	島根県浜田市	80	5	河川・道路
14	(株)元浜組	岡山県瀬戸内市	80	3	河川・道路

※平成24年度対象企業数：10社、平成23年度対象企業数：2社

◎背景

- ✓ 工事の専門分業化が進む中、工事の品質確保にあたって下請企業（専門工事業業者）の果たす役割が拡大。
- ✓ 工事の品質確保並びに向上を図るため、下請企業の技術力等を評価し、優秀な下請企業（技術者）を表彰する制度とその活用について検討。

H19→ 3社
H20→ 11社
H21→ 10社
H22→ 17社
H23→ 22社
H24→ 18社
H25→ 24社
を表彰

下請企業表彰の活用による好循環の構築イメージ

下請企業
・下請業者の立場向上
・受注機会の拡大

発注者
・調達時の元請企業の評価にあたり
施工体制を含む優劣の判断が可能

元請企業
・工事成績評定の向上
・受注機会の拡大

品質
向上

下請
企業
の
表
彰

下請企業（専門工事業業者）の評価について

(1) 下請負企業表彰制度の概要

- ①目的：優良な工事において、品質確保・向上に貢献した下請企業を表彰することにより、工事の品質確保並びに下請負企業の技術力向上を図る
- ②対象：優良な工事（優良工事表彰等）の対象工事の下請企業（下請会社及び当該工事の主任技術者を表彰）
- ③要件：a) 専門工事業を行う1次下請企業（ただし、1次下請企業がマネジメント主体の場合は2次下請企業）
b) 下請負工事金額2,500万円以上
c) 品質確保・向上等に貢献したと認められる下請企業
- ④欠格事項：・ふさわしくない行為等がある場合（指名停止や口頭注意以上の処分など）
・当該年度の他の元請工事が65点未満がある場合
- ⑤選定：監督職員や優良工事等（事務所長等表彰以上）の元請業者が推薦
事務所において選定委員会を行い、事務所長が選定（結果を局長へ報告）
- ⑥審査：元下請負契約や施工体制が適正であること（施工体制台帳、主任技術者の雇用状況等を審査）

(2) 下請企業表彰実績の活用について（2年間有効）

総合評価落札方式における下請企業の表彰実績の活用方策は下記のとおり。

- ① 表彰を受けた下請企業を活用する元請企業への活用
表彰を受けた下請企業を元請企業が活用する場合に元請業者を加点。
- ② 下請企業表彰を受けた企業が元請となった場合の活用
下請企業表彰を受けた企業が元請企業として入札参加する場合に加点。

(3) 下請企業表彰の対象企業に競争参加機会を付与（H22年度～）

下請企業表彰された工事の実績を同種の実績として競争参加資格を認める。

(4) 実施時期について

- ①実施時期 平成19年度（平成18年度完成工事）から実施
- ②表彰日時 優良工事等の事務所長表彰に併せ実施



○背景

- ・建設産業・・・①住宅・社会資本整備の担い手として、重要な役割を果たす我が国の基幹産業。
②建設産業が活力と魅力あふれる産業として発展するためには、優秀な人材の確保・育成が必要不可欠。

○顕彰の主旨と目的

- ・現場の第一線で「ものづくり」に直接従事している方の中から、特に優秀な技能・技術を持ち、後進の指導・育成等に多大な貢献をしている建設技能者の方を対象に、**建設マスター**として毎年顕彰。(平成4年度創設、約7,300人が顕彰)
- ・業界団体・都道府県及び地方整備局から推薦し、国土交通大臣により実施。
- ・「ものづくり」に携わる方の誇りと意欲の増進、建設技能者の社会的評価の向上を図る。

◎建設マスターとは・・・

建設産業に従事している現役の技能者の中で、第一線の現場作業に従事し、卓越した技能・技術を有している「**ものづくりの名人**」。

【建設マスターの顕彰基準】

工事施工に直接従事している**個人**で、現役として活躍している建設技能者のうち下記の条件を**全て**満たしている方。

- [1]技能・技術が優秀であること
- [2]工事施工の合理化等に貢献していること
- [3]後進の指導育成に努めていること
- [4]安全・衛生の向上に貢献していること
- [5]他の建設現場従業者の模範となっていること



【インセンティブ】 ※ 1人(0.5点)、最大2名(1.0点)まで評価

- ・ H22から、土木、とび工、コンクリート工、鉄筋工、大工、配管工、建設機械運転工を対象
- ・ H25から、全ての建設マスター顕彰者を対象

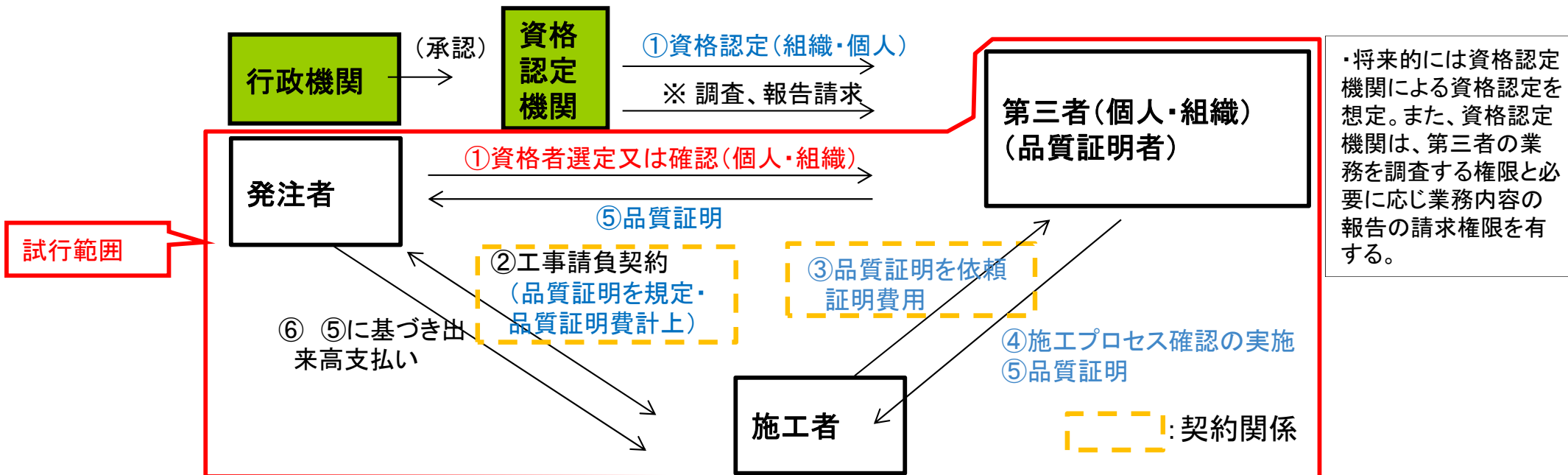
施工者と契約した第三者による品質証明

「施工者と契約した第三者による品質証明」の概要

◎導入の目的・メリット

- ・ 工事における品質確保体制の強化
- ・ 出来高に応じた円滑な支払を促進（部分払の支払回数増加）

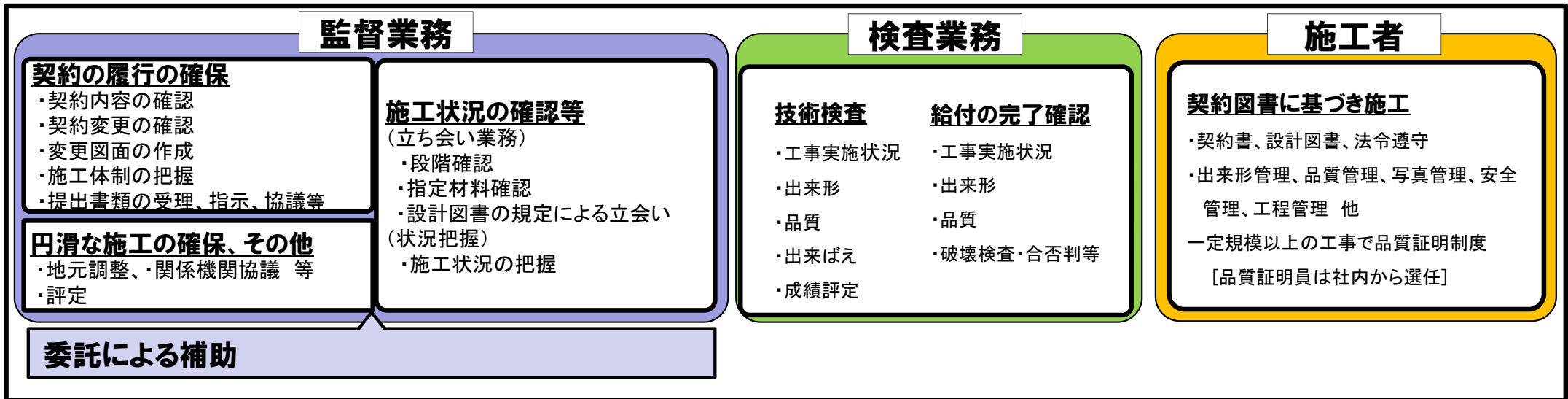
H25～H26試行: 8件



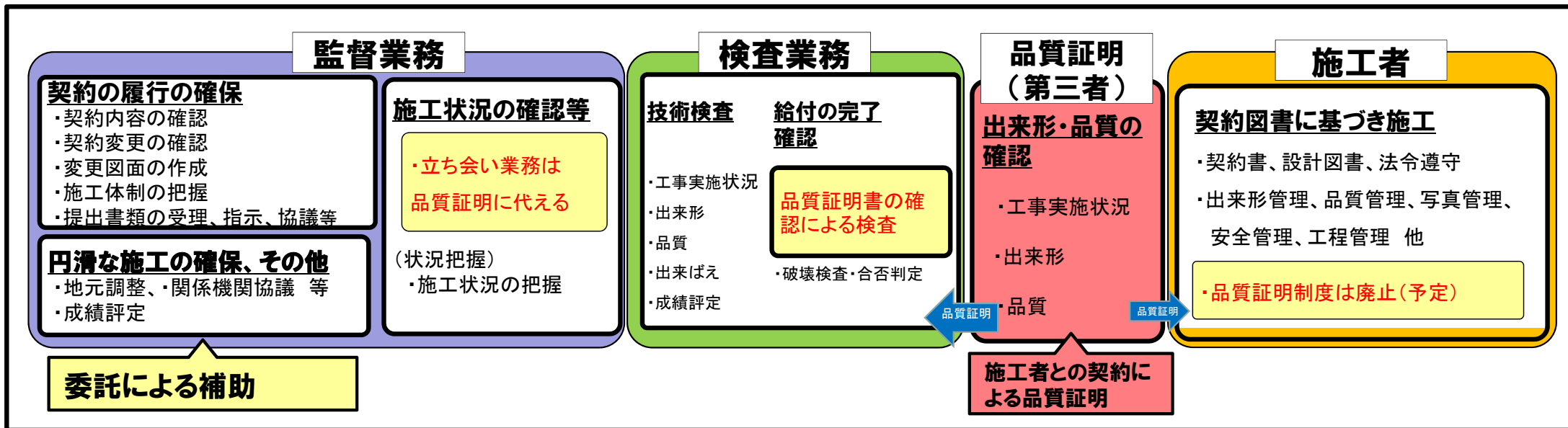
【試行内容】

- ① 試行では、第三者(品質証明者)として、一定の資格(技術士・一級土木等の資格+ 技術者経験20年など)を有する者とする(①発注者があらかじめリストアップした者から施工者が選定 ②施工者が選定した者を発注者が確認)
※中国地整では、施工者が選定した者を発注者が確認
- ② 工事の請負契約時に、品質証明を規定するとともに証明費用を計上する
- ③ 施工者から第三者に品質証明を依頼し、費用を支払う
- ④ 品質証明者は、品質証明チェックシートに基づき施工プロセスの確認を実施する
- ⑤ 品質証明者は、施工者及び発注者に品質証明を行う
- ⑥ 発注者は、監督、検査に⑤の証明を活用し、業務の効率化と出来高部分払いの推進を図る

I. 現行の体制と業務内容



II. 施工者と契約した第三者による品質証明の導入



その他の情報提供

公共工事設計労務単価の改訂について

単価設定のポイント

(1) 最近の**技能労働者の不足等**に伴う労働市場の**実勢価格**を適切・迅速に反映
(例年の4月改訂を前倒し)

(2) 社会保険への加入徹底の観点から、**必要な法定福利費相当額**を反映 (継続)



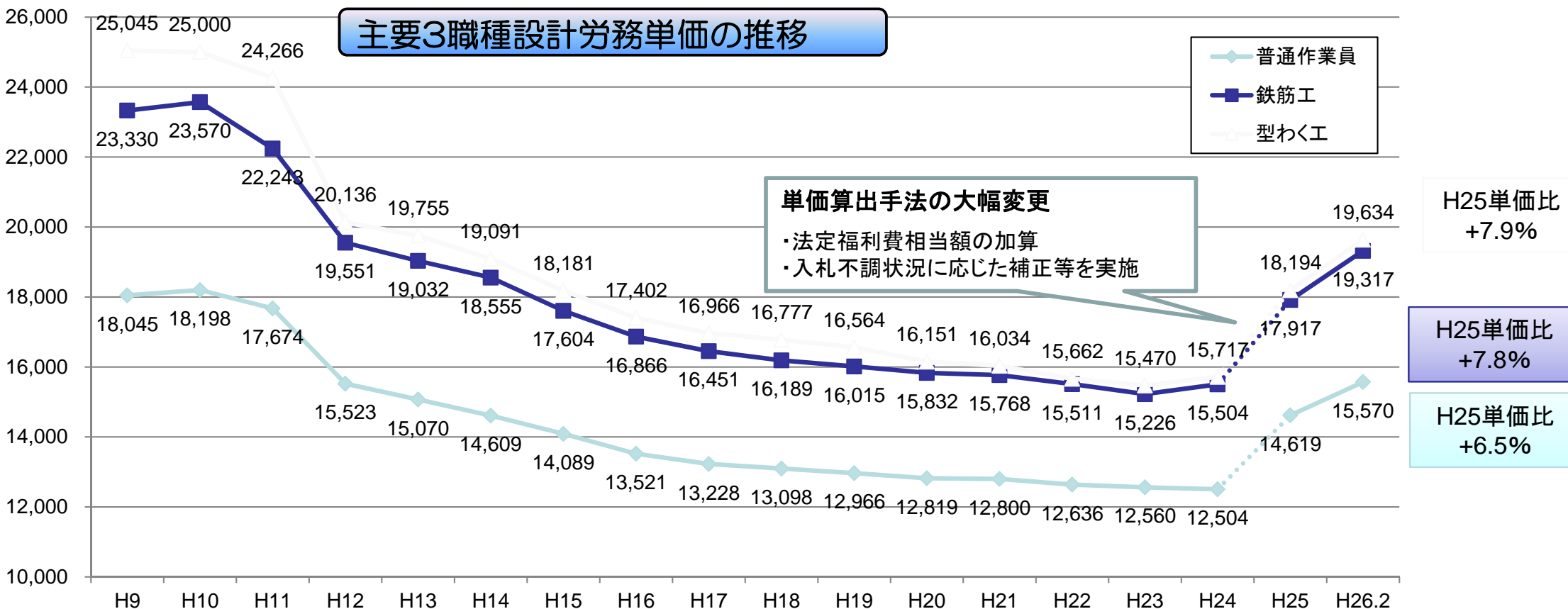
全職種平均

全 国 (16,190円) 平成25年4月比; **+7.1%** (平成24年度比; **+23.2%**)
 被災三県 (17,671円) 平成25年4月比; **+8.4%** (平成24年度比; **+31.2%**)

※1 入札不調の増加に応じて単価を引き上げるよう措置(継続)(当面被災三県のみ)

※2 一定の既契約工事についても、新労務単価を踏まえてインフレスライド条項を適用

主要3職種設計労務単価の推移



国土交通省直轄工事における社会保険未加入対策

- 平成26年8月1日以降、国土交通省直轄工事において、社会保険未加入建設業者に対する指導監督を強化するとともに、元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請業者につき、社会保険等加入業者に限定する

①入札参加時に元請業者の**保険加入状況を確認**。
(未加入の元請業者は工事から排除)

②未加入の一次下請業者との**契約を原則禁止**。

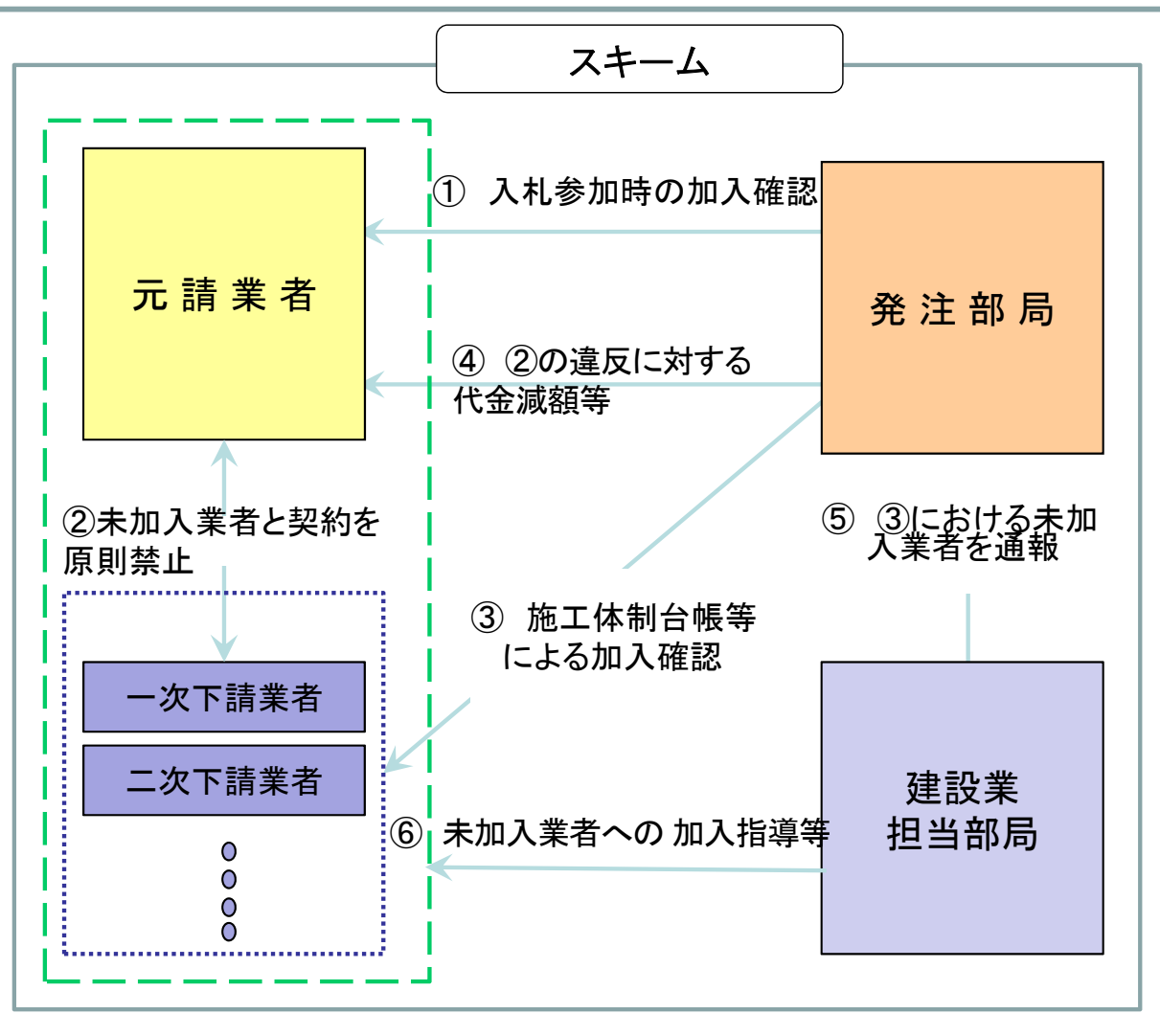
③施工体制台帳等で全ての下請業者の**保険加入状況を確認**。

④未加入の一次下請業者と契約したことが判明した場合の措置を実施。
(元請業者の請負代金減額等)

⑤全ての未加入業者を発注部局から**建設業担当部局に通報**。

⑥建設業担当部局において 未加入業者(二次下請以下も含む。)への**加入指導等を引き続き実施**。

(※②～⑥については、下請代金の総額が3千万円以上の工事に限る。)



○ 平成27年度以降は、競争参加資格申請時に社会保険未加入業者を排除することを検討。

○ 他の発注者に対して、国土交通省のスキームを情報提供するとともに、同様の取り組みの実施を検討するよう促す。



平成26年度入札・契約手続き等に関する説明会

業務の入札・契約について

国土交通省 中国地方整備局 企画部 技術管理課

入札契約制度の概要

建設コンサルタント業務等の入札・契約方式の沿革

沿革

昭和34年1月	設計・施工分離の原則 ・「土木事業に係る設計業務等を委託する場合の契約方式等について」 建設事務次官通達
平成6年6月	プロポーザル方式での手続き開始
平成6年6月	公募型の手続き開始 （適用：競争入札・プロポーザル方式）
平成8年9月	簡易公募型の手続き開始 （適用：競争入札・プロポーザル方式）
平成10年12月	設計共同体での手続き開始 （適用：公募型・簡易公募型プロポーザル方式）
平成17年4月	公共工事の品質確保の促進に関する法律「品確法」施行 ・H17.8「基本方針」閣議決定 ＜調査及び設計の品質確保に関する事項＞記載
平成18年9月	参加の有無を確認する公募手続き「唯一性の確認」開始
平成20年9月	建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン（暫定版）
平成20年11月	公共工事に関する調査及び設計に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン（通知）
平成21年4月	建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン（最終版）
平成23年6月	建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン（改定版）

関連事項

◆資格関係

[企業登録]

- ・S36.11 測量業者登録
- ・S39.4 建設コンサルタント登録
- ・S52.10 地質調査業者登録
- ・S59.9 補償コンサルタント登録

[技術者資格]

- ・S24 測量士、測量士補
- ・S51 地質調査技士
- ・S58.4 技術士
- ・H3.4 RCCM
- ・H18.7 公共工事発注者支援機関認定制度（中国地整）
- ・ " 公共工事発注者支援業務技術者認定制度（中国地整）
- ・H21.7 公共工物品質確保技術者資格制度（全国統一資格）

◆試行

[工事]

- ・H9 設計施工一括方式試行

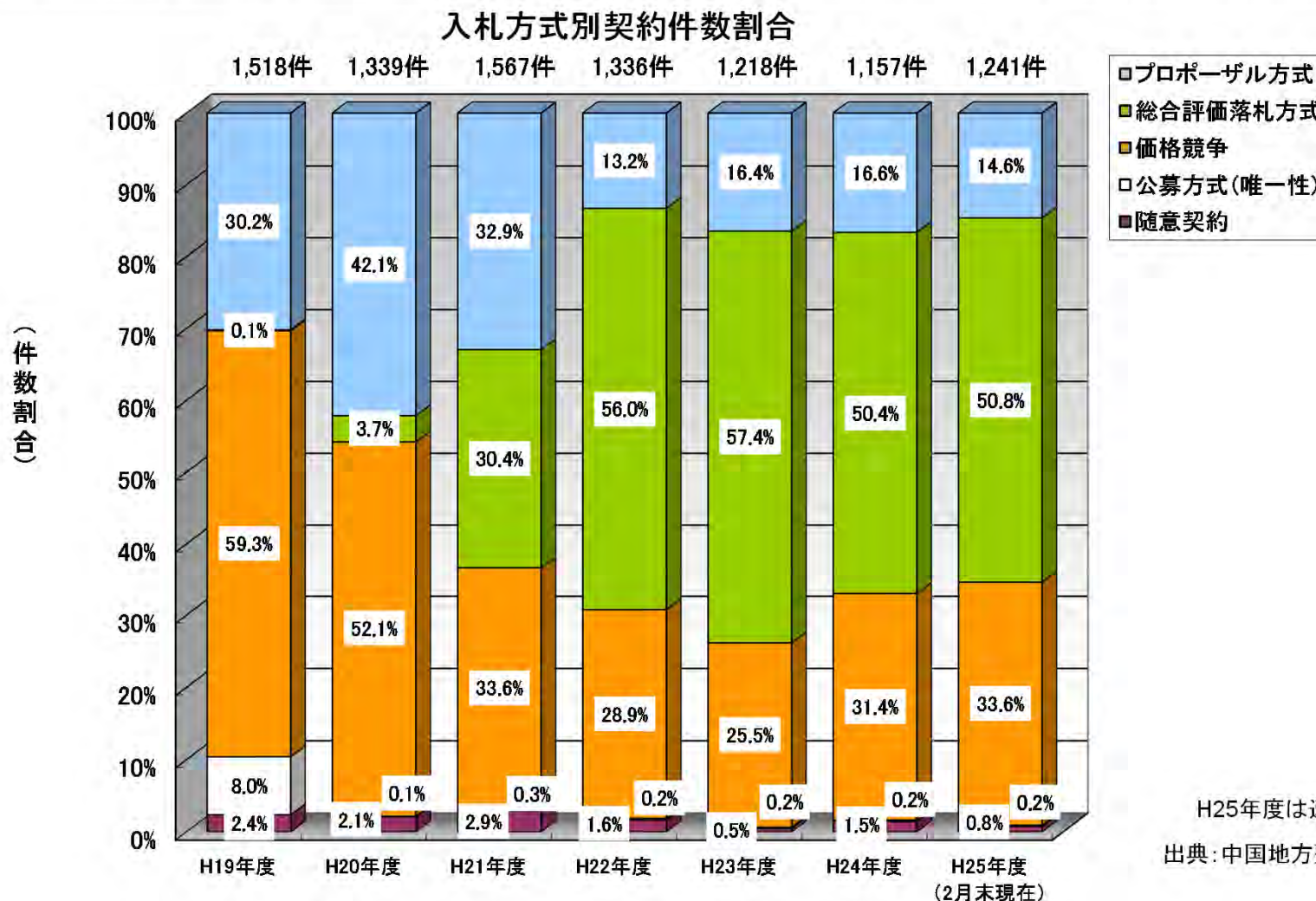
[業務]

- ・H19 総合評価落札方式試行

入札契約の推移

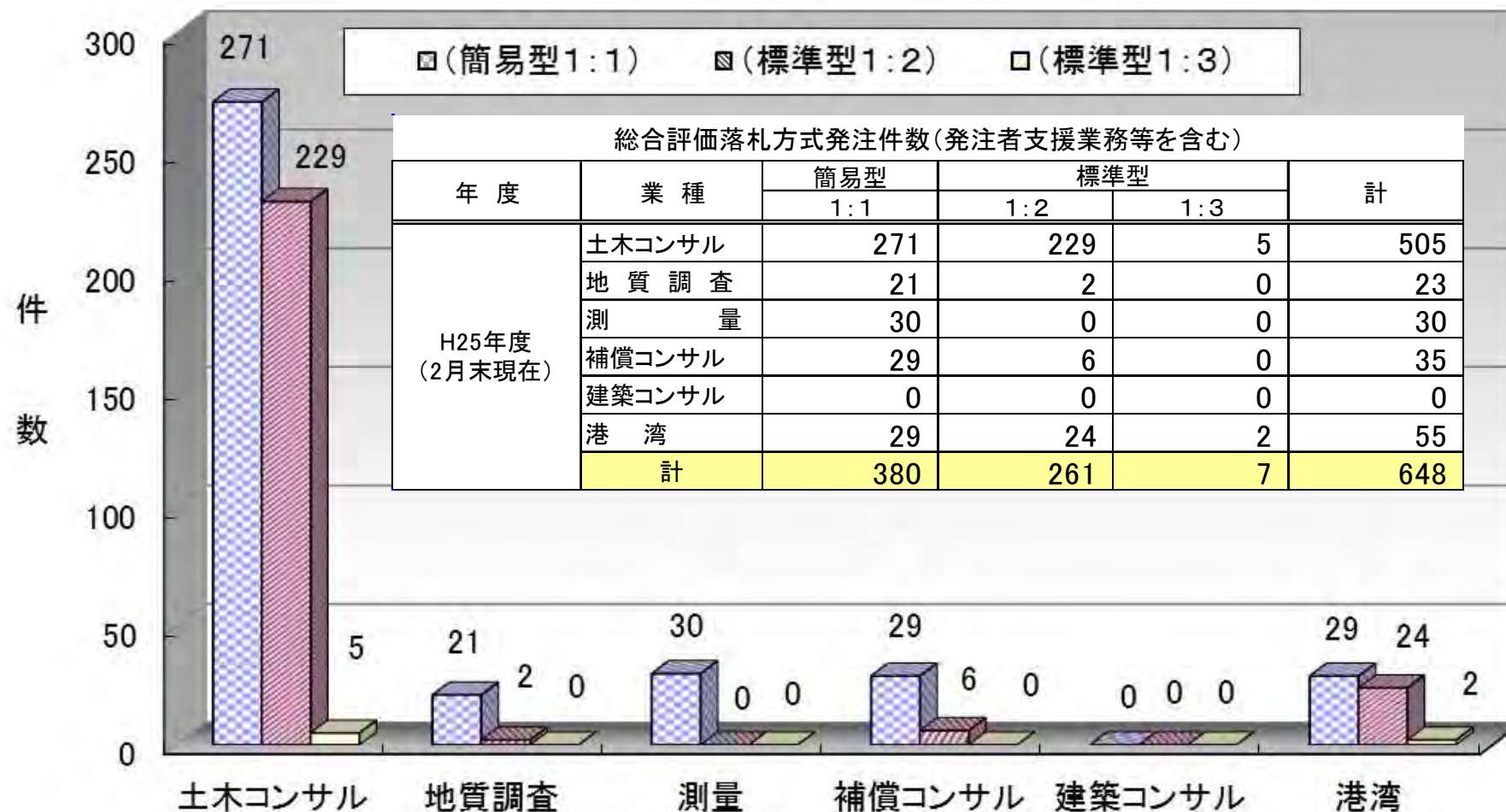
入札・契約方式別契約件数の推移<中国地整>

- ◇建設コンサルタント業務等の入札・契約方式については、平成17年度からの「随意契約の点検・見直し」により、競争性のある契約方式に移行している。
- ◇平成19年度からは、総合評価落札方式を導入しており、同方式による割合が増加傾向となっている。
- ◇平成25年度(2月末時点)は、プロポーザル又は総合評価による技術評価を行う方式が約7割を占めている。



総合評価落札方式の契約状況<中国地整>

◇総合評価落札方式による発注は、H19年度から試行を行い、**H25年度の発注件数は648件**(2月末現在)となっている。
 [配点比率別] 簡易型(1:1)→380件、標準型(1:2)→261件、標準型(1:3)→7件



業種別配点比率別契約件数(H25)

H25年度は速報値
 出典:中国地方整備局

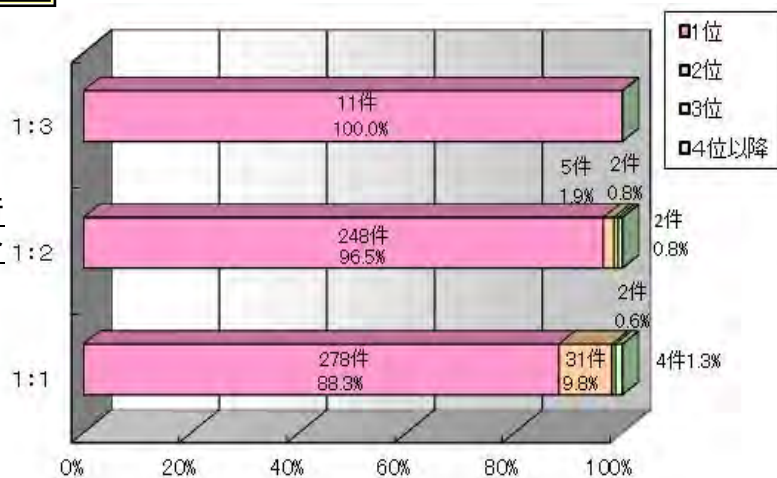
総合評価落札方式の契約状況<中国地整>

◇技術点1位の者が落札している件数はH24年度537件(92.1%)、H25年度595件(91.8%)を占めており技術点による競争となっている。
 H24 (1:1→278件(88.3%) 1:2→248件(96.5%) 1:3→11件(100%) H25 (1:1→336件(88.4%) 1:2→252件(96.6%) 1:3→7件(100.0%)

H24年度

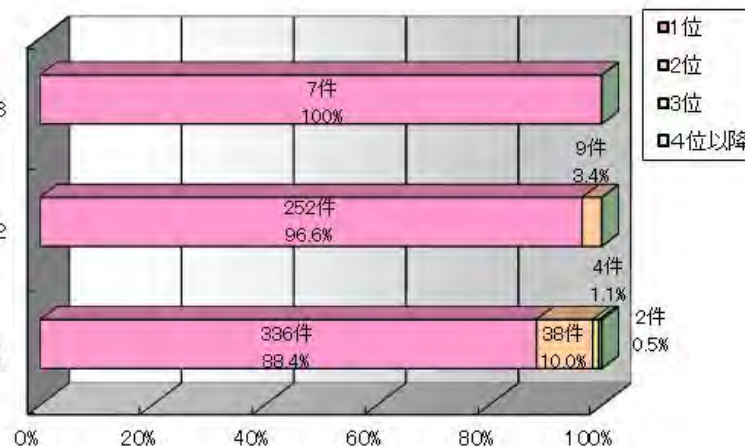
契約件数
:583件

落札者の技術
点順位の割合

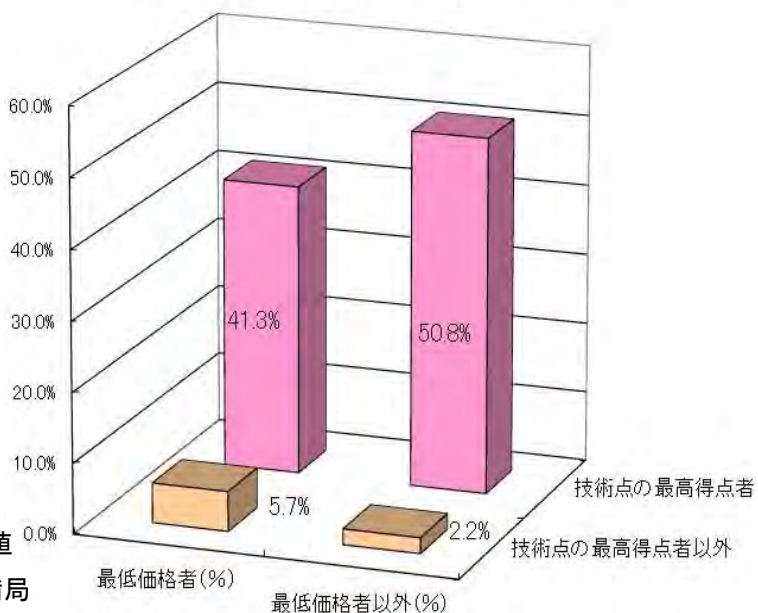


H25年度(2月末)

契約件数
:648件

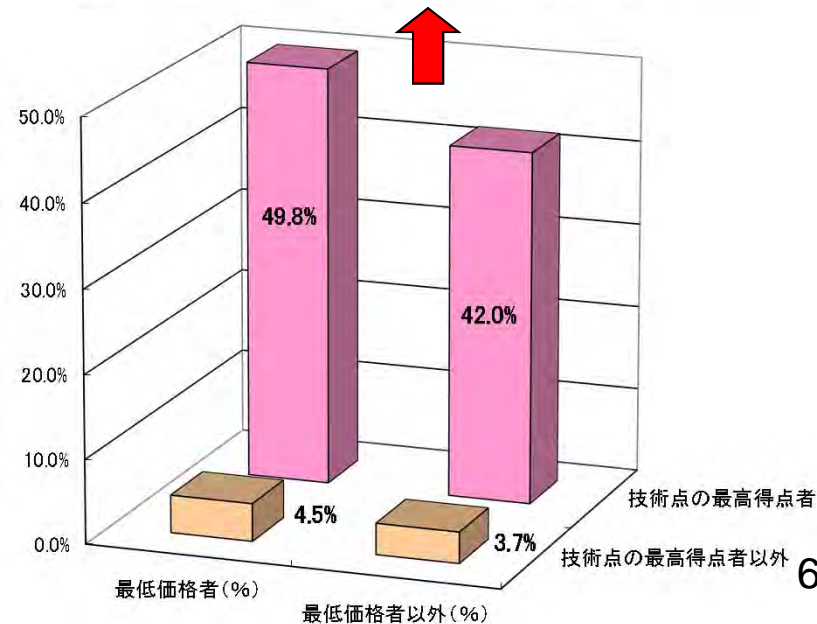


落札者の内訳



H25年度は速報値

出典:中国地方整備局



平成26年度の入札契約手続き

No	項目	背景	見直し概要
1	【試行業務】 若手技術者の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・実績重視となっており、優秀な若手技術者が管理技術者に登用しにくい。(業団体意見交換) ・若手技術者育成に向け管理技術者に登用しやすい環境整備の強化 	総合評価落札方式、プロポーザル方式において、若手の管理技術者を登用する場合、管理補助技術者の配置を可能とする。 技術提案書のヒアリングに、予定管理技術者以外に管理補助技術者の同席を可能とし、ヒアリング質疑についても管理補助技術者による補助を可能にする。
2	【特定段階の技術評価】 「テーマ間の整合性」は、総合評価落札方式・プロポーザル方式とも評価しない	配点から見た場合の項目の必要性、在り方を検討すべき	テーマ間の整合性について、削除

平成26年度 主な改定内容【若手技術者の育成】

背景

- ・ 建設業界における離職者の増加、新卒者の入職の減少等により、担い手の確保、技術の伝承が課題となっている。
- ・ 入札契約制度においては、実績重視となっており優秀な若手技術者を管理技術者として登用しづらい。

制度導入

優秀な若手技術者を管理技術者に登用しやすい環境整備

【H25試行導入】

品質確保が簡易な業務
(簡易公募型価格競争方式)

- ① 管理技術者を経験した者のみが保有する 技術者表彰の評価を取り止め
- +
- ② 手持ち業務量の少ない技術者を優位に評価する項目を追加

○H25試行結果

- ・ 表彰経験のない年配の技術者が配置されている

○H26の取組【継続】

- ・ 制度を継続運用し検証する

【H26新規導入】

品質確保に高い技術力を必要とする業務
(プロポーザル方式・総合評価落札方式)

- ① 若手技術者の育成
 - +
 - ② 業務の品質確保
- の両立ができる仕組みの導入が必要

○H26の取組

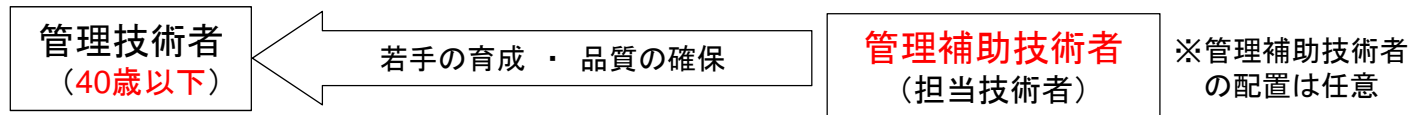
- ① 若手の管理技術者を育成する管理補助技術者の配置制度の創設
- ② 技術提案書のヒアリングに若手技術者の同席を可能にする。

制度の概要

若手の管理技術者を育成する管理補助技術者の配置制度

若手技術者（40歳以下）の育成実績を目的に、

- 管理技術者経験が乏しい若手技術者を予定管理技術者として登録する場合、**企業として品質を確保しつつ、若手の管理技術者を育成するための技術者（以下、「管理補助技術者」という。）の配置を可能にする。**



対象：プロポーザル方式、総合評価落札方式（標準型、簡易型）

入札契約手続き時

- 管理技術者、管理補助技術者ともに、**管理技術者に必要な資格要件（技術者資格、同種・類似業務実績、手持ち業務量等）を全て有する者とし、管理補助技術者は担当技術者として登録が必要。**
- 入札契約における技術者の評価は、**管理補助技術者を評価する。**
- 技術提案書のヒアリングは、**管理技術者が説明を行い、管理補助技術者は説明・回答の補助が可能。**

○資格審査時（例）

評価項目		A社		B社
		管理技術者	管理補助技術者	管理技術者
技術者に必要な資格	技術者資格	○	○	○
	同種又は類似業務等の実績	○	○	○
	テクリス平均評定点	○	○	○
	手持ち業務量	○	○	○
	直接的な雇用関係	○	○	○

○選定・特性時（例）

評価項目		標準配点	A社	B社
			管理補助技術者	管理技術者
技術者の経験及び能力	技術者資格	5.0	5.0	5.0
	同種又は類似業務等の実績	10.0	10.0	10.0
	テクリス平均評定点	30.0	24.0	24.0
	優良技術者表彰	5.0	5.0	0.0
予定管理技術者の経験及び能力		50.0	44.0	39.0

業務履行時

- 業務着手時及び成果品納入時の打合せには、**管理技術者、管理補助技術者の両者の立ち会いが必要。**
- 中間時の打合せには、**管理技術者、管理補助技術者のいずれか1名の立ち会いとする。**

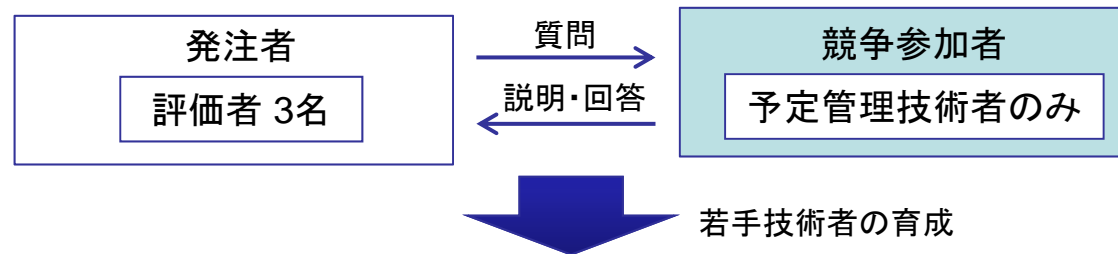
※「測量」、「地質」は、管理補助技術者を主任補助技術者とする。

概要

プロポーザル方式、総合評価落札方式の業務で実施する管理技術者対象の技術提案書のヒアリングについては、建設コンサルタント等の若手技術者（40歳以下）の育成に向け、新たな評価制度導入※に合わせて、管理技術者以外の若手技術者の参加同席を可能にする。

※ 若手技術者（40歳以下）を管理技術者として登用する場合、管理補助技術者の配置を可能とする。

従前

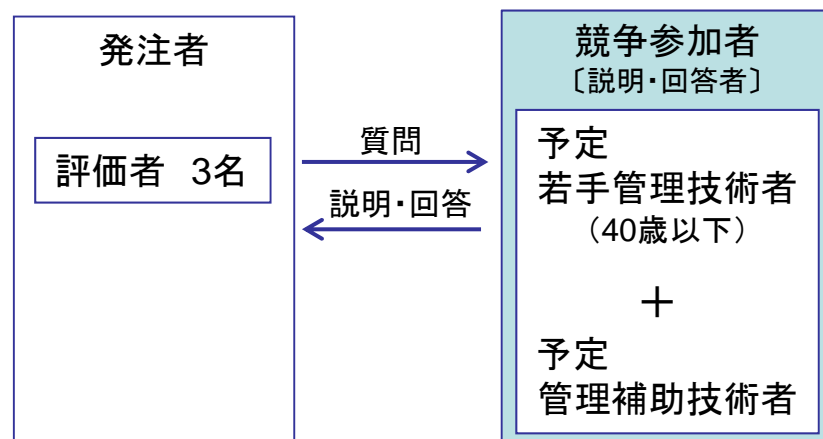


改正

管理補助技術者を配置する場合

○管理技術者（40歳以下）と管理補助技術者（担当技術者）を配置する場合のヒアリング

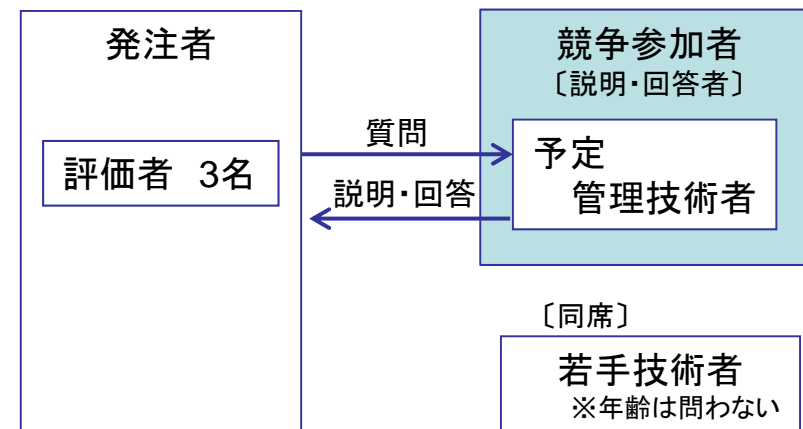
- ・ 説明・回答は、予定管理技術者が行い、予定管理補助技術者は説明・回答を補助することができる。



管理補助技術者を配置しない場合

○管理補助技術者を配置せず、管理技術者のみを配置する場合、ヒアリング時に若手技術者の同席が可能

- ・ 説明・回答は、予定管理技術者のみとする。同席する若手技術者の説明・回答は認めない。



【1】技術者表彰の評価の取り払い

◇管理技術者を経験した者のみが保有する**技術者表彰を評価項目として設定しない。**【選択項目】

現行の管理技術者評価項目

- ・保有資格 . . . 技術力の担保として必要
- ・同種・類似実績 . . . 担当技術者としての従事実績も管理技術者と同評価としている
- ・過去の業務成績 . . . 担当技術者としての従事実績も管理技術者と同評価としている
- ・**技術者表彰 . . . 管理技術者経験者のみ受賞実績あり** →技術点確保のため表彰実績のある技術者に集中 ←見直し

【2】手持ち業務量を評価項目に追加

◇持ち点の高い特定の管理技術者に集中した申請がされやすいため、「手持ち業務量」のうち**中国地方整備局発注業務の手持ち業務件数の少ない技術者を優位に評価する**【選択項目】

- ①手持ち業務量が0件 . . . 5点
- ②手持ち業務量が1～2件 . . . 3点
- ③手持ち業務量が3件以上 . . . 0点

技術者表彰の評価の取り払い + 手持ち業務量の評価項目追加 による標準配点

【現行】

		評価項目		標準配点
予定管理 技術者の 経験及び 能力	資格・実績等	技術者資格等	技術者資格	5
		業務遂行能力	過去〇年間の同種・類似業務の実績	10
	成績・表彰	業務遂行技術力	過去〇年間の同業種区分の業務成績	30
			過去〇年間の同業種区分の表彰実績	5

【改訂(案)】

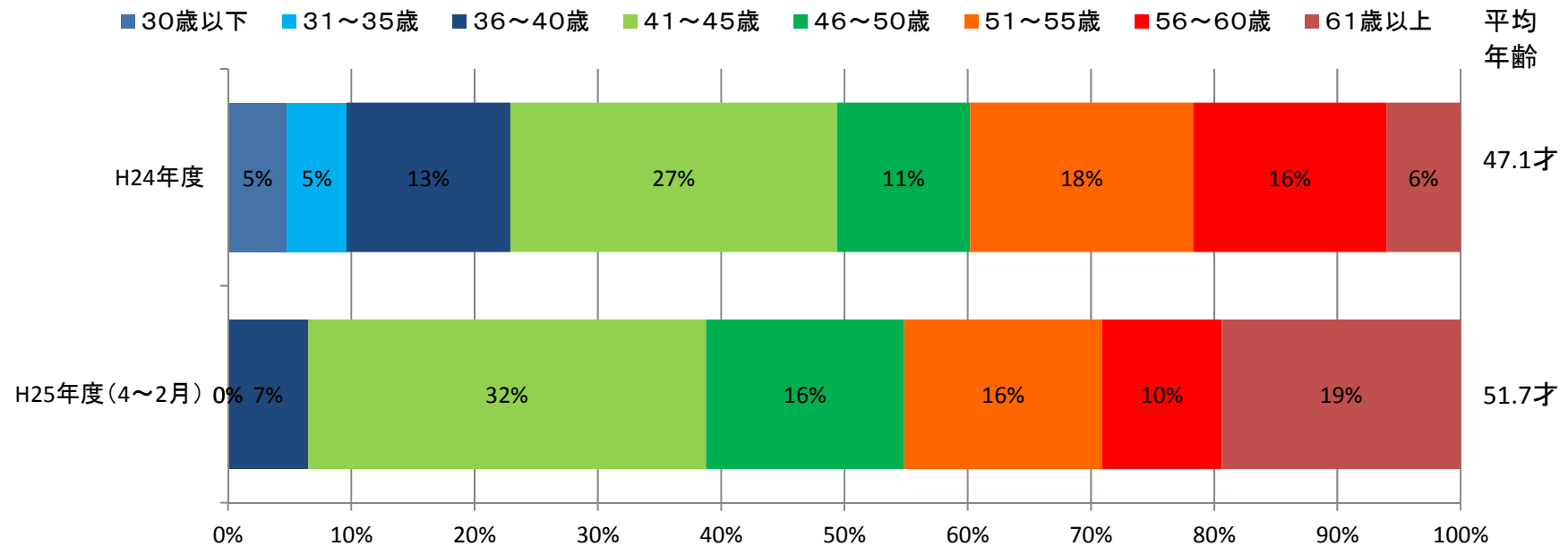
		評価項目		標準配点
予定管理 技術者の 経験 及び能力	資格・実績等	技術者資格等	技術者資格	5
		業務遂行能力	過去〇年間の同種・類似業務の実績	10
	成績	業務遂行技術力	過去〇年間の同業種区分の業務成績	30
		手持ち業務量	専任制 手持ち業務量	5

試行状況

- 簡易公募型価格競争入札方式で採用、平成25年度4~2月までに31件で試行

試行の結果

簡易公募型価格競争 管理技術者の年齢別割合



- 試行（平成25年度4~2月）での管理技術者の平均年齢は51.7才となっており、平成24年度と比較すると約4.6才上昇と現状では効果は見られない。

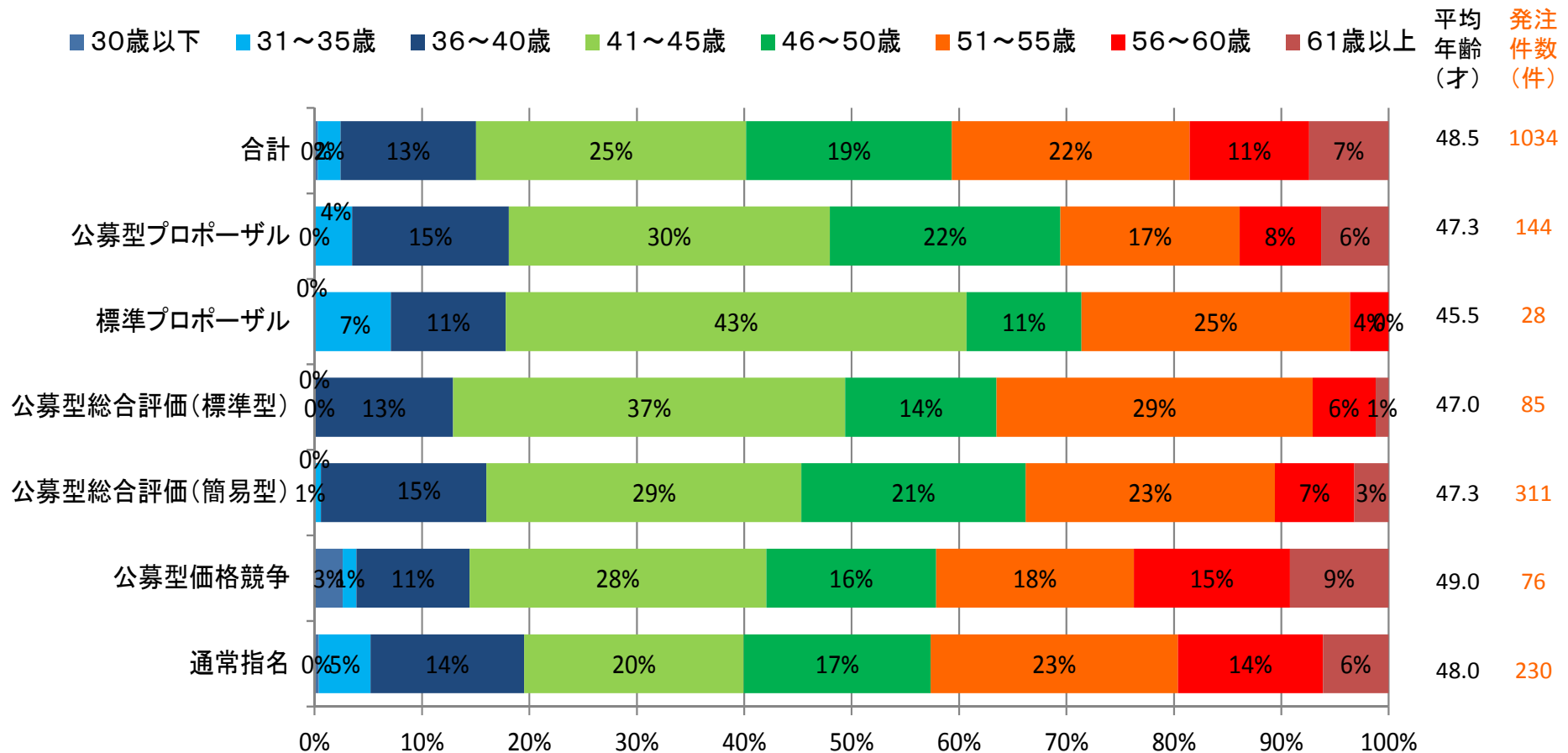


今後の取組

- 制度の主旨を関係業団体へ引き続き周知を行っていく。

- ・平成25年度(4～2月)契約業務(測量、地質、土木コンサル)の管理技術者の平均年齢は48.5才となっている。
- ・管理技術者の平均年齢は51才以上が約40%を占めている。
- ・管理技術者の年齢の分布は発注方式毎に異なるものの、平均年齢は同程度となっている。
- ・40才以上の管理技術者の配置が80%以上となっている。

管理技術者の年齢構成 H25年度(4～2月)



平成26年度 主な改定内容【評価項目の見直し】

テーマ間の整合性を評価項目から削除

各々の評価テーマの配点を大きくし、テーマ間の整合性については、評価項目を一律削除する。

【対象】プロポーザル方式、総合評価落札方式(標準型1:3)

【現行:プロポーザル方式】

評価項目			標準配点	
予定管理技術者の経験及び能力			25	
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度	10	
	実施手順	実施フローの妥当性	5	
		工程計画の妥当性	5	
	その他	有益な代替案、重要事項の指摘	5	
実施方針・実施フロー・工程表・その他			25	
評価テーマ	テーマ間の整合性(2テーマ以上ある場合)		2	
	評価テーマ1	的確性	与条件との整合性	6
			必要なキーワードの網羅	6
	実現性	説得力		6
		提案内容の裏付け		6
	評価テーマ2	的確性	与条件との整合性	6
			必要なキーワードの網羅	6
	実現性	説得力		6
提案内容の裏付け			6	
評価テーマ 小計			50	
合計			100	

【改訂(案)】

評価項目			標準配点	
予定管理技術者の経験及び能力			25	
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度	8	
	実施手順	実施フローの妥当性	5	
		工程計画の妥当性	5	
	その他	有益な代替案、重要事項の指摘	5	
実施方針・実施フロー・工程表・その他			23	
評価テーマ	評価テーマ1	的確性	与条件との整合性	7
			必要なキーワードの網羅	7
	実現性	説得力		6
		提案内容の裏付け		6
	評価テーマ2	的確性	与条件との整合性	7
			必要なキーワードの網羅	7
実現性	説得力		6	
	提案内容の裏付け		6	
小計			52	
合計			100	

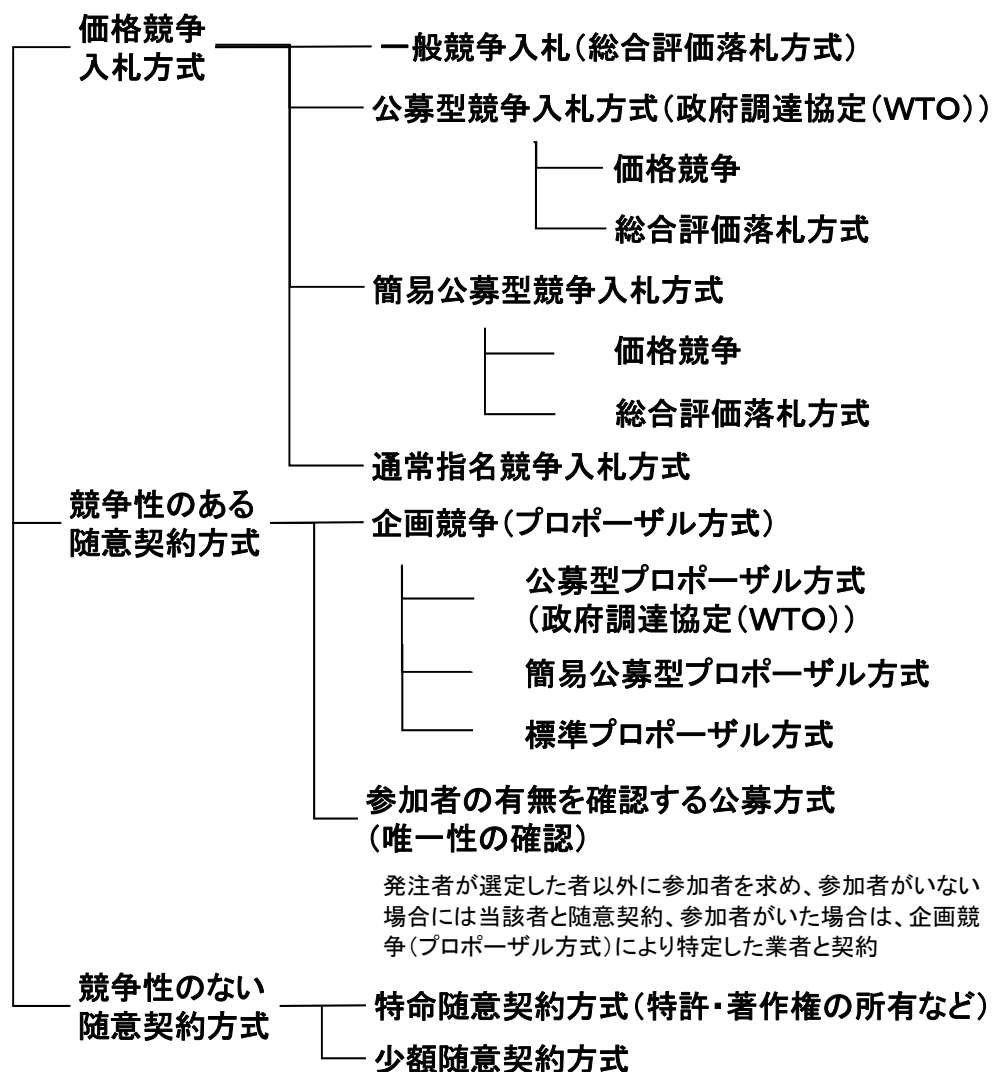
※整合性の観点も含め評価を行う。

業務の入札・契約方針

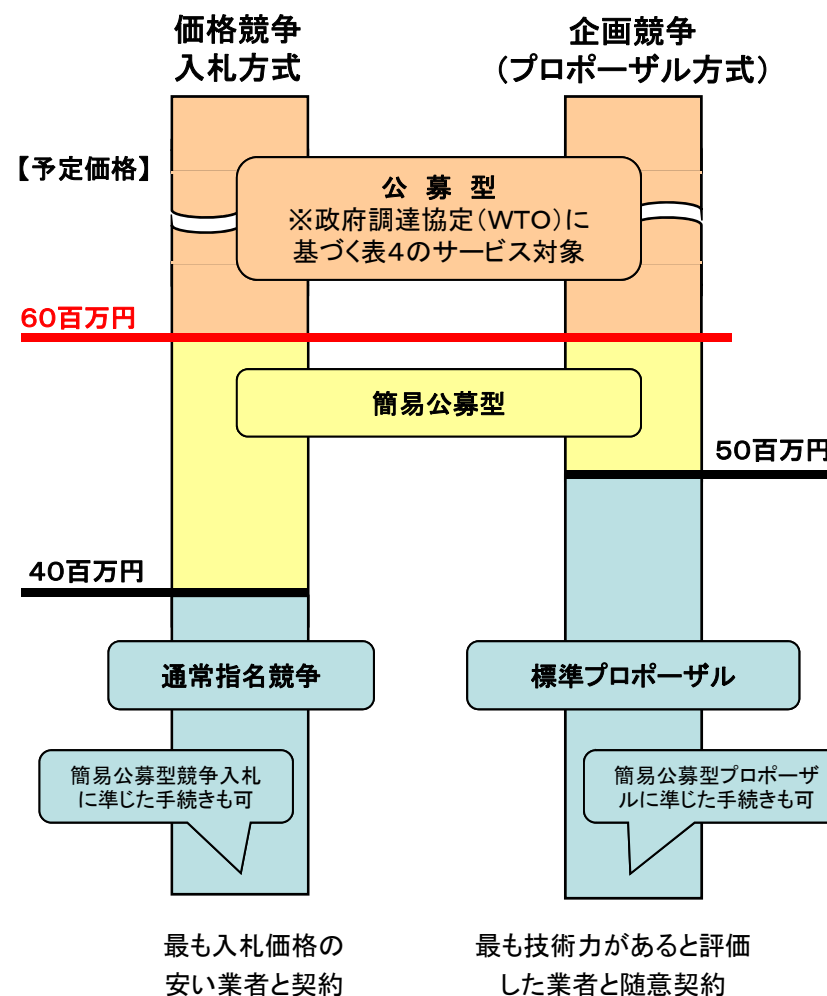
業務の入札・契約方式

業務の入札・契約方式

◆業務の入札方式契約式は、以下のとおりである。



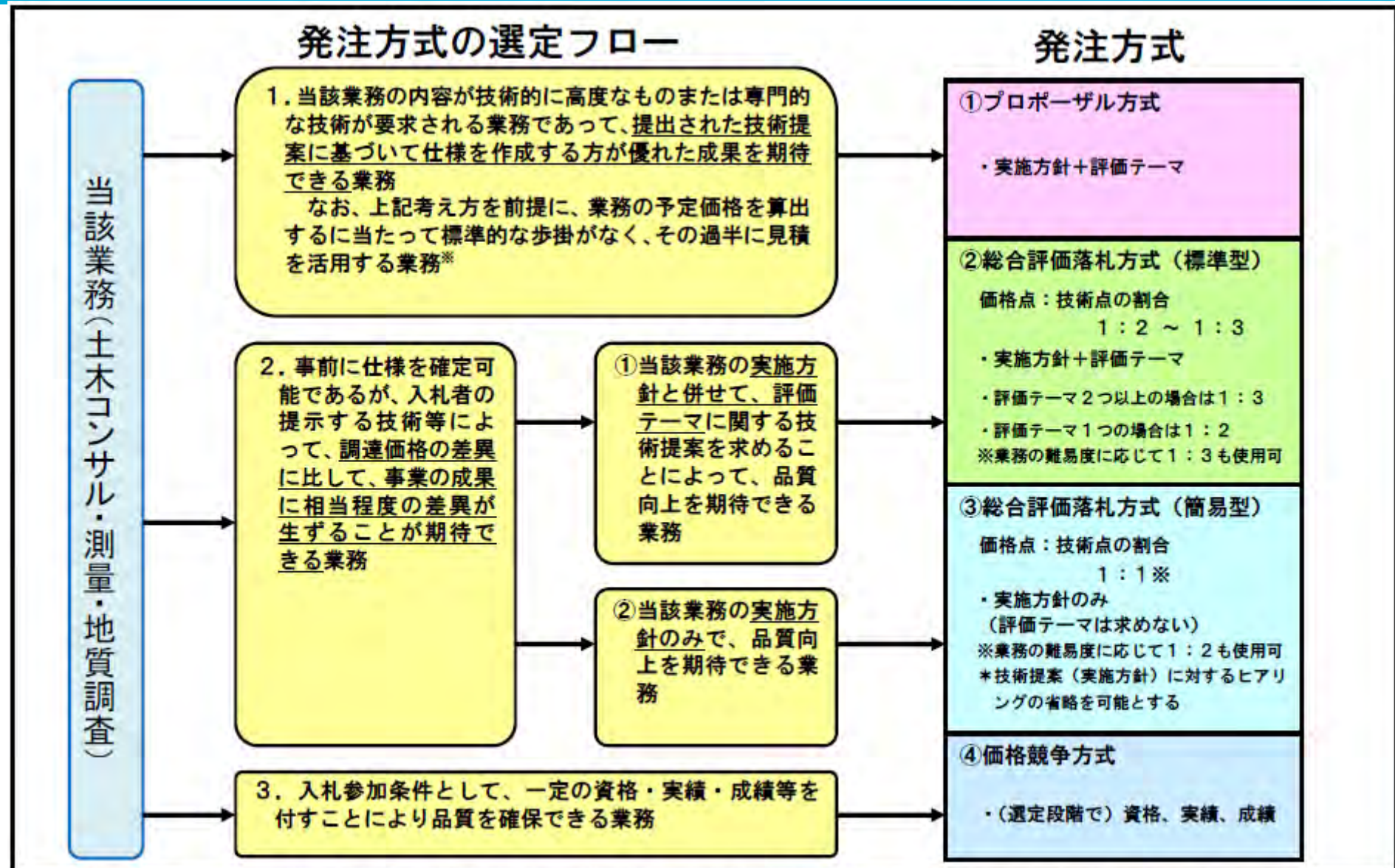
価格別入札・契約方式



主な入札・契約方式

方 式		内 容
価格競争	一般競争 総合評価落札方式 (標準型/簡易型)	競争参加資格確認申請書提出者のうち参加資格を有している全ての企業から価格以外の要素(品質)について技術提案の提出をもとめ、価格と品質が総合的に優れた内容の者を相手方とし、契約する方式。 【適用範囲:発注者支援業務等において試行】
	公募型 競争入札	指名業者の選定に当たり、業務の実施に係る技術適正を把握するための参加表明書の提出(企業の実績・管理技術者の実績)を建設コンサルタント等から公募(官報へ公示)により求め、原則10者を指名競争する手続き方式。 【適用範囲:WTO調達業務において予定価格が 6,000万円 以上】
		価格競争方式
	総合評価落札方式 (標準型/簡易型)	価格及び価格以外の要素(品質)について技術提案(業務取組方針・技術者資格・業務執行技術力等)を求め、価格と品質が総合的に優れた内容の者を相手方とし、契約締結する方式。 (※具体的な取り組み方法を求めるテーマを明示し、その提案を求める[標準型]とテーマまで求めない[簡易型]がある) (※技術点と価格点の比率 : 3:1~1:1)
	簡易公募型 競争入札	公募型競争入札方式の対象業務よりも発注規模が小さな業務について、簡易な公募手続により参加表明書の提出(企業実績・管理技術者の実績)を建設コンサルタント等から幅広く求め原則10者を指名する手続方式。 【適用範囲:原則として予定価格が4,000万円以上~ 6,000万円 未満】
		価格競争方式
	総合評価落札方式 (標準型/簡易型)	価格及び価格以外の要素(品質)について技術提案(業務取組方針・技術者資格・業務執行技術力等)を求め、価格と品質が総合的に優れた内容の者を相手方とし、契約締結する方式。 (※具体的な取り組み方法を求めるテーマを明示し、その提案を求める[標準型]とテーマまで求めない[簡易型]がある) (※技術点と価格点の比率 : 3:1~1:1)
通常指名方式	予め、企業の実績・過去の成績等で10者を指名する手続き方式。	
企画競争	公募型 プロポーザル	業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求されるものについて、業務の実施に係る技術適正を把握するための参加表明書の提出(企業の実績・管理技術者の実績・業務体制)を建設コンサルタント等から公募(官報へ公示)により求め、原則3~5者程度選定し、更に技術提案書を求め、最も優れている1者と随意契約を締結する手続き方式。 【適用範囲:WTO調達業務において予定価格が 6,000万円 以上】
		総合評価型
	簡易公募型 プロポーザル	公募型プロポーザル方式の対象業務よりも発注規模が小さな業務について、簡易な公募手続により、技術提案書の提出を希望する者から参加表明書の提出(企業実績・管理技術者の実績・業務実施体制)を求め、原則としてそのうち3~5者程度を選定し、更に技術提案書の提出を求め、最も優れている1者と随意契約を締結する手続方式。 【適用範囲:原則として予定価格が5,000万円以上~ 6,000万円 未満(WTO調達業務の場合)】
		総合評価型
	標準 プロポーザル	予め、企業の実績・過去の成績等で5者を選定し、技術提案書の提出を求め、最も優れている1者と随意契約を締結する手続方式。
総合評価型	公募型プロポーザル方式に同じ。	

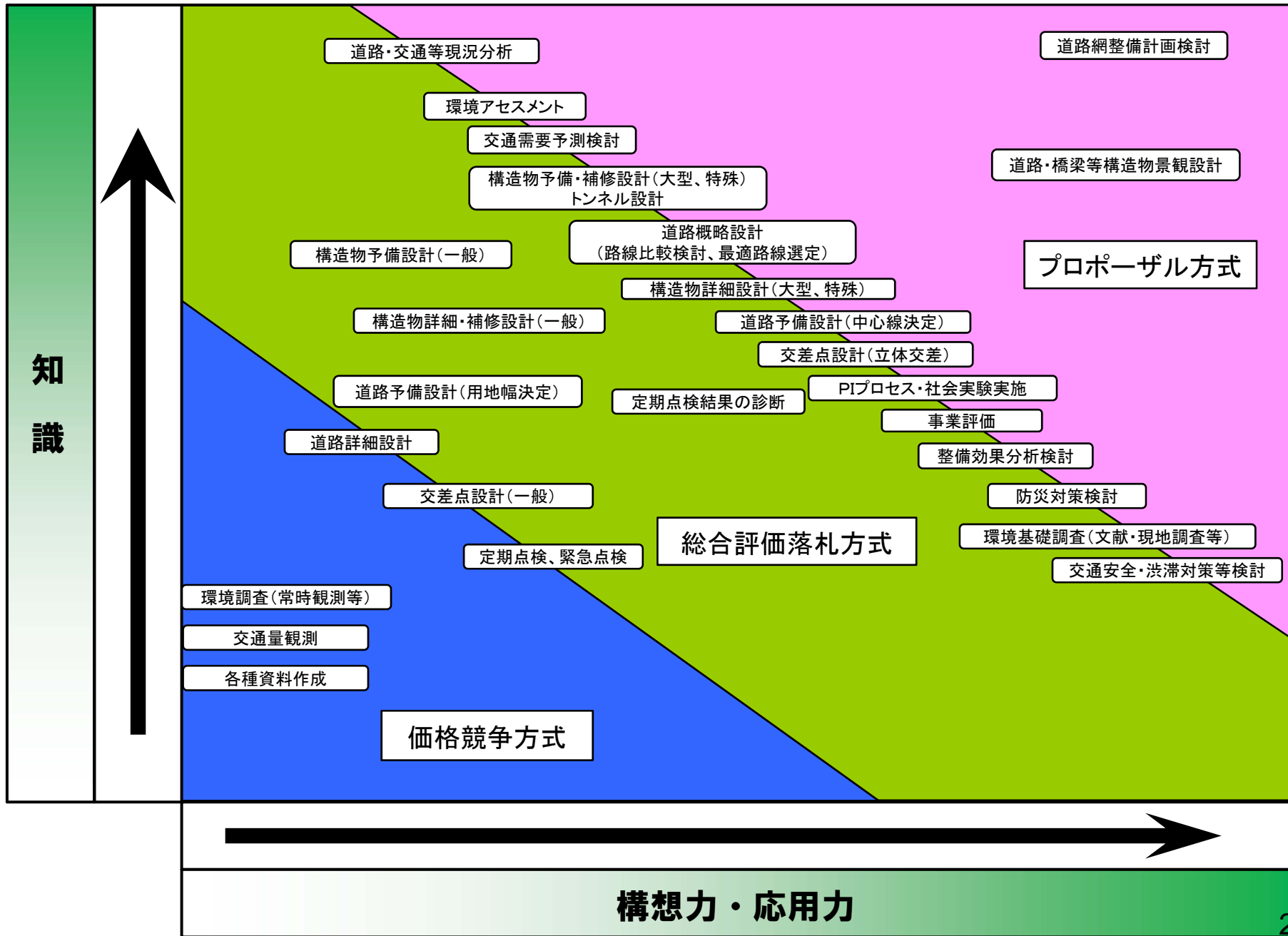
発注方式の選定フロー



※ 予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争方式を選定できる

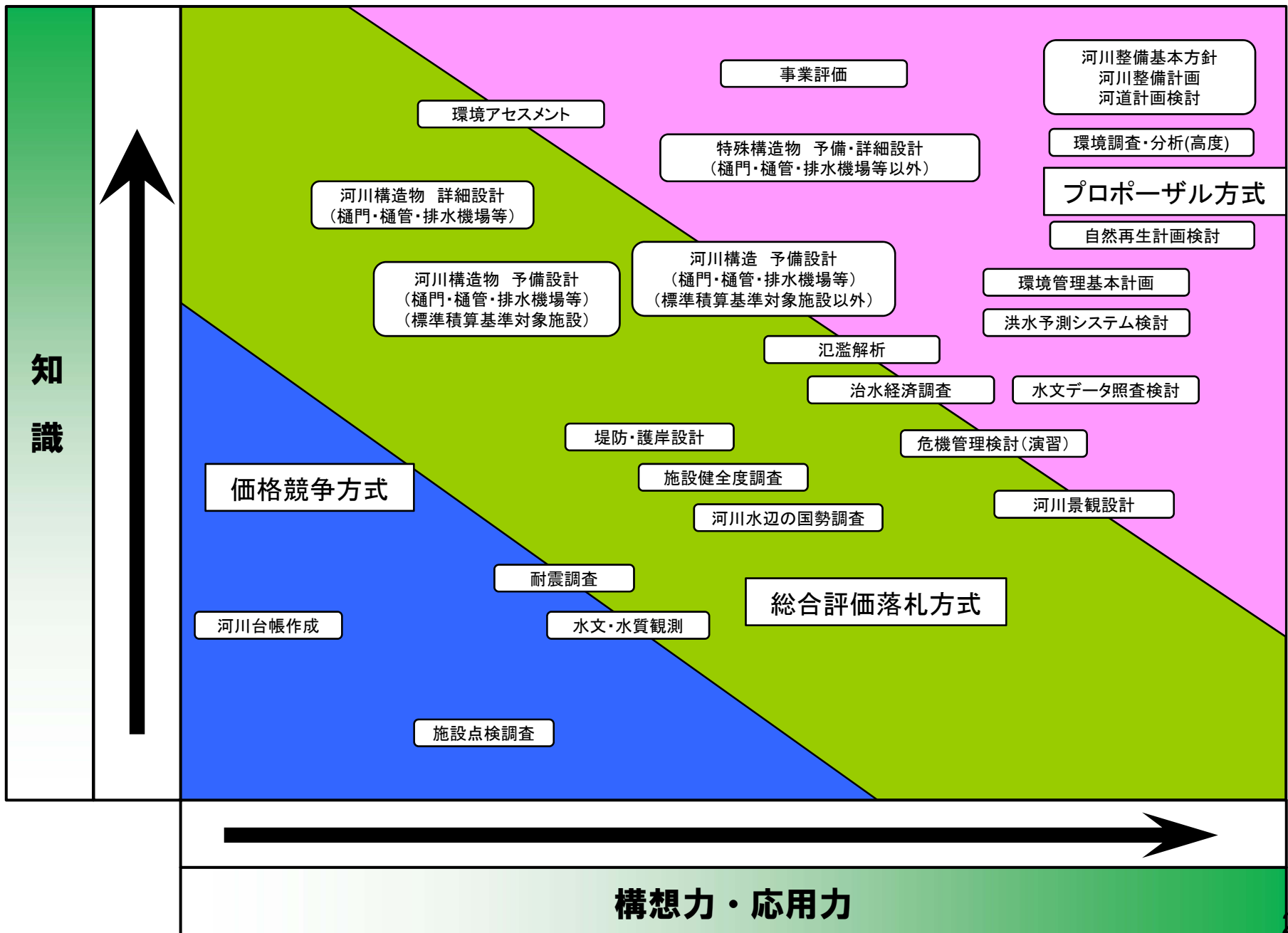
標準的な業務内容に応じた発注方式例 (道路事業)

継続



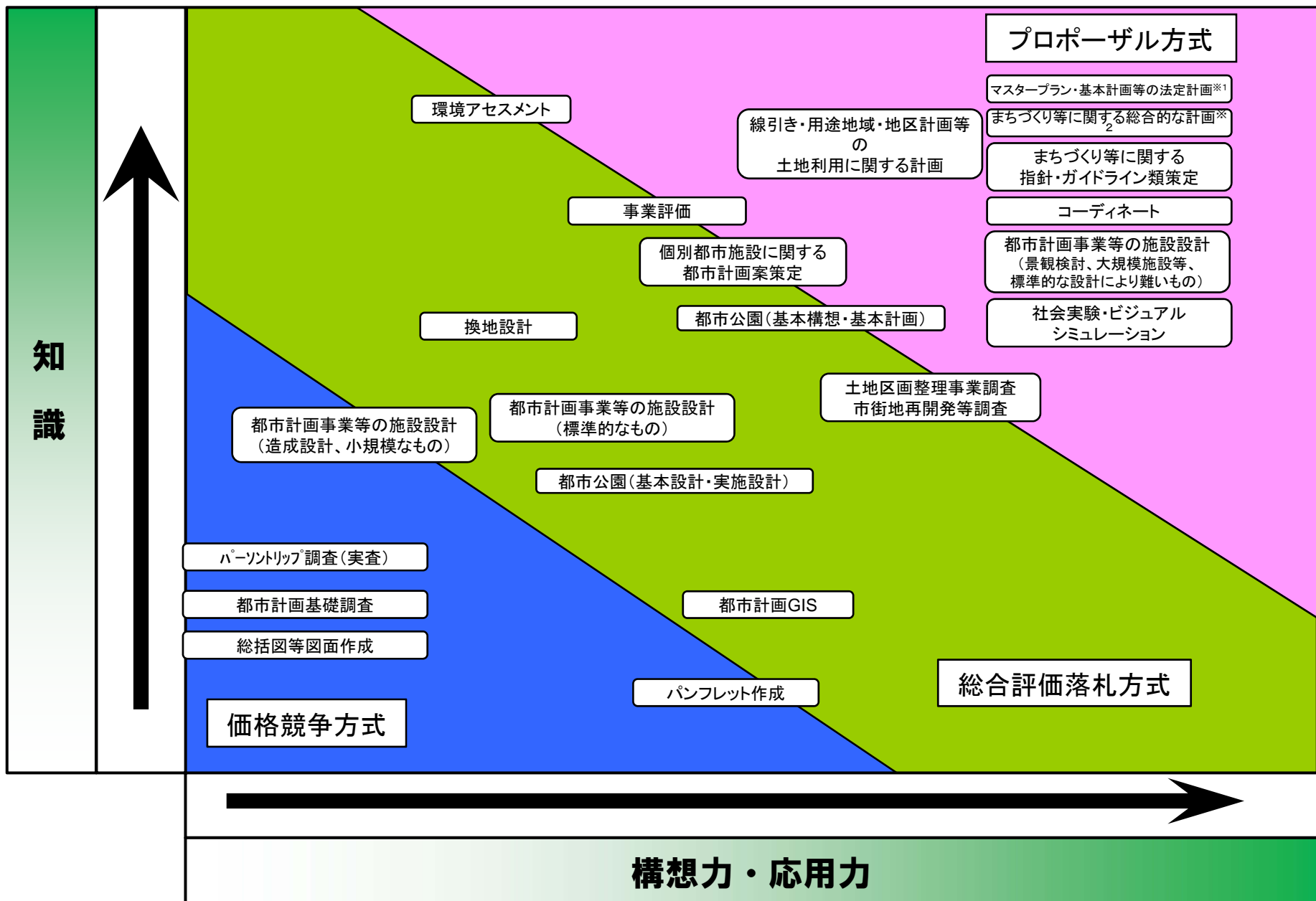
標準的な業務内容に応じた発注方式例 (河川事業)

継続



標準的な業務内容に応じた発注方式例 (都市事業)

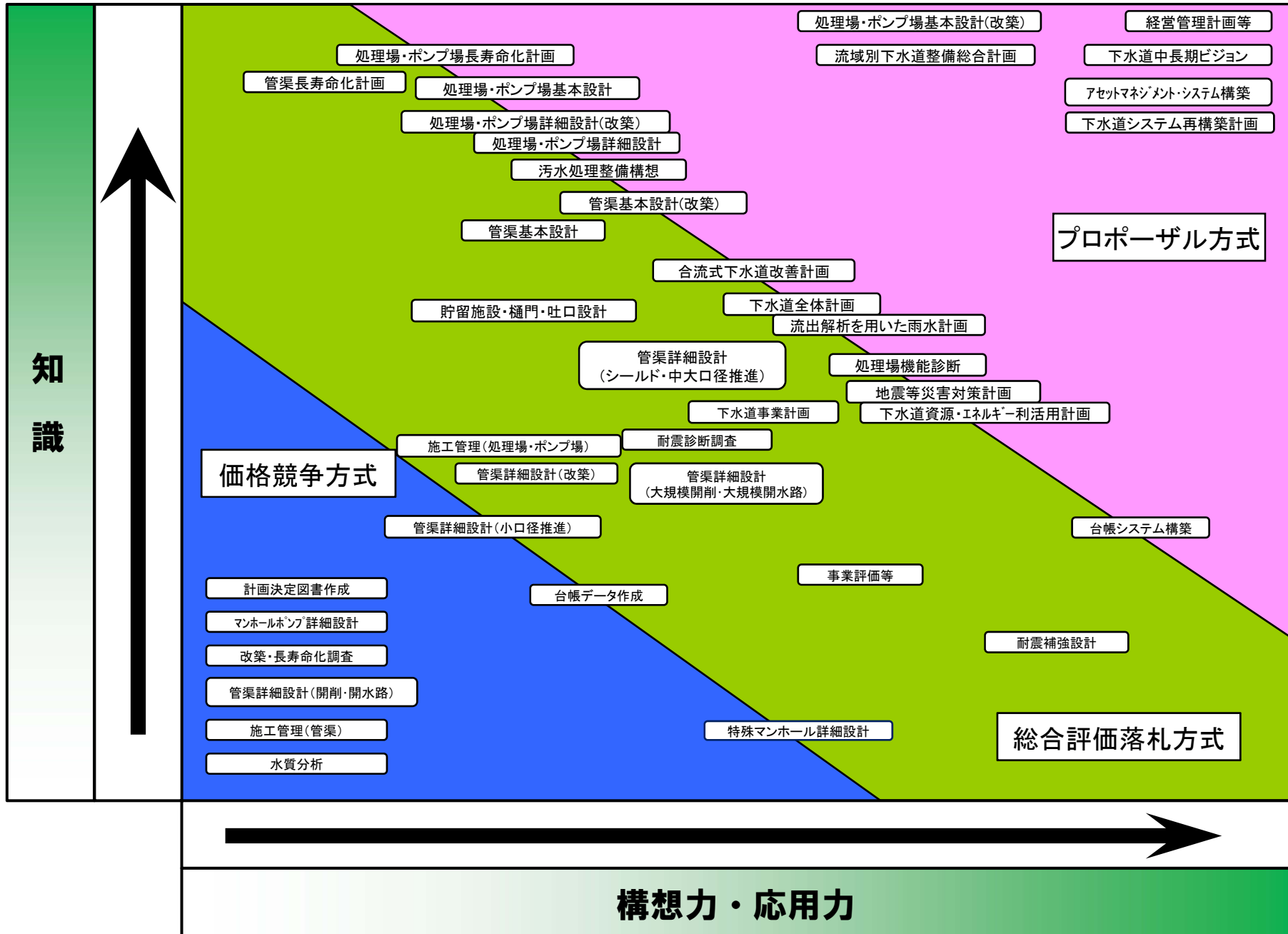
継続



※1 都市計画区域マスタープラン、市町村マスタープラン、都市再開発方針、緑の基本計画、都市再生整備計画、中心市街地活性化基本計画、歴史的風致維持向上計画、景観計画 等
 ※2 都市交通に関するマスタープラン・戦略、市街地整備に関する戦略(大街区化等)、都市の観光・環境(低炭素都市づくり等)・防災等に関する基本的な計画 等

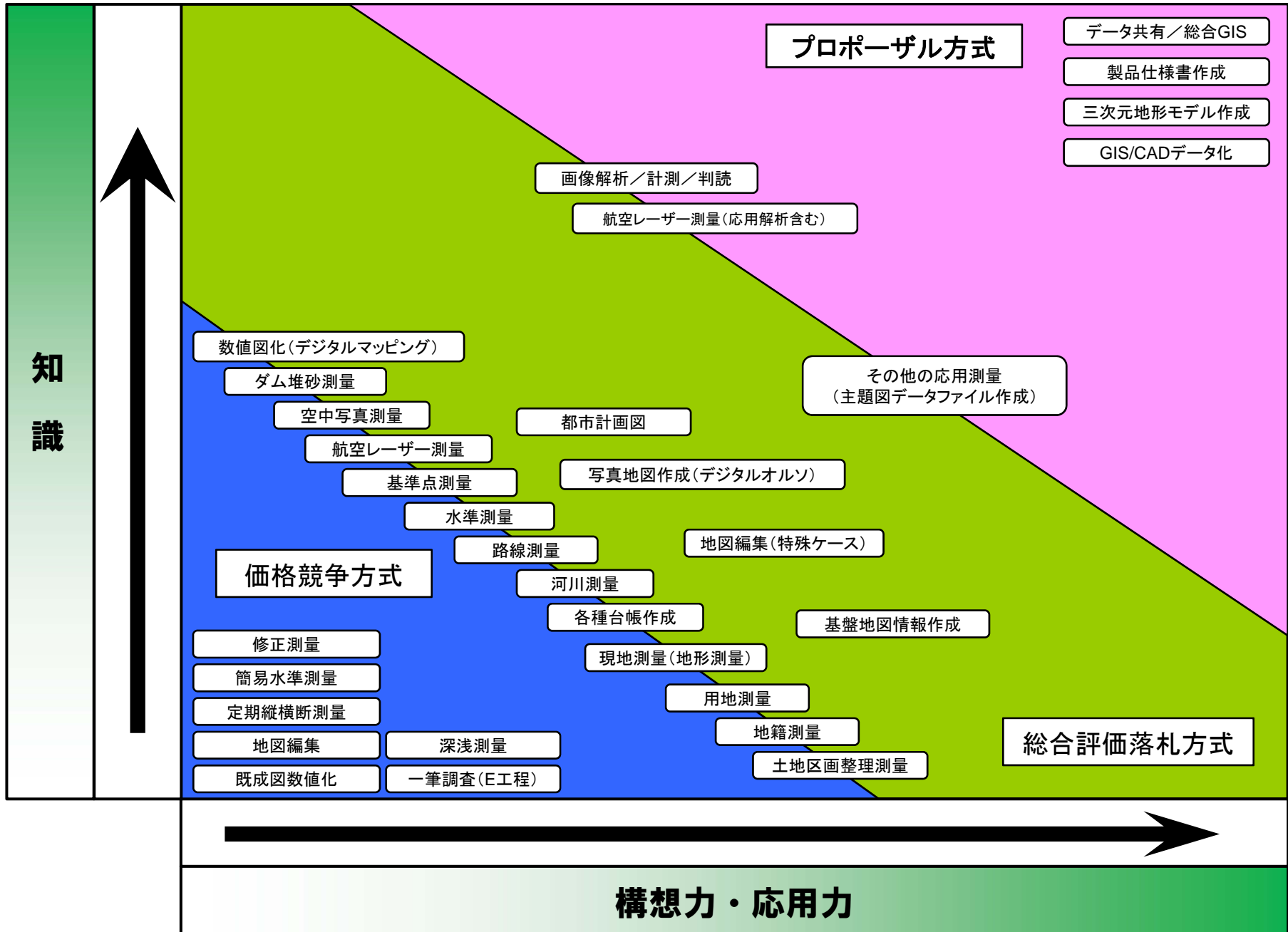
標準的な業務内容に応じた発注方式例 (下水道事業)

継続



標準的な業務内容に応じた発注方式例 (測量調査)

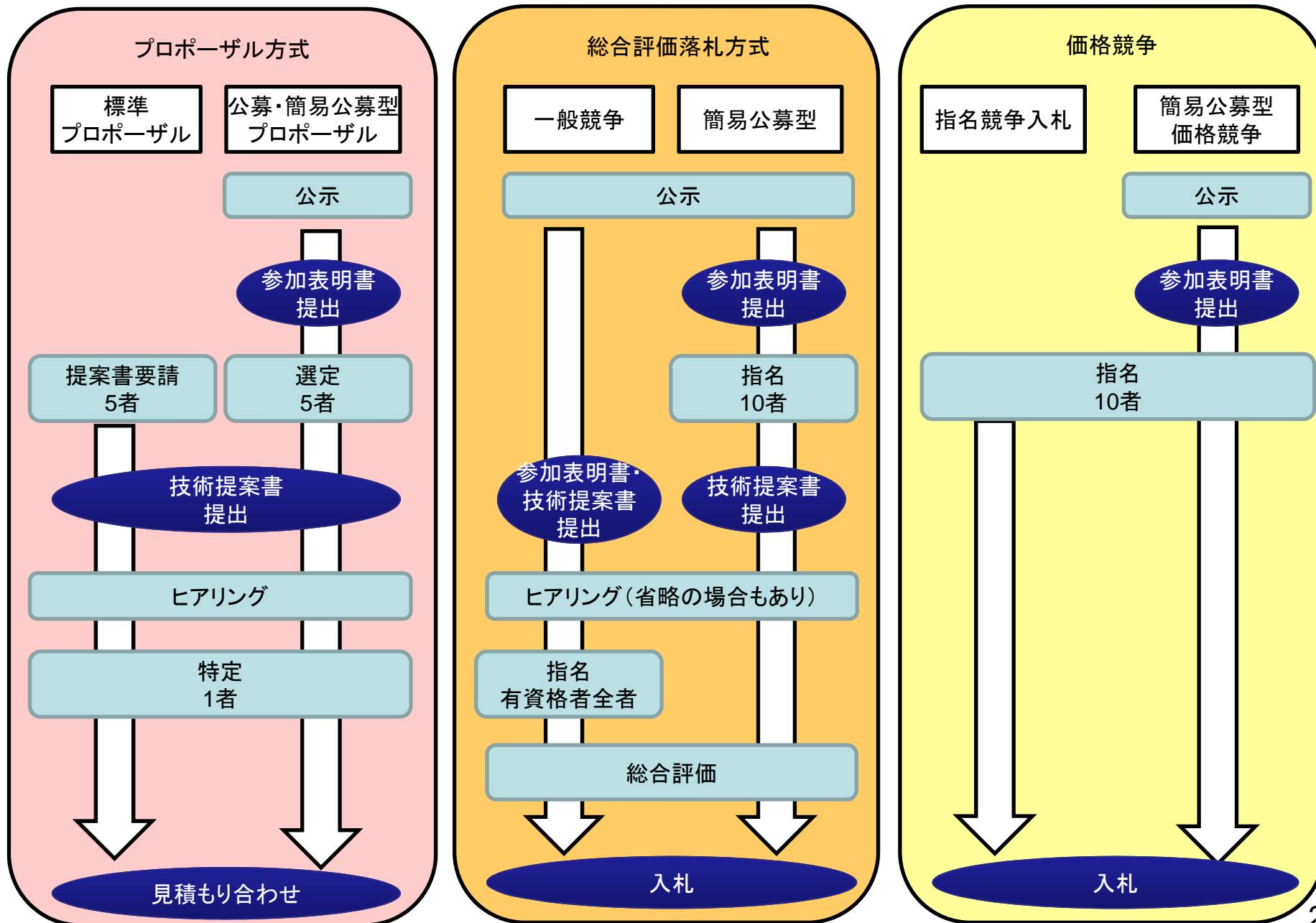
継続



標準的な業務内容に応じた発注方式例 (地質調査)

継続





参加表明者等に求められる資格

継続

◇評価項目

①標準評価項目：参加表明者の評価にあたり標準とする項目

②追加評価項目：業務内容に応じて追加する項目

評価項目				プロポーザル方式 (簡易公募型)	総合評価落札方式	簡易公募型価格競争	
資格要件	入札参加者に 要求される資格	資格等	資格等(単体企業)	予決令第98条において準用する第70、71条の規定	◎	◎	◎
				競争参加資格の認定	◎	◎	◎
				更生手続開始の申立	◎	◎	◎
				指名停止の措置	◎	◎	◎
				警察当局からの排除要請	◎	◎	◎
				地域要件(当該地域内の本店等の有無)	—	○	○
		資格等(設計共同体)	設計共同体の認定	◎	◎	◎	
		資格等(共通)	入札に参加しようとする者間の資本関係・人的関係	◎	◎	◎	
		資格・実績等	成果の確実性	同種又は類似業務の実績	◎	◎	◎
	実績として挙げた個々の業務成績			◎	◎	◎	
	経営力		履行保証能力	○	○	○	
		瑕疵担保力	○	○	○		
	成績・表彰	成果の確実性	過去2年間の同じ業務区分の業務成績	◎	◎	◎	
	予定管理技術者の 資格要件	資格・実績等	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	◎	◎	◎
			業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務の実績	◎	◎	◎
実績として挙げた個々の業務成績		◎		◎	◎		
成績・表彰		業務執行技術力	過去4年間の同じ業務区分の業務成績	◎	◎	◎	
専任制		手持ち業務量	◎	◎	◎		
	雇用関係	◎	◎	◎			

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目

(1) 入札参加者に要求される資格(資格等)

必須事項

選択事項

① 資格等(単体企業)

ア. 予決令第98条において準用する第70、71条の規定

- 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ. 競争参加資格の認定

- 中国地方整備局における平成25・26年度〇〇業務【土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務／測量業務／補償関係コンサルタント業務】に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。

ウ. 更生手続開始の申立

- 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

エ. 指名停止の措置

- 参加表明書提出期限日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から指名停止の措置を受けていないこと。

オ. 警察当局からの排除要請

- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

カ. 地域要件(追加項目:総合評価落札方式、簡易公募型価格競争のみ)

- 〇〇県内に本店、支店又は営業所があること。

- ◆ 東日本大震災において、地域建設企業・建設コンサルタント等が復旧分野において活躍するなど地域に根ざした企業の貢献が報告されており、今後の災害対応等の機能維持のためには発災直後における現地確認や点検、応急復旧等即時対応できる機動性を有する地域企業の確保が不可欠な状況である。
- ◆ 特に地域の建設コンサルタントは、地域の交通状況、過去の出水・災害履歴等を熟知しており、また、地域に根ざして活動する企業であるため、地域住民に対して立会等の協力要請や自治体等との調整等も円滑に進められる特性も有している。
- ◆ このような背景を踏まえ、地域の建設コンサルタントの技術力向上、健全育成、有効活用等を図る観点から、建設コンサルタント業務等の総合評価落札方式及び価格競争方式においては、実施可能者数を勘案した上で、県内本店業者、事務所管内本店業者等適切に地域要件を設定する。

◆地域建設コンサルタントへの配慮にかかる取り組み

①競争参加機会の確保

- ・業務規模の工夫により、競争参加機会の確保を図る。

②地域要件の設定

- ・業務実施可能者数を勘案した上で、総合評価落札方式及び予定価格20百万円未満の通常指名競争入札方式において、地域要件を設定できる。
- ・さらに、予定価格20百万円未満の総合評価落札方式及び通常指名競争入札方式による業務で、地域精通度の必要及び緊急性のある業務については、地域要件を「県内本店」等とすることができる。

③地域貢献度による評価の追加

- ・災害時の支援協定企業へのインセンティブとして、地域貢献度（災害支援協定等にもとづく活動実績の有無、災害支援協定の締結の有無）による評価を追加できる（総合評価落札方式及び予定価格20百万円未満の通常指名競争入札方式における指名段階の評価項目として追加）。

(1) 入札参加者に要求される資格(資格等)

必須事項

選択事項

② 資格等(設計共同体)

ア. JVの認定

- ①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、中国地方整備局長から設計共同体としての競争参加者の資格の認定を開札時点において受けているものであること。

③ 資格等(共通)

ア. 入札に参加しようとする者間の資本関係・人的関係

- 入札に参加しようとする者(設計共同体の各構成員を含む)の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得に抵触しない。

[1] 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

[2] 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

[3] その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記[1]又は[2]と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 参加表明書の提出者に対する要件(資格・実績等、成績・表彰)

必須事項

選択事項

① 同種又は類似業務の実績

- 同種又は類似業務について平成16年度以降公示日までに完了した業務【過去10年】において、1件以上の実績を有すること。
- 過去に研究実績を有すること。
- 同じ業種区分の有資格者の組合せによる設計共同体にあつては「全ての構成員について1件以上の実績」、異なる業種区分の有資格者の組合せによる設計共同体にあつては「代表者のみについて1件以上の実績」を有すること。

② 実績として挙げた個々の業務成績

- 実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること。

③ 同じ業務区分の業務成績

- 国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の(8月1日より前の公告の場合:平成23年度から平成24年度末)、(8月1日以降公告の場合:平成24年度から平成25年度末)までの間【過去2年程度】に完了した〇〇部門【業務内容に応じて設定】のテクリス平均評定点が60点以上であること。

④ 履行保証能力(追加項目)

- 自己資本比率が10%以上であること。

⑤ 瑕疵担保力(追加項目)

- 賠償責任保険に加入していること。

(3) 配置予定技術者(管理・照査技術者、主任技術者)に対する要件

必須事項

選択事項

(資格・実績等、成績・表彰、専任制)

① 技術者資格等、その専門分野の内容

➤ 以下の何れかに該当する資格保有者とする

(土木コンサルタント業務、地質調査業務)

ア) 技術士(総合技術監理部門:建設〇〇-〇〇、〇〇部門:〇〇)【業務に該当する部門】

イ) RCCM(〇〇)【業務に該当する部門】、またはこれと同等の者。

ウ) 土木学会認定技術者(特別上級土木技術者(〇〇)又は上級土木技術者(〇〇)

又は1級土木技術者(〇〇))【業務に該当する部門】

※必要に応じて追加する資格

エ) コンクリート診断士者【コンクリート構造物の維持・修繕関係業務】

オ) 土木鋼構造診断士【鋼構造物の維持・修繕関係業務】

カ) 博士(〇〇学)【研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務】

キ) 地質調査技士【注:地質調査業務】

(測量業務)

測量士【必須要件】

(2) 配置予定技術者(管理・照査技術者、主任技術者)に対する要件

必須事項

選択事項

② 同種又は類似業務の実績

- 同種又は類似業務について平成16年度以降公示日までに完了した業務【過去10年】において、1件以上の実績を有すること。
- 同種又は類似業務をマネジメントした実務経験。
- 過去に研究実績を有すること。

②-2 実績として挙げた個々の業務成績

- 実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること。

③ 同じ業務区分の業務成績

- 国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の(8月1日より前の公告の場合:平成21年度から平成24年度末)、(8月1日以降公告の場合:平成22年度から平成25年度末)までの間【過去4年】に完了した〇〇部門【業務内容に応じて設定】のテクリス平均評定点が60点以上であること。

④ 手持ち業務量(予定価格が500万円以上)

- 手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のものも含む)の契約金額が4億円未満かつ10件未満。ただし、手持ち業務の中に低価格での受注業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円から2億円に、件数を10件から5件になる。

⑤ 直接的な雇用関係

- 直接的な雇用関係にあること。なお、「直接的な雇用関係」とは、参加表明書の提出日において参加表明者と雇用関係にあることをいう。

評価項目及びウェイト（選定・指名段階の評価）

継続



- ◇評価項目
 - ①標準評価項目：参加表明者の評価にあたり標準とする項目
 - ②追加評価項目：業務内容に応じて追加する項目
- ◇評価基準
 - ①各評価項目：3～5段階程度で評価する
 - ②同評価の場合：5者を超えて選定（又は10者を超えて指名）する
- ◇選定・指名者数
 - ①選定数：プロポーザルでは5者を選定
 - ②指名数：総合評価落札方式、簡易公募型価格競争では10者を指名

評価項目				プロポーザル方式 (簡易公募型)			総合評価落札方式			簡易公募型価格競争			
				適用	ウェイト	標準配点	適用	ウェイト	標準配点	適用	ウェイト	標準配点	
選定・指名段階	参加表明企業の経験及び能力	資格・実績等	技術登録部門	当該部門の建設コンサルタント登録等	◎	15%	5	◎	15%	5	◎	15%	5
			成果の確実性	同種又は類似業務の実績	◎		10	◎		10	◎		10
			迅速性	迅速性	○		—	○		—	○		—
			地域貢献度	災害支援協定の有無	—		—	○		—	○		—
			経営力	履行保証能力	○		—	○		—	○		—
		瑕疵担保力		○	—	○	—	○	—				
		遵法性		○	—	○	—	○	—				
		成績・表彰	成果の確実性	同じ業務区分の業務成績	◎	35%	30	◎	35%	30	◎	35%	30
				全業務の業務表彰の有無	◎		5	◎		5	◎		5
			事故及び不誠実な行為	◎	—	(-5)	◎	(-5)	◎	(-5)			
小計					50%	50		50%	50		50%	50	
選定・指名段階	予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	◎	15%	5	◎	15%	5	◎	15%	5
			業務執行技術力	同種又は類似業務の実績	◎		10	◎		10	◎		10
			地域精通度	地域精通度	○		—	○		—	○		—
		成績・表彰	業務執行技術力	同じ業務区分の業務成績	◎	35%	30	◎	35%	30	◎	30%	30
				全業務の業務表彰の有無	◎		5	◎		5	○		—
			当該部門の従事期間	○	—	○	—	○	—				
中国地方整備局発注の手持ち業務量				—	0%	—	—	0%	—	◎	5%	5	
小計					50%	50		50%	50		50%	50	
業務実施体制				◎	数値化しない		◎	数値化しない		◎	数値化しない		
合計					100%	100		100%	100		100%	100	

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目

(1) 参加表明者の経験及び能力(資格・実績等)

必須事項

選択事項

①当該部門の建設コンサルタント登録等

- ① 当該業務に関する部門(〇〇部門)【業務内容に応じて設定】の登録(土木関係建設コンサルタント業務にあっては建設コンサルタント登録、地質調査業務にあっては地質調査業者登録)あり。公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学又は同等と認められる機関。
- ② ①の登録がない。

②同種又は類似業務の実績

- ① 平成16年度以降【過去10年】に、公示日までに完了した同種業務の実績がある。過去に〇〇に関する研究実績がある。
- ② 平成16年度以降【過去10年】に、公示日までに完了した類似業務の実績がある。

③迅速性(追加項目)

- ① 当該地整内の常駐技術者〇人以上。【人数及び技術者の資格は業務内容に応じて適宜設定】
- ② ①に該当しない。

④災害支援協定の有無及び活動実績(追加項目:総合評価落札方式、簡易公募型価格競争 予定価格が2,000万円以下)

- ① 平成16年度以降【過去10年】に当該地域(当該県・〇〇県)管内での災害協定等に基づく活動実績あり。
- ② 参加表明書提出期限日において当該事務所と災害支援協定を締結している者。
- ③ ①②に該当しない。

(1) 参加表明者の経験及び能力(資格・実績等)

必須事項

選択事項

⑤ 履行保証能力(追加項目)

- ① 自己資本比率が○%【25%を標準とする】以上。
- ② ①③に該当しない。
- ③ 自己資本比率が△%【10%を標準とする】未満。

⑥ 瑕疵担保力(追加項目)

- ① 保険金額○万円【5,000万を標準とする】以上の賠償責任保険に加入。
- ② ①③に該当しない。
- ③ 賠償責任保険に未加入。

⑦ 遵法性(追加項目)

- ① 過去○年【1年を標準とする】以内に公正取引委員会からの排除勧告実績なし。
- ② 過去○年【1年を標準とする】以内に、公正取引委員会からの排除勧告実績がある。

なお、過去○年間の判断は排除勧告を受けた日の翌日より○年間【1年を標準とする】が、本業務の公示日から参加表明書提出期限日の間にかかる場合とする。

(2) 参加表明者の経験及び能力(成績・表彰)

必須事項

選択事項

① 同じ業務区分の業務成績

国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の(8月1日より前の公告の場合:平成21年度から平成24年度末)、(8月1日以降公告の場合:平成22年度から平成25年度末)までの間【過去2年】に完了した〇〇部門【業務内容に応じて設定】のテクリス平均評定点。

- ① 80点以上
- ② 79点～60点(平均業務評定点に応じて比例配分)

② 全業務の業務表彰の有無

(8月1日より前の公告の場合:平成23年度から平成24年度末)、(8月1日以降公告の場合:平成24年度から平成25年度末)までに完了した業務のうち、中国地方整備局発注【過去2年】の〇〇【土木関係建設コンサルタント業務／測量業務／地質調査業務／補償関係建設コンサルタント業務】の優良業務表彰の経験の有無。

- ① 局長表彰の実績がある
- ② 事務所長表彰の実績がある
- ③ ①②の実績がない

(3) 事故及び不誠実な行為

① 事故及び不誠実な行為

国土交通省中国地方整備局から建設コンサルタント業務等に関し、以下の措置を受けた日から30日間である場合、下記の順位で評価を減ずる。なお、評価基準日は「参加表明書の提出期限日」とする。

- ① 文書注意
- ② 口頭注意

(4) 予定管理技術者の経験及び能力(資格・実績等)

必須事項

選択事項

①技術者資格等、その専門分野の内容

- ① 技術士資格(総合技術監理部門:〇〇-〇〇、〇〇部門:〇〇)、博士(〇〇学)
- ② RCCM(〇〇)、土木学会認定技術者(特別上級土木(〇〇)、上級土木(〇〇)、1級土木(〇〇)。
地質調査技士、コンクリート診断士、土木鋼構造診断士

②同種又は類似業務の実績

- ① 平成16年度以降【過去10年】に、公示日までに完了した同種業務の実績がある。過去に〇〇に関する研究実績がある。過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。
- ② 平成16年度以降【過去10年】に、公示日までに完了した類似業務の実績がある。過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。

③地域精通度(追加項目)

- ① 平成〇年度以降【過去10年程度】に、当該事務所管内における〇〇業務実績がある。
- ② 平成〇年度以降【過去10年程度】に、当該地域(当該県・〇〇県)管内における〇〇業務実績がある。
- ③ ①②の実績がない。

(5) 予定管理技術者の経験及び能力(成績・表彰)

必須事項

選択事項

① 同じ業務区分の業務成績

国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の(8月1日より前の公告の場合:平成21年度から平成24年度末)、(8月1日以降公告の場合:平成22年度から平成25年度末)までの間【過去4年】に完了した〇〇部門【業務内容に応じて設定】のテクリス平均評定点。

- ① 80点以上
- ② 79点～60点(平均業務評定点に応じて比例配分)

② 全業務の業務表彰の有無(簡易公募型価格競争を除く)

(8月1日より前の公告の場合:平成21年度から平成24年度末)、(8月1日以降公告の場合:平成22年度から平成25年度末)まで【過去4年】に完了した業務のうち、中国地方整備局【プロポーザルでは全国とする場合も有り】発注の〇〇【土木関係建設コンサルタント業務／測量業務／地質調査業務／補償関係建設コンサルタント業務】の優良技術者表彰の経験の有無。

- ① 局長表彰の実績がある
- ② 事務所長表彰の実績がある
- ③ ①②の実績がない

③ 当該部門従事期間(追加項目)

- ① 〇〇部門【業務内容に応じて設定】の従事期間が○年【13年を標準とする】以上
- ② 〇〇部門【業務内容に応じて設定】の従事期間が△年【7年を標準とする】以上
- ③ ①②に該当しない

(6) 中国地方整備局発注の手持ち業務量(特定後未契約のものを含む。)

必須事項

選択事項

①中国地方整備局発注の手持ち業務量(簡易公募型価格競争のみ)

手持ち業務の内、中国地方整備局発注業務の手持ち業務量について、下記の順位で評価する。

- ① 手持ち業務量が0件
- ② 手持ち業務量が1～2件
- ③ 手持ち業務量が3件以上

(7) 業務実施体制

①業務実施体制の妥当性

下記に該当する場合には指名しない。

- ① 主たる部分が再委託予定となっている
- ② 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合
- ③ 設計共同体による場合で業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、また一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合

評価項目及びウェイト（特定・入札段階の評価）

- ◇評価項目 ① 標準評価項目：参加表明者の評価にあたり標準とする項目
 ② 追加評価項目：業務内容に応じて追加する項目
- ◇評価基準 ① 各評価項目：3～5段階程度で評価する

評価項目				プロポーザル方式 (簡易公募型・標準)			総合評価落札方式							
				適用	ウェイト	標準配点	適用	標準型				簡易型		
								1:3		1:2		1:1		
								ウェイト	標準配点	ウェイト	標準配点	ウェイト	標準配点	
特定 (入札) 段階	予定管理技術者の経験及び能力 (注)	資格・実績等	技術者資格	技術者資格等、その専門分野の内容	◎	10%	3	◎	10%	2	15%	2	25%	4
			業務実績	同種又は類似業務の実績	◎		7	◎		4		7		11
			地域精通度	地域精通度	○		—	○		—		—		—
			CPD	CPD	○		—	○		—		—		—
	成績・表彰	業務執行技術力	同じ業務区分の業務成績	◎	15%	12	◎	7	18%	9	25%	12		
			全業務の業務表彰の有無	◎		3	◎	2		2		3		
			当該部門の従事期間	○		—	○	—		—		—		
	小計					25%	25		25%	15	33%	20	50%	30
	実施方針	業務理解度	目的、条件、内容の理解度	◎	23%	8	◎	22%	5	30%	7	50%	12	
			実施手順	実施フローの妥当性		◎	5		◎		3		4	6
工程計画の妥当性				◎		5	◎		3		4		6	
その他		有益な代替案、重要事項の指摘 業務の円滑な実施に関する提案	◎ ○	5 —		◎ ○	2 —		3 —		6 —			
小計					23%	25		22%	15	30%	18	50%	30	
評価テーマ	的確性	与条件との整合性	◎	52%	7×2テーマ	◎	53%	4×2テーマ	37%	6	37%	6		
		必要なキーワードの網羅	◎		7×2テーマ	◎		4×2テーマ		6				
		事業の重要度を考慮	○		—	○		—		—				
		事業の難易度を考慮	○		—	○		—		—				
	実現性	説得力	◎		6×2テーマ	◎		4×2テーマ		5				
		提案内容の裏付け	◎		6×2テーマ	◎		4×2テーマ		5				
		利用予定資料の適切性	○		—	○		—		—				
		事業費の適切性	○		—	○		—		—				
	独創性	工学的知見に基づく提案	○		—	○		—		—				
		高度な検討・解析手法の提案	○		—	○		—		—				
既存技術を統合化する提案		○	—	○	—	—								
新工法の提案		○	—	○	—	—								
小計					52%	50		53%	30	37%	22			
合計					100%	100		100%	60	100%	60	100%	60	

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目

(1) 予定管理技術者の経験及び能力(資格・実績等)

必須事項

選択事項

①技術者資格等、その専門分野の内容

②同種又は類似業務の実績

③地域精通度(追加項目)

選定・指名段階と同様

④CPD(追加項目)

- ① CPD取得単位が○単位／年以上。
- ② CPD取得単位が△単位／年以上。
- ③ ①②に該当しない。

(2) 予定管理技術者の経験及び能力(成績・表彰)

①同じ業務区分の業務成績

②全業務の業務表彰の有無

③当該部門従事期間(追加項目)

選定・指名段階と同様

(3)実施方針・実施フロー・工程表・その他

①業務理解度

- 目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。

②業務理解度

- 業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。
- 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。

③その他

- 業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。

③その他（追加項目）

- 地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。

業務の目的が理解されておらず、実施フローや工程表の妥当性が著しく劣る場合は、特定（評価）しない。

(4) 評価テーマに対する技術提案

① 的確性

- 与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。
- 必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法等)が網羅されている場合に優位に評価する。

① 的確性(追加項目)

- 事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。
- 事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。

業務の的確性に著しく欠ける場合は特定(評価)しない。

② 実現性

- 提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。
- 提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。

② 実現性(追加項目)

- 利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。
- 提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。

業務の実現性に著しく欠ける場合は特定(評価)しない。

(4) 評価テーマに対する技術提案

必須事項

選択事項

③ 独創性（追加項目：プロポーザル方式）

- 工学的知見に基づく前例のない提案がある場合に優位に評価する。
- 周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。
- 複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。
- 新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。

④ 業務コストの妥当性（プロポーザル方式）

- 提示した業務規模と大きく乖離しているか否か、又提案内容に対して見積もりが不適切な場合には特定しない。

設計共同体を推進する目的

- ◇業務の複雑化、重層化による品質確保体制の確立
- ◇公益法人業務における民間への技術移転による競争環境の充実
- ◇地元企業の入札参加機会の拡大(再委託では実績として評価されない)など

設定条件

1. 対象

・プロポーザル方式又は総合評価方式においては、設計共同体にも参加を認めることを基本としている。(入札説明書等に明記)ただし、設計共同体の参加を認めることが適当でないものはこの限りではない。

2. 組合せ

・構成員の組合せは、当該業務の内容に対応する業種区分(一般競争参加資格の業種区分をいう。)の有資格業者の組合せとし、業務内容に応じて異なる業種区分の有資格業者の組合せも認める。

3. 業務形態(分担業務)

・構成員はそれぞれ優れた技術を有する分野を担当するものとし、必要以上に細分化しない。なお、1つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認めない。(設計共同体協定書において明確にすること)

4. 参加資格条件

- ・プロポーザルの場合は、技術資料提出日迄に資格認定を受けていること
- ・総合評価方式の場合は、開札日迄に資格認定を受けていること

5. 管理技術者

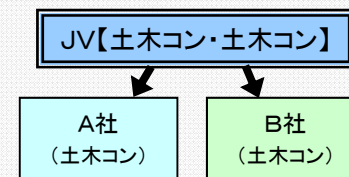
・構成員のうち代表者が管理技術者1名を配置する。

設計共同体での実績等の付与

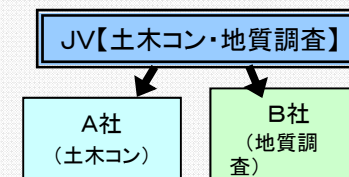
1. 業務実績(企業・技術者)

- ・構成員毎に、担当した業務内容のみを実績として付与する。
- (例)

【同業種JV】



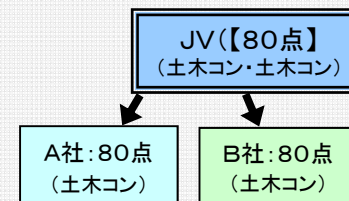
【異業種JV】



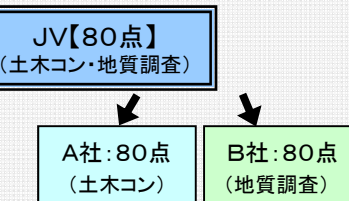
2. 業務成績(企業・技術者)

- ・全ての構成員の成績として付与する。(主たる業務の評点基準を用い業務全体の履行状況を勘案し、設計共同体に対して1つの成績を付与する)
- (例)

【同業種JV】



【異業種JV】



入札・契約における評価等

1. 建設コンサルタント等登録

- ・評価: 全ての構成員のうち、優位な方を評価する

2. 業務実績

- ・参加要件(同業種): 全ての構成員について1件以上の実績が必要
(異業種): 代表者にのみ1件以上の実績が必要
- ・評価: 全ての構成員の実績のうち、優位な方を評価する

3. 業務成績

- ・評価: 全ての構成員の成績を対象とする(全ての構成員の平均値で評価)

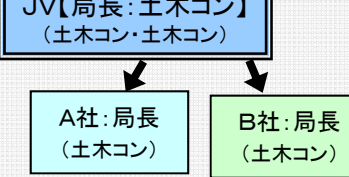
4. 業務表彰

- ・評価: 全ての構成員の表彰のうち、優位な方を評価する。

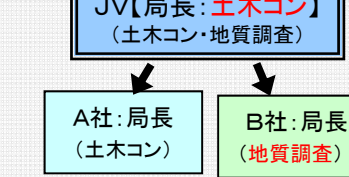
3. 業務表彰(企業)

- ・各構成員が担当した業種において受賞したものとして取り扱う。(公募・簡易公募型)
- (例)

【同業種JV】



【異業種JV】



※技術者表彰は個人表彰であり、JVによる業務であっても表彰技術者のみ評価

◇より公平な技術力の評価を行うため、業務成績に関する評価について、5段階評価をさらに細やかな段階的な評価とする。

業務成績の評価については、従前より「〇〇部門のTECRIS平均評定点を、5点刻みで段階的に評価してきたが、より公平な評価を行うため、**1点刻みで段階的に評価するものとする。**

- ①最高位(80点以上)の評価点
: 当該項目の配点の全てを付与
- ②最低位以上、最高位未満(60~79点)の評価点
: 1点刻みで、当該項目の配点を段階的に付与
- ③最低位(60点未満)の評価点
: 選定(特定又は指名)しない

平成22年度 評価(例)	
〇〇部門のテクリス平均評定点を下記の順位で評価する。	
①80点以上	30
②75点以上80点未満	24
③70点以上75点未満	18
④65点以上70点未満	12
⑤60点以上65点未満	6
⑥60点未満	選定(特定)しない



平成23年度以降 評価(例)	
〇〇部門のテクリス平均評定点(小数第一位以下切り捨て)を下記の順位で評価する。	
①80点以上	30
②60点~79点	28.5~0 (平均評定点に応じて比例配分)
⑥60点未満	選定(特定)しない

平均評定点に応じた比例配分(例)

	平均評定点 ※1	評価点(例) ※2	
①	80点以上	30.0	
	79点	28.5	
	78点	27.0	
	77点	25.5	
	76点	24.0	
	75点	22.5	
	74点	21.0	
	73点	19.5	
	72点	18.0	
	71点	16.5	
	70点	15.0	
	②	69点	13.5
		68点	12.0
		67点	10.5
66点		9.0	
65点		7.5	
64点		6.0	
63点		4.5	
62点		3.0	
61点		1.5	
60点		0.0	
③	60点未満	選定(特定)しない	
(参考)配点ピッチ		1.50	

※1 小数第一位以下切り捨て
※2 小数第二位以下四捨五入

注)上記は業務成績に係る評価の配点を「30点」とした場合の例であり、配点は個別業務により異なる

◇総合評価落札方式は、価格及び価格以外の要素(品質)について技術提案(資格・実績、成績・表彰、業務方針・評価テーマ等)を求め、価格と品質が総合的に優れた者を相手方とし、契約締結する方式である。

・標準型(1:2~1:3):実施方針及び評価テーマを求める

・簡易型(1:1) :実施方針のみ求める

$$\text{総合評価点} = \text{価格点} \left(1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}}\right) + \text{技術点}$$

計算例1)

■価格点:技術点 = 1:1 の場合

・予定価格:30,000,000円

・入札価格:24,000,000円

・技術点 :60点(満点)

$$60 \text{点} \times \left(1 - \frac{24,000,000}{30,000,000}\right) + 60 \text{点}$$

$$= 60 \text{点} \times (0.2) + 60 \text{点}$$

$$= 12 \text{点} + 60 \text{点} = 72 \text{点}$$

計算例2)

■価格点:技術点 = 1:2 の場合

・予定価格:30,000,000円

・入札価格:24,000,000円

・技術点 :60点(満点)

$$30 \text{点} \times \left(1 - \frac{24,000,000}{30,000,000}\right) + 60 \text{点}$$

$$= 30 \text{点} \times (0.2) + 60 \text{点}$$

$$= 6 \text{点} + 60 \text{点} = 66 \text{点}$$

計算例3)

■価格点:技術点 = 1:3 の場合

・予定価格:30,000,000円

・入札価格:24,000,000円

・技術点 :60点(満点)

$$20 \text{点} \times \left(1 - \frac{24,000,000}{30,000,000}\right) + 60 \text{点}$$

$$= 20 \text{点} \times (0.2) + 60 \text{点}$$

$$= 4 \text{点} + 60 \text{点} = 64 \text{点}$$

発注者支援業務等は技術点80点を、60点に換算する。

低入札への対応

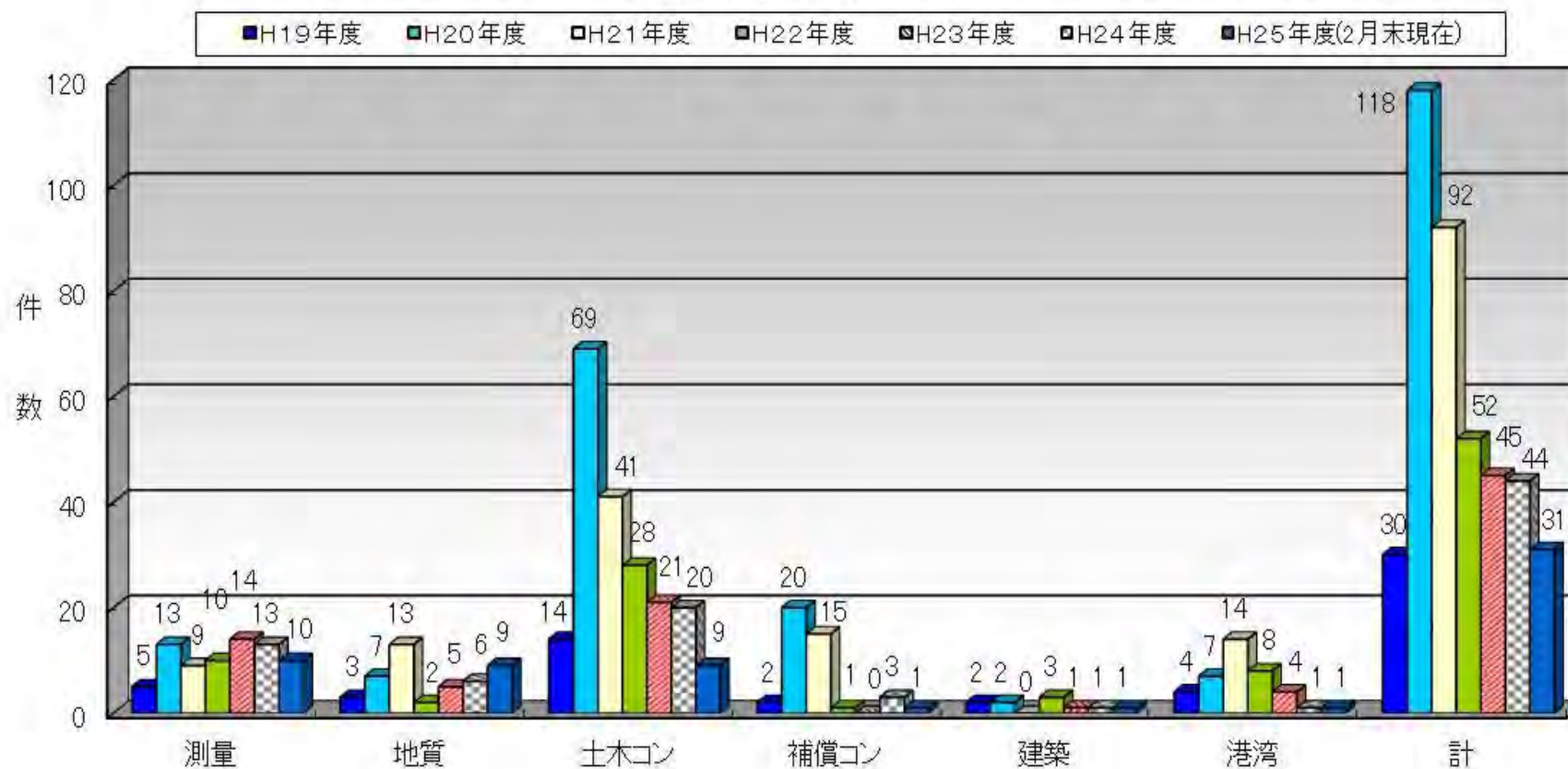
低入札の発生状況 10百万円を超える業務 <中国地整>

■業種別の発生状況 [対象:10百万円を超える価格競争方式及び総合評価落札方式]

◇低入札で契約した業務件数は、平成20年度に482件中118件(24.5%)と急増した後、年々減少している。

平成23年度:828件中45件(5.4%) 平成24年度:742件中44件(6.0%) **平成25年度(2月末現在):865件中31件(3.6%)**

業種別の低入札発生状況



H25年度は速報値

出典:中国地方整備局

平成21年4月1日以降の対策

◆対象: 予定価格1,000万円超の業務

- ① 入札参加制限
(現地作業の安全を確保するための対策)

適用除外業務 : プロポーザル方式

- ② 第三者による照査の義務付け
(適切な品質を確保するための対策) 【全国統一実施事項】

設計業務等で「照査」を含む業務について、受注者による照査とは別に、第三者による照査を、受注者の負担において実施することを義務付け。

- ③ 条件明示の明確化
(適切な入札価格を算定するための対策) 【全国統一実施事項】

予定価格の算定に見積を採用する場合は、採用歩掛を明示する。

- ④ 指名審査基準の減点評価
(低入札受注の結果、十分な品質を確保出来ない者への対策)

低入札業務において、成績評定点が70点未満となった場合は、当該業務を発注した事務所において1年間、指名審査基準の評価を-Aとする。

- ⑤ 低入札調査における追加資料の提出
(適切な品質を確保するための対策) 【全国統一実施事項】

著しい低入札を行った企業について、低入札調査において提出させる通常の資料とは別に、当該業務に係る費用についての詳細な内訳書の提出を義務付ける。(職階別の歩掛、労務単価が分かるもの。労務単価の証明ができる給与証明書等を添付。)

- ⑥ 現地作業を伴う業務における監督強化
(適切な品質を確保するための対策) 【全国統一実施事項】

- ・測量及び地質調査業務は、主任技術者の現場への常駐を義務付け。
- ・点検測量は、主任技術者が立会又は自ら実施することを義務付け。
- ・設計業務等における現地調査は、管理技術者自ら実施することを義務付け。

現在の対策

◆対象: 予定価格1,000万円超の業務

- ① 入札参加制限
(現地作業の安全を確保するための対策) 【取り止め】

取りやめ

- ② 第三者による照査の義務付け
(適切な品質を確保するための対策) 【継続実施】 ★

- ③ 条件明示の明確化
(適切な入札価格を算定するための対策) 【継続実施】 ★

- ④ 指名審査基準の減点評価
(低入札受注の結果、十分な品質を確保出来ない者への対策) 【継続実施】
【中国地整独自】

- ⑤ 低入札調査における追加資料の提出
(適切な品質を確保するための対策) 【継続実施】
【全国統一実施事項】

継続

- ⑥ 現地作業を伴う業務における監督強化
(適切な品質を確保するための対策) 【継続実施】 ★

- ⑦ 手持ち業務量制限
(適切な品質を確保するための対策) 【継続対策】 ★

- ⑧ 履行確実性の評価
(適切な品質を確保するための対策) 【継続対策】 ★

◆対象: 予定価格500万円以上1,000万円以下の業務

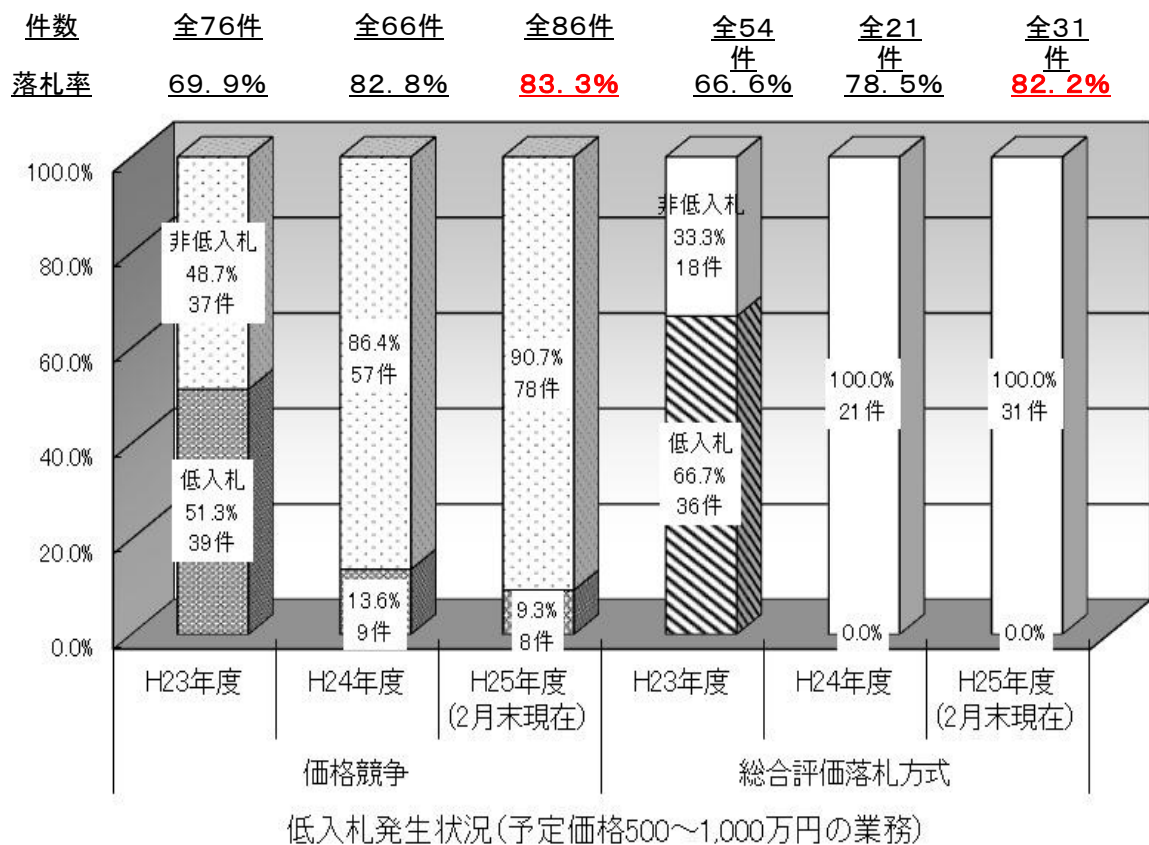
- ⑨ 500万円～1,000万円の業務に対する低入札対策 【継続対策】
(適切な品質を確保するための対策) 【中国地整独自】

・「品質確保基準価格」を設定し、当該価格を下回る価格で入札した者に対して、上記②、③、⑥、⑦、⑧の対策(★)を実施する。

■発注方式別発生状況

[対象: 予定価格500～1,000万円の業務 価格競争方式及び総合評価落札方式(港湾空港関係を含まない)]

- ◇ 価格競争方式、総合評価落札方式とも、H24年度からの品質確保対策の実施により、低入札が減少している。
- ◇ 落札率は、価格競争方式(H23d 69.9%→H24d 81.7%→H25d 83.3%)、総合評価落札方式(H23d 66.6%→H24d 78.5%→H25d 82.2%)と上昇している状況。



注)500～1,000万円の業務の低入札については、品質確保基準価格が設定されている業務を対象

H23dは500～1,000万円の業務はh24d平均品質確保基準価格率(価格競争方式: 予定価格の76.7%、総合評価落札方式: 予定価格の77.1%)未満で落札した場合に「低入札」と判定。

H25年度は速報値

出典: 中国地方整備局

予定価格1000万円以下の業務の品質確保（低入札）対策

継続

◆ 予定価格500万円以上1,000万円以下の業務について、「品質確保基準価格」を設定し、予定価格1,000万円を超える業務に準じた品質確保対策を試行的に導入する。

『品質確保基準価格』 = 予定価格1,000万円を超える業務における「調査基準価格」の算定方法を準用。

	価格競争入札方式		総合評価落札方式	
段階	500万円以上1,000万円以下 【H24.4～導入】	1,000万円超 【既実施】	500万円以上1,000万円以下 【H24.4～導入】	1,000万円超 【既実施】
入札前	品質確保基準価格の設定	調査基準価格の設定	品質確保基準価格の設定	調査基準価格の設定
	条件明示の明確化	条件明示の明確化	条件明示の明確化	条件明示の明確化
	手持ち業務量制限	手持ち業務量制限	手持ち業務量制限	手持ち業務量制限
入札後			履行確実性の評価	履行確実性の評価
落札後	品質確保価格調査 (低入札調査に準じた調査)	低入札調査	品質確保価格調査 (低入札調査に準じた調査)	低入札調査
		低入札調査における追加資料の提出		低入札調査における追加資料の提出
履行中	手持ち業務量制限	手持ち業務量制限	手持ち業務量制限	手持ち業務量制限
	現地作業を伴う業務における監督強化	現地作業を伴う業務における監督強化	現地作業を伴う業務における監督強化	現地作業を伴う業務における監督強化
	第三者による照査の義務付け	第三者による照査の義務付け	第三者による照査の義務付け	第三者による照査の義務付け
完了後		指名審査基準の減点評価		指名審査基準の減点評価

●条件明示の明確化

対象業務： 予定価格が5百万円を超える建設コンサルタント業務等で、**予定価格の算定の一部又は全部に見積を採用する業務**

- ◆ 予定価格の算定の一部又は全部に見積を採用する場合は、**採用歩掛を明示するものとする**。
- ◆ 現場説明時に採用歩掛を、見積参考資料として提示する。
- ◆ **全て見積**により予定価格を算定しているものについても、**採用歩掛を明示**する。
- ◆ 歩掛の設定がないものについては、原則としてプロポーザル方式により発注することとしているが、やむを得ず価格競争（総合評価落札方式を含む）により発注する業務についても、採用歩掛を明示する。

●低入札調査における詳細な内訳書の提出

予定価格10百万円を超える業務：継続

対象業務： 予定価格が10百万円を超える建設コンサルタント業務等で、**著しい低入札を行った業務**

- ◆ 著しい低入札を行った企業について、低入札調査において提出させる通常の資料とは別に、**当該業務に係る費用についての詳細な内訳書の提出を義務付ける**。
- ◆ 「著しい低入札」とは、応札率が**調査基準価格の80%以下**であった場合をいう。
- ◆ 詳細な内訳書の様式は任意とするが、職階別の歩掛、労務単価が確認できるものとし、労務単価の決定根拠となる給与明細書等の資料を添付させる。

●品質確保価格調査

対象業務： **予定価格が5百万円以上10百万円以下**の建設コンサルタント業務等（随意契約は除く）

◆入札価格が『品質確保基準価格』を下回る価格で入札を行った者に対して品質確保価格調査を実施する。

【調査内容】

下記の内容について、調査対象者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う

- ① その価格により入札した理由（必要に応じ入札価格の内訳書を徴収）
- ② 配置予定の技術者その他当該業務の履行体制
- ③ 手持の建設コンサルタント業務等の状況
- ④ 手持機械等の状況
- ⑤ 国、地方公共団体等から過去において受注・履行した（同種・類似の）建設コンサルタント業務等の名称、発注者名
- ⑥ 経営内容
- ⑦ ①～⑥までの事情聴取した結果についての調査検討
- ⑧ ⑤の建設コンサルタント業務等の成績状況
- ⑨ 経営状況
- ⑩ 信用状況
- ⑪ その他必要な事項（下線部分は期限を設け書類提出を求める）

【調査の流れ】

開札⇒ 落札予定者の応札額が品質確保基準価格未満⇒ 調査資料の依頼・提出（7日程度）
⇒ 事情徴収（ヒアリング）⇒ 入札価格の内訳等確認⇒ 落札者決定⇒ 契約締結

● 第三者による照査の義務付け

対象業務： 予定価格が5百万円以上の設計業務等で「照査」を含む業務

◆設計業務等で「照査」を含む業務については、当該業務受注者による照査とは別に、**第三者による照査を、受注者の負担において実施することを義務付ける。**

第三者に求められる要件

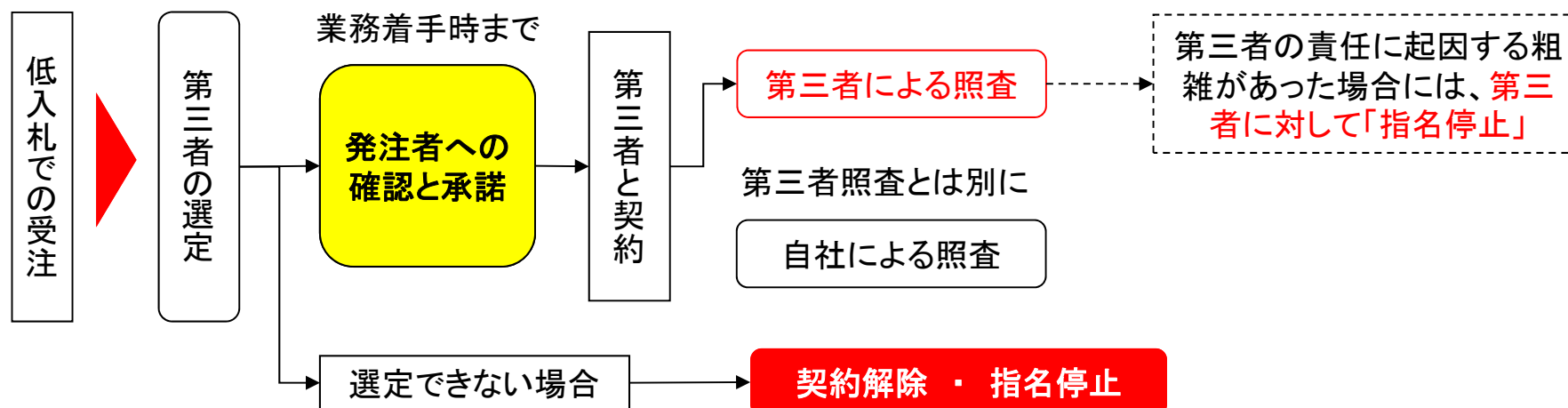
- ① 当該業務受注者と第三者との間に資本面・人事面の関係がないこと。
- ② 中国地方整備局において当該業種に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

◆第三者の照査実施者については、業務着手時まで確認し、承諾するものとする。

◆第三者と**契約ができない場合**には、**契約を解除**するとともに、当該業務受注者に対して**指名停止**の措置を行う。

◆成果品が第三者の責任に起因する粗雑業務であった場合は、**第三者に対して指名停止の措置**を行う。

全体フロー



●現地作業を伴う業務における監督強化

対象業務： 予定価格が5百万円を超える測量、地質調査業務及び設計業務で、**低入札により受注した業務**

- ◆現地作業を伴う、**測量及び地質調査業務**については、**主任技術者が現場に常駐し、履行状況を日々報告**させる。現場常駐の確認は、常駐している写真とともに業務日報を作業翌日の午前中までに提出させることにより行う。
- ◆測量業務における**点検測量**については、**主任技術者が立会又は自ら実施**するものとする。立会又は自ら実施したことの確認は、状況写真及び資料の提出又は監督職員が現地にて確認することにより行う。
- ◆**設計業務における現地調査**については、**管理技術者自らが実施**するものとする。実施の確認は、現地調査終了後に報告書を提出させることにより行う。

●管理技術者等の手持ち業務量の制限

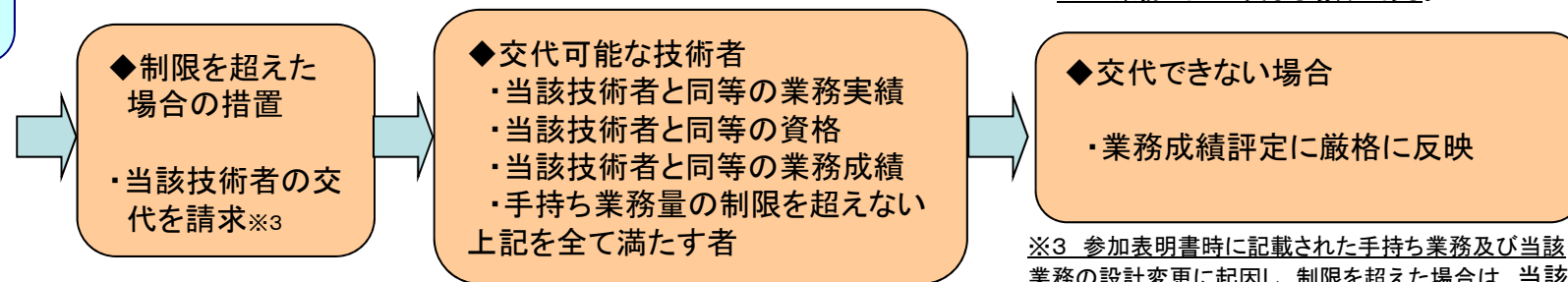
対象業務： 予定価格が5百万円を超える価格競争入札方式（総合評価落札方式を含む）及びプロポーザル方式による業務（建築関係建設コンサルタント業務を除く）

◆入札参加条件及び業務履行期間中の手持ち業務量制限

手持ち業務の状況 ※1	入札参加条件	業務履行期間中
手持ち業務に低入札による受注業務がない場合	◆管理技術者等の手持ち業務量 【4億円未満かつ10件未満】※2	◆業務履行中の手持ち業務量 ・入札参加条件を超えない 【4億円未満かつ10件未満】※2
手持ち業務に低入札による受注業務あり 業務履行期間中に手持ち業務量の制限を超えた場合	◆管理技術者等の手持ち業務量 【2億円未満かつ5件未満】※2	◆業務履行中の手持ち業務量 ・入札参加条件を超えない 【2億円未満かつ5件未満】※2

手持ち業務量の制限を超えた場合

※1 手持ち業務は5百万円以上の業務が対象
※2 業務によって異なる場合がある。



※3 参加表明書時に記載された手持ち業務及び当該業務の設計変更起因し、制限を超えた場合は、当該技術者の交代請求は行わない。

◆手持ち業務量の基準日

- ① 従来型指名競争：指名通知日
- ② 標準プロポーザル方式：技術提案書の提出要請日
- ③ ①②以外：公示日（公告日）

◆手持ち業務量の基準日以降に他の業務を受注した場合の取扱

- ① 他の業務の受注により手持ち業務量の制限を超えた場合、入札参加は可能であるが、当該業務を受注した場合は、当該業務の技術者の交代を請求
- ② 当該業務の受注以後に受注した業務が低入札の場合であっても、当該業務の履行期間中の手持ち業務量の制限（4億円未満かつ10件未満）は変更しない（当該業務を低入札価格で受注した場合も同様）

● 履行確実性評価（1）

総合評価落札方式で発生した低入札業務については、業務成績評定点における低評価が顕著になる傾向があることから、技術提案の確実な履行の確保を厳密に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行うことを試行する。

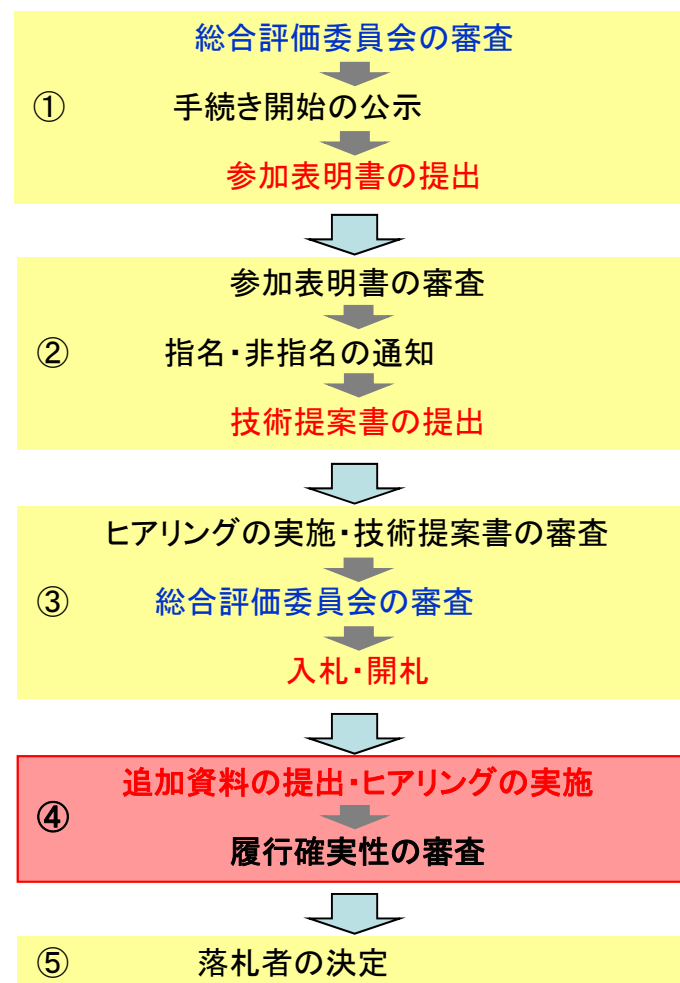
平成25年4月1日以降に入札・契約手続きを開始する業務から適用

1. 対象業務

- ・総合評価落札方式により行われる業務であって、予定価格が500万円を超えるものについて試行。
- ・対象業務については「技術提案の履行確実性」について評価する旨を入札公告及び手続き開始の公示、入札説明書において明らかにする。

2. 審査にあたって

- ・開札後速やかにヒアリングを実施する。
- ・入札価格が調査基準価格又は品質確保基準価格に満たない者に対しては、所定の追加資料の提出を求める。
- ・ヒアリング及び追加資料を元に、履行確実性の審査を行う。
- ・ヒアリングに応じない及び追加資料の提出を行わない者については、入札を無効とする場合がある。



履行確実性を加えた技術評価の実施

● 履行確実性評価(2)

3. 評価方法

1) 入札価格が調査基準価格以上の者

技術提案の履行が必ずしも十分にされないと認める具体的な事情がない限り、履行確実性の評価を「A」とする。

2) 入札価格が調査基準価格に満たない者

以下の項目について審査した上で、**履行確実性を5段階(A~E)で総合的に評価**する。

審査項目	審査内容	判定
①業務内容に応じた費用が計上されているか。	直接人件費、直接経費、技術経費、諸経費等が必要額を確保しているか。	○ or ×
②配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。	配置予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか。	○ or ×
	配置予定技術者の人工が適正であるか。	
③品質管理体制が確保されているか。	照査予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか。	○ or ×
	照査予定技術者の人工が適正であるか。	
④再委託先への支払いは適正か。	再委託業務内容を再委託先が確認しているか。	○ or ×

評価結果を元に
履行確実性度を評価する



○と判定した項目数	評価	履行確実性度
4	A	1.0
3	B	0.75
2	C	0.5
1	D	0.25
0	E	0

● 履行確実性評価

技術評価点の算出イメージ

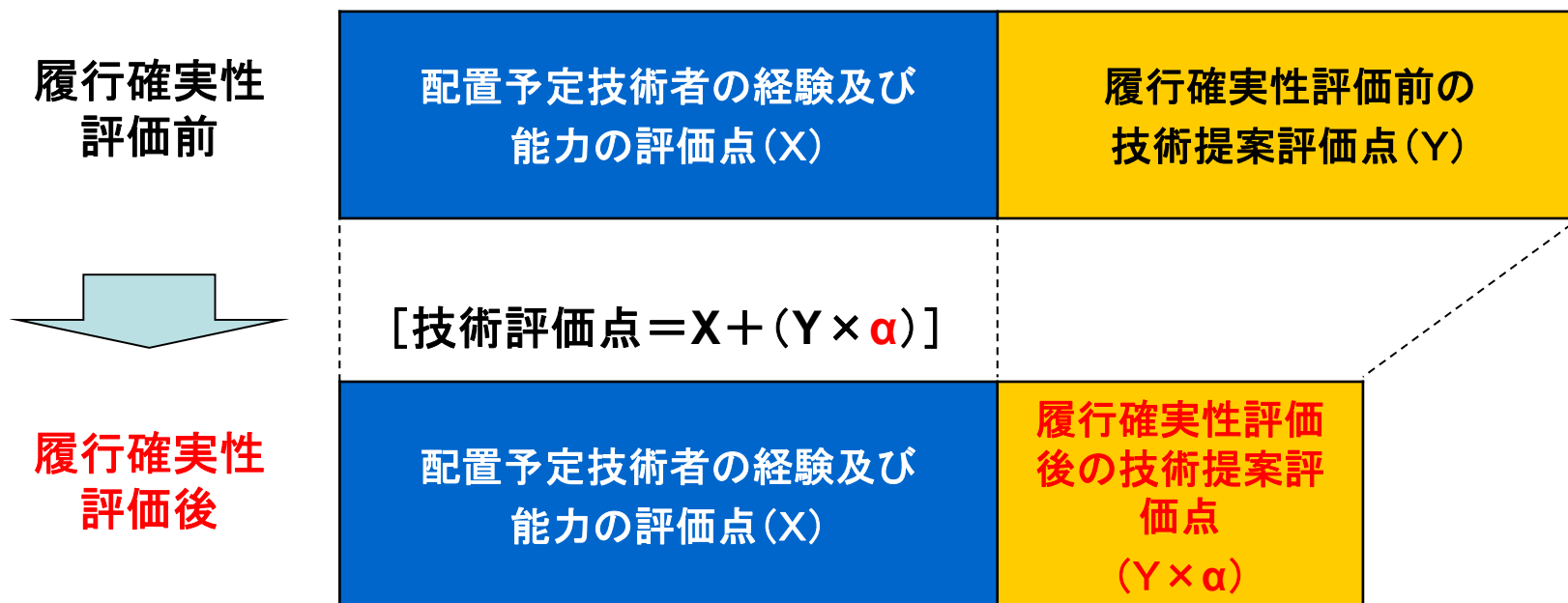
$$\text{「技術評価点」} = X + (Y \times \alpha)$$

X: 配置予定技術者の経験及び能力の評価点

Y: 履行確実性評価前の技術提案評価点(実施方針+評価テーマ)

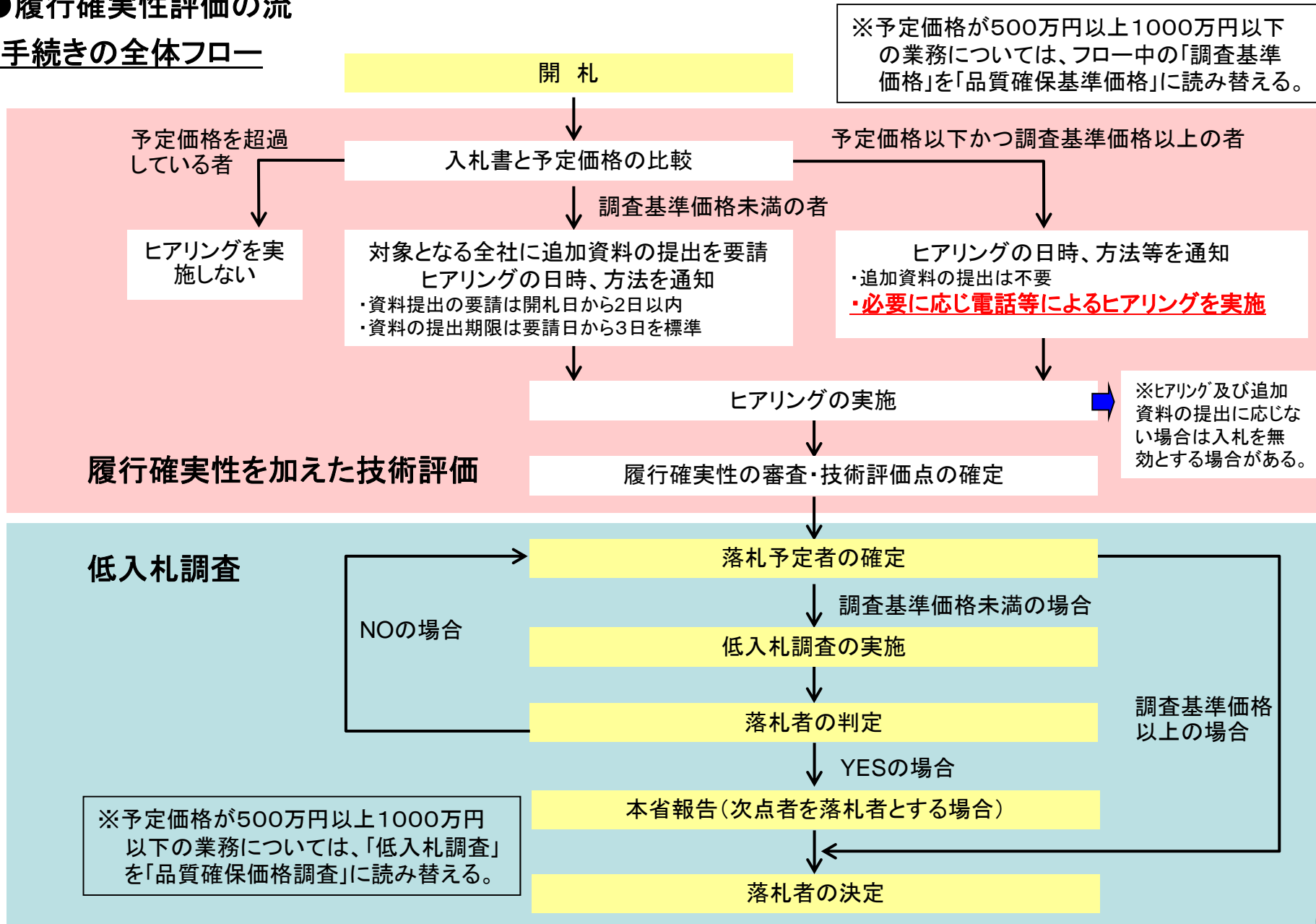
α : 履行確実性度(0 or 0.25 or 0.5 or 0.75 or 1.0)

$$\text{[技術評価点} = X + Y\text{]}$$



● 履行確実性評価の流

手続きの全体フロー



建設コンサルタント業務等における業務コスト調査の実施（H20.4.1より実施）

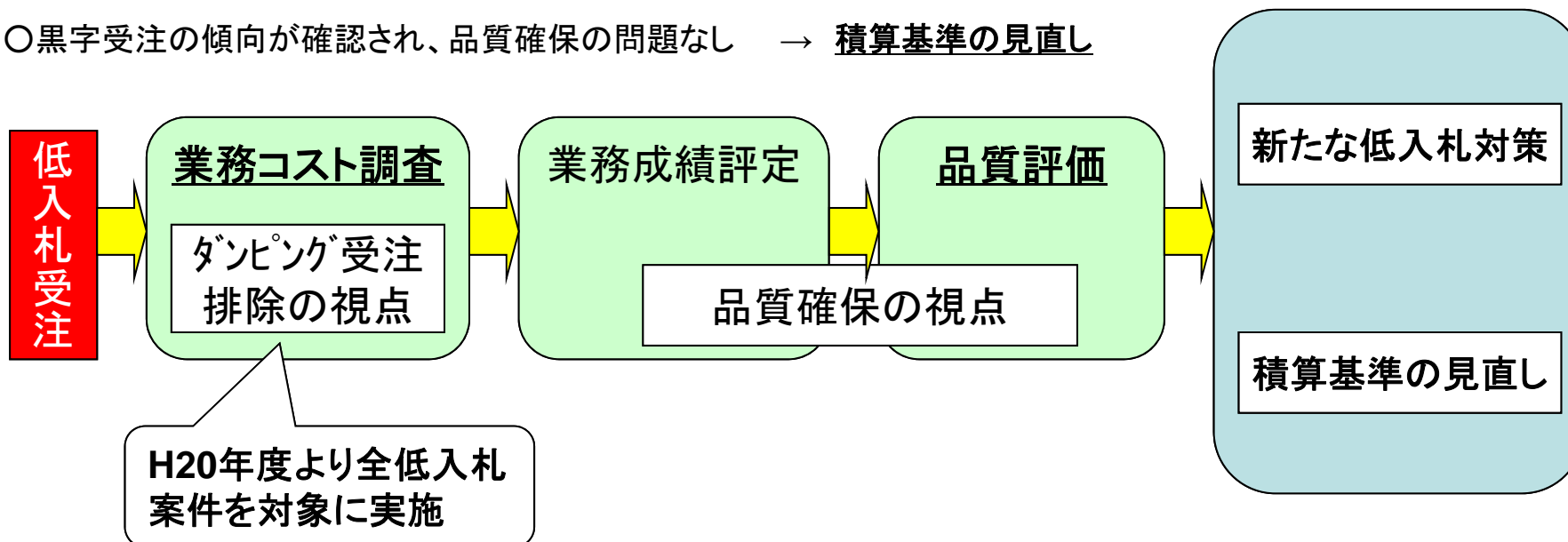
◆調査目的

- 建設コンサルタント業務等において、近年低入札が急増 ※予定価格が1000万円を超える業務が対象
- しかし、現状では低入札業務の実態把握が困難（赤字？一定の利益あり？）
- 従って、完成業務原価と官積算との乖離、受注業務の売上総利益（損失）及び営業利益（損失）の実態等、業務コスト構造を詳細に把握

◆業務コスト調査導入後の展開

業務コスト調査の結果、低入札案件において

- 赤字受注の傾向が確認され、品質確保に懸念 → 新たな低入札対策の導入を検討
- 黒字受注の傾向が確認され、品質確保の問題なし → 積算基準の見直し



※業務コスト調査提出期限：業務完了日の翌日から90日以内

● 指名審査基準の減点評価

予定価格10百万円を超える業務:継続

対象業務 : 予定価格が10百万円を超える**従来型指名競争入札による業務**

- ◆ **低入札業務において、成績評定点が70点未満となった場合は、当該業務を発注した事務所において、当該業務の完成から1年間、新規に発注する業務の指名審査基準の評価を(－A)とする。**
- ◆ ただし、技術提案を求めるプロポーザル方式は除く。
- ◆ 減点項目 : 「審査基準日以降における業務成績」のうち
過去2ヶ年(建築については過去5ヶ年)の当該業種における業務成績の平均点
- ◆ 減点の対象期間 : 当該業務の完了日から**1年間**。

評価項目	選定における着目点	評価				
		2A	A	B	(－)評価なし	－A
審査基準日以降における業務成績	過去2ヶ年間の当該業種における業務成績の平均点 (前々年度の平均評点＋前年度の平均評点)÷2	80点以上	77点以上 80点未満	74点以上 77点未満	60点以上 74点未満	60点未満

低入札業務において、成績評定点が70点未満となった業務を有する者については、「－A」評価とする

発注者支援業務

平成26年度発注者支援業務等の方針

1. 公共サービス改革法に基づく「民間競争入札」の継続

発注者支援業務等については、平成23年度より全ての契約を「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（以下、公共サービス改革法という）に基づく「民間競争入札」により実施しているが、平成26年度も引き続き全ての契約を「公共サービス改革法に基づく民間競争入札」により実施する。

業務内容、調達方式、応募要件、契約条件、総合評価の方法、暴力団排除に関する欠格事由の確認方法等については、平成25年度と変更無し。

2. 「民間競争入札」導入の意義

発注者支援業務等については、これまでも透明性・競争性が確保されるよう取り組んできたところであるが、民間競争入札の実施にあたっては、内閣府に設置された第三者委員会である「官民競争入札等監理委員会」による入札参加要件等の審議を経た上で実施要項を定め、実施要項に基づく手続きにて落札した企業と契約することとされている。

この審議を経ることにより、更なる透明性、競争性の確保が期待される。

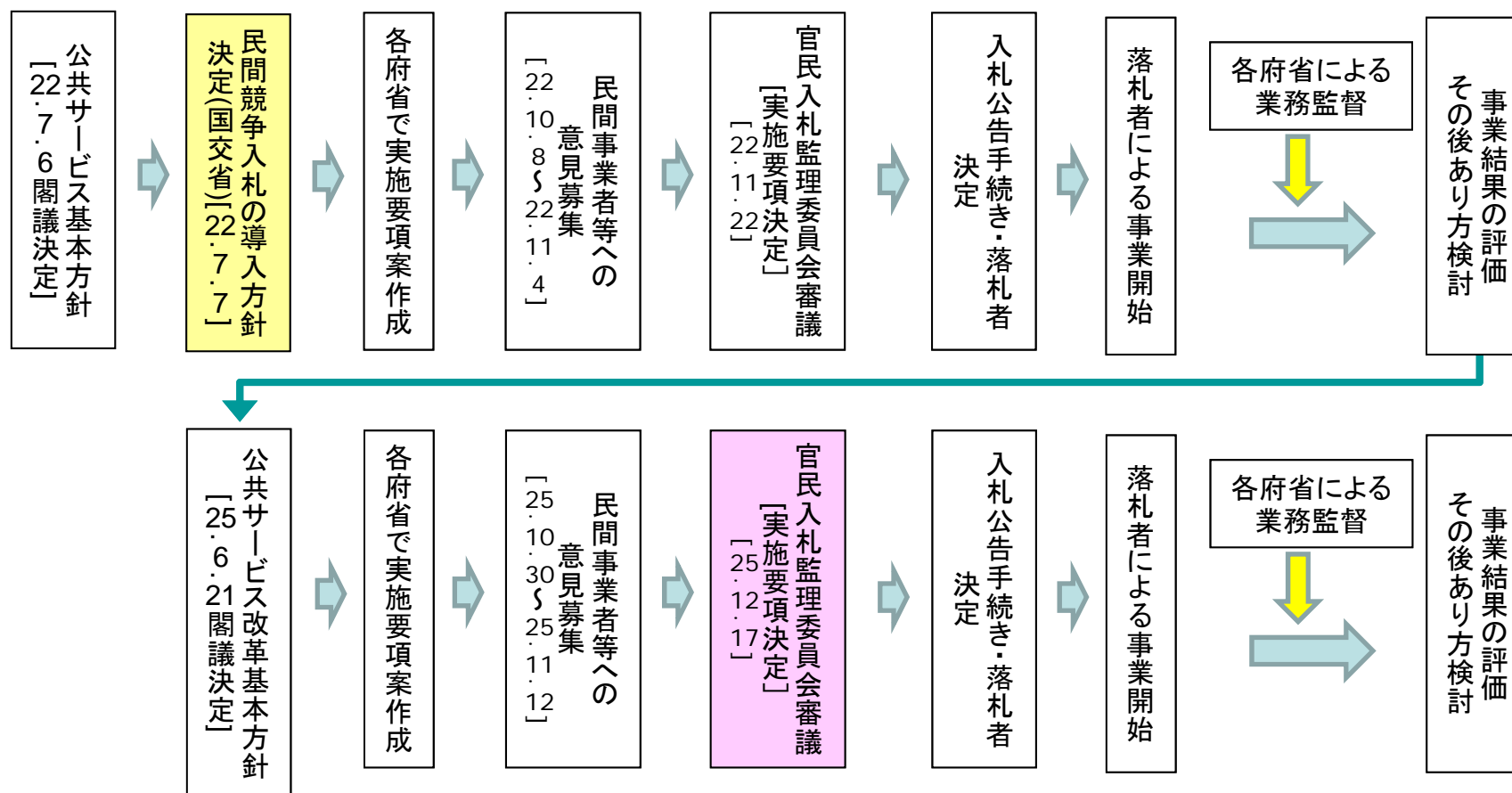
※民間競争入札を導入する業務については、その旨を入札公告及び入札説明書に明示する。

平成26年度発注者支援業務等の方針

<参考>

公共サービス改革法に基づく官民競争入札等（官民競争入札、民間競争入札）の目的

公共サービス改革法は、「民間にできることは民間に」という考え方のもと、民間事業者の創意工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札等を行い、**公共サービスの質の維持向上と経費の削減を、ともに実現**することを目的としています。



3. 「民間競争入札」の導入対象業務

＜発注者支援業務等＞

【発注者支援業務】

積算技術、工事監督支援、技術審査

【公物管理補助業務】

道路管理支援、特車申請支援、
河川巡視支援、河川許認可審査支援、
ダム管理支援、堰・水門管理支援

【用地補償総合技術業務】

用地補償総合技術

平成26年度発注者支援業務等の方針

4. 「民間競争入札」導入に伴い受注者が負う可能性のある責務等

(1) 罰則等

- ①本業務に従事する者は、刑法（明治40年法第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ②公共サービス改革法第25条第1項の規定（秘密保持）に違反して、公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることとなる（公共サービス改革法第54条）。
- ③次のいずれかに該当する者は、公共サービス改革法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。
 - ・「公共サービス法第26条（報告の徴収等）第1項」による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は「法第26条第1項」による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたもの。
 - ・正当な理由なく、「法第27条（国の行政機関等の長等の指示等）第1項」による指示等に違反した者。
- ④法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記①の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して上記①の刑を科されることとなる。

(2) 会計検査について

受注者は、会計検査院法第23条第1項に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときは、同法第25条及び第26条により、会計検査院の实地検査を受けたり、同院から直接又は発注者を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

共通仕様書等の改正

設計・測量・地質調査業務共通仕様書の改正について

◆ 改正のポイント

- 技術基準類の一覧の更新
- 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置の追加
- 守秘義務における文言の修正

◆ 主な改正内容

1. 技術基準類の一覧の更新【調査設計】

共通仕様書に定める主要技術基準及び参考図書について、最新の情報に更新する(改訂年度の修正等)。

2. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置の追加【測量・地質・調査設計】

「あらゆる契約からの暴力団排除の推進について」(平成24年3月19日付け国官会第3166号、国地契第89号、国港総第704号、国北予第34号)を受けて、設計業務等においても暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置に関する項目を追加する。

改正 第1138条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

(案) 1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

3. 守秘義務における文言の修正【測量・地質・調査設計】

守秘義務の遵守にあたり、取り扱う情報の具体的な管理手段等を追加する。

改正 第1130条 守秘義務

(案) 5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。

現行

第1130条 守秘義務

5. 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。




平成26年度 設計業務委託等技術者単価

平成26年度 設計業務委託等技術者単価の概要

1. 単価設定のポイント

- (1) 労務単価の機動的見直しに合わせ、例年の4月適用を2月に前倒し
- (2) 実勢価格の的確な反映

 **全職種平均値** 34,033円 対前年度比；+4.7%

2. 単価の種類と増加率

- (1) 設計業務(7種類) 40,143円 対前年度比；+4.6%
構造物設計、発注者支援業務など、建設コンサルタント業務の積算に用いる単価
- (2) 測量業務(4種類) 27,100円 対前年度比；+8.4%
基準点測量、水準測量など、測量業務の積算に用いる単価
- (3) 航空関係(4種類) 33,825円 対前年度比；+0.8%
空中写真測量及び航空レーザ測量に係る航空関連の積算に用いる単価
- (4) 地質業務(3種類) 29,300円 対前年度比；+7.1%
ボーリング作業の現場における作業指揮、計器操作など、地質調査業務の積算に用いる単価

3. 測量上級主任技師の廃止について

測量上級主任技師（職種区分定義）：

測量士でかつ技術士（総合技術監理部門・応用理学部門・情報工学部門・建設部門）又はこれと同等の能力を有す技術者で、特に高度な業務の計画、解析並びに技術管理等の責任者または指導的技術者

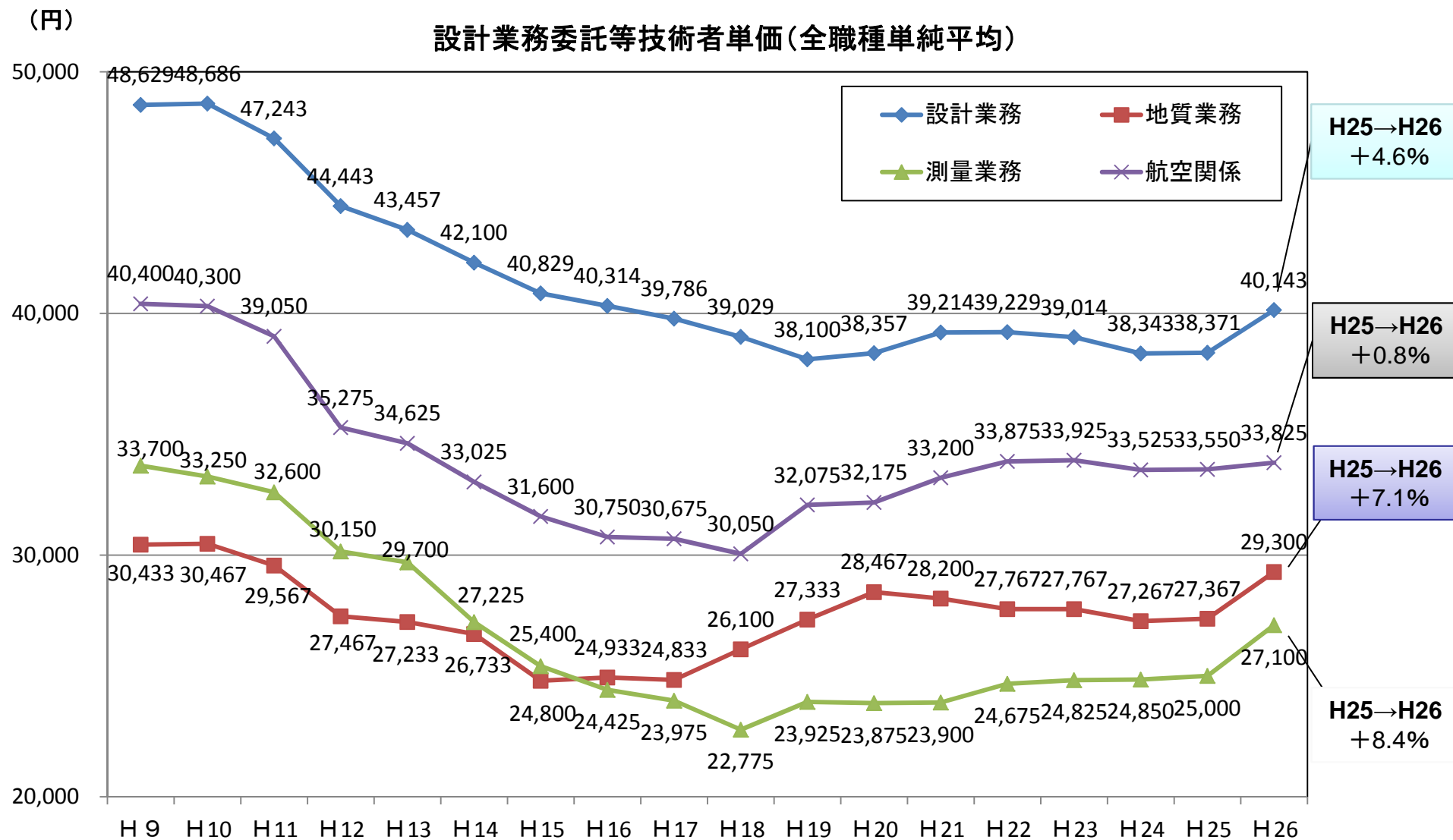
設計業務等積算基準における位置づけ：

測量作業の業務内容が技術的に特に高度なものである場合、計画、解析、技術管理等の責任者、または指導的技術者として、測量上級主任技師を置くことが出来る。

 測量業務におけるどの標準歩掛においても測量上級主任技師が計上されていないため**職種区分を廃止**

平成26年度 設計業務委託等技術者単価

設計業務委託等技術者単価の推移



業務成果等の品質確保に向けた取り組み

適正な履行期間の設定および履行期限の平準化

1. 目的

- ・適正な履行期間を確保した上で、測量、地質調査及び設計の一連の流れを踏まえ、計画的な業務発注(早期発注)に努め、履行期限が年度末に集中することを防ぐ。

履行期限の年度末集中による受注者の作業時間・照査時間の不足により発生する不具合を回避する。

2. 実施内容

- ・履行期間の適正な確保

「設計業務等標準積算基準書(参考資料)」における履行期間の算定をもとに適正な期間を確保する。

- ・履行期限の平準化

履行期限の設定については、当該月に履行期限を迎える業務件数の比率が以下の数値になることを目標とする。

4月～12月	40%以上	(4月～12月の合計)
1月	20%以上	
2月	20%以上	
3月	20%以下	

なお、業務履行過程における契約内容の変更などにより、やむを得ず履行期間の延長などが発生することを踏まえ、最終的な履行期限が目標値に達成するよう、当初目標の引き上げや適切な業務管理を図る。

3. 対象

- ・全ての業務(測量・地質調査・土木関係建設コンサルタント業務)を対象とする。ただし、発注者支援業務等および環境調査など1年間を通じて実施する業務については、対象外とする。

条件明示の徹底(条件明示チェックシート(案)の試行)

1. 目的

- 発注者の条件明示の遅延等による履行期間の圧迫、作業の手戻り等を回避し、業務成果の品質確保を図る。

2. 実施内容

- 詳細設計業務発注時において、発注者が必要な設計条件等を確認するためのツールとして、**条件明示チェックシート(案)を活用**

- 未確定の設計条件については、条件確定の予定時期や協議の進捗状況等を条件明示チェックシート(案)に記載し、詳細設計業務の受注者に提示
- 受注者は、発注者から受け取った条件明示チェックシート(案)を業務スケジュール管理表に反映し運用

条件明示チェックシート(案)の確認項目

- ① 適正な履行期間の確保及び履行期限の設定の確認
- ② 基本的な設計条件・計画条件等の確認
- ③ 関係機関との調整事項、協議の進捗状況等の確認
- ④ 貸与資料(測量・地質・予備設計成果等)の確認
- ⑤ その他(事業間連携、コスト縮減、環境対策等の確認)

⇒ **適切な時期に設計条件を受注者に提示し、発注者の責任を確実に履行**




3. 体制

- 確実な条件明示のための体制として、「**設計業務の条件明示検討会(仮称)**」を開催し、明示すべき設計条件について、設計図書に確実に反映できているかを副所長以下の複数の視点で確認
 [開催時期] 詳細設計業務発注の決裁前に実施
 [確認体制] 副所長、発注担当課長、調査職員等



4. 試行

- 平成24年度 道路詳細設計・橋梁詳細設計
- 平成25年度 【追加】 山岳トンネル、共同溝、築堤護岸、樋門・樋管、排水機場詳細設計

業務スケジュールの適切な管理

<p>目的</p>	<p>○受発注者双方が役割分担を明確化し、進捗状況を共有することで適切に工程を管理。</p>
<p>概要</p>	<p>○受注者は、契約後速やかに業務スケジュール管理表(以下管理表)を作成、発注者の承諾を得る。</p> <p>管理表の記載項目例(作業内容、工程、発注者が行うべき※条件明示内容、受発注者の検討期限等)</p> <p>○発注者は管理表に記載された設計条件に関する質問等に迅速に対応し、回答待ちによる作業時間・照査時間の短縮を防ぎ、適切な業務の実施に努める。</p> <p>※条件を明示する前提条件として、「設計が進捗しなければ判断できない項目」、「関係者との協議が必要な項目」もあることから、あらかじめ当該項目については明示可能な時期等を受注者と合意しておく事も必要。</p>
<p>実施体制</p>	<p>○業務発注担当課＋受注者(コンサル等)</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 0 10px;">○発注者</div> <div style="margin: 0 10px;">  </div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #cccccc; padding: 5px; margin: 0 10px;">管理表</div> <div style="margin: 0 10px;">  </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 0 10px;">○コンサル等</div> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  <p>受注者: A案かどうか?</p> <p>発注者: 3日後の地元説明後に回答します。</p> </div>
<p>その他</p>	<p>○受注者は、管理表を業務進捗にあわせ常時最新の情報に更新する。</p> <p>○管理表の様式は過度に複雑化せず受発注者双方が利用しやすい様式とする。</p>

ワンデーレスポンスの実施

<p>目的</p>	<p>○業務実施中に受注者より設計上検討に関する質問・協議があった際に回答。</p>
<p>概要</p>	<p>○業務実施中に受注者より設計上検討に関する質問・協議があった場合には、その日に回答することを原則とする。</p> <p>○なお、回答に検討期間を要する場合は、回答が可能な日を受注者に通知する。</p> <p>※質問・協議に対する回答については、主任調査職員等による書面で行う。</p>
<p>実施体制</p>	<p>○業務発注担当課＋受注者(コンサル等)</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 5px;">発注者</div> <div style="margin: 0 10px;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 5px;">質問・協議</div> <div style="margin: 0 10px;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 5px;">受注者(コンサル等)</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: flex-end; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center; margin-right: 20px;">  <p>A案かどうか？</p> <p>受注者</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>3日後の地元説明後に回答します。</p> <p>発注者</p> </div> </div>
<p>その他</p>	<p>○受注者は、業務進捗に合わせて、<u>適切な時期</u>に質問・協議を行う。</p> <p>※質問・協議事項の優先順位や重要度を示した上で、検討期間も踏まえた適切な時期に質問・協議を行うこととする。</p>

確実な照査の実施

1. 目的

・詳細設計照査要領の実施の義務付け、必要な照査期間の確保、照査技術者自身による照査報告の実施により、受注者による確実な照査を実施するための環境を整備する。

2. 実施内容

①「詳細設計照査要領」の義務付け（H7～ 詳細設計業務 8工種）

基本事項の照査については、「詳細設計照査要領」に基づき実施することを特記仕様書で義務付けることにより、基本的事項の照査内容の統一を図り、成果品の品質確保を図る。

②照査期間の確保（H23.12～）

業務着手段階において、照査の実施時期、必要な期間について、受発注者で協議の上、その着手日及び期限を定め、業務管理スケジュール表等に明示することにより、照査期間を配慮した工程管理を行う。

0.5人／回 + 往復の旅費交通費 を計上する。

③照査技術者自身による照査報告（H23.12～）

業務の成果品納入時において、成果品のうち照査報告書については、照査技術者自身による報告を原則とすることにより、受注者の照査に対する意識の向上を図る。また、成果品の納入時以外においても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

3. 対象

① 詳細設計業務 8工種

②・③ 全ての詳細設計業務において、原則実施する。

社会保険未加入対策等について

入札・契約手続き等に関する説明会

中国地方整備局 建政部 平成26年4月

現 状

○ 特に年金、医療、雇用保険に未加入の企業が存在
 【企業別】3保険ともに加入している割合 **92.2%**
 【未加入企業の加入意向】今後加入 **62.8%** 今後も未加入 **37.2%**
 <H25.10公共工事労務費調査>

課 題

○ 技能労働者の処遇の低さが若年入職者減少の一因となり、産業の存続に不可欠な**技能の承継が困難**に。
 ○ 適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利という**不公正な競争環境**。

推進協議会の設置 (第3回 H25.9実施)

保険加入促進計画の策定

ダンピング対策

行政による チェック・指導

<H24.7~>
 ○経営事項審査における減点幅の拡大

<H24.11~> ○許可時・経審時に加入状況を確認・指導
 ○立入検査時には、加入状況に加え、元請企業の下請企業への指導状況を確認・指導
 ○指導に従わず未加入の企業は、保険担当部局への通報や監督処分の対象に

下請企業への指導 (下請指導ガイドライン)

<H24.11~>

- 協力会社・施工現場に対する周知啓発や加入状況の定期把握、加入指導。
- 下請企業の選定時に、加入状況の確認・指導。遅くとも平成29年度以降は、未加入企業を下請企業に選定しない取扱いとすべき。
- 2次以下についても、確認・指導。
- 新規入場者の受け入れに際し、適切な保険に加入させるよう下請企業を指導。遅くとも平成29年度以降は、加入が確認出来ない作業員の現場入場を認めない取扱いとすべき。等

法定福利費の確保 (直轄工事の予定価格への反映、標準見積書の活用)

社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請企業への提出を本年9月末から一斉に開始(第3回社会保険未加入対策推進協議会(H25.9.26)において申し合わせ)

<公共(直轄)発注者>

- ①現場管理費率式(土木)、複合単価・市場単価等(建築)の見直し(事業主負担分)及び公共工事設計労務単価の改訂(本人負担分)により、必要な法定福利費の額を予定価格に反映。

<元請企業>

- ②発注者に対し、必要な費用を適正に考慮した金額による見積及び契約締結を行うよう要請。
- ③専門工事業者に法定福利費が内訳明示された見積書の提出を求めるとともに、提出された場合、これを尊重。

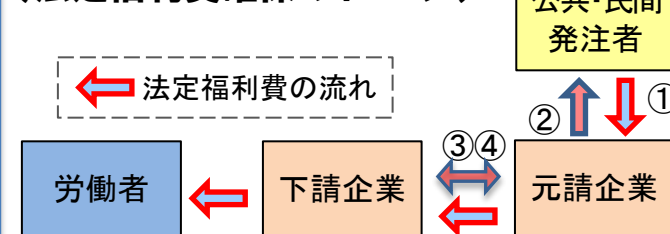
<下請企業(専門工事業者)>

- ④法定福利費が内訳明示された標準見積書(専門工事業団体作成)を活用等して元請企業に見積提出。

<民間発注者>

- 主要民間発注者に対し、必要以上の低価格による発注を避け、法定福利費等の必要な経費を見込んだ発注を行うこと、法定福利費が着実に確保されるよう、見積・契約等の際に配慮すること等を要請。

(法定福利費確保のイメージ)



目指す姿

実施後5年(平成29年度以降)を目途に、**企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。**

これにより、 ○ 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
 ○ 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築 **を実現**

建設業許可行政庁による社会保険等未加入業者への加入指導状況

1. これまでの取り組み

国土交通省及び47都道府県では、建設業法に基づく建設業者で、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）への未加入業者を対象に、平成24年11月から社会保険等への加入を強く指導してきており、平成29年度までに建設業者の社会保険等の加入率が事業者単位で100%の目標を達成するため以下の取り組みを行っている。

○建設業法施行規則、告示の改正（平成24年5月）

- ・建設業の許可申請書及び施工体制台帳の記載事項に「健康保険等の加入状況」を追加
- ・経営事項審査申請書の評価項目を各保険毎に細分化し減点幅を拡大

○社会保険加入状況の把握、確認・指導等（平成24年11月より）

- ・建設業許可部局における建設業許可・更新申請及び経営事項審査申請並びに立入検査時に加入状況を確認し未加入業者に対し加入指導を実施
- ・加入指導に従わない未加入業者は厚生労働省の社会保険等担当部局へ通報

○建設業法に基づく「監督処分基準」の改定（平成24年10月）

- ・指導に従わない未加入業者に対する監督処分基準を改定

2. 加入指導状況（平成25年12月現在）

平成24年11月から平成25年12月までの社会保険等の加入指導状況は以下のとおり

- これまでに確認した申請等件数 216,637件
- ・申請等件数のうち既に参加していた件数 192,376件
- ・申請等件数のうち未加入であったため、指導を受けた件数 24,261件

【指導を受けた件数の内訳】

- 加入した件数 6,512件
- 加入しなかったため社会保険等担当部局へ通報した件数 5,270件
- 指導中又は加入確認待ちの件数 12,479件

地域を支える建設業を応援する取組

経営相談

建設企業のための経営戦略アドバイザー事業(H23～)

「経営戦略相談窓口」を設置し、中小・中堅建設企業が抱える経営上の様々な課題に対する相談に対して、建設業に精通した中小企業診断士、公認会計士等の専門家が無料でアドバイス

- 相談件数 H24 全国1,068件 中国182件
(鳥取3件・島根24件・岡山62件・広島73件・山口20件)
H25(2月末まで) 全国777件 中国144件
(鳥取4件・島根19件・岡山59件・広島55件・山口7件)
- 相談支援 → 相談内容に応じて、「エリア統括マネージャー」が電話によるアドバイスを実施、必要に応じて「アドバイザー」を建設企業に派遣
1企業あたり必要に応じて2回まで(初回は無料、2回目は自己負担額2,700円+振込手数料) → H25.4～
- 重点支援
 - ・チームアドバイス支援
→ 特に新事業展開、企業再編・廃業に関しては、支援チームを組成し目標達成まで継続的に支援を実施
(H24第1.2回→計5業者)(H25→計3業者)
 - ・ステップアップ支援
→ 建設業のノウハウを活かした地域の課題解決に資する事業に要する経費の一部を支援(最大300万円まで)(H25→計1業者)

金融支援

建設業災害対応金融支援事業(H25.4創設)

地域防災への備えの観点から、災害時において使用される代表的な建設機械を保有しようとする建設企業を支援、建設機械を購入する際の資金の調達金利を助成(・ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル)

3機種以外にもクレーンなど災害時に使用される38機種を追加

- 対象者
国又は地方公共団体と直接災害協定を締結している及び災害協定を締結している地域の建設業団体に加盟している中小・中堅建設企業
- 助成内容
・初年度1年分金利助成(2/3補助上限4%)を実施
- 対象機械購入時期 平成25年1月11日～平成27年2月28日(3機種)
平成26年2月6日～平成27年2月28日(追加38機種)
- 利用実績 H26.2末まで 全国702台 中国65台
(鳥取17台・島根17台・岡山19台・広島5台・山口7台)

金融の円滑化

地域建設業経営強化融資制度(H20.11創設)

公共工事を請け負っている建設業者が、発注者から支払を受けるまでの間の資金繰りを支援する融資制度。引き続き、未導入の市区町村に対し導入要請(中国5県の54市のうち、33市(61%)で導入 H26.1現在)

- 事業期間の延長 : H26.3末 → H27.3末まで
- 平成26年1月末現在 全国実績 融資件数14,782件 融資総額約3,433億円
- 平成26年1月末現在 管内実績 融資実績 437件 融資総額 約81億円

下請債権保全支援事業(H22.3創設)

下請建設業者、資材業者が元請け建設業者に対して有する工事請負代金債権の支払をファクタリング会社が保証することにより、連鎖倒産を防止

- 事業期間の延長 : H26.3末 → H27.3末まで
- 事業内容の拡充 : 被災地において、建設機械の割賦販売、リース、レンタルを行う者を保証対象に追加
- 平成26年2月末現在 全国実績 下請数 19,377件、約2,422億円
- 平成26年2月末現在 管内実績 下請数 506件、約37.8億円

公共工事の中間前払金制度の市町村導入要請

中間前払金は、建設業者の資金繰りの改善に寄与するものであり、地元の中小企業社が受注者となることが多い市町村の発注の工事における導入が求められ、未導入の市町村に対し導入要請

(中国5県の54市のうち、45市(83%)で導入 H26.1現在)

新分野進出支援

建設産業に係る公的支援制度の紹介

管内の行政機関や建設業団体等により構成される「中国地方建設産業再生協議会」の構成員(35団体)の支援策について取りまとめ建設企業に向け、情報発信。

地域社会の課題解決型経営アドバイザー事業

H26予算:1.86億円
(対前年度比1.00)

【事業概要】

- 地域社会を支える建設企業等の体質を強化すべく、経営戦略相談窓口を設置し、中小・中堅建設企業等の新事業展開等の経営上の課題又は施工管理等の技術的な課題の解決を支援するため、中小企業診断士や公認会計士等**専門家によるアドバイスを実施(相談支援)**。
- 特に、インフラのメンテナンス分野への進出をはじめとする新たな事業展開や企業再編・廃業といった他企業に対するモデル性のある案件を**重点支援**として選定し、専門家の**支援チームによる**経営改善計画の策定等の**目標達成までの継続支援(チームアドバイス支援)**や、建設企業等のもつノウハウを活かした**地域の課題解決に資する事業に要する経費の一部支援(ステップアップ支援)**を実施。

【拡充内容】

- 社会的ニーズの高まる社会資本の維持管理や老朽化対策の重要な役割を担う**建設関連企業(測量業、建設コンサルタント及び地質調査業)**を支援対象に追加。

事業概要

建設企業 + 建設関連企業 **拡充**

※建設関連企業:測量業、建設コンサルタント及び地質調査業

相談支援の申込み

経営戦略相談窓口

中小企業診断士等の専門家を派遣しアドバイス実施

経営アドバイス

- ・新事業展開
- ・事業承継
- ・内部管理の効率化
- ・企業再編・廃業 など

+

技術アドバイス

- ・施工管理
- ・技術提案作成
- ・維持管理業務 など

モデル性の高い取組を選定

チームアドバイス支援

専門家による支援チームの派遣(継続支援)

又は

ステップアップ支援

事業の実施に係る経費の一部支援(上限300万円)

～日本再興戦略より抜粋～

- 社会的ニーズの高まる社会資本の維持管理・老朽化対策
- 中小企業・小規模事業者の成長分野への進出支援

建設コンサルタント等の取組事例



【維持管理】

橋梁の点検などの維持管理



トンネルの点検などの維持管理

【パートナー協定の締結機関】

国土交通省と都道府県及び地方金融機関の間で、本事業の普及・促進に関するパートナー協定を締結。締結済機関は、都道府県:34、地方銀行・第二地方銀行・信用金庫・信用組合:300、合計:334

金利が戻ってきます!!

平成 26 年度末まで延長されました!

建設企業の重機購入を支援します

(建設業災害対応金融支援事業)

国土交通省では、建設企業が所定の建設機械の購入にあたり、金融機関から購入資金の融資を受ける際の金利の一部、または割賦で購入する際の金利手数料の一部を助成します。

(一財)建設業振興基金(以下、「振興基金」といいます。)で助成申請を受付しております。手続きの流れや申請書類等は、振興基金の下記ウェブサイトにてご紹介しておりますのでご覧ください。

(一財)建設業振興基金
建設業災害対応金融支援事業ウェブサイト

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/kenki.html>

対象者

県、市町村などと災害協定を締結している地域の中小・中堅建設企業や、災害協定を締結している建設業団体に加盟している中小・中堅建設企業(これらの協力会社を含む。)が対象となります。

【中小・中堅建設企業の定義】

資本の額若しくは出資の総額が20億円以下、又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設企業。

【協力会社の定義】

建設企業の協力会社(下請等)のうち、災害協定に記載されている業務を実施する企業。

対象機種

3機種から41機種に拡充されました!

建設機械抵当法施行令別表に規定する建設機械のうち、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベルを含めた次ページの41機種となります。

ショベル系掘削機(バックホウ)



ブルドーザー



トラクターショベル(ホイールローダー)



助成対象となる購入日

- ・ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベルの3機種：平成25年1月11日～平成27年2月28日の間
- ・その他の38機種：平成26年2月6日～平成27年2月28日の間

※メーカー毎の対象機種リストを、上記ウェブサイトで順次公表しています。

助成内容

初年度1年分の金利の2/3(ただし、上限は年利4%分まで)を補助します。

※1台あたりの金利助成上限額及び1企業あたり上限台数はありません(平成25年8月1日改正)。

元請建設企業のみなさんへ

『公共工事等の受注に伴い、保証人・不動産担保なく、
融資を受けたいときは・・・』

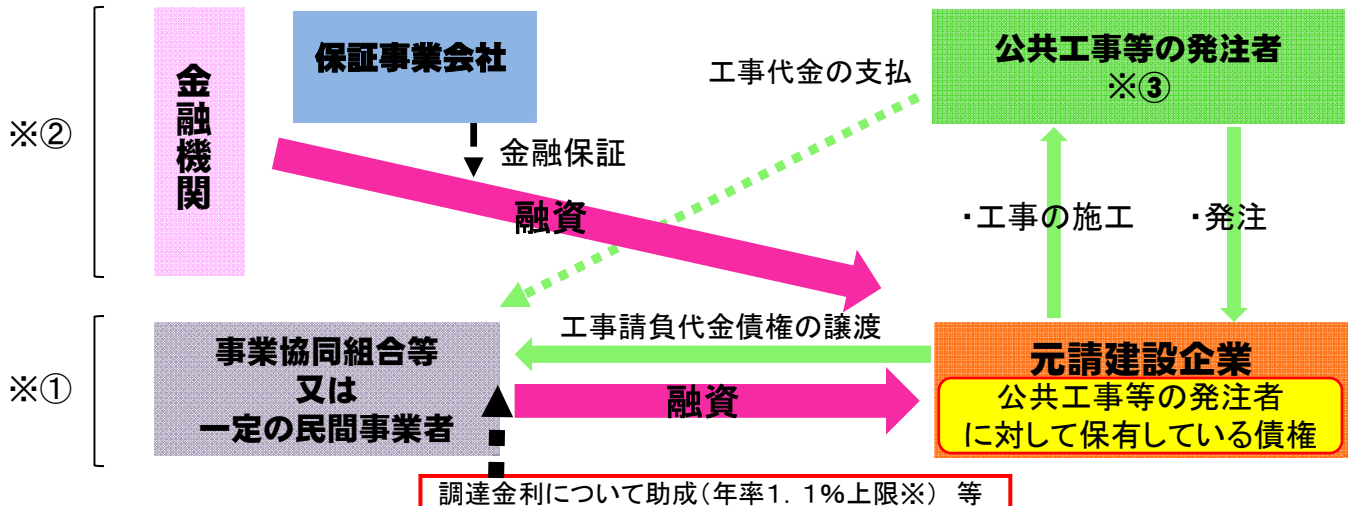
制度が延長されました！！

地域建設業経営強化融資制度

公共工事等の請負代金債権を担保に、低利で融資を受けられます。
未完成部分の施工に要する資金も融資を受けやすくなります！

制度の概要

- 受注した公共工事の出来高が5割に達した場合、出来高に応じて融資を受けられます（複数回利用可）。貸付金利は、事業協同組合等への助成措置により低利となります。
- 未完成部分の施工に要する資金については、前払金の支払を受けている場合、保証事業会社の金融保証により、融資を受けやすくなります。
- 公共性のある民間工事を受注した場合や東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等（がれきの処理等）を受注した場合も対象となります。



調達金利について助成(年率1.1%上限※)等

- ※①: 工事の出来高部分までの融資(事業協同組合等又は一定の民間事業者が融資)
 ※②: 工事の出来高を超える部分の融資(保証事業会社の金融保証を受け、金融機関が融資)
 ※③: 公共工事・公共性のある一定の民間工事(病院、福祉施設、PFIなど)及び東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等の発注者
 ※④: 平成26年3月31日までに貸付を受けた場合は、1.2%上限)

制度のお問い合わせはこちらへ

国土交通省 建設市場整備課・建設業課	03-5253-8281
北海道開発局 建設産業課	011-738-0233
東北地方整備局 計画・建設産業課	022-225-2171
関東地方整備局 建設産業第一課	048-600-1906
北陸地方整備局 計画・建設産業課	025-370-6571
中部地方整備局 建設産業課	052-953-8572
近畿地方整備局 建設産業課	06-6942-1071
中国地方整備局 計画・建設産業課	082-511-6186
四国地方整備局 計画・建設産業課	087-811-8314
九州地方整備局 計画・建設産業課	092-471-6331
沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課	098-866-1910
一般財団法人建設業振興基金 金融支援部	03-5473-4575

融資のご相談はこちらへ

※①・③について
 融資を行っている事業協同組合等及び北保証サービス株式会社、株式会社建設経営サービス、株式会社建設総合サービスについては、財団法人建設業振興基金のホームページをご覧ください。

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/keieikyoka.html>

※②について
 北海道建設業信用保証株式会社 011-221-2092
 東日本建設業保証株式会社 03-3545-5125
 西日本建設業保証株式会社 06-6543-2944
 (順不同)

～制度の期限が平成27年3月31日まで延長されました～ 国土交通省
 Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(平成25年12月更新)

下請建設企業・資材業者のみなさんへ

『取引先が倒産しても、確実に工事代金の支払いを受けたいときは・・・』

制度が延長されました！！

下請債権保全支援事業

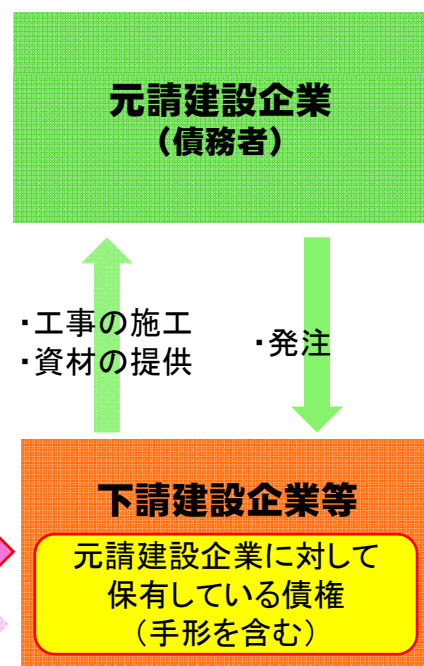
(債権支払保証事業)



下請建設企業等が元請建設企業に対して有する債権について、ファクタリング会社が支払保証を行うことにより、下請建設企業等の債権保全を支援します！

制度の概要

- 債務者が経営事項審査を受けているなどの一定の要件を満たせば、下請回数に関係なく(例えば、2次下請建設企業が1次下請建設企業に対して保有している債権についても)支払保証を受けられます。
- ファクタリング会社に支払う保証料の一部が軽減されます。
- 保証を受けられる時点は、原則として手形の交付を受けた段階(手形以外の債権は支払請求段階)からです【個別保証】。なお、個々の下請工事等ごとに、下請契約等の締結段階からも保証を受けられます【枠保証】。
- 東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等(がれきの処理等)に係る債権も対象となります。



ファクタリング会社

保証料の支払い(割引あり)(※1)

支払保証(元請倒産時等に保証金支払い)

手形の資金化(※2)

(※1)保証料の割引は、保証料の3分の2(保証される債権額の年率4%を上限)です。

保証料とは別に利用料(保証される債権額の年率1%)が必要です。

(※2)一部のファクタリング会社では、支払が保証された手形の資金化にも対応しています。

制度のお問い合わせはこちらへ

国土交通省 建設市場整備課・建設業課	03-5253-8281
北海道開発局 建設産業課	011-738-0233
東北地方整備局 計画・建設産業課	022-225-2171
関東地方整備局 建設産業第一課	048-600-1906
北陸地方整備局 計画・建設産業課	025-370-6571
中部地方整備局 建設産業課	052-953-8572
近畿地方整備局 建設産業課	06-6942-1071
中国地方整備局 計画・建設産業課	082-511-6186
四国地方整備局 計画・建設産業課	087-811-8314
九州地方整備局 計画・建設産業課	092-471-6331
沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課	098-866-1910
一般財団法人建設業振興基金 金融支援部	03-5473-4575

保証申込検討時のお問い合わせはこちらへ

■ファクタリング会社(順不同・随時更新)	
北保証サービス株式会社(*・枠)	011-241-8654
みずほファクター株式会社(枠)	03-3286-2260
昭和リース株式会社(*・枠)	03-4284-1250
りそな決済サービス株式会社	03-5640-8695
株式会社建設経営サービス(*・枠)	03-3545-8562
SMBCファイナンスサービス株式会社(*・枠)	03-5444-1522
三菱UFJファクター株式会社(枠)	03-3251-8392
東京センチュリーリース株式会社(枠)	03-5209-6740
オリックス株式会社(*・枠)	06-6578-1650
株式会社建設総合サービス(*・枠)	06-6543-2843
(*)手形の資金化に対応しているファクタリング会社	
(枠)枠保証に対応するファクタリング会社	

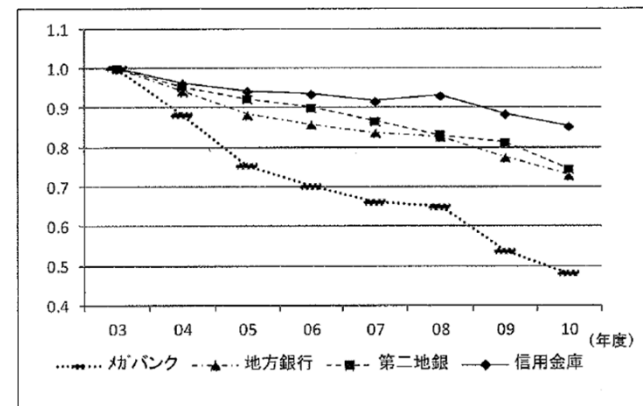
～制度の期限が平成27年3月31日まで延長されました～

中間前金払い制度・地域建設業経営強化融資制度の導入を

～ 地域の建設企業の資金繰りに役立ちます ～

問い合わせ先 中国地方整備局建設部計画・建設産業課
TEL:082-221-9231 担当:佐藤博、藤畑

図表 4-3-6 建設業向け貸出の推移 (金融機関業別)



- 受注減、銀行融資の厳格化、金融円滑化法終了
→ 地域建設業は金融の多チャンネル化が必要
- 公共工事の請負代金債権を、工事完了前に現金化
- 出来高払いよりも簡便な手続
→ 発注者・受注者ともに事務負担軽減

中間前金払い制度

- 工事半分完了後に更に2割の前金の支払い
- 中国5県の80%の市が導入済み
(広島県、島根県内は全市町村で導入)

地域建設業経営強化融資制度

- 工事半分完成後出来高を民間の融資機関が融資
- 金利への利子補給、出来高検査費用への補助
- 中国5県の60%の市が導入済み

制度導入には以下の手続きが必要となります！

- 財務規則等の改正
 - ・支払利率等を定めている場合には工事執行規則等の4割の前金払に「追加して2割の(中間)前金払ができる」旨に改正
 - ・新たに中間前払金実施要領等を定める
- 工事請負契約約款の改正
公共工事標準請負契約約款の内容に合わせ「中間前金払」の条項を追加

モデル要領
あります！

- 事務取扱要領等の制定
債権譲渡の対象工事、債権譲渡の範囲、様式等について事務取扱要領を新たに定める
- 債権譲渡の承諾(ただし書きの適用)
公共工事標準請負契約約款 第5条(権利義務の譲渡等)
「この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。」

中間前払金導入状況（中国管内）

平成26年1月1日現在

中国5県の54市のうち、45市（83％）で導入。
中国5県の107市町村のうち、67市町村（62％）で導入。

○ 中間前払金払制度（市）

鳥取県内

鳥取市、米子市、倉吉市、境港市 計4/4市（100％）

島根県内

松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市 計8/8市（100％）

岡山県内

岡山市、倉敷市、津山市、高梁市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市
井原市、総社市 計11/15市（73％）

広島県内

広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、
廿日市市、安芸高田市 江田島市、大竹市 計14/14市（100％）

山口県内

山口市、下関市、宇部市、萩市、美祢市、山陽小野田市、防府市、周南市
計8/13市（61％）

○ 中間前払金払制度（町・村）

鳥取県内

北栄町 計1/15町村（7％）

島根県内

奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉加町、海士町、西ノ島町、
知夫村、隠岐の島町 計11/11町村（100％）

岡山県内

久米南町 計1/12町村（8％）

広島県内

府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、
神石高原町 計9/9町村（100％）

山口県内

計0/6町村（0％）

地域建設業経営強化融資制度導入状況（中国管内）

平成26年1月1日現在

中国5県の54市のうち、33市（61％）で導入。
中国5県の107市町村のうち、44市町村（41％）で導入。

○ 地域建設業経営強化融資制度（市）

鳥取県内

鳥取市、米子市、倉吉市、境港市 計4/4市（100％）

島根県内

松江市、浜田市、出雲市、大田市、江津市、安来市 計6/8市（75％）

岡山県内

岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、井原市、真庭市、浅口市 計7/15市（47％）

広島県内

広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、
府中市、廿日市市、安芸高田市、江田島市 計14/14市（100％）

山口県内

山口市、周南市 計2/13市（15％）

○ 地域建設業経営強化融資制度（町・村）

鳥取県内

岩美町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、日南町 計5/15町村（33％）

島根県内

計0/11町村（0％）

岡山県内

勝央町 計1/12町村（8％）

広島県内

世羅町、神石高原町、府中町、安芸太田町、北広島町 計5/9町村（55％）

山口県内

計0/6町村（0％）

建設業法等の一部を改正する法律案について

平成26年3月7日

国土交通省

I. 背景

近年の建設投資の大幅な減少による受注競争の激化により、ダンピング受注や下請企業へのしわ寄せが発生した結果、離職者の増加、若年入職者の減少等による将来の工事の担い手不足が懸念される場所である。また、維持更新時代の到来に伴い、解体工事等の施工実態に変化が発生している。

このため、建設工事の適正な施工とその担い手の確保を図るため、ダンピング対策の強化、維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保等の所要の措置を講ずる必要がある。

II. 改正の概要

(1) 建設業法の一部改正

- ① 許可に係る業種区分の見直し
許可に係る業種区分に解体工事業を追加する。
- ② 暴力団排除条項の整備
暴力団員であること等を、建設業の許可に係る欠格要件及び取消事由に追加する。
- ③ 許可申請書の閲覧制度の見直し
閲覧対象から個人情報が含まれる書類を除外する。
- ④ 建設工事の担い手の育成及び確保とその支援に関する責務の追加
建設業者、建設業者団体及び国土交通大臣の責務として、建設工事の担い手の育成及び確保とその支援に関する責務を追加する。

(2) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正

- ① 公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項の追加
「その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること」を追加する。
- ② 公共工事の受注者が暴力団員等と判明した場合における通知
受注者が暴力団員であること等が判明した場合、各省各庁の長等は、許可行政庁へ通知するものとする。
- ③ 入札金額の内訳の提出
建設業者は、入札の際に、入札金額の内訳を提出するものとする。
- ④ 施工体制台帳の作成及び提出
公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出するものとする。

(3) 浄化槽法及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の一部改正

暴力団員であること等を、浄化槽工事業及び解体工事業の登録の拒否事由及び取消事由に追加する。

III. 閣議決定日

平成26年3月7日（金）

【問い合わせ先】 土地・建設産業局建設業課

建設業政策調整官 鈴木（03-5253-8111（内線24753））

係長 澤田（03-5253-8111（内線24754））

契約は着工前に
書面で締結しましょう



みんなを守る
適正取引



目録書
契約書

[工事内容]
□□□□□□□□□□□□□□
請負代金の額
¥○○○,○○○,○○○
工期
平成25年○月○日~平成26年○月○日

11月1日~11月30日

11月は建設業取引適正化推進月間です

主催 国土交通省、都道府県

トンネル覆工コンクリートの 長期保証について

国土交通省 中国地方整備局

検討経緯

トンネル覆工コンクリートの長期保証制度の検討にあたっては、学識経験者や専門家等による「トンネル覆工コンクリートの長期保証に関する検討委員会」を開催し、保証項目及び保証基準等について決定した。

「トンネル覆工コンクリートの長期保証に関する検討委員会」

【開催状況と主な議事内容】

○第1回(平成25年12月17日開催)

- ・トンネル点検結果の概要について
- ・長期保証(対象部位、対象期間、手続き)(案)について

○第2回(平成26年3月4日開催)

- ・長期保証(対象部位、対象期間、手続き)について
- ・長期保証(発注仕様、インセンティブ)について
- ・目地部の変状抑制対策について

委員名簿

	氏名	所属・役職
委員長	中川 浩二	山口大学 名誉教授 NPO法人 臨床トンネル工学研究所 理事長
委員	井上 正一	鳥取大学 大学院 工学研究科 特任教授
委員	伊藤 正秀	国土交通省 道路局 国道・防災課 道路技術分析官
委員	水谷 和彦	国土交通省 国土技術政策総合研究所 道路研究部 道路構造物管理システム研究官
委員	真下 英人	独立行政法人 土木研究所 道路技術研究グループ長
委員	砂金 伸治	独立行政法人 土木研究所 道路技術研究グループ 上席研究員
委員	米山 正彦	一般社団法人 日本建設業連合会 公共工事委員会 総合評価部会長
委員	山根 正樹	一般社団法人 日本建設業連合会 中国支部 土木工事技術委員会 委員
委員	野田 勝	国土交通省 中国地方整備局 道路部長
委員	秋山 良壮	国土交通省 中国地方整備局 中国技術事務所長
事務局		国土交通省 中国地方整備局 道路部 国土交通省 中国地方整備局 中国技術事務所

長期保証制度の概念

狙い・目的

長期保証を付することで、雑な施工を排除し、覆工コンクリートの長期的な品質確保を図る。

一方で、より一層丁寧な施工を心がけてもらうため、品質の優れた施工を行った受注者に対する評価（インセンティブ）も検討する。

施工品質のイメージ	状態	具体的変状	対応
雑な施工	本来あるべき機能等を満足していない（通行車両の安全が確保出来ないなど）	漏水、異物混入、うき、はく離 等	修補（瑕疵担保責任）
一般的な丁寧さに欠ける施工	・本来あるべき機能等を満足 ・長期的な品質（耐久性）に懸念	ひび割れ	修補（長期保証）
一般的な施工	・本来あるべき機能等を満足 ・通常の品質が期待		措置無し
特に丁寧な施工	・本来あるべき機能等を満足 ・高い品質（耐久性）が期待	ひび割れ無し または 軽微なひび割れ	インセンティブ付与

長期保証試行の検討対象

基準値を検討

従来 of トンネル工事

【共通仕様書《出来形管理基準(覆工)》】
基準高、幅(全幅)、高さ(内法)、厚さ、延長

【成績評定《考査項目》】
コンクリート構造物の表面状態が良い。
コンクリート構造物の通りが良い。
天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
クラックが無い。
漏水が無い。
全体的な美観が良い。

トンネル施工

完成▽



長期保証対象のトンネル

【長期保証】
ひび割れに対し、保証基準(長さ、幅)を規定

トンネル施工
※丁寧な施工を施すことで雑な施工を排除

長期保証期間

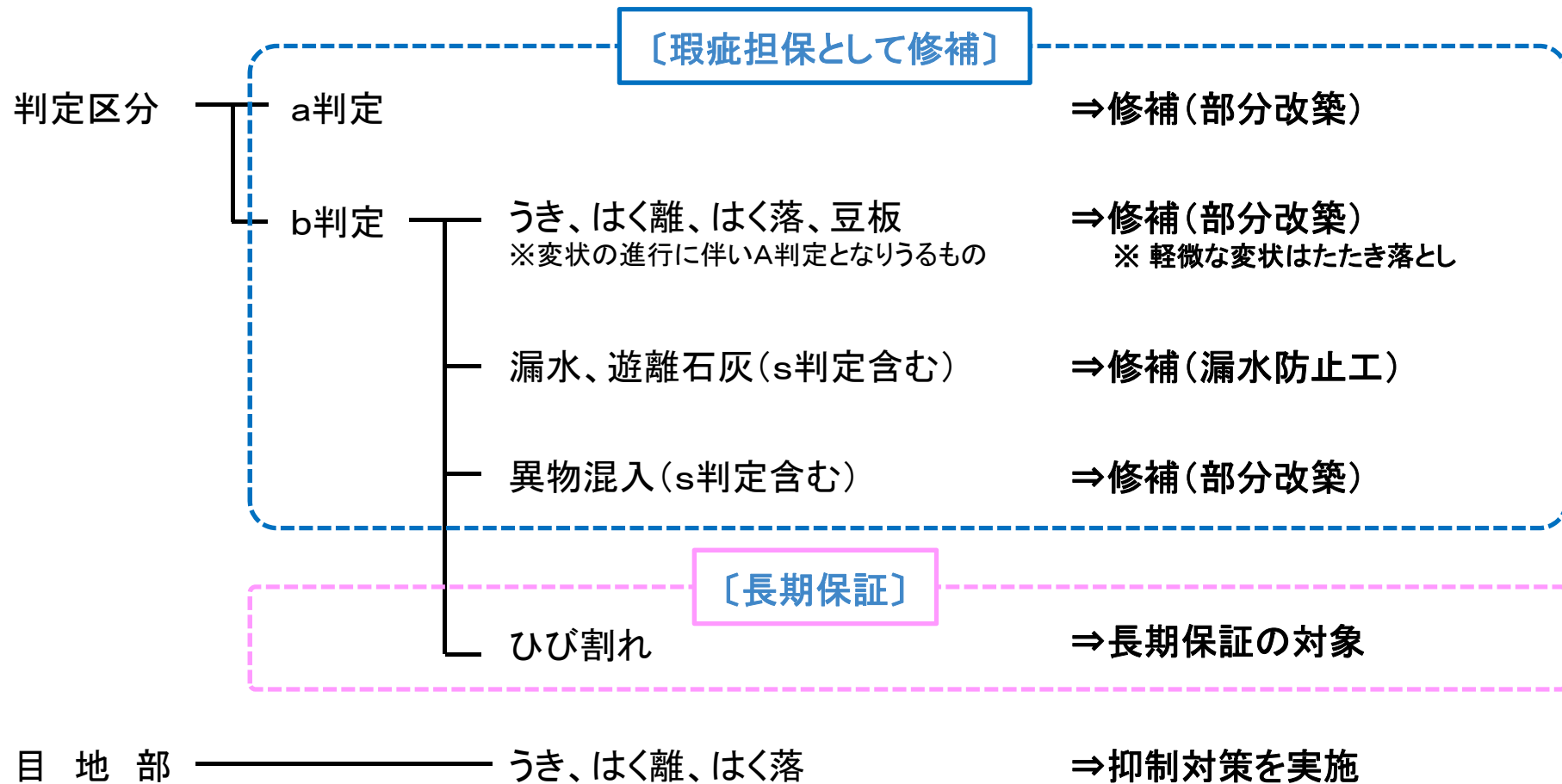
完成▽

点検▽

- 長期保証を付することで雑な施工を排除
- より丁寧な施工を施すことで良好な全体的な美観や仕上げ等が期待される。
- 長期保証満了に伴う点検を実施
 - ・基準を満たさないものには修補を求める。
 - ・より品質の優れた施工に対し評価(インセンティブ)を行う。

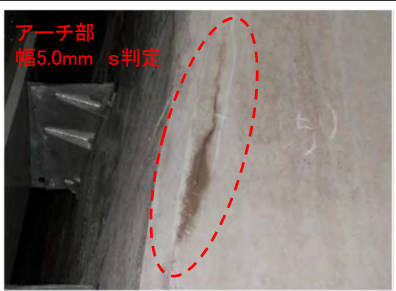
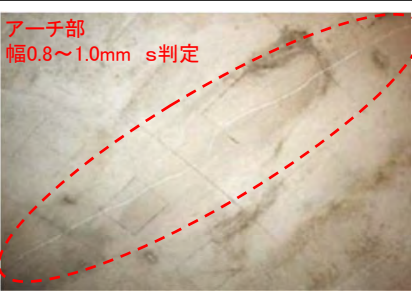
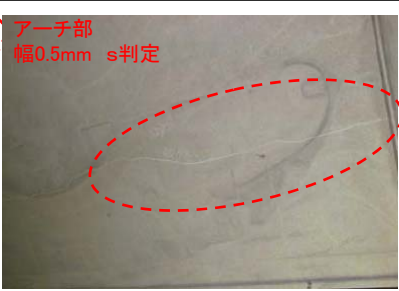

変状に対する対応

1. 通行車両の安全が確保できない変状(うき・はく離・はく落 等※)は、修補を求める。
(※トンネル点検におけるひび割れ以外のa・b判定)
2. また、目地部については、変状の発生が多く、丁寧な施工をしているにも関わらず変状が発生している可能性があるため、長期保証とは別に抑制対策を実施する。
3. 目地部を除く覆工コンクリートのひび割れについて長期保証の対象とする。




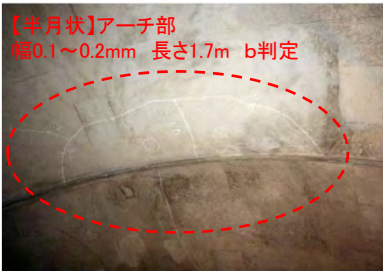
※ 修補の方法は、上記を原則とするが、現地の状況等により、これによりがたい場合は発注者と受注者が協議して定める。

ひび割れに対する基準の検討

ひび割れ幅		≧ 3.0mm >	≧ 1.0mm >	≧ 0.3mm >	
					
避けたひび割れの基本的な考え方	避けられるひび割れ	《要因の推察》 ・型枠の突き上げ等 《対応(案)》 ・丁寧な施工により発生抑制が可能 《発生状況》 ・2%(1TN/58TN)	《要因の推察》 ・若材齢時の早期脱型 《対応(案)》 ・適切な脱型時間管理により発生抑制が可能 《発生状況》 ・22%(13TN/58TN)		
	避け難いひび割れ		《要因の推察》 ・乾燥収縮 ・現状のコンクリート仕様では発生抑制は困難と思慮	《要因の推察》 ・乾燥収縮 ・現状のコンクリート仕様では発生抑制は困難と思慮 《発生状況》 ・69%(40TN/58TN) 【RC部】(鉄筋腐食の防止) 《要因の推察》 ・乾燥収縮 ・現状のコンクリート仕様および構造(配筋)では発生抑制は困難と思慮 《発生状況》 ・66%(38TN/58TN)	《要因の推察》 ・乾燥収縮 ・現状のコンクリート仕様では発生抑制は困難と思慮 《発生状況》 ・9%(5TN/58TN) 【RC部】(鉄筋腐食の防止) 《要因の推察》 ・乾燥収縮 ・現状のコンクリート仕様および構造(配筋)では発生抑制は困難と思慮 《発生状況》 ・19%(11TN/58TN)

長期保証	修補	修補 (長さ5m以上)		(インセンティブの検討)
------	----	----------------	--	--------------

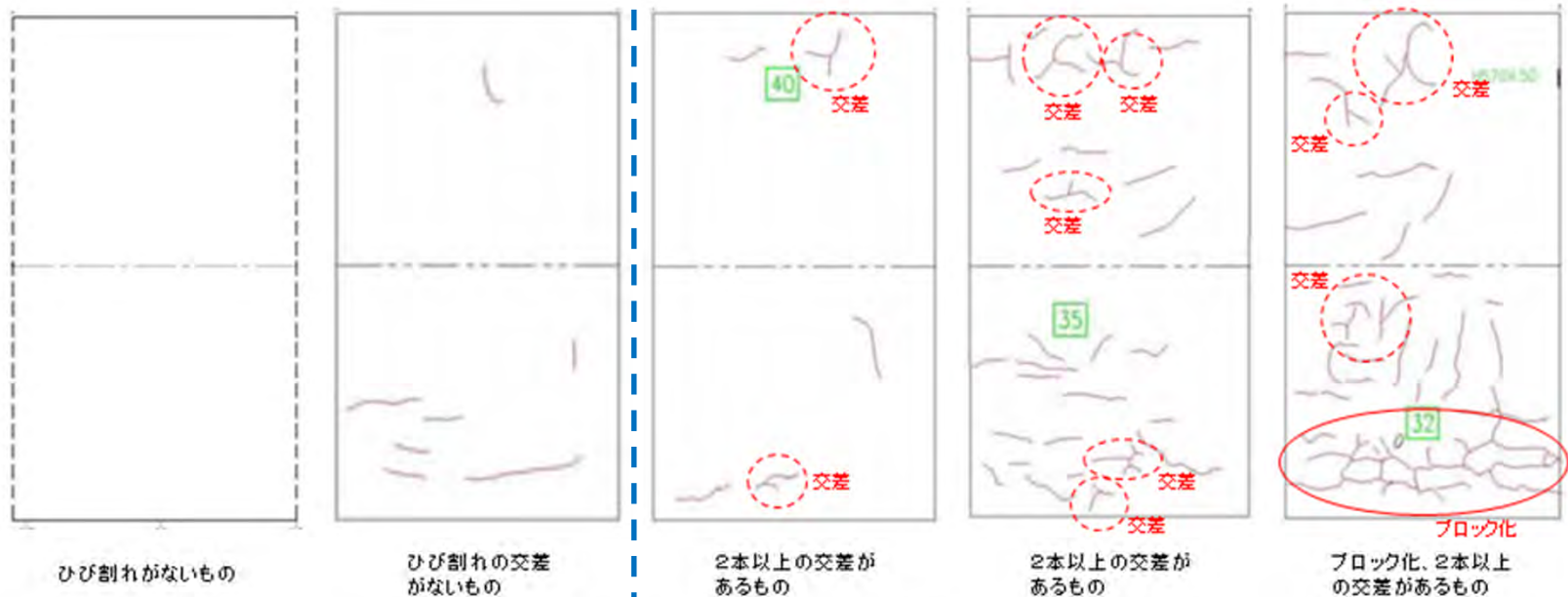
ひび割れに対する基準の検討

ひび割れ幅		$\geq 3.0\text{mm} >$	$\geq 1.0\text{mm} >$	$\geq 0.3\text{mm} >$
				
避けられるひび割れの補足	網目状	※幅0.3mm以上のひび割れによりブロック化しているもの 《要因の推察》 《対応(案)》 ・乾燥収縮 ・丁寧な施工により発生抑制が可能 《発生状況》 ・3%(2TN/58TN)		
	半月状	《要因の推察》 《対応(案)》 ・型枠の突き上げ等 ・丁寧な施工により発生抑制が可能 《発生状況》 ・3%(2TN/58TN)		
		修補		
長さに関する検証		※長さ5m以上で、判定区分がbとなるひび割れは幅1mm以上で発生 ※トンネル点検データでは、ひび割れ幅1mm以上のひび割れは長さ5m以上が発生。 《要因の推察》 《対応(案)》 ・若材齢時の早期脱型 ・適切な脱型時間管理により発生抑制が可能 《発生状況》 ・22%(13TN/58TN)		
		修補		

インセンティブ基準値の検討

【ひび割れ幅0.3mm未満の例】

【凡例】
○ : ブロック化
○ : 2本以上が交差



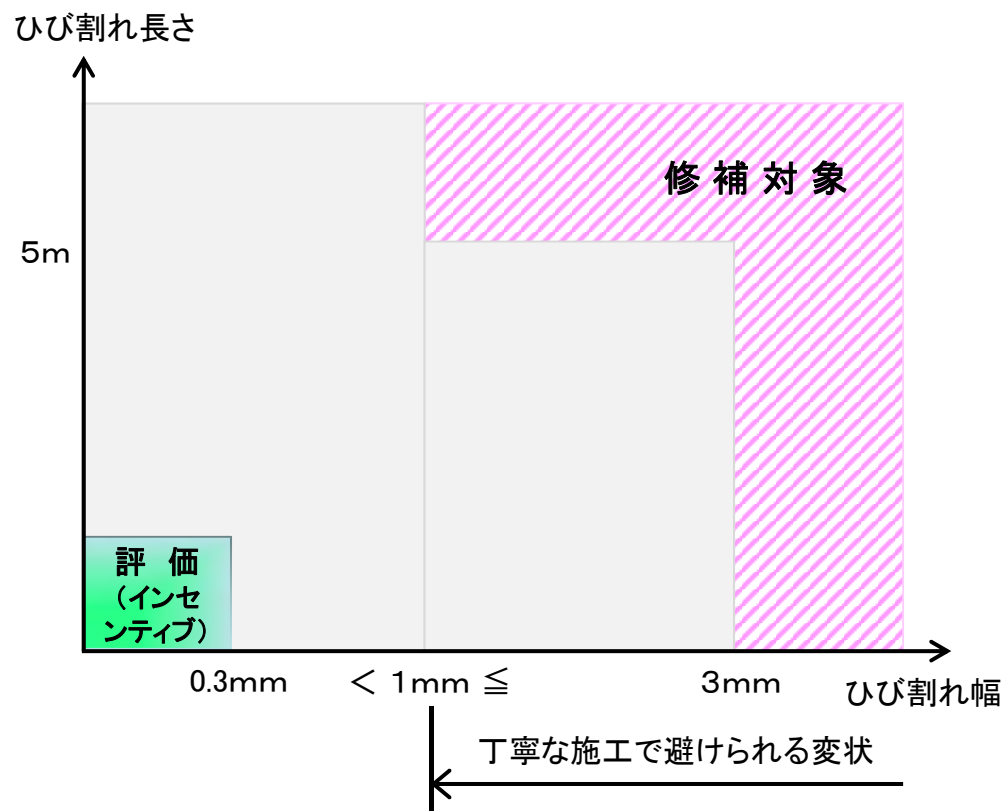
ひび割れ	なし	あり	あり	あり	あり
交差の状況	なし	なし	あり	あり	あり

○ひび割れがないもの、およびひび割れの交差がないものについては、評価に値すると思われる。
○したがって、ひび割れ幅0.3mm未満で、ひび割れの交差がないものについて、インセンティブを付与する。

長期保証とするひびわれの修補対象

- ・丁寧な施工を施すことで避けられると思慮する“幅3mm以上のひび割れ”および“長さ5m以上かつ最大幅1mm以上のひび割れ”は修補対象とする。
- ・変状の進行に伴い、うき・はく離・はく落の危険性がある“半月状”、および“幅0.3mm以上のひび割れによりブロック化しているもの”は修補対象とする。
- ・なお、“ひび割れの発生がない”、または“ひび割れ幅が0.3mm未満でひび割れの交差がない”状態のトンネルは、評価(インセンティブ)を行うものとする。

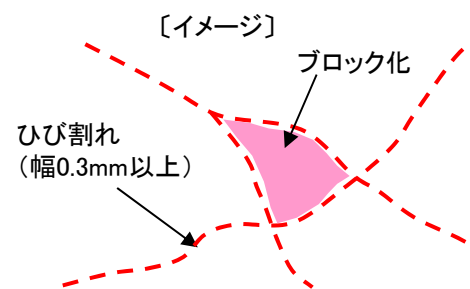
長期保証(ひび割れ)に対する対応イメージ



ブロック化

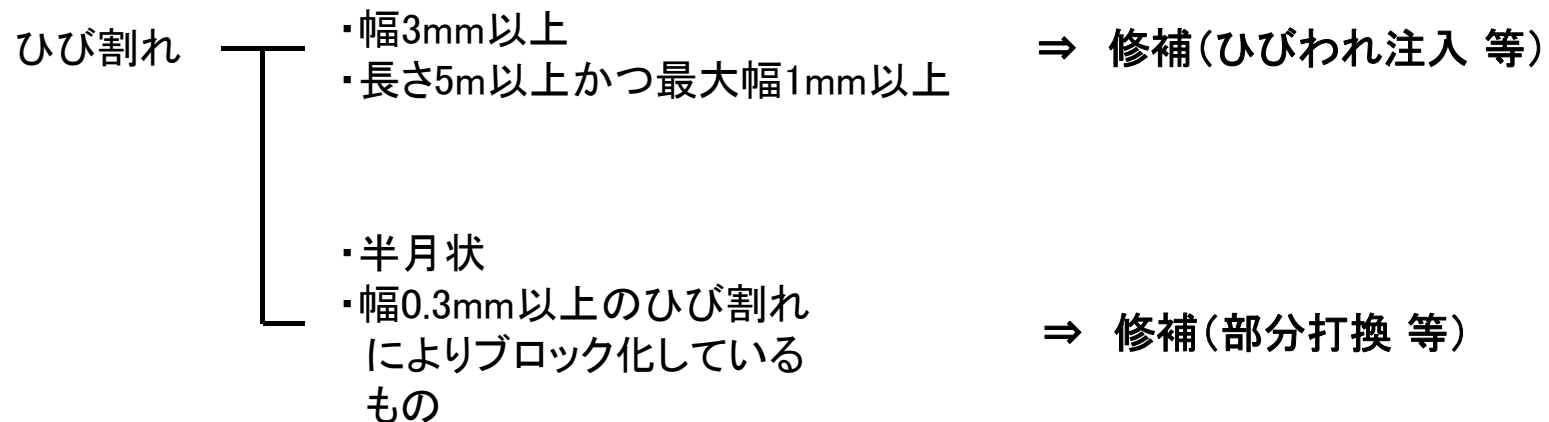


半月状



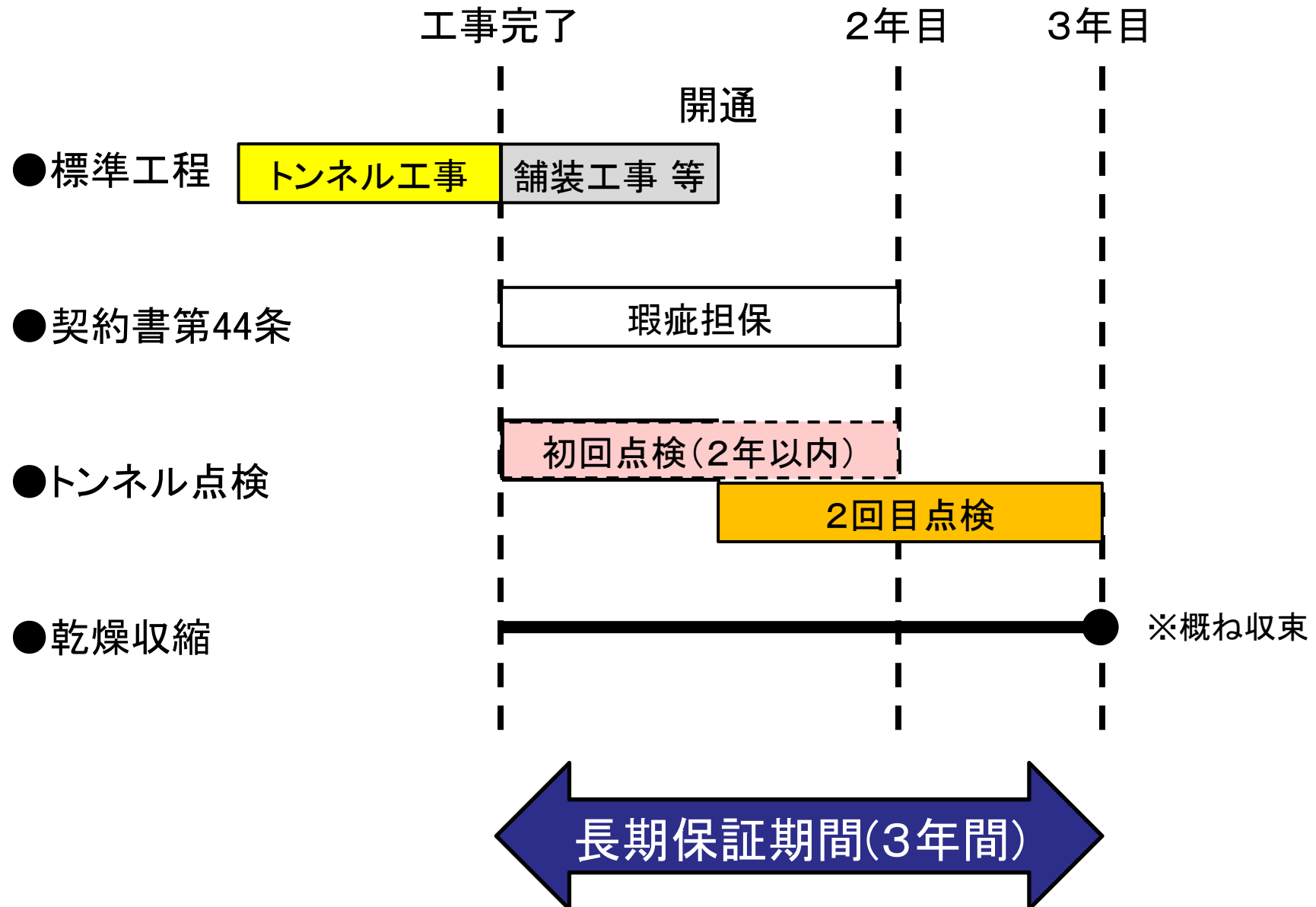
長期保証とするひび割れの修補方法

- ・“判定区分がbに相当するひび割れ”は修補対象とする。[道路トンネル定期点検要領(案)(平成14年4月 国土交通省道路局国道課)]
- ・丁寧な施工を施すことで避けられると思慮する“幅3mm以上のひび割れ”および“5m以上かつ最大幅1mm以上のひび割れ”は修補対象とする。
- ・変状の進行に伴い、うき・はく離・はく落の危険性がある“半月状、および幅0.3mm以上でブロック化したもの”は修補対象とする。

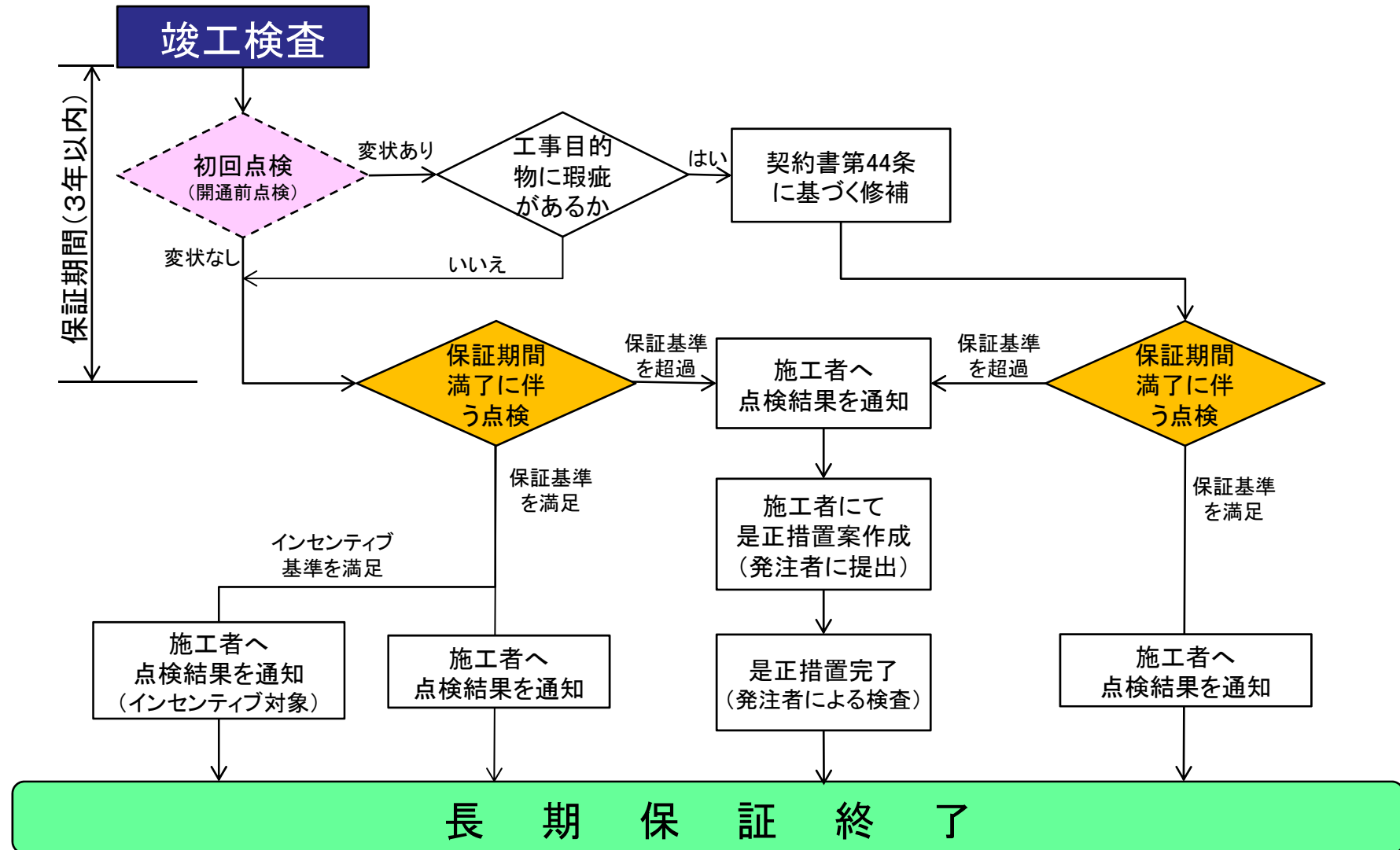


※ 修補の方法は、上記を原則とするが、現地の状況等により、これによりがたい場合は発注者と受注者が協議して定める。

長期保証対象期間の設定

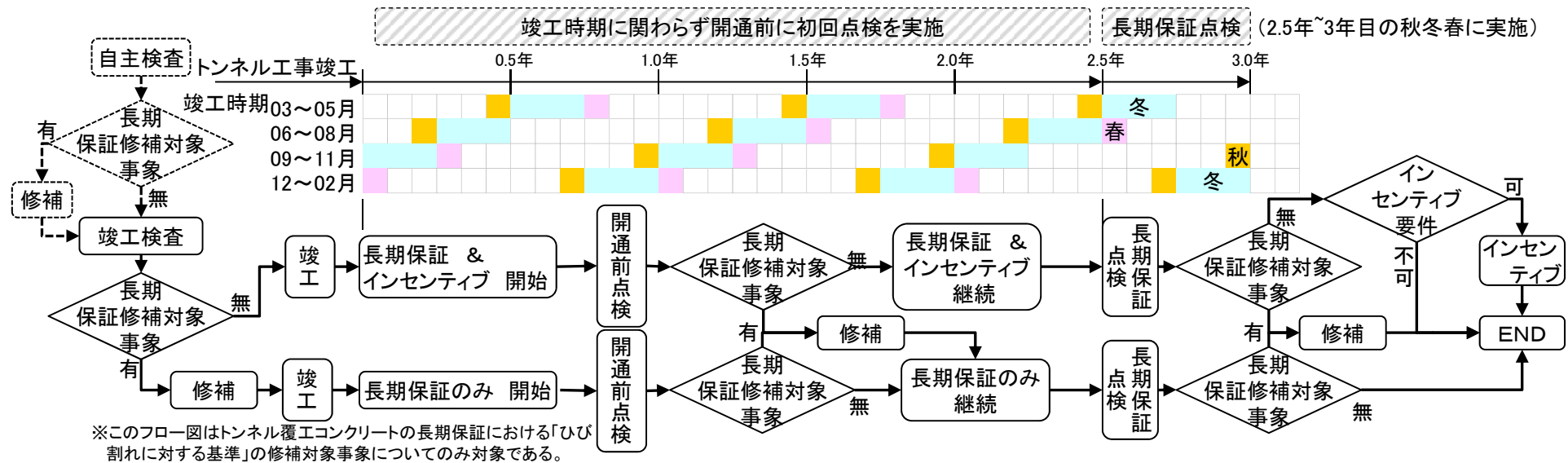


長期保証に係る手続きフロー

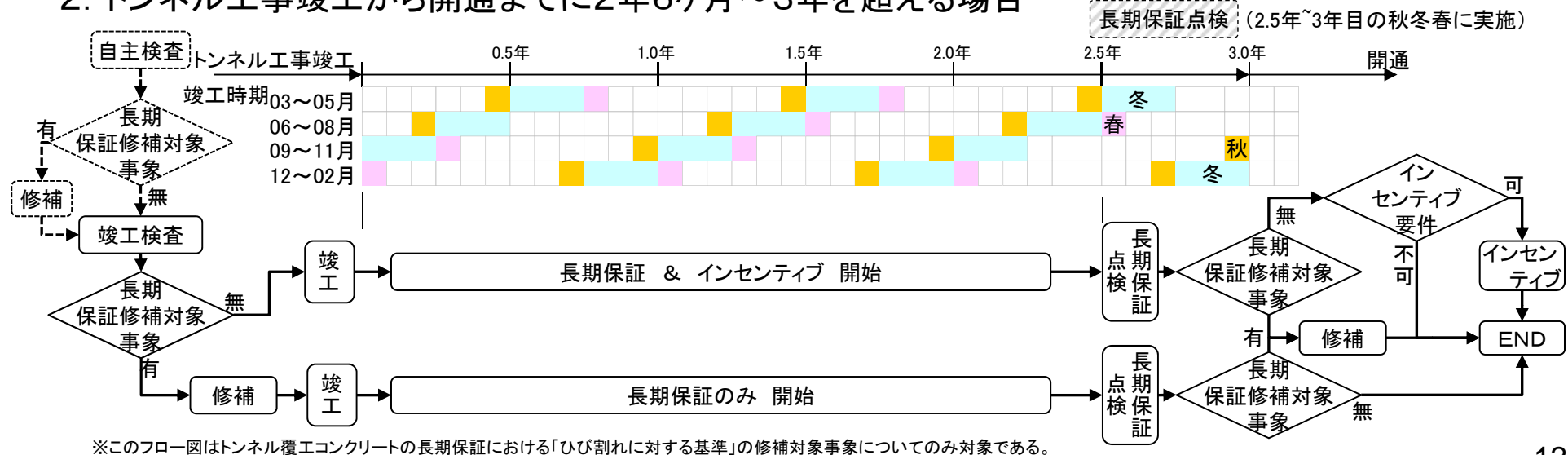


長期保証とインセンティブのフロー

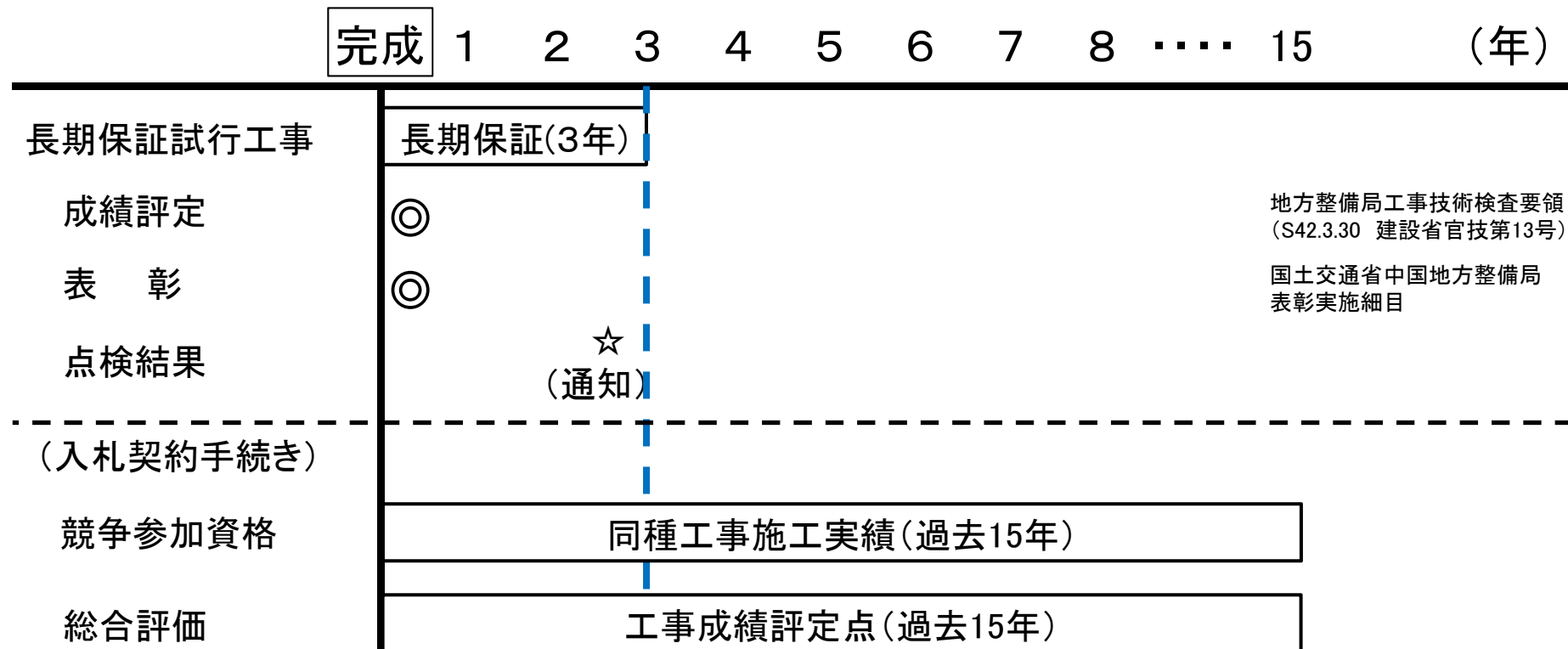
1. トンネル工事竣工から開通までに2年6ヶ月以内の場合



2. トンネル工事竣工から開通までに2年6ヶ月~3年を超える場合



《長期保証試行工事の流れ》



地方整備局工事技術検査要領
(S42.3.30 建設省官技第13号)

国土交通省中国地方整備局
表彰実施細目

《長期保証制度による新たなインセンティブの案》

整備局ホームページ

★公表

総合評価

★長期保証の評価による加点

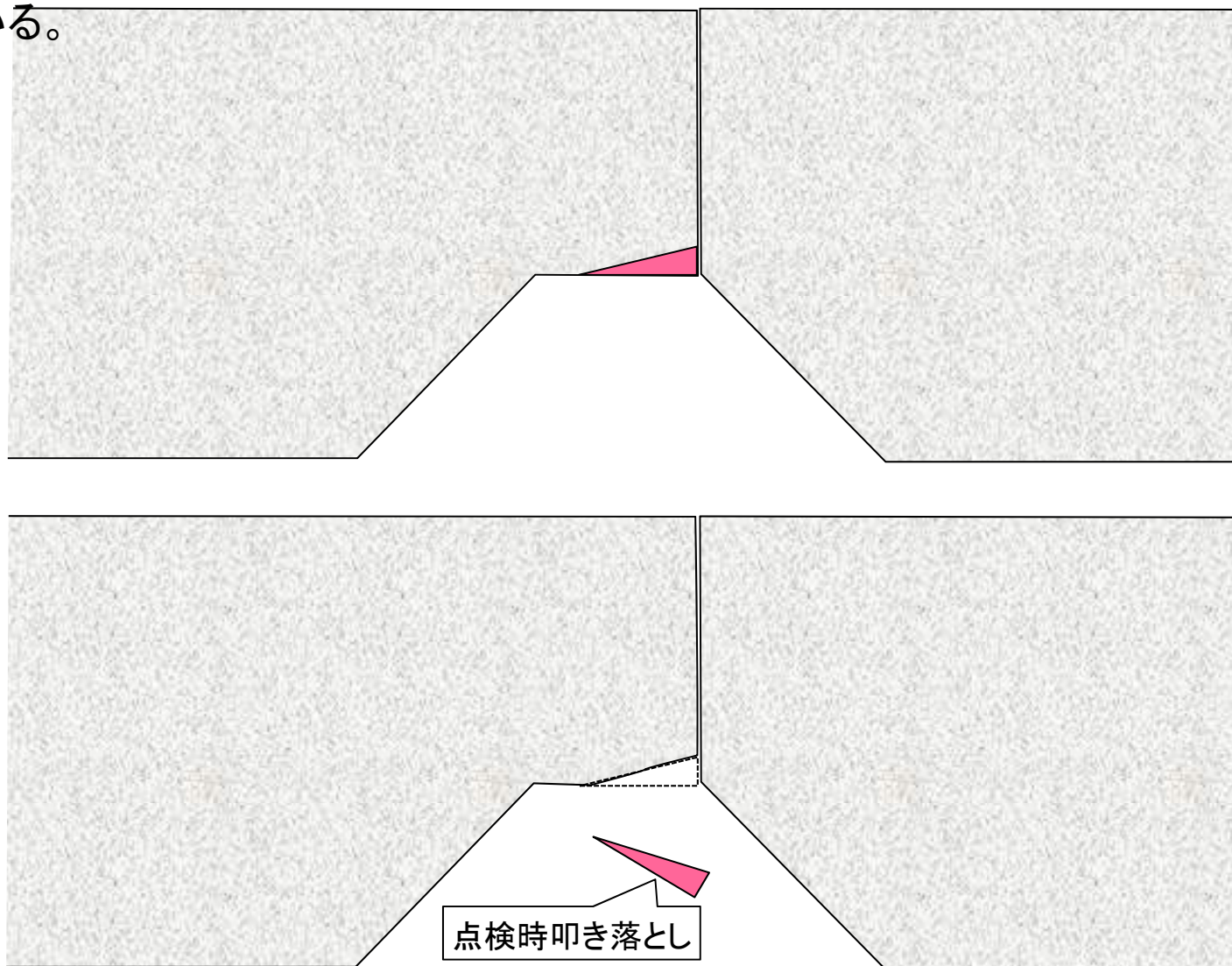
- インセンティブの内容は、特に良好な施工を整備局ホームページで公表する、および総合評価の評価点で加点する。
- 総合評価の評価点については、長期保証期間満了までに別途検討する。
- なお、インセンティブの内容については、長期保証期間満了時に施工者へ通知するものとし、工事公告には記載しない。

トンネル覆工コンクリートの 長期保証について (目地部の変状抑制対策)

1. 目地部の変状における「うき」「剥離」の特徴

目地部変状での「うき」「剥離」の多くは、切り欠け台形頂部突き当たり部に薄く発生している。

上図の状態でうき等が残っているものは「b」判定、下図のように叩き落としたものは「s」判定となっている。



2. トンネル覆工目地部に関する考察

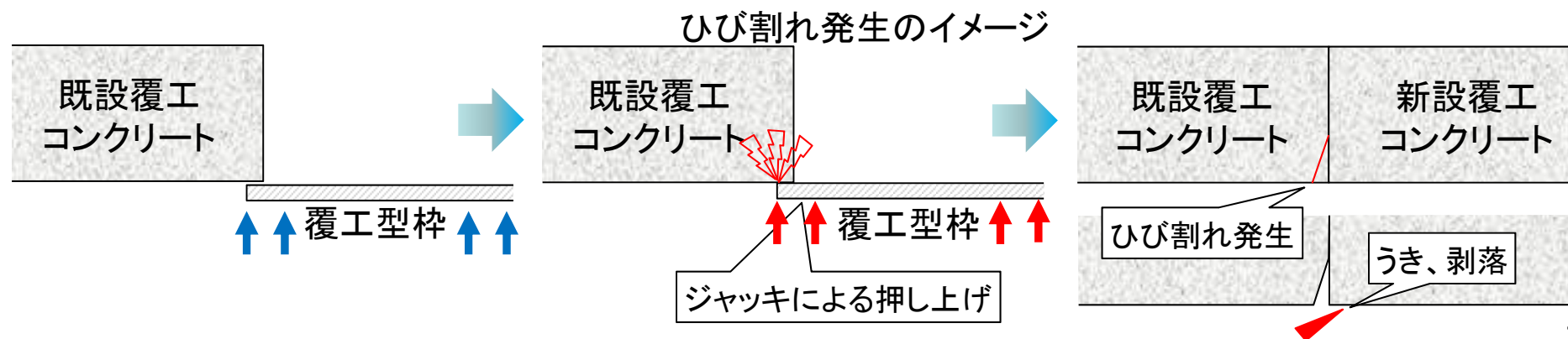
トンネル覆工コンクリートの目地に関しては、「トンネル標準示方書」山岳編・同解説(2006年制定 土木学会)に次のように記載されている。

第125条 つま型枠

つま型枠は、コンクリートの圧力に耐えられる構造とし、モルタル漏れ等がないように取り付けなければならない。

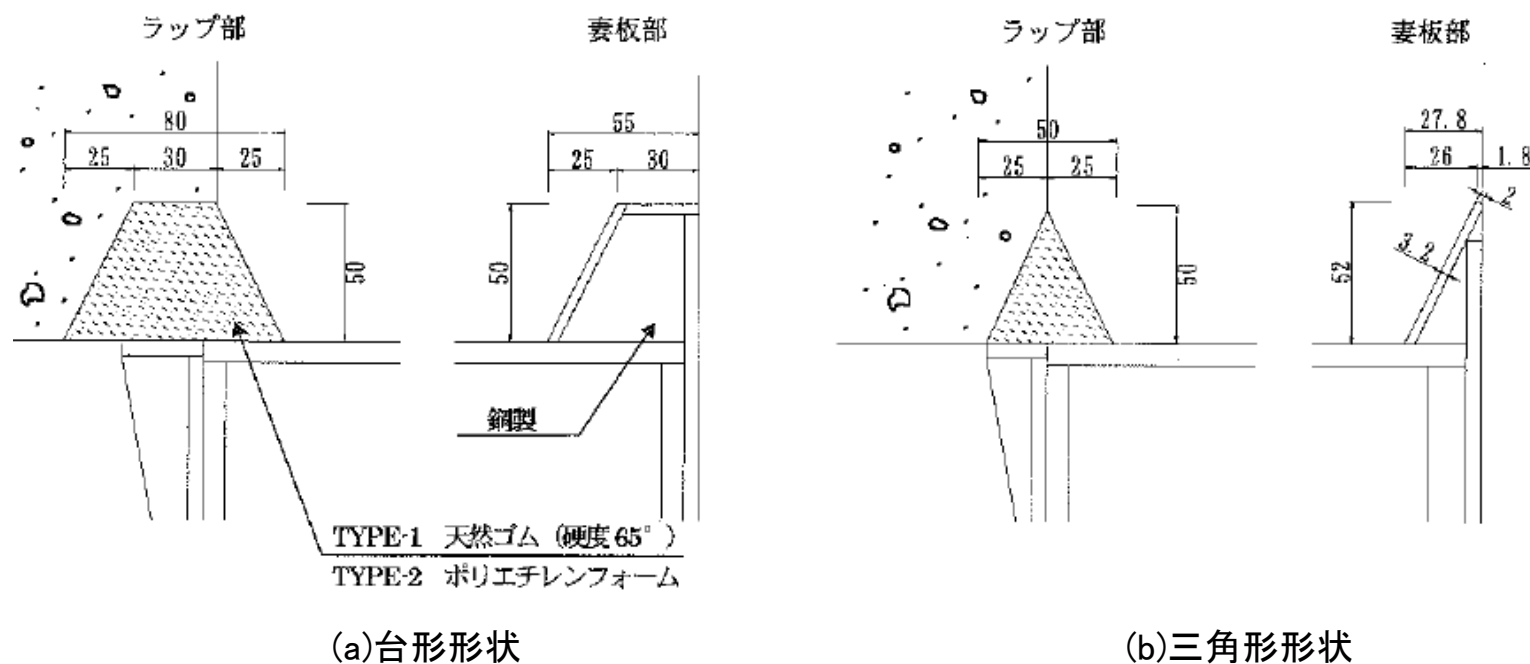
【解説】 覆工目地部に相当するつま部は、コンクリート硬化後に複雑な力が働かないよう極力直角で直線的な単純な構造とすることが望ましい。また、つま型枠はコンクリート打ち込み時の圧力で変形しないよう十分な剛性を有し、コンクリートの品質低下の原因となるモルタル漏れがないように取り付ける必要がある。(中略)

覆工目地部は、型枠の取り外しや据え付け時に型枠の過度な押し上げにより若材令である既設の覆工コンクリートにひび割れを生ずる場合がある。その防止策として、既設の覆工コンクリートと覆工型枠の重ね合わせ部(オーバーラップ部)に緩衝材を設置するための溝型枠を設ける例がある。つま型枠は、これらも考慮した構造とすることが望ましい。



3. トンネル覆工目地部に関する考察

- 「トンネル標準示方書」山岳編・同解説(2006年制定 土木学会)に打継ぎ溝型枠の例として“台形形状”と“三角形形状”の例が掲載されている。
- 中国地方整備局では、台形形状を標準とした工事発注としている。

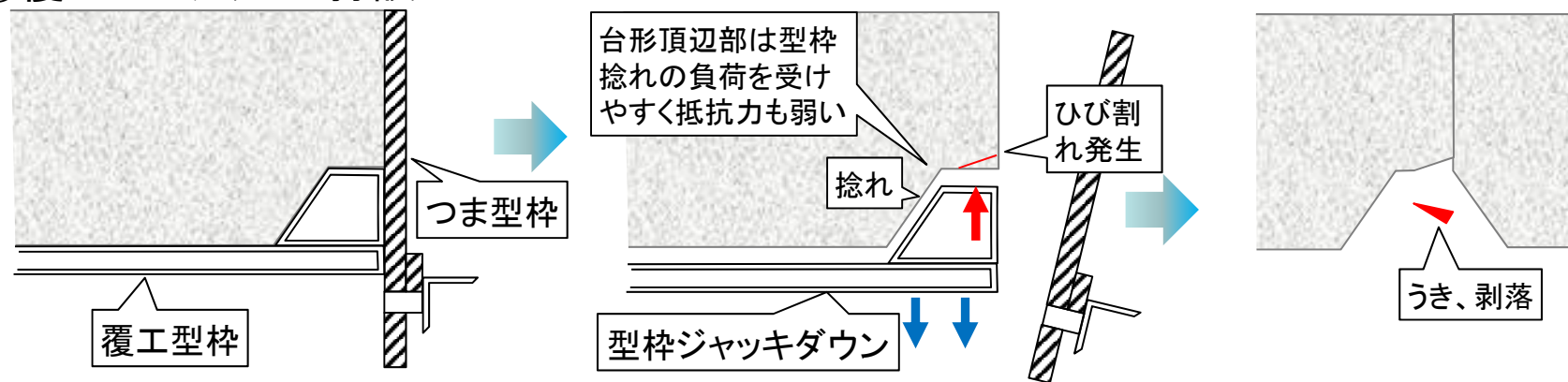


打継ぎ溝型枠の例

4. 目地部の「うき」「剥落」発生メカニズムの考察

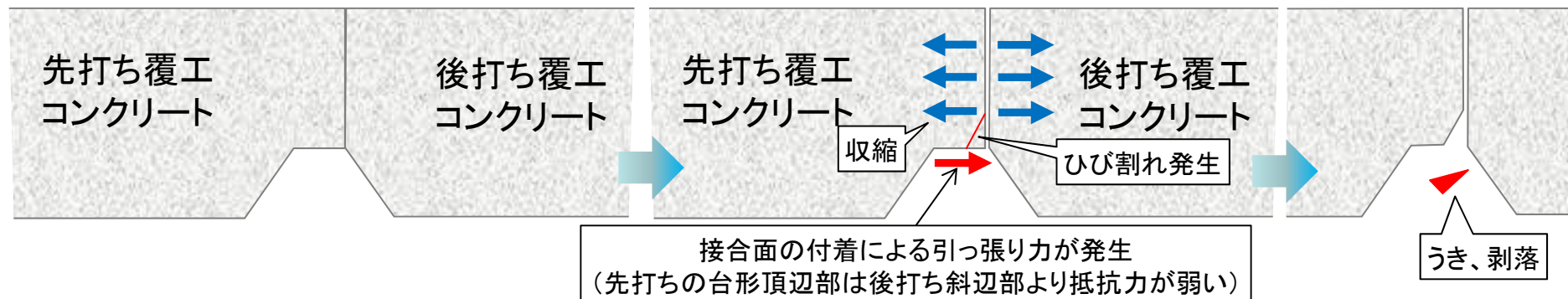
1. 覆工型枠脱型時のつま型枠の摩擦、不均一なジャッキダウンによる型枠の捻れによる負荷 等。(うき、剥落が薄い場合)

- ①覆工コンクリート打設 ②覆工型枠脱型(ジャッキダウン) ③点検時叩き落とし 等



2. 覆工コンクリート打設後の乾燥収縮による引っ張り負荷。(うき、剥落が深い場合)

- ①覆工コンクリート施工直後 ②乾燥収縮発生 ③点検時叩き落とし 等

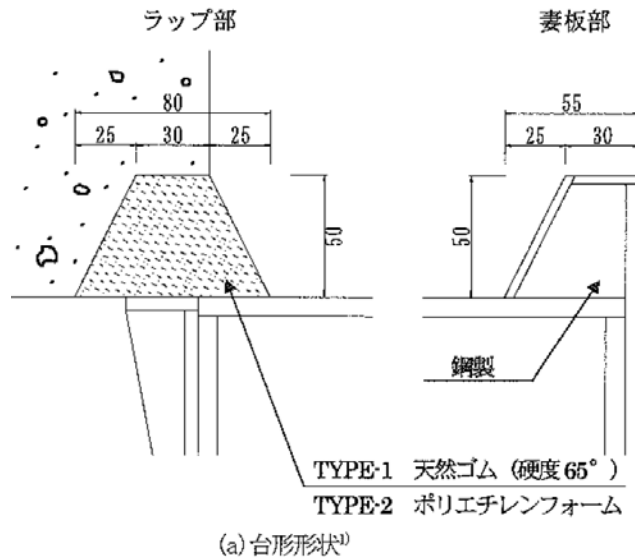


3. 1. および2. の複合

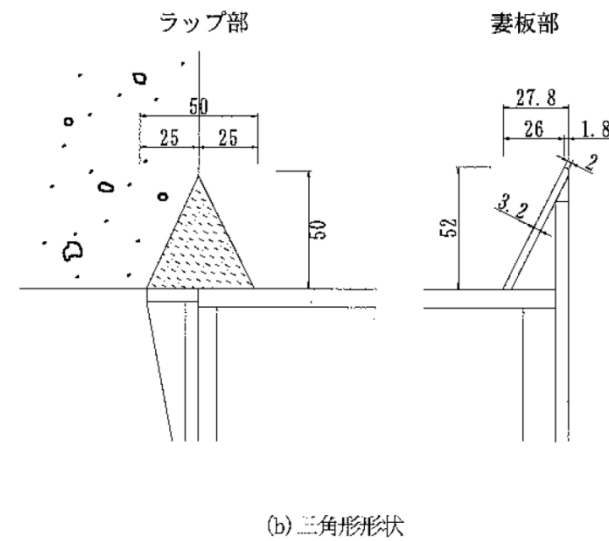
5. 目地の「うき」「剥落」の対策案

型枠脱型時および乾燥収縮に対する台形形状目地の弱点となりやすい頂辺部がない
三角形形状目地とする。(施工実績も良好で、最近採用事例が多い)

中国地整の標準仕様

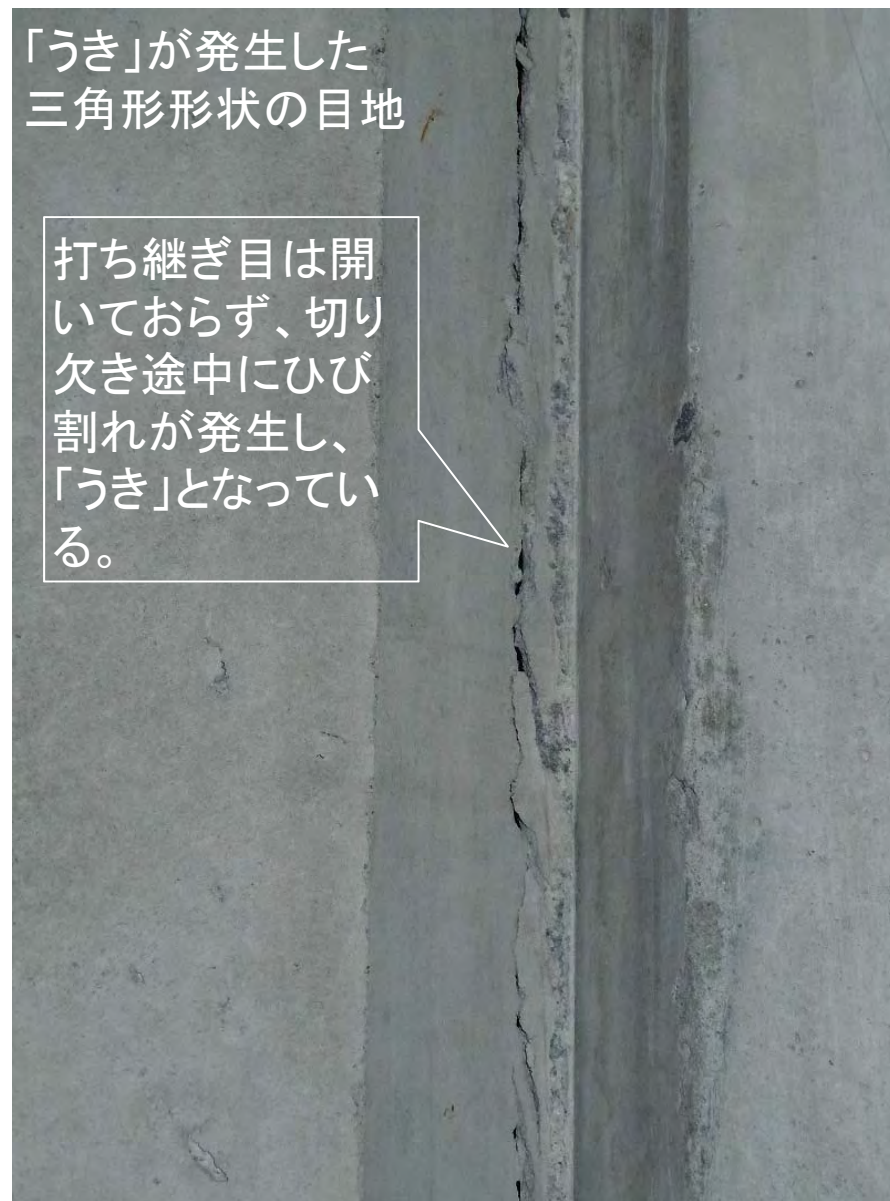
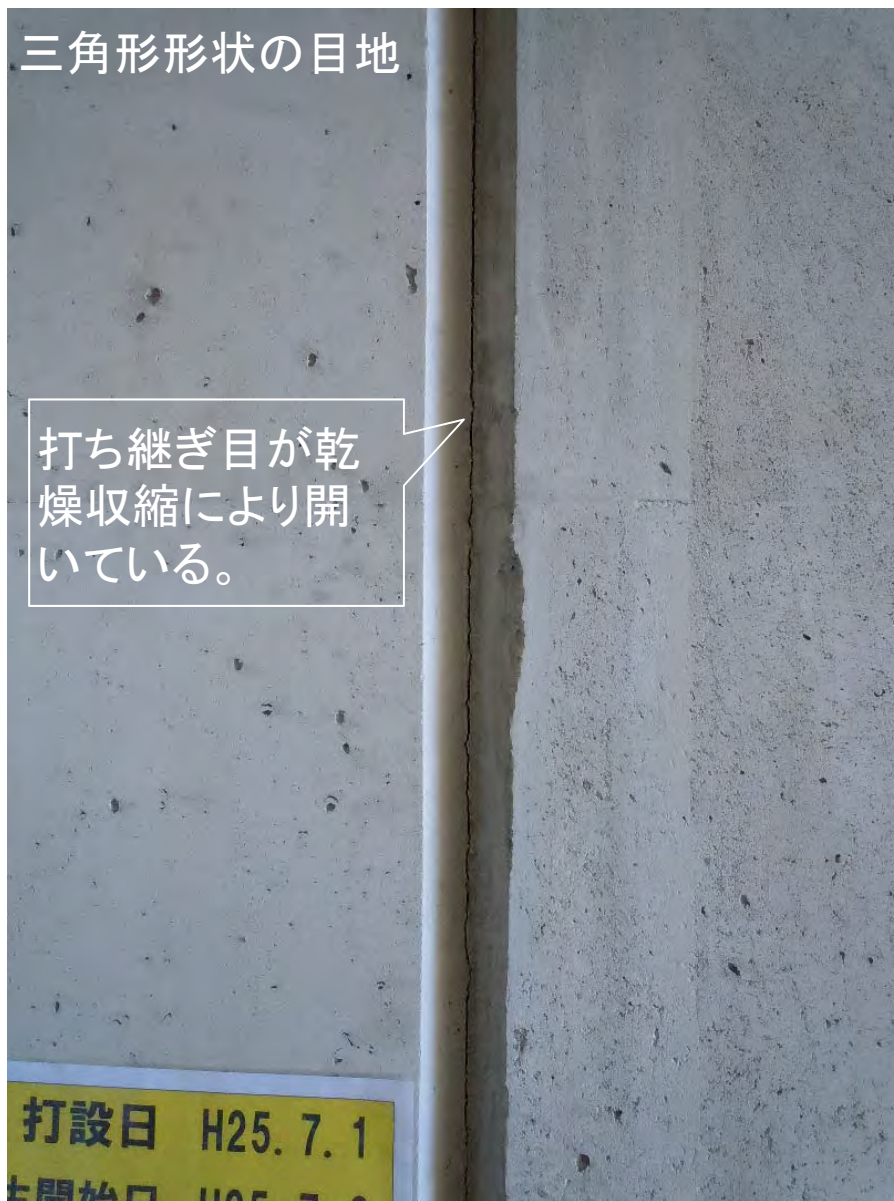


変更仕様(案)



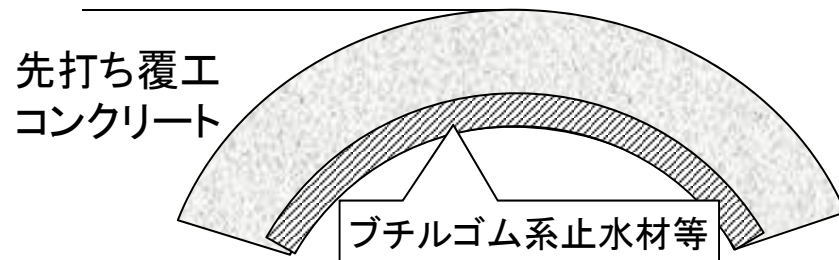
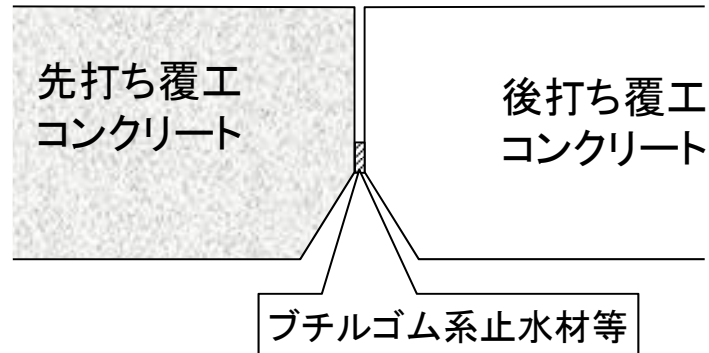
6. 目地部の「うき」「剥落」の対策案

施工中トンネルにおける三角形形状目地の事例(左:変状なし、右:うき)



7. 目地部の「うき」「剥落」の対策案

施工中トンネルにおける三角形形状目地の事例



地域建設業の事業継続計画 (BCP)認定制度



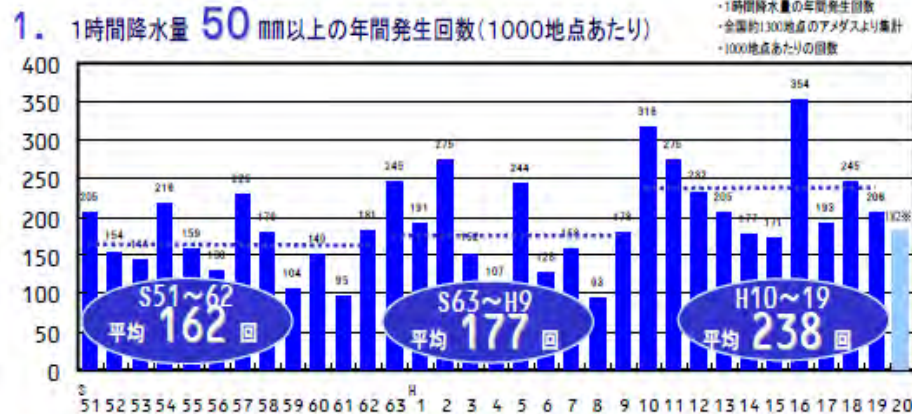
平成26年4月
中国地方整備局

1. なぜ、災害時の事業継続計画 (BCP)が必要か

最近の気候変化について

集中豪雨の発生が増加している

最近10年(H10~19)と30年前(S53~62)を比較すると
 時間50mmの豪雨は、**約1.5倍**
 時間100mmの豪雨は、**約2.0倍** 増加



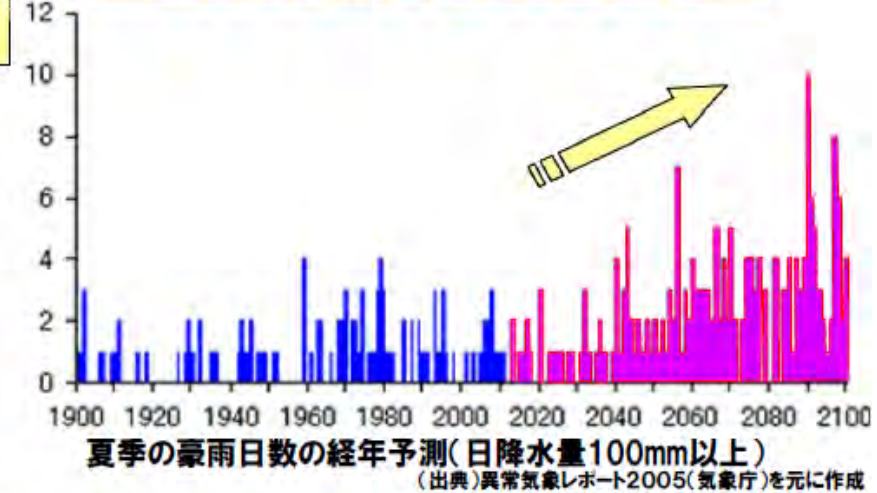
資料) 気象庁資料より作成

時間50mm以上の雨は『**非常に激しい雨**』
 時間80mm以上の雨を『**猛烈な雨**』と表現され、
 視界が悪く車の運転等に危険を生じる。

出典：気象庁HP雨の強さと降り方より

豪雨日数、降水量ともに増加が予測

夏季の豪雨日数が今後急増



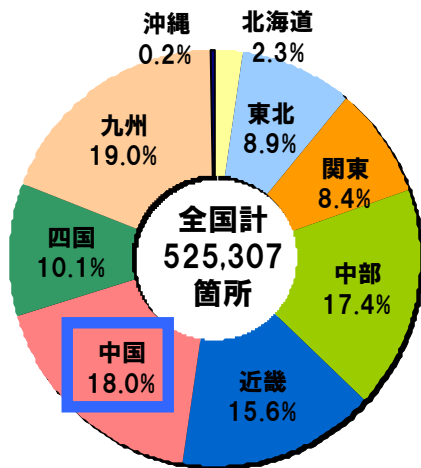
将来の降水量が増加(2080-2099平均)



中国地方の過去の主な風水害

○土砂災害危険箇所数は、広島県、島根県、山口県が全国の上位3位を占めている

土砂災害危険箇所(シェア)

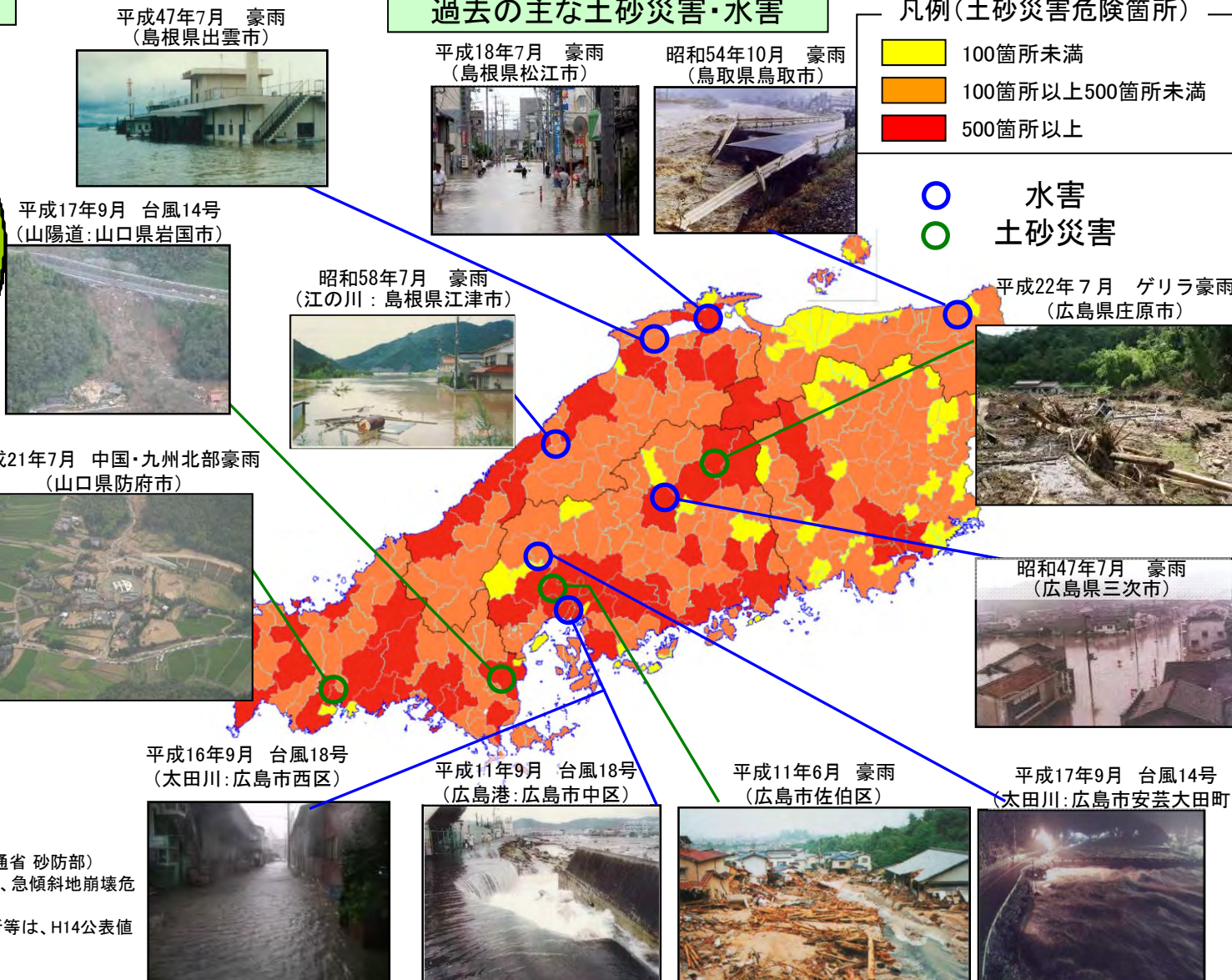


過去の主な土砂災害・水害

凡例(土砂災害危険箇所)

- 100箇所未満
- 100箇所以上500箇所未満
- 500箇所以上

- 水害
- 土砂災害

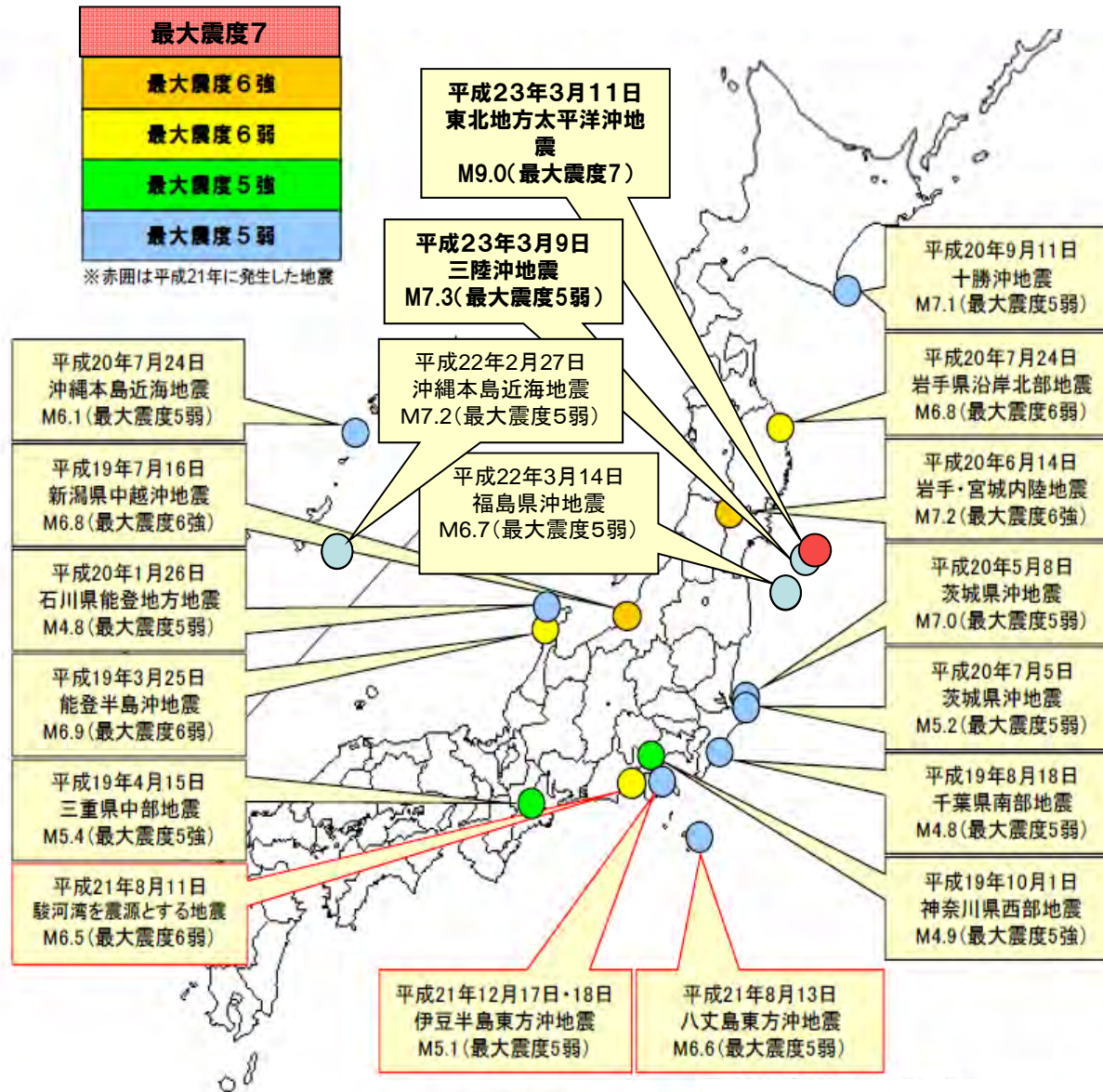


都道府県別土砂災害危険箇所数

順位	都道府県	箇所数
1	広島県	31,987
2	島根県	22,296
3	山口県	22,248
...
20	岡山県	11,999
...
36	鳥取県	6,168

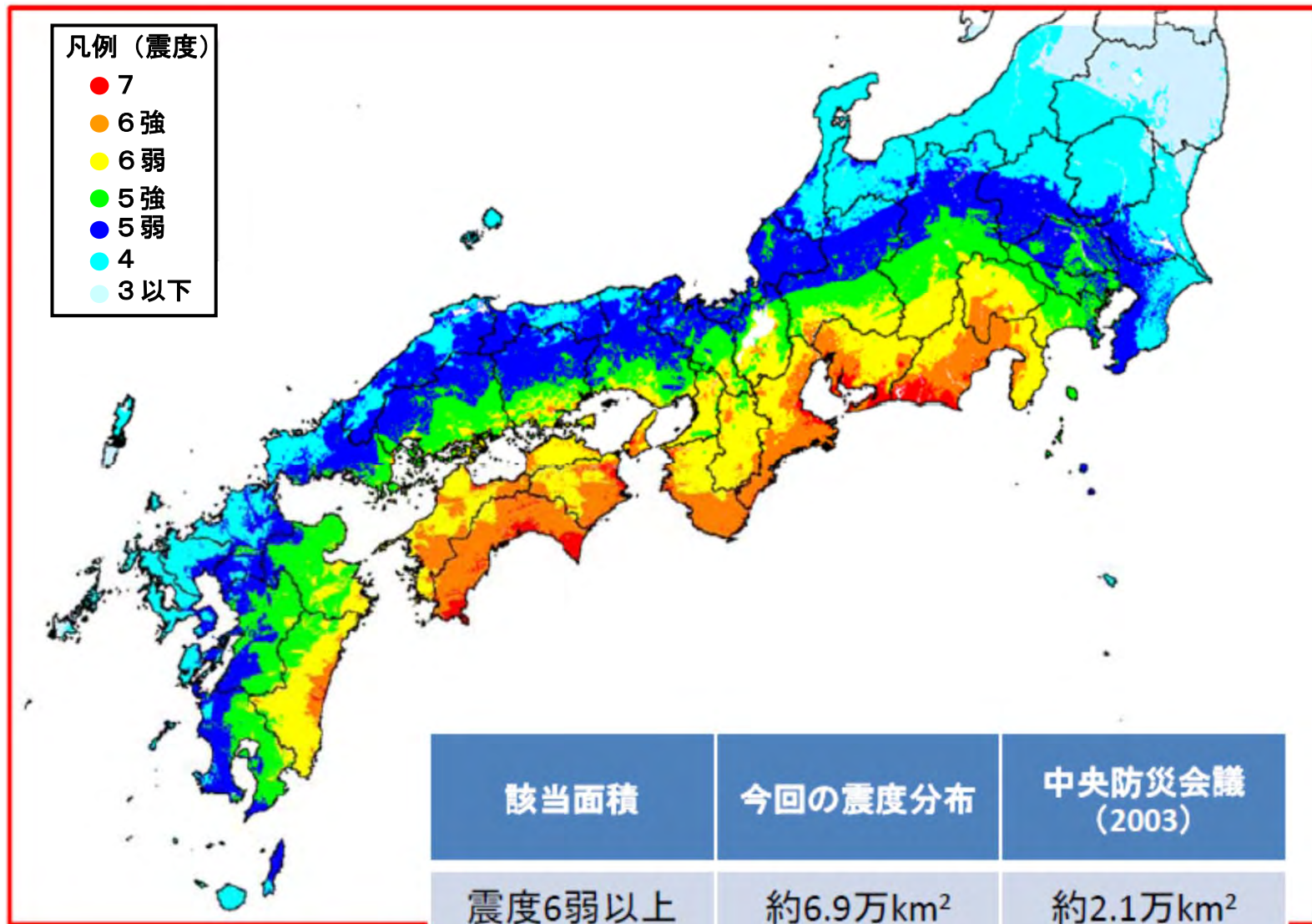
出典: 都道府県別土砂災害危険箇所(国土交通省 砂防部)
 ※土砂災害危険箇所とは、土石流危険渓流等、急傾斜地崩壊危険箇所等、地すべり危険箇所の合計値
 ※土石流危険渓流等、急傾斜地崩壊危険箇所等は、H14公表値
 ※地すべり危険箇所は、H10公表値

頻発する地震 震度5弱以上の発生状況(平成19年1月1日~23年3月)



各地震のマグニチュード、震度等は気象庁の発表

南海トラフの巨大地震



出典：中央防災会議「南海トラフの巨大地震
検討会」資料より

地域建設業におけるBCPの必要性と意義



- ・ライフラインやインフラの早期復旧が可能
- ・国民生活の早期回復

- ・災害時においても企業活動が可能（被害の軽減）。
- ・地域や取引先等からの信頼が向上。
- ・災害対応への参画

技術と経営に優れた一つのあかし

地域防災力の向上



平成21年7月 豪雨
(山口県防府市)



平成22年7月 豪雨
(広島県庄原市)



平成21年8月9日 台風9号
(岡山県美作市)
「建設業社会貢献活動事例集」より

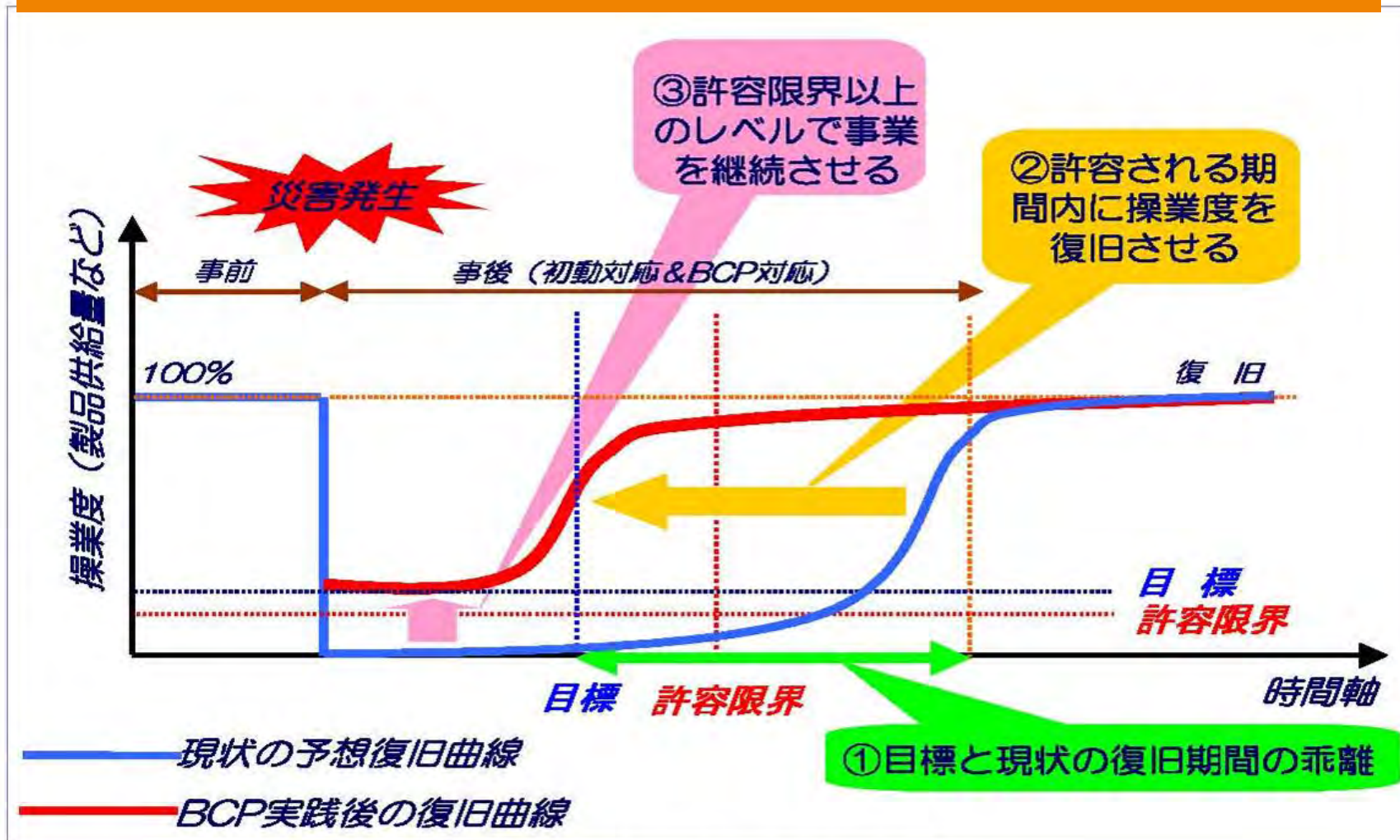


平成23年1月 豪雪
(島根県雲南市)



平成22年12月 豪雪
(鳥取県東伯郡琴浦町)

BCPはなぜ必要か



事業継続計画 (BCP) の概念

出典:内閣府「事業継続ガイドライン第一版H17.8」より抜粋

BCP発動の経緯

2005年

内閣府や経済産業省がBCPガイドラインを策定し、本格的な普及啓発に乗り出した。

・2007年

新潟県中越沖地震で、自動車メーカーの被災により、自動車産業のすべての活動が停止し、BCPの重要性が改めて認識された。

・2011年

東日本大震災では、日本の災害史上初めて、複数の企業が大規模災害に対して実際にBCPを発動し、事業を継続させることに成功した。

福島県
いわき市
国道6号



宮城県 気仙沼市 国道45号



岩手県 山田町 国道45号



出典:「リスク対策.com 2011/05」より編集
写真は国土交通省東北地方整備局資料

2. 地域建設業に求められるBCPとは

建設業の事業継続の事例 東日本大震災後の対応

本社所在地 : 仙台市
社員数 : 35人
BCP策定 : 2010年3月

『BCPを策定していなければ、何をどうしていいのかわからなかった。BCPが事業の早期復旧に大きな役割を果たした。』(総務部長談)

皆成建設(株)のBCP策定の目的

- ①従業員を守る → 死傷者を出さない。全従業員の雇用を確保。
- ②企業を存続させる → 対応が後手にまわれれば廃業に追い込まれる。
- ③地域の活力を守る → 早期事業回復によって地域に貢献できる。

皆成建設(株)BCPにおける被害想定

- 震度6以上の地震(電気6日、ガス53日、下水道が50日止まる想定)
- 10メートルの津波

皆成建設(株)BCPの大きな特徴

- 2ヶ月収入が途絶えても人件費などが支払えるよう資金を確保した
- 電子データは、2重、3重のバックアップを取っていた
- 社屋が使用不可能になることをあらかじめ想定し、従業員の宿泊対応から社屋外での事業継続体制まで、万全の準備を整えていた

建設業の事業継続の事例 東日本大震災後の対応

同社BCPにおける目標復旧時間(全て達成できた)

- ・インフラ復旧協力体制づくり 24時間以内
- ・施工中物件の二次災害防止と被害報告 24時間以内
- ・施工中物件の被害状況と顧客フォロー 48時間以内
- ・施工中物件の応急措置完了 72時間以内



建設業の事業継続の事例 東日本大震災後の対応

★BCP導入による効果

- ・社員の安否確認ができた。
- ・あらかじめリース会社と災害時の締結をしていたため、優先的に物資(重機、オペレータ等)を借り入れることができた。
- ・被災翌日には、区から復旧作業に向けた道路の確保や地域の被害調査の要請があり、同社のみ現場へ駆けつけることができた。
- ・応急対策工事の要請に多数対応できた。
- ・災害復旧工事等の業務を着実に受注できた。

★BCPの今後の展開

- ・経営戦略と位置づけ、トップがリーダーシップを発揮し、会社全体で推進する。
- ・訓練を実施してBCPの実効性を高める。

BCPの動向

国の動向

ガイドラインの策定

H17.8 内閣府:「事業継続ガイドライン第一版」

H18.2 中小企業庁経営安定対策室:「中小企業BCP策定運用指針」

H19.3 内閣府:「事業継続ガイドライン第一版解説書」

H21.11 内閣府:「事業継続ガイドライン第二版」

BCP策定簡易ガイド版の策定

事例:H23.6:国土交通省関東地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力の申請に向けた準備書」

BCP認定審査

BCP認定審査要領の策定

事例:関東地方整備局、四国地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局にて認定制度開始

建設業界の動向

H18.7:(社)日本建設業団体連合会「建設BCPガイドライン～首都圏直下地震に備えた建設会社の行動指針～」

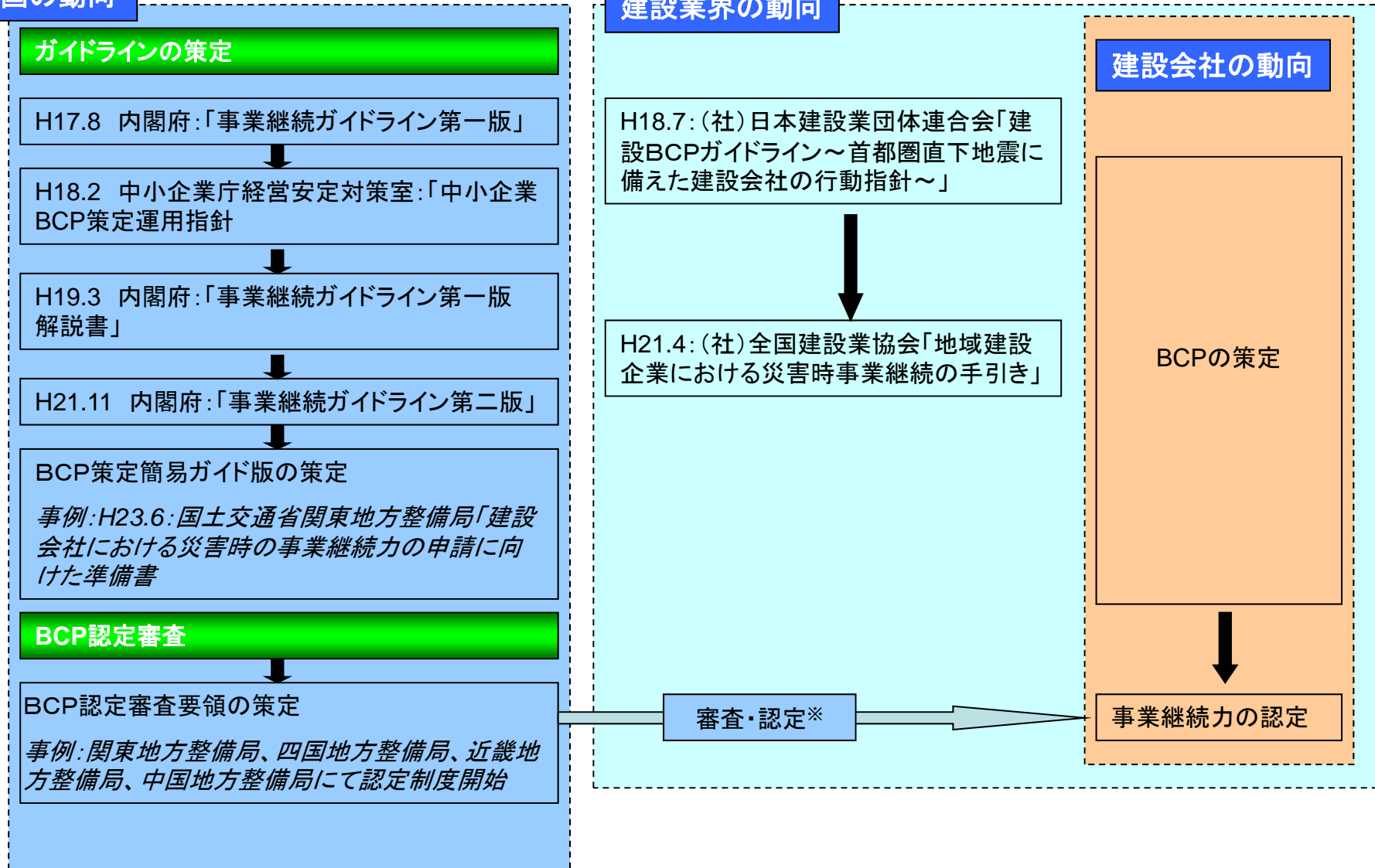
H21.4:(社)全国建設業協会「地域建設企業における災害時事業継続の手引き」

建設会社の動向

BCPの策定

事業継続力の認定

審査・認定※



想定被害による自社への影響

例えば 震度6強程度の地震が発生したら

……→ 自社の被害は？

- ・社屋は使えるか？周辺で火事は？
- ・社員は無事か？集まれるか？
- ・連絡 通信手段はあるか？
- ・パソコンやデータは無事か？
- ・社長が不在なら 指揮は誰が執るか？

皆様の会社の社員とその家族の生命・安全の確保が第一です。

企業活動に不可欠な、人、モノ、カネ、情報、プロセス(許認可など含む)への影響を考えることが有効です。

BCP策定のポイント

1. 継続すべき重要業務を絞り込みます。

- 発災後、活用できる資源に制限があります。
- 優先的に実施または継続すべき重要業務を絞り込みます。

2. 目標時間を定めます。

- 各重要業務に対して、目標時間(着手)を設定します。

3. 事前対策(代替案)や災害時の行動計画を用意します。

- 重要業務の実施または継続に不可欠な人員と資機材を洗い出します。
- 発災後に人員と資機材を迅速かつ確実に調達できるように、事前対策(代替案)を用意します。
- 発災後に迅速かつ確実に行動できるように、災害時の行動計画を用意します。

4. 定期的な見直しが不可欠です。

- 最新の企業実態や情報を反映するため、定期的な更新・見直しが不可欠です。

災害が起きたら実施すべきこと

継続すべき重要業務の絞り込みと目標時間の設定

- 安否確認
- 施工中の現場の被害状況の確認
(二次災害の防止)
- 重要取引先に対する連絡と調整
- 災害協定業務、その他の応急復旧業務
- その他

平時から準備すべきこと

事前対策(代替案)や災害時の行動計画を用意

○災害時の対応体制

- ・社員及び家族の安否確認方法
- ・設備、什器の固定
- ・重要な情報のバックアップ など

○対応拠点の確保

○情報発信・情報共有

- ・災害発生直後に連絡すべき相手先リスト

○人員と資機材の調達

- ・自社が保有している人員や資機材リスト
- ・災害発生直後に調達するリスト

定期的な見直しが必要です

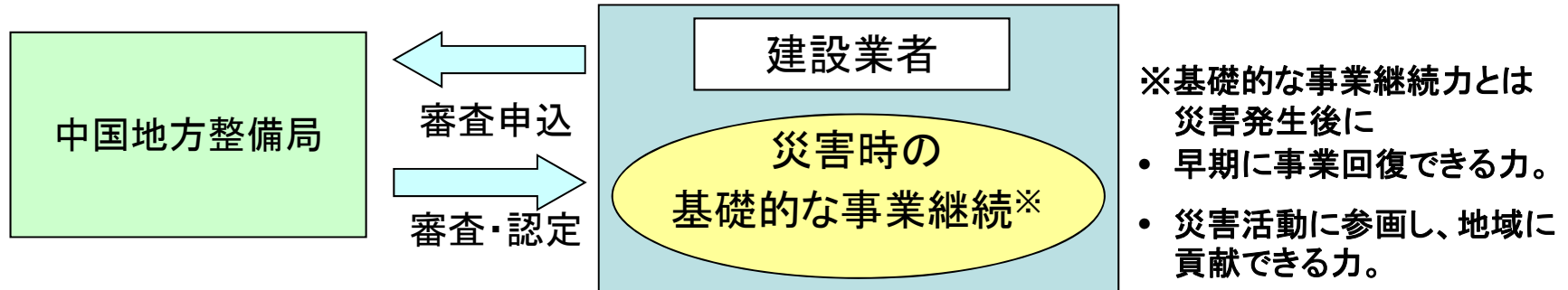
- BCPは、従来の防災計画や防災対策を基礎としつつ、それを発展させた計画であると考えてください。
- **最初から完璧なBCPを目指す必要はありません。** 会社の実情に応じた「使えるBCP」を作成することが大切です。
- **BCPは、一度策定すればよいというものではありません。** 訓練や定期的な見直しを通じて、BCPを継続的に改善していくことが大切です。

3. 中国地方整備局の認定制度とは

中国地方地域建設業 事業継続認定の枠組み

1.目的

・中国地方の建設業のBCP策定の取り組みを推進し、地域防災力の強化を図ること



2.対象

・中国地方整備局における平成25・26年度「一般土木工事」及び「維持修繕工事」に係る一般競争参加資格の認定を受け、中国地方に本店を有する建設会社

3.認定概要

- 「災害時の基礎的な事業継続を備えている建設会社」であることを認定する。
- 認定証を発行する(有効期間: 2年間)

4.審査方法

- 中国地方整備局が、審査会・事務局を運営する。
- 審査会: 事務局の作成した審査結果を基に以下のことを審議する
審議: 審査結果、認定の可否、認定取り消しの可否
- 事務局: 『実施要領』に基づき審査する。(書類審査、口頭審査)

中国地方における地域建設業の事業継続計画認定の構成

中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する実施要領

実施要領は、中国地方の建設業のBCP策定の取り組みを推進し、地域防災力の強化を図るために、中国地方整備局が、災害時における建設会社の事業継続力を認定するための公募・作成、審査・認定の仕組みを定めるものである。

内容

- 趣旨及び目的
- 審査会(中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する審査会規約に詳述)
- <新規審査>と<更新審査>について
 - 対象とする建設会社等
 - 認定に関する事項(公募、申請書類の作成及び提出、審査の実施、有効期間、認定の無効)
- 【様式1】災害時の事業継続計画認定 申込書、【様式2】審査用チェックシート
- 支援体制

※「中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する審査会規約」

設置 審査会は、中国地方整備局が定める「中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する実施要領」(以下「実施要領」という。)に基づき設置する。

内容 審議事項、構成、運営、事務局

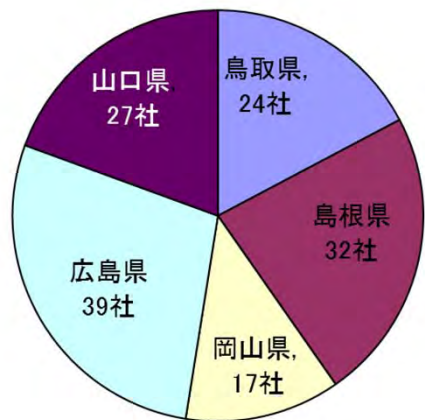
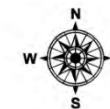
「災害時における建設会社の事業継続計画」作成解説書

目的 作成解説書は、建設会社が審査書類を作成する際の負担を減らすとともに、事業継続計画への取り組みを促進することを目的として作成するものである。

内容

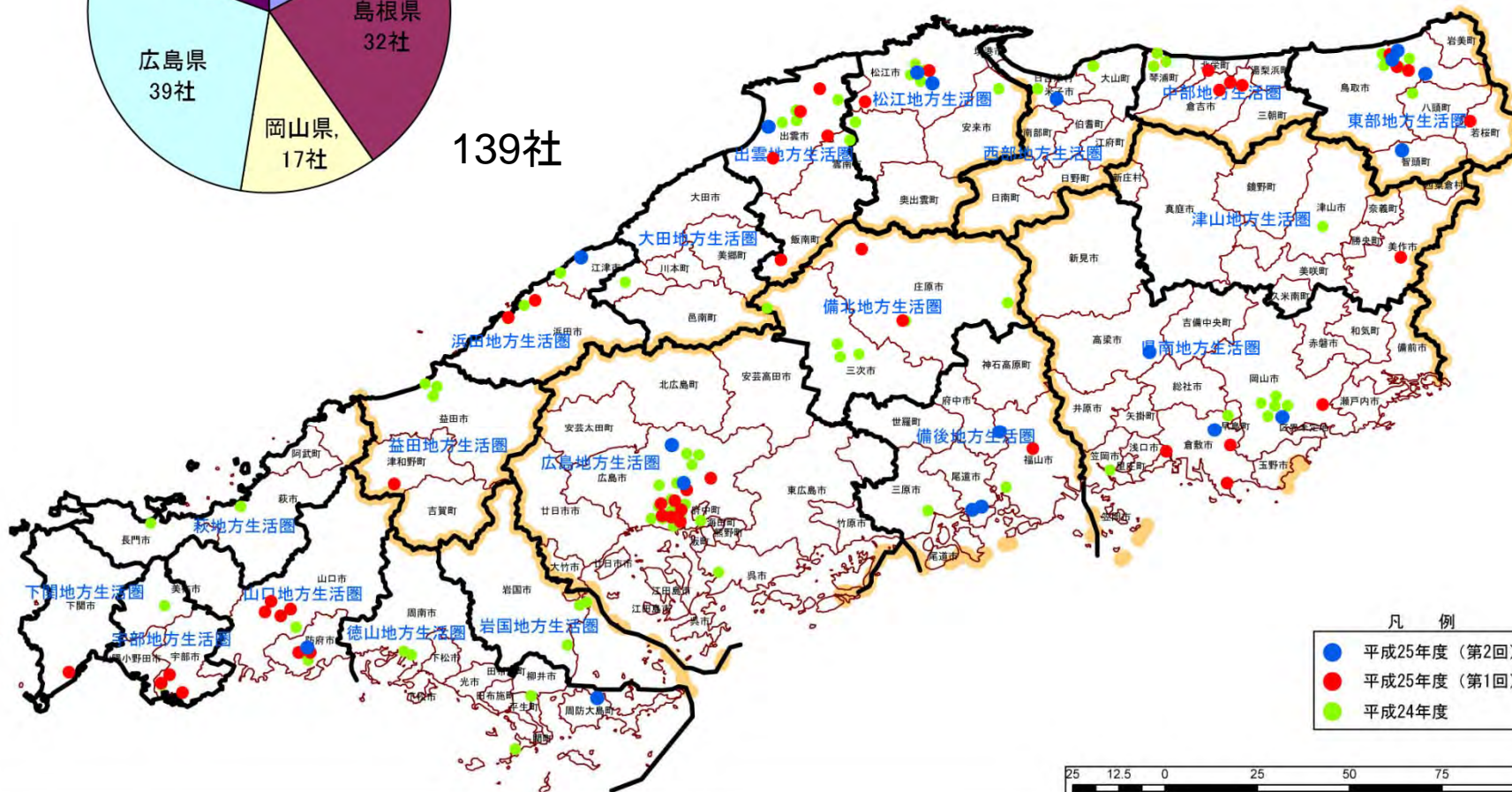
- 記載内容
- チェック項目
- 記載の様式

平成24, 25年度 中国地方地域建設業BCP認定制度 認定会社位置図



139社

プロット位置は認定会社の本店位置である。
本店位置は住所を利用してGIS上にプロットしているが、
プロット点が重なる場合、適宜ずらして表示している。

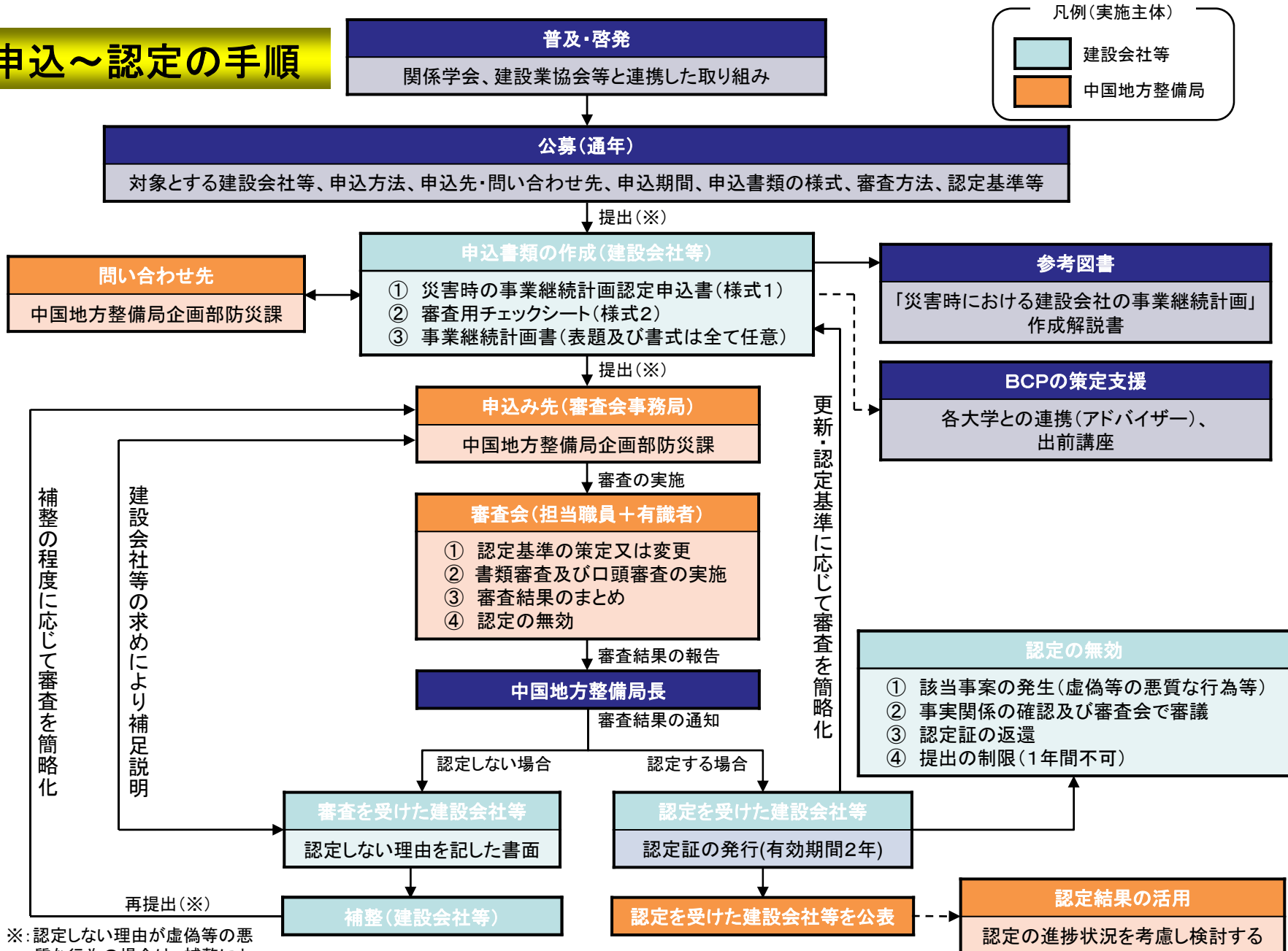


今後のスケジュール

	H23年度	H24年度			H25年度									H26年度																										
	10~2	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3									
B C P 検討会	H23.10.21 H23.12.28 H24.02.29 ↓ 実施要領策定																																							
新規審査		応募	審査会		応募	審査会		応募	審査会	応募	審査会		応募	審査会		応募	審査会		応募	審査会		応募	審査会		応募	審査会		応募	審査会											
更新審査		76社 認定			44社 認定			19社 認定																																

4. 申込から認定までについて

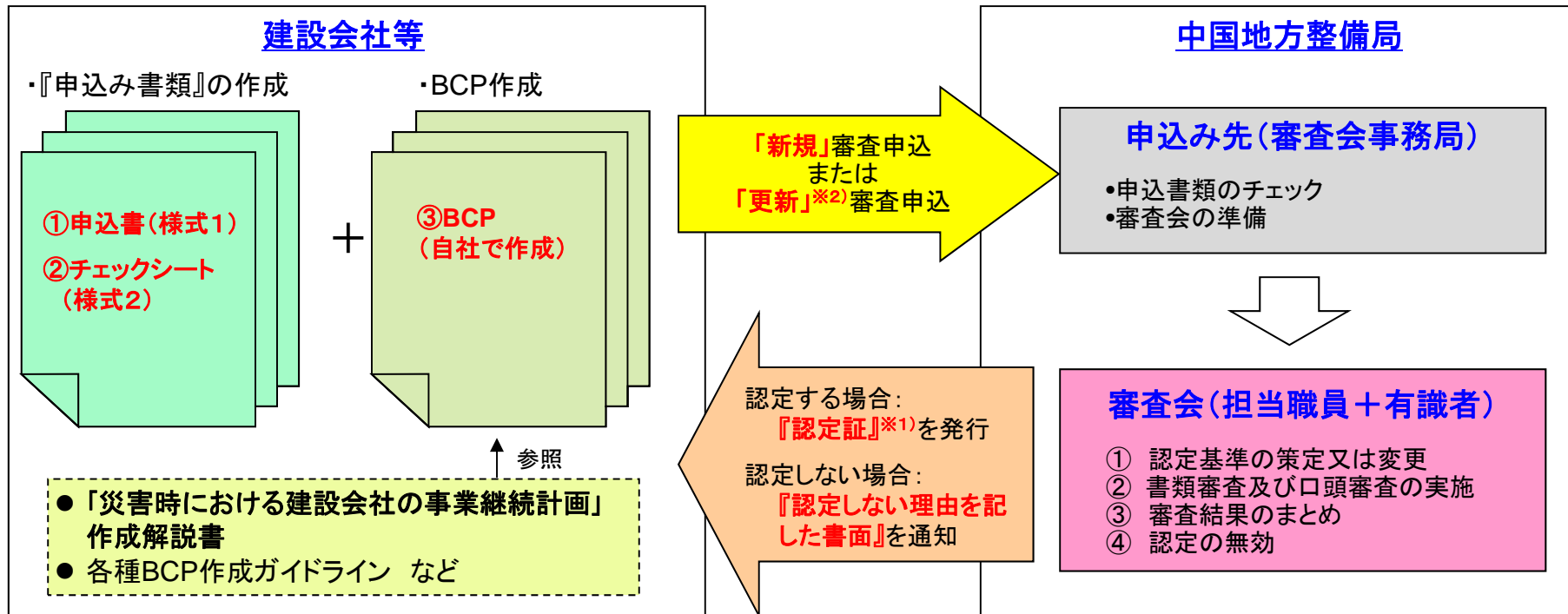
申込～認定の手順



※: 認定しない理由が虚偽等の悪質な行為の場合は、補整による再提出は不可及び申込み書類の提出は1年間不可。

中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する実施要領の構成概要図

「中国地方における地域建設業の事業継続計画認定」の手続きの流れ



※1) 認定を受けた災害時の事業継続計画の有効期間は、2年間。

※2) 認定を受けた建設会社等で有効期間が経過した後、引き続き災害時の事業継続計画の認定を受けようとする建設会社等は、上記と同様の手続きで更新審査申込みが必要。

作成する書類(申込書類)一式

作成解説書は、中国地方整備局において実施している事業継続計画認定の審査書類作成の手引きになっており、確認項目毎に示している記載方法や記載様式を参照しながら作成して頂けるとより効率的です。

申込書類 次の3種類

1, 災害時の事業継続計画認定申込書(様式1)

2, 審査用チェックシート(様式2)

3, 事業継続計画書(表題及び書式は全て任意)

参
考

「災害時における中国地方地域建設業の事業継続計画」 作成解説書

※作成解説書に掲載している様式の内容は記載例であり、「チェック項目」が確認できる内容であれば、様式(記載例)の全ての項目を記載する必要はありません。

その他、「実施要領」「審査会規約」「認定基準」「公募要領」等をご確認下さい。

【様式1】

平成〇〇年度 第〇回認定用

災害時の事業継続計画認定

申 込 書

平成〇年〇月〇日

中国地方整備局長

〇〇 〇〇 殿

会 社 名

法人印

代表者・役職・氏名

公 印

所 在 地

電 話

「中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する実施要領」に基づき、当社が定めた災害時の事業継続計画の認定について、次のとおり申込みます。

1. 申込種別 新 規 ・ 更 新 (いずれかを○で囲む)

2. 申込書類

(1) 災害時の事業継続計画認定申込書 (様式1)

(2) 審査用チェックシート (様式2)

(3) 事業継続計画書 (表題及び書式は全て任意)

【担当窓口】

所属部署・役職

氏 名

連絡先 T E L

F A X

E-mail

【様式2】 審査用チェックシート

会社名	
申込種別	<input type="checkbox"/> 新規 ・ <input type="checkbox"/> 更新

○記載ページ: 記載しているページを全て記入(自社BCP、添付資料等)

○審査用記入欄: 審査側が記入する欄です。申請者は記入しないで下さい。

A 計画策定の意義と検討体制

確認内容	チェック内容	記載ページ	審査用記入欄(審査側が記入)
A-1 計画策定の意義・目的、検討体制	<input type="checkbox"/> 計画策定の意義・目的が記載されている		
	<input type="checkbox"/> 計画策定の検討体制が記載されている		
A-2 周知方法	社員への周知方法を記載している <input type="checkbox"/> 社員への具体的な周知方法が記載されている		

B 重要業務の選定と目標時間の把握

確認内容	チェック内容	記載ページ	審査用記入欄(審査側が記入)
B-1 受ける被害の想定	自社周辺地域の災害を想定している	<input type="checkbox"/> ハザードマップなどに自社関連施設(拠点、倉庫、協力会社、社員住居、参集・資材調達ルートなど)をプロットしている	
		<input type="checkbox"/> 自社周辺のピックアップした災害の内、事業継続計画で対象とする災害を選定している	
		<input type="checkbox"/> 地域で想定される大規模な災害をピックアップしている	
	対象とする災害時に自社や関連施設が受ける被害を想定している	<input type="checkbox"/> 対象とする災害時に自社や関連施設が受ける被害を想定している	
<input type="checkbox"/> 対象とする災害時のライフラインの遮断日数を想定している			
B-2 重要業務の選定	重要業務が適切に選出されている	<input type="checkbox"/> 自社職員の安否確認	
		<input type="checkbox"/> 施工中の現場の被害状況の確認	
		<input type="checkbox"/> 重要取引先に対する連絡と調整	
		<input type="checkbox"/> 災害協定業務、その他の応急・復旧業務	
		<input type="checkbox"/> 重要業務の選定根拠が記載されている	
B-3 目標時間の把握	重要業務毎に目標時間が記載されている	<input type="checkbox"/> 資料作成年月日が記載されている	
		<input type="checkbox"/> 想定する災害がいつ何時に発生した場合のものが記載されている	
		<input type="checkbox"/> 重要業務毎に目標時間が記載されている	

＋各社が作成したBCP

5. 関係資料等の入手

関係書類の入手方法

国土交通省 中国地方整備局 Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Chugoku Regional Development Bureau

入省案内

検索 詳しい検索はこちら

English 文字を大きくするには サイトマップ sitemap

女性や家族 学習や遊び 高齢者や障害者 企業・自治体向け情報

防災情報 報道発表

トピックス

- 2011年度管内図
- 中国圏広域地方計画
- 中国ブロックの社会資本の重点整備方針
- みらいビジョン中国21"2009"
- 平成24年度予算決定概要(国土交通省資料)

港と海

その他

一覧はこちら

中国地方整備局のご紹介

組織の紹介 事業概要 情報公開 出前講座 現場見学 中国地方の地域づくり 地域活動を支援する取り組み 公共事業を支える技術

ボタニカカーソルを乗せるとここヘルプが表示されます。

総務部 企画部 建政部 河川部 道路部 港湾空港部 営繕部 用地部

メールでお問い合わせ 相談室、Q&A リンク集

コンプライアンス推進計画

中国地方整備局 管内図

品確情報

工事情報共有システム SHAREBOOK

特車 オンライン申請

観光やんでも相談窓口

スマートIC (ETC専用IC)

道路占有システム オンライン申請対応

地域づくり 施策集・事例集

GO!ETC ETC総合情報ポータルサイト

事業の評価について

ロードレーザディスプレイ

オンライン申請システム

Michi@メール

広島湾再生プロジェクト

企業情報共有データベース

路上工事縮減の取り組み

国土交通省 不ガティブ情報検索サイト

中国圏 広域地方計画

みらいビジョン 中国21 "2009"

情報化施工

瀬戸内・海の路 ネットワーク推進協議会

投資型マンションに関する 悪質な勧誘にご注意

建設業者の 許可・経審・法令遵守

日本風景街道ちゅうごく

大規模災害への 取り組み

公共事業 労務費調査

水害レポート2011

国営備北丘陵公園

中国地方における地域建設業の BCP認定制度

<http://www.cgr.mlit.go.jp/>



ここです



BCP認定制度

第1回審査において76社を認定しました

目的

災害時には、被害を受けた交通ネットワーク、インフラ及びライフラインなどの早期機能回復を図るため、官民一体となった災害応急対策が求められています。中でも道路等の啓開をはじめ被災地での応急復旧作業を担う地域建設業の果たす役割は極めて大きいと言えます。

さらに、災害により建設会社等自らが被害を受けた場合には、①従業員を守ること、②企業を存続させることが、企業としての信頼性及び地域貢献など社会的な評価を左右することにもなります。これら災害時の事業活動に必要な事項(事業継続計画)をあらかじめ定めておくことは、技術と経営に優れた企業の証でもあります。

平成24年4月1日より開始した「中国地方における地域建設業の事業継続計画(BCP)認定制度」について、申込期間は10月15日(月)から11月15日(木)としていましたが、平成24年度認定についての申し込み期間は終了しました。

なお、平成25年度については、2回/年(上半期・下半期)の認定手続きを行う予定です。

●認定企業

第1回認定企業の一覧表 pdf [67KB] new

●認定制度について

BCP認定制度開始お知らせ(パンフレット) pdf [1,392KB]

申込要項 pdf [90KB]

認定基準 pdf [82KB]

審査会規約 pdf [107KB]

実施要領 pdf [687KB]

申込書(様式) word [27KB]

チェックシート(様式) excel [66KB]

作成解説書 pdf [1,250KB]

作成解説書 様式集 excel [266KB]

「申込要項」

公募期間や申込方法、申込先等、**申込のために必要な事項**を定めたもの。

(平成24年度第1回目の公募は締切りました。現在掲載中の申込要項は参考掲載です。)

「認定基準」

災害時の事業継続計画として必要な事項を満たしているか否かの**判断基準**を定めたもの。

「審査会規約」

審査会の運営方法(認定基準の策定・変更、審査の実施・結果等に関する審議)を定めたもの

「実施要領」

認定制度全般の運用方法・構成等を定めたもの

「作成解説書」

建設会社等が本制度により事業継続計画書を検討する時の**参考資料**

BCP確認項目と確認内容について(審査用チェックシートより抜粋)

確認項目		確認内容	
A	計画策定の意義と検討体制	A-1	計画策定の意義・目的、検討体制
		A-2	周知方法
B	重要業務の選定と目標時間の把握	B-1	受ける被害の想定
		B-2	重要業務の選定
		B-3	目標時間の把握
C	災害時の対応体制	C-1	社員及び家族の安否確認方法
		C-2	BCPの発動基準と災害時の対応体制
		C-3	費用のさほどかからない対策
D	対応拠点の確保	D-1	対応拠点、代替対応拠点の確保
E	情報発信・情報共有	E-1	発災直後に連絡を取ることが重要な連絡先の認識
F	人員と資機材の調達	F-1	自社で確保している資源の認識
		F-2	自社外からの調達についての連絡先の認識
G	訓練計画と定期点検計画	G-1	訓練計画
		G-2	定期点検計画
H	訓練計画と定期点検計画の実施 (2回目以降の申請の場合必須)	H-1	訓練計画の実施状況
		H-2	定期点検計画の実施状況
		H-3	事業継続計画の改訂履歴

<p>書類審査における認定基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・審査用チェックシートの項目を全て満足しているか。 ・作成書類に不備が無いか。 ・作成している書類に虚偽記載がないか。虚偽記載の疑いがある場合は口頭審査時に確認する。
<p>口頭審査における認定基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・虚偽記載の有無の確認。 ・作成書類の不備について、その是正措置の確認。是正内容が軽微であり短期間で是正可能である場合は、修正を指示する。 ・審査用チェックシートの未記入の箇所について、その理由が妥当であるかの確認。

「作成解説書」掲載様式とチェックシート確認項目について

審査用チェックシート確認項目	必須・重要	様式名
A-1 計画策定の意義と目的	必須	様式A-1-1 計画策定の意義・目的
	必須	様式A-1-2 計画策定の検討体制
A-2 周知方法	必須	様式A-2-1 社員への周知方法
B-1 受ける被害の想定	必須	様式B-1-1 自社の地域で懸念されている災害の一覧整理
	重要	様式B-1-2 建物の耐震性に関する状況把握
	必須	様式B-1-3 ライフラインの被害想定
B-2 重要業務の選定：簡易手法による重要業務の選定	必須	様式B-2-1 重要業務の候補の影響度比較表
B-3 目標時間の把握：簡易手法による目標時間の把握	必須	様式B-3-1 重要業務の目標復旧時間の検討表
	重要	様式B-3-2 全体手順初期
C-1 社員及び家族の安否確認方法	必須	様式C-1-1 安否確認方法一覧表
	重要	様式C-1-2 社内の連絡体制表
	重要	様式C-1-3 各社員への周知
C-2 BCPの発動基準と災害時の対応体制	必須	様式C-2-1 対応体制・対応拠点の概要
	必須	様式C-2-2 対応体制・指揮命令系統図
	重要	様式C-2-3 顧客、来客、社員（協力会社、派遣会社社員などを含む）の避難・誘導方法
C-3 費用のさほどかからない対策	重要	様式C-3-1 設備、棚・ロッカー等、機器の災害の対策状況一覧
	重要	様式C-3-2 費用のさほどかからない建物対策、設備等の対策の実実施計画
	必須	様式C-3-3 重要なデータ・文書のバックアップの現状と対応計画
D-1 対応拠点、代替対応拠点の確保	必須	様式D-1-1 拠点候補リスト
	必須	様式D-1-2 代替対応拠点の概要
E-1 災害直後に連絡を取ることが重要な連絡先の認識	必須	様式E-1-1 災害発生直後に連絡すべき相手先リスト
	重要	様式E-1-2 施工中現場の連絡先リスト
F-1 自社で確保している資源の認識	必須	様式F-1-1 自社が保有している人員や資機材など
	重要	様式F-1-2 災害時の対応にあたる要員のための備蓄
F-2 自社外からの調達についての連絡先の認識	必須	様式F-2-1 災害発生直後に調達するリスト
G-1 訓練計画	必須	様式G-1-1 災害時対応訓練の実実施計画
G-2 定期点検計画	必須	様式G-2-1 事業継続計画の定期点検計画
H-1 訓練計画の実施状況	必須	様式H-1-1 訓練実施記録
H-2 定期点検計画の実施状況	必須	様式H-2-1 定期点検計画の実施記録
H-3 事業継続計画の改定履歴	必須	様式H-3-1 事業継続計画の改訂履歴

「必須様式」: 認定を受けるために必要な項目(審査用チェックシートの確認項目)の内容を含んでいる様式です。「チェック項目」が確認できる内容であれば、様式(記載例)の全ての項目を記載する必要はありません。

「重要様式」: より実効性の高いBCPを作成するための様式であり、必要に応じて作成して下さい。

6. 様式の作成資料

計画策定のおおまかな流れ

① 検討体制の確立

A 計画策定の意義と検討体制

② 被害想定

B-1 受ける被害の想定

③ 重要業務と目標 時間の設定

B-2 重要業務の選定

B-3 目標時間の把握

④ 計画策定

C 災害時の対応体制

「BCPの発動基準、安否確認の方法、対応組織、対応拠点の(電源の確保方法等)等」

D 対応拠点の確保

「代替対応拠点の選定と電源の確保方法等」

E 情報発信・情報共有

「重要取引先との連絡方法」

F 人員と資機材の調達

「災害時に必要となる人員と資機材の調達先とその連絡方法」

G 訓練計画と定期点検計画

H 訓練計画と定期点検計画の実施

A. 計画策定の意義と検討体制

A-1 計画策定の意義・目的

事業継続計画は、経営層のトップ自らが関与し、個々の社員に至るまで、全社的に取り組む必要があります。社員や協力者に対して、計画策定の意義・目的を説明する必要があります。また、検討体制についても整理しておく必要があります。

記載内容

事業継続計画の意義・目的を記載してください。また、事業継続計画の検討体制を記載してください。

- ・ 様式A-1-1 (必須) 計画策定の意義・目的
- ・ 様式A-1-2 (必須) 計画策定の検討体制

チェック項目 計画策定の意義・目的、検討体制が記載されている

- 計画策定の意義・目的が記載されている
- 計画策定の検討体制が記載されている
- 各責任者が関与した記録が記載されている (サイン、印鑑、WSの記録写真等)

様式A-1-1 (必須) 計画策定の意義・目的 (作成例)

計画策定の 意義・目的	【記入例】 大規模な地震が発生した場合、会社の施設や従業員及びその家族が被害を受け、当社の事業活動に大きな影響が及ぶことが予想される。 災害時には、重要業務の継続および万一中断した場合の早期復旧のために、平常時より事業継続に関する準備が必要となる。 当社では、重要業務を継続し、公共インフラおよび民間施主の復旧工事を通じて、経済・社会活動の早期復旧に協力するとともに、国および地方公共団体、民間施主の事業継続に貢献することを目指す。
	① 従業員、その家族の生命・身体の安全確保に全力をつくす ② 会社施設等の被害の最小化に努める ③ 救援活動・復旧活動に全面的に協力する ④ 施工中の建物の倒壊などによる近隣地域への二次災害の発生を防止し、地位の方々の安全確保を図る ⑤ 当社施工物件の被害状況を迅速に把握し、お客様の事業継続に向けた応急措置および適切な復旧活動に協力する ⑥ 災害などのリスクに強い企業となることを目指し、事業継続計画を定期的に見直し、改善する

様式A-1-2 (必須) 計画策定の検討体制 (作成例)

役割	所属	役職	氏名	サイン
総括	—	代表取締役	〇〇〇〇	〇〇〇
A 重要業務の選定と目標時間の把握	〇〇部	〇〇部長	〇〇〇〇	〇〇〇
B 災害時の対応体制	〇〇部	〇〇部長	〇〇〇〇	〇〇〇
C 対応拠点の確保	〇〇部	〇〇部長	〇〇〇〇	〇〇〇
D 情報発信・情報共有	〇〇部	〇〇部長	〇〇〇〇	〇〇〇
E 人員と資機材の調達	〇〇部	〇〇部長	〇〇〇〇	〇〇〇
F 訓練計画と定期点検計画	〇〇部	〇〇部長	〇〇〇〇	〇〇〇

A. 計画策定の意義と検討体制

A-2周知方法

策定もしくは定期的に更新された事業継続計画は、全ての社員に周知する必要があります。

記載内容

策定した事業継続計画の社員への周知方法を記載してください。

・様式A—2—1（必須） 社員への周知方法

チェック項目

社員への周知方法を記載している

社員への具体的な周知方法が記載されている

様式A—2—1（必須） 社員への周知方法（作成例）

社員への周知方法	媒体	実施した年月日
・紙媒体で配布する	紙	○年○月○日
・ポケットブック版を作成し配布する。	紙	○年○月○日
・社用ホームページに電子ファイルをアップする	ホームページ	○年○月○日
・携帯電話用の緊急連絡先を記したアドレス帳を作成し配布する。	電子データ	○年○月○日

B. 重要業務の選定と目標時間の把握

B-1 受ける被害の想定

BCPを策定するには、地域で想定される大規模な災害を選定し、自社が受ける被害を想定する必要があります。

記載内容

自社が受ける被害を想定して下さい。また、被害によるライフラインの被害状況や自社の建物の被害状況を概略把握して下さい。

- ・ 様式B-1-1 (必須) 自社の地域で懸念されている災害の一覧整理
- ・ 様式B-1-2 (重要) 建物の耐震性に関する状況把握
- ・ 様式B-1-3 (必須) ライフラインの被害想定

チェック項目 自社周辺地域の災害を想定している

- 自社周辺で想定される大規模な災害を複数ピックアップしている
- 自社周辺でピックアップした災害の内、事業継続計画で対象とする災害を選定し、その選定経緯を記載している
- ハザードマップなどに自社関連施設（拠点、倉庫、協力会社、社員住居、参集・資材調達ルートなど）をプロットしている
- 事業継続で対象とした災害の根拠資料（ハザードマップ、震度分布図等）と出典が記載している

チェック項目 対象とする災害時に自社や関連施設が受ける被害を想定している

- 対象とする災害時に自社や関連施設が受ける被害を想定している
- 対象とする災害時のライフラインの停止日数を想定している（公共の電気は停止することを基本とする）
- ライフラインの遮断日数の出典と根拠資料が添付されている

B. 重要業務の選定と目標時間の把握

B-1 受ける被害の想定

例えば、国土交通省のハザードポータルサイトを利用して、災害を整理することができます。

The image shows a screenshot of the MLIT website. At the top, it says '国土交通省 HP' (MLIT HP). Below that, it points to the '防災情報提供センター' (Disaster Information Provision Center) and then to 'あなたの町のハザードマップ' (Hazard Map of your town). The main content area is titled '防災情報提供センター' and contains several sections:

- リアルタイム情報** (Real-time information): Includes links for 'リアルタイム雨量' (Real-time rainfall) and 'リアルタイムレーダー' (Real-time radar).
- お知らせ** (Notice): Contains information about the Great East Japan Earthquake and the Fukushima Daiichi nuclear power plant accident.
- 国土交通省防災情報リンク** (MLIT Disaster Information Link): Lists various disaster types such as '河川災害' (River disaster), '土砂災害' (Landslide disaster), '気象情報' (Weather information), and '洪水情報' (Flood information).
- 関係機関リンク** (Related organization link): Lists other government agencies like the National Police Agency and the Fire and Disaster Management Agency.
- リンクについて** (About links): Provides information on copyright and usage.

On the right side of the page, there is a sidebar with '防災情報提供センターのご利用にあたって' (How to use the Disaster Information Provision Center) and '災害情報リンク' (Disaster information link). At the bottom right, there is a QR code and a button labeled 'あなたの町のハザードマップ' (Hazard Map of your town), which is circled in red.

B. 重要業務の選定と目標時間の把握

B-1 受ける被害の想定

例えば、国土交通省のハザードポータルサイトを利用して、災害を整理することができます。

国土交通省 ハザードマップポータルサイト
"だれでも"どこからでも"日本中のハザードマップを"まるごと"閲覧
洪水の場合
あなたの町のハザードマップを見る
洪水ハザードマップ
内水ハザードマップ
高潮ハザードマップ
津波ハザードマップ
土砂災害ハザードマップ
火山ハザードマップ
ハザードマップ公表状況を見る
精密基盤標高地図を見る
土地条件図を見る
治水地形分類図を見る
地震の場合
地震防災-危険度マップを見る
地震防災-危険度マップの公表状況を見る
都道府県の防災関連ページ

地域をしばり込んでいく

松江市ハザードマップ
乃木地区災害予測図

その地域にハザードマップ等の公表が無く災害の選定が困難な場合は、「震度6強の地震」を目安に設定してください。(作成解説書P3-8)

松江市周辺をクリック

公表状況
■ 被害マップインターネット公開市町村 ■ 被害マップ公表市町村

注意:情報の詳細は、各ハザードマップ等の管理者(作成している自治体)に問い合わせてください。

B. 重要業務の選定と目標時間の把握

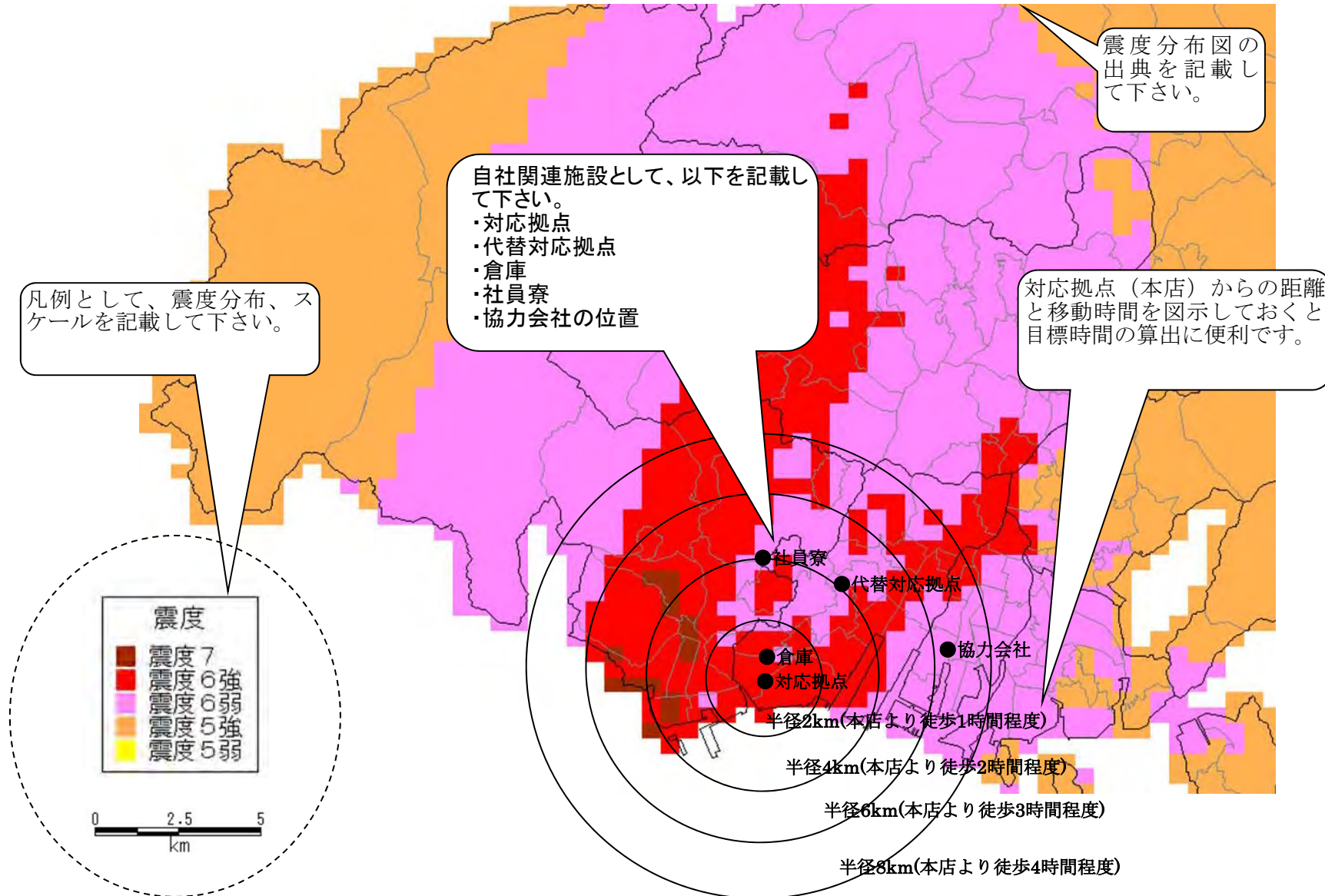
B-1 受ける被害の想定

様式B-1-1(必須) 自社の地域で懸念されている災害の一覧整理(作成例)

リスクの種類	説明 (対応拠点での被害規模)	懸念される本社・支店、現業事業所等	懸念される被害の種類	被害の概要及び程度	対応の優先順位	事業継続の対象とする災害
地震A	〇〇沿道帯地震 (震度〇強)	本社ビル倒壊	・国道〇号通行止め ・施設倒壊 ・火災発生	別添震度分布図参照	1	●
地震B	〇〇沿道帯地震 (震度〇弱)	本社ビル倒壊	・国道〇号通行止め ・施設倒壊 ・火災発生	別添震度分布図参照	2	
高潮	高潮発生 (水深〇m~〇m)	本社1階床浸水	・国道〇号通行止め ・床浸水発生	別添高潮ハザードマップ参照	3	
大規模土砂災害	土砂災害発生 (土砂崩壊発生)	無し	・国道〇号通行止め ・施設倒壊	別添ハザードマップ参照	4	
大規模水害	〇〇水系〇〇川で堤防による洪水はん濫発生 (水深〇m~〇m)	本社1階床浸水	・国道〇号通行止め ・床浸水発生	別添洪水ハザードマップ参照	5	
大規模積雪	〇〇地域で大規模な積雪発生 (積雪〇m以上)	無し	・国道〇号通行止め ・営業運行休止	別添積雪分布図参照	6	
...	
BCPの対象とする災害の設定	<p><記載例①> 上記の内、事業継続計画の対象とする災害は「地震A」とする。 【理由】自社関連施設の受ける被害が大きい。地震の発生は予測が難しく、これに対応できれば他の災害にも対応可能となるため。</p> <p><記載例②> 上記の内、事業継続計画の対象とする災害は「地震A」を基本とし、自社が被害を受ける規模にするために、公表される震度分布に対して一律「震度+1」として与えた。 【理由】その他の災害については、自社関連施設の受ける被害が小さいので、事業継続計画後継対象外とした。</p>					

B-1 受ける被害の想定

背景図：震度分布図（五日市断層による地震） 出典：広島市HP www.city.hiroshima.lg.jp



様式B-1-1 補足資料1 (必須) 自社関連施設の位置図 (作成例)

B. 重要業務の選定と目標時間の把握

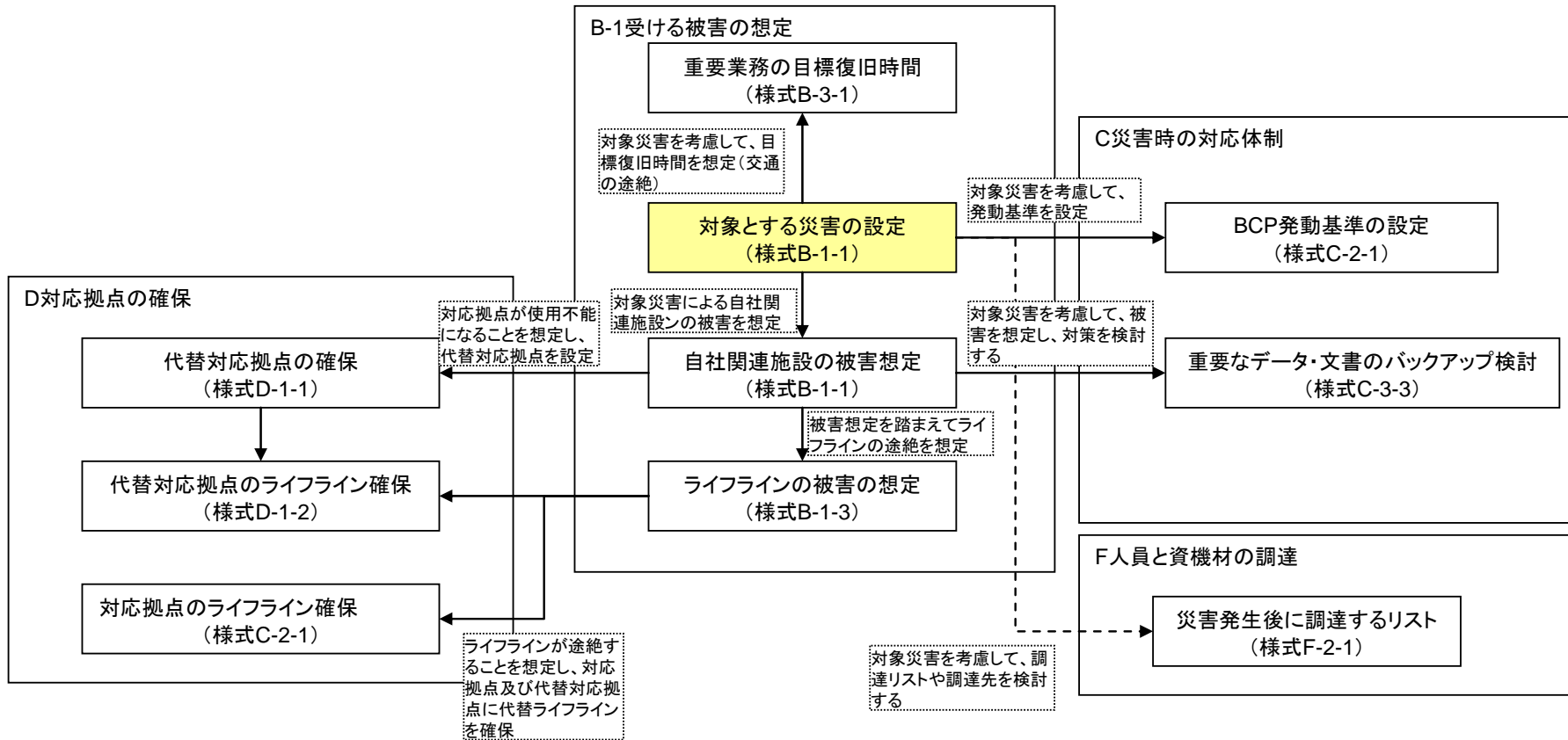
B-1 受ける被害の想定

様式B-1-1補足資料2(重要)自社の地域で懸念されている被害(作成例)

リスクの種類	対象施設	外力(震度、水深等)	被害想定	懸念される被害の種類	備考
地震A(〇〇断層帯地震)	対応拠点(本社ビル)	震度6強	倒壊	使用不可	
	代替対応拠点A	震度5弱	屋内の散乱	使用可	耐震工事済み
	代替対応拠点B	震度6弱	一部倒壊	被害状況を確認し、適宜使用の可否を判断する。	耐震工事済み
	道路	〇〇断層帯地震	国道〇号通行止め 県道〇号通行止め 〇〇橋通行止め	社員の通勤手段は徒歩か自転車になる	
	鉄道	〇〇断層帯地震	〇〇線停止	社員の通勤手段は徒歩か自転車になる	
	周辺施設	〇〇断層帯地震	火災発生	状況に応じて迂回する必要有り。通常より参集時間を要する。	

B. 重要業務の選定と目標時間の把握

B-1 受ける被害の想定



B. 重要業務の選定と目標時間の把握

B-1 受ける被害の想定

様式B-1-3(必須) ライフラインの被害想定(作成例)

リスクの種類：地震A

	ライフライン	停止期間	出典・設定根拠
対応拠点	電力	24時間	P〇参照
	電話	24時間	P〇参照
	インターネット (光ケーブル)	24時間	P〇参照
	上水道	2週間	P〇参照
	ガス	1ヶ月以上	P〇参照
代替対応 拠点	電力	24時間	P〇参照
	電話	24時間	P〇参照
	インターネット (光ケーブル)	24時間	P〇参照
	上水道	2週間	P〇参照
	ガス	1ヶ月以上	P〇参照

B. 重要業務の選定と目標時間の把握

B-2 重要業務の選定:簡易手法による重要業務の選定

災害後は、重要業務を継続し、中断しても早期に再開する必要があります。このために、災害後の重要業務を選定し、優先順位をつけておく必要があります。

記載内容

災害時に行わなければならない重要業務を選定してください。

- ・ 様式B-2-1 (必須) 重要業務の候補の影響度比較表

チェック項目 重要業務が適切に選出されている。

- 自社職員の安否確認
- 施工中の現場の被害状況の確認
- 重要取引先に対する連絡と調整
- 災害協定業務、その他の応急・復旧業務
- 重要業務の選定根拠が記載されている

様式B-2-1 (必須) 重要業務の候補の影響度比較表(作成例)

重要業務名	判断要因 利益への影響	災害協定先、公共発注者、施主、取引先等への影響	社会的影響	総影響度 (例えば平均値)
安否確認	3	3	3	3
施工中現場の被害状況の確認	3	3	3	3
重要取引先との連絡と調整	3	3	3	3
災害協定業務、その他の応急・復旧業務	3	3	3	3
近隣の救助活動	—	—	3	3
協力者への支払い	2	3	1	2
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・

影響度：3：影響が大きい。2：影響がある。1：影響が小さい。

※重要業務の選定根拠について、様式B-2-1に示すように定性的な評価で結構です。

例:「近隣の救助活動」→「地域との関係が密接」、「災害時に活動できる会社は弊社のみ」など

B. 重要業務の選定と目標時間の把握

B-3 目標時間の把握: 簡易手法による目標時間の把握

重要業務は、目標時間内に復旧できるか検討する必要があります。

記載内容 人数(人)

重要業務毎の目標時間、及び現状の時間を記載してください。目標と現状の時間に差がある場合は、今後実施する対策による対応時間の短縮の見込みを記載してください。

- ・ 様式B-3-1 (必須) 重要業務の目標復旧時間の検討表
- ・ 様式B-3-2 (重要) 全体手順初期

チェック項目 重要業務毎に目標時間が記載されている

- 資料作成年月日が記載されている
- 想定する災害がいつ何時に発生した場合のものか記載されている
- 重要業務毎に目標(着手)時間が記載されている
- 目標時間を算出した根拠資料が添付されている

様式B-3-1(必須) 重要業務の目標時間の検討表(作成例)

発災の条件: ○月○日(○曜日) ○時○分、○○市で震度○の地震発生

重要業務名	総影響度	目標時間 (着手時間)	根拠資料
安否確認	3	2時間	P○参照
重要取引先との連絡と調整	3	6時間	P○参照
施工中現場の被害状況の確認	3	12時間	P○参照
災害協定業務、その他の応急・復旧業務	3	24時間	P○参照
...

資料作成: 平成○年○月

B. 重要業務の選定と目標時間の把握

B-3 目標時間の把握: 簡易手法による目標時間の把握

様式B-3-1 補足資料(重要) 重要業務の目標時間の検討表(作成例)

●目標時間算出根拠(安否確認、重要取引先との連絡と調整)

<災害対策本部に直接参集する人員>

表中の数値の単位は人数

班	発災～1時間	1時間～2時間	2時間～3時間	3時間～6時間	6時間～12時間	12時間～1日
	総務班	1	0	0	1	2
対外班	0	1	1	1	2	4
支援班	0	1	1	2	4	5
合計	1	2	2	4	8	13
累加	1	3	5	9	17	30
重要業務の実施に必要な人数		安否確認3人		重要取引先との連絡と調整6人		

安否確認
目標時間 2時間

重要取引先との連絡と調整
6時間

●目標時間算出根拠(災害協定業務、その他の応急・復旧業務)

<災害対策本部に直接参集する人員>

表中の数値の単位は人数

班	発災～1時間	1時間～2時間	2時間～3時間	3時間～6時間	6時間～12時間	12時間～1日
	業務班	0	1	0	1	2
累加	0	1	1	2	4	8
重要業務の実施に必要な人数						災害協定業務、その他の応急・復旧業務8人

災害協定業務、その他の応急・復旧業務
1日

●参集時間の集計表

役職	氏名	重要業務の実施に必要な資格	住所	所属班	自宅⇒本社・支社への参集			
					出発地	参集場所	距離(km)	移動時間(時間)
〇〇課長	〇〇 〇〇		岡山県倉敷市〇〇1-18	総務班	自宅	本社	2.9	1.0
〇〇係長	〇〇 〇〇		岡山県倉敷市〇〇〇-〇	総務班	自宅	本社	4.1	1.4
××課長	〇〇 〇〇		岡山県倉敷市〇〇〇-〇	業務班	自宅	本社	18.2	6.1
△△係長	〇〇 〇〇		岡山県倉敷市〇〇〇-〇	対外班	自宅	本社	22.1	7.4
□□係長	〇〇 〇〇		岡山県倉敷市〇〇〇-〇	支援班	自宅	本社	11.5	3.8

B. 重要業務の選定と目標時間の把握

B-3 目標時間の把握：簡易手法による目標時間の把握

様式B-3-1 補足資料(重要) 重要業務の目標時間の検討表(作成例)

● 目標時間算出根拠(施工中現場の被害状況の確認)

<自宅から直接現場に向かう人員> 徒歩で参集する場合

表中の数値の単位は人数

現場名	現場住所(概略)	担当	氏名	参集距離 (km)	移動速度 (km/hr)	参集時間 (hr)	目標時間12時間 を満足するか
〇〇〇業務	〇〇市〇〇区	担当者	〇〇〇〇	15	2	7.5	OK
		担当者(代理)	〇〇〇〇	22	2	11.0	OK
〇〇〇業務	〇〇市〇〇区	担当者	〇〇〇〇	12	2	6.0	OK
		担当者(代理)	〇〇〇〇	10	2	5.0	OK
〇〇〇業務	〇〇市〇〇区	担当者	〇〇〇〇	6	2	3.0	OK
		担当者(代理)	〇〇〇〇	6	2	3.0	OK
〇〇〇業務	〇〇市〇〇区	担当者	〇〇〇〇	30	2	15.0	NG
		担当者(代理)	〇〇〇〇	28	2	14.0	NG
〇〇〇業務	〇〇市〇〇区	担当者	〇〇〇〇	20	2	10.0	OK
		担当者(代理)	〇〇〇〇	15	2	7.5	OK

<自宅から直接現場に向かう人員> 自転車で参集する場合

表中の数値の単位は人数

現場名	現場住所(概略)	担当	氏名	参集距離 (km)	移動速度 (km/hr)	参集時間 (hr)	目標時間12時間 を満足するか
〇〇〇業務	〇〇市〇〇区	担当者	〇〇〇〇	15	6	2.5	OK
		担当者(代理)	〇〇〇〇	22	6	3.7	OK
〇〇〇業務	〇〇市〇〇区	担当者	〇〇〇〇	12	6	2.0	OK
		担当者(代理)	〇〇〇〇	10	6	1.7	OK
〇〇〇業務	〇〇市〇〇区	担当者	〇〇〇〇	6	6	1.0	OK
		担当者(代理)	〇〇〇〇	6	6	1.0	OK
〇〇〇業務	〇〇市〇〇区	担当者	〇〇〇〇	30	6	5.0	OK
		担当者(代理)	〇〇〇〇	28	6	4.7	OK
〇〇〇業務	〇〇市〇〇区	担当者	〇〇〇〇	20	6	3.3	OK
		担当者(代理)	〇〇〇〇	15	6	2.5	OK

C.災害時の対応体制

C-1 社員及び家族の安否確認方法

災害対応は、災害時に緊急対応が可能な社員を把握することが第一歩になります。このために、社員やその家族の「安否を確実に確認する方法」を決めておき、緊急対応可能な社員を確保する必要があります。

記載内容

社員および家族の安否確認方法を記載してください。

- ・ 様式 C-1-1 (必須) 安否確認方法一覧表
- ・ 様式 C-1-2 (重要) 社内の連絡体制表
- ・ 様式 C-1-3 (重要) 各社員への周知

チェック項目

安否確認方法が記載されている

- 安否確認の責任者及びその代理者が記載されている
- 担当者が複数記載されている
- 安否確認の方法・手順が具体的に記載されている
- メールや電話等で連絡が取れない社員に対する安否確認方法が記載されている

C.災害時の対応体制

C-1 社員及び家族の安否確認方法

様式C-1-1(必須) 安否確認方法一覧表(作成例)

安否確認の責任者	責任者：〇〇 代理者：〇〇
安否確認の担当体制	担当者：〇〇、〇〇、〇〇（複数名記述）
安否確認の実施場所	本社：〇〇部 代替実施場所：〇〇
安否確認の方法・手順	<p><記載例></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 安否確認の担当者が対応拠点（もしくは代替対応拠点）に参集する。 ② 一番最初に対応拠点に参集した安否確認の担当者が、全社員に安否確認のメールを一斉送信する。 ③ 社員は、自身と家族等の安否を確認し、安否確認の担当者に返信する。 ④ メール返信の無い社員に対して、連絡体制表に従って、安否確認の担当者が、様々な通信手段を利用して安否を確認する。 <p>※ 必要に応じて、勤務時間内と勤務時間外（深夜、休日）の方法を区別して記載する。</p>
安否確認の発動条件	B C Pの発動条件を記載
連絡が取れない場合の対応	<p><記載例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社員と連絡がとれない場合、安否確認の担当者は、同グループの社員に実地確認を行うように指示する。 ・ 住所の近い社員をグループ化して整理している。→資料P〇 ・ 各社員の住所の位置図は、住宅地図に整理している。→資料P〇
死傷者が出た場合の社内情報共有方策	社長、幹部、関連部局への連絡ルール等を記載する。
...	...

C.災害時の対応体制

C-2 BCPの発動基準と災害時の対応体制

災害発生に備えて、自発的に社員が行動できるようにBCPの発動基準を整理しておく必要があります。

また、平常時から対応体制と対応拠点を決定し、その概要を把握しておく必要があります。対応体制は、代理者を考慮して指揮命令系統図を整理しておく必要があります。

記載内容

災害対応を行う体制をとる基準を記載して下さい。また、災害時の組織体制と指揮命令系統について記載してください。

- ・ 様式C-2-1 (必須) 対応体制・対応拠点の概要
- ・ 様式C-2-2 (必須) 対応体制・指揮命令系統図
- ・ 様式C-2-3 (重要) 顧客、来客、社員（協力会社、派遣会社社員などを含む）の避難・誘導方法

チェック項目 発動基準が記載されている

- どの地域で発生する災害を対象とするのかが記載されている
- 発動基準となる数値（震度や雨量など）や警報などが具体的に記載されている

チェック項目 対応体制が記載されている

- 災害対応拠点の場所（住所）、連絡先、設備が記載されている
- 公共の電気が停止する間、非常用電源とその燃料の確保方法が記載されている
- 災害対応時の役割、氏名、住所が記載されている
- 各役割のリーダーの代理者が記載されている
- 複数の連絡手段が記載されている（PCメール、携帯メール、衛星携帯電話、無線通信など）

C.災害時の対応体制

C-2 BCPの発動基準と災害時の対応体制

災害発生に備えて、自発的に社員が行動できるようにBCPの発動基準を整理しておく必要があります。

また、平常時から対応体制と対応拠点を決定し、その概要を把握しておく必要があります。対応体制は、代理者を考慮して指揮命令系統図を整理しておく必要があります。

【×悪い事例】

- ・〇〇川が氾濫したとき
 - ・〇〇市が冠水したとき
 - ・〇〇地震が発生したとき
- (社員は具体的な場所の特定ができない)
- ・会社のトップが判断する。(その判断を社員に伝える必要が発生する。情報通信ネットワークが遮断・輻輳する条件下では、初動体制の遅れに繋がる)



【◎良い事例】

- ・〇〇市にて震度6強以上の地震が発生したとき
- ・〇〇観測所にて避難判断水位を超えたとき
- ・〇〇市内にて洪水警報が発令されたとき
- ・〇〇市で積雪により国道〇号が閉鎖されたとき
- ・社員が自発的に参集できる発動基準を決定する必要がある。

C-2 BCPの発動基準と災害時の対応体制

様式C-2-1(必須) 対応体制・対応拠点の概要(作成例)

事項		説明・内容
1	BCPの発動基準	1) ○○市内に震度○強以上の地震の発生 理由：震度○以上の場合、災害協定に基づき○をすることがあるため。 2) ○○市内に特別洪水警報、○○水位観測所で避難判断水位を超えたとき。
2	災害対策本部の設置権限者、代理権限者	設置権限者：災害対策本部長または社長 代理権限者：第1位：○○常務、第2位：○○部長、第3位：○○部長
3	災害対策本部要員	専務、常務、総務部長、各部部长・・・ (注：事務局員まで記載。別紙でもよい)
4	対応拠点設置場所	○○支店 ○○会議室 住所 〒○○ ○○○
5	連絡手段	固定電話：○○ FAX：○○ 電子メール：○○ 携帯電話：○○ 携帯メール：○○ 衛星電話：○○ 無線：○○
6	災害対策本部の電源設備	【ライフライン（電気）の停止期間】24時間（様式B-1-3より） <電気の確保方法記載例1> ・発動・発電機のリース（リース会社の連絡先P○） ・発動・発電機の燃料調達（燃料調達先の連絡先はP○） <電気の確保方法記載例2> ・既設の発動・発電機を利用 ・発動・発電機の燃料を備蓄（軽油リットル：○時間稼動可能） ・○時間以上の燃料は適宜調達する（燃料調達先の連絡先はP○）
7	災害対策本部内及びその近くに備える設備	電話：○回線、FAX：○台、衛星電話：○台、無線○台、ホワイトボード：○台、パソコン○台、プリンター○台、コピー機○台
8	参集要員	1) 災害対策本部の要員は、1の場合には自動的に本社（または代替対応拠点）に参集する。 2) 施工中現場の確認担当者は、1の場合には、自動的に直接現場に向かう。 それ以外の社員は、勤務時間外の場合、安否確認の連絡を行ったうえ、家族及び家屋の安全な状況であれば定められた場所（本社、代替対応拠点など）に参集する。 3) 公共交通機関の途絶等により参集に○時間以上かかる場合、無理をせず、連絡をして指示を待つ。 4)
9	各班の担当業務 (注：班別構成は各社で行動しやすいように定めてよい)	1) 総務班：全体調整担当、被害状況確認担当、・・・ 2) 業務班：応急復旧・災害復旧工事担当、・・・ 3) 対外班：得意先の担当、取引先担当、広報担当、・・・ 4) 支援班：社員の安全確保担当、安否確認担当、・・・ 5) ・・・

C.災害時の対応体制

C-2 BCPの発動基準と災害時の対応体制

様式C-2-2(必須) 対応体制・指揮命令系統図(作成例)



C.災害時の対応体制

C-3 費用のさほどかからない対策

災害時には、完成図書や過去の重要な情報等、通常使わなくても必要となるものができます。
 重要業務の実施・継続に不可欠な情報を整理し、現在のバックアップ状況を把握するとともに、バックアップが必要な場合は今後の対応方針を決定しておく必要があります。

記載内容

社員の緊急作業時（周辺地域などからの救助要請）における安全確保対策やルール（単独行動の禁止、危険な区域への立ち入り禁止、行動記録による行き先・帰社の確認等）をとりまとめてください。

- ・ 様式C-3-1（重要） 設備、棚・ロッカー等、機器の地震等の対策状況一覧
- ・ 様式C-3-2（重要） 費用のさほどかからない建物対策、設備等の対策の実施計画
- ・ **様式C-3-3（必須） 重要なデータ・文書のバックアップの現状と対応計画**

チェック項目 費用をさほどかけない範囲で課題改善に取り組んでいる。

重要なデータや文書の現在のバックアップ状況や今後の取り組むべき対応を認識している

様式C-3-3(必須) 重要なデータ・文書のバックアップの現状と対応計画(作成例)

重要なデータ・文書	分類	現在のバックアップ状況	今後の対応方針
施工中物件の契約図書	紙	紙媒体として正・副の2部保管している。	<記載例> ・紙媒体はスキャナーして電子化する。電子化後は電子データとして管理する。 ・被災しない箇所（〇〇）に保管する。 ・コピーをとり、遠隔地（〇〇）で保管する。 ・データは金庫に保管する。
申請・許認可の書類	紙	一部電子化している。	
財務のデータ	紙	ほとんど行っていない。	
各種連絡先の情報	紙	一部電子化している。	
取引の状況・記録	電	ほとんど行っていない。	<記載例> ・サーバーを導入し、定期的にバックアップデータを作成する。 ・サーバーは、遠隔地（〇〇）でのバックアップを行い、二重化を図る。 ・データは金庫に保管する。
完成図書	電	DVDに保管している。	
継続業務のデータ	電	サーバーを導入し定期的にバックアップしている。	

D.対応拠点の確保

D-1 対応拠点、代替対応拠点の確保

対応拠点が、地震による倒壊、火災、地域のライフラインの途絶などにより使用できない場合も考えられるため、「代替対応拠点」を選定し。その概要を把握しておく必要があります。

記載内容

対応拠点、代替対応拠点について記載してください。
 ・様式D-1-1 (必須) 拠点候補リスト
 ・様式D-1-2 (必須) 代替対応拠点の概要

チェック項目	対応拠点の検討
<input type="checkbox"/> 拠点候補リストを作成している <input type="checkbox"/> 代替対応拠点の選定理由が記載されている	
チェック項目	代替対応拠点が記載されている
<input type="checkbox"/> 場所（住所）、連絡先、設備を把握している <input type="checkbox"/> 公共の電気が停止する間、非常用電源とその燃料の確保方法が記載されている	

様式D-1-2(必須) 代替対応拠点の概要(作成例)

項目	内容
1	代替対応拠点名 ○○支店
2	場所（住所） ○○支店 ○○会議室 住所 〒○○-○○-○○
3	選定理由 ・対応拠点よりも震度が小さいため。 ・対応拠点よりも耐震性に優れるため。 ・対応拠点に近く、設備の確保や社員の参集に有利なため。 固定電話：○○ FAX：○○
4	連絡先 電子メール：○○ 携帯電話：○○ 携帯メール：○○ 衛星電話：○○ 無線：○○
5	代替対応拠点への直接の緊急参集者及び代表者 ○○部長、○○課長、○○、・・・ 全○名 責任者（所属、氏名）：○○部、○○ 代理責任者（所属、氏名）：○○部、○○
6	代替対応拠点設置の判断基準 ・発動基準と同じ。 ・対応拠点が被災して使用不能の恐れがある場合。
7	代替対応拠点の電源設備 【ライフライン（電気）の停止期間】24時間（様式B-1-3より） <電気の確保方法記載例1> ・発動・発電機のリース（リース会社の連絡先PO） ・発動・発電機の燃料調達（燃料調達先の連絡先はPO） <電気の確保方法記載例2> ・既設の発動・発電機を利用 ・発動・発電機の燃料を備蓄（軽油リットル：○時間稼働可能） ・○時間以上の燃料は適宜調達する（燃料調達先の連絡先はPO）
8	代替対応拠点及びその近くに備える設備 電話：○回線、FAX：○台、衛星電話：○台、無線：○台。ホワイトボード：○台、パソコン○台、プリンター○台、コピー機○台、・・・
9	代替対応拠点への移動手段 本社から徒歩で移動 ○○部長の自宅から徒歩で移動。

様式D-1-1(必須) 拠点候補リスト(作成例)

優先順位	拠点施設	電話番号	FAX番号	無線番号
1	本社ビル○○会議室	○○○-○○	○○○-○○	○○○-○○
2	○○社宅	○○○-○○	○○○-○○	○○○-○○
3	○○ビル○階会議室	○○○-○○	○○○-○○	○○○-○○
4	○○研究所○号館	○○○-○○	○○○-○○	○○○-○○
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・

E. 情報発信・情報共有

E-1 災害直後に連絡を取ることが重要な連絡先の認識

災害協定先・公共発注者・施主等の重要取引先と確実に連絡が取れる体制が必要です。

災害時には、固定電話等が使用できない可能性があるため、携帯メール等の複数の「連絡手段」を確保しておく必要があります。

記載内容

発災直後に連絡を取ることが必要な重要取引先と自社について、相互の連絡対応窓口の連絡先を記載してください。

- ・ 様式E-1-1 (必須) 災害発生直後に連絡すべき相手先リスト
- ・ 様式E-1-2 (重要) 施工中現場の連絡先リスト

様式E-1-1(必須) 災害発生直後に連絡すべき相手先リスト(作成例)

チェック項目	関係先の連絡対応窓口が記載されている
<input type="checkbox"/> 資料作成年月日が記載されている	
<input type="checkbox"/> 重要取引先の組織名、担当者の所属・氏名が記載されている	
<input type="checkbox"/> 複数の連絡手段が記載されている (PCメール、携帯メール、衛星携帯電話、無線通信など)	
<input type="checkbox"/> 連絡内容	
<input type="checkbox"/> 自社の担当者氏名、代理者氏名が記載されている	

重要取引先 組織名	連絡の 重要度	重要連絡先 担当者	連絡手段	連絡内容	自社担当者 及び代理担当者
本社○○ 事業所	高	所属：○○ 氏名：○○ 代理：○○	電 話： F A X： 電子メール： 携帯電話： 携帯メール：	被害状況、安否確認等	担当者：○○ 代理者：○○
国土交通省 ○○出張所 (災害協定先)	高	所属：○○ 氏名：○○ 代理：○○	電 話： F A X： 電子メール： 携帯電話： 携帯メール：	・ 協定による業務への対応可能性の連絡 ・ 発注者側の対応体制の把握 ・ 協定外の緊急業務の有無の把握	担当者：○○ 代理者：○○
○○県土整備事業所 (災害協定先)	高	所属：○○ 氏名：○○ 代理：○○	電 話： F A X： 電子メール： 携帯電話： 携帯メール：	・ 協定による業務への対応可能性の連絡 ・ 発注者側の対応体制の把握 ・ 協定外の緊急業務の有無の把握	担当者：○○ 代理者：○○
建設業団体	中	所属：○○ 氏名：○○ 代理：○○	電 話： F A X： 電子メール： 携帯電話： 携帯メール：	・ 協定による業務への対応可能性の連絡 ・ 発注者側の対応体制の把握 ・ 協定外の緊急業務の有無の把握	担当者：○○ 代理者：○○
○○会社 (顧客)	中	所属：○○ 氏名：○○ 代理：○○	電 話： F A X： 電子メール： 携帯電話： 携帯メール：	・ 被害状況 ・ 対応状況等	担当者：○○ 代理者：○○
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・

作成：平成○年○月○日

F 人員と資機材の調達

F-1 自社で確保している人員や資機材の認識

重要業務を継続もしくは早期に復旧するためには、資格保有者や資機材等が必要になります。まずは、自社で保有している「人員や資機材」の種類や量を把握しておく必要があります。

記載内容

自社が保有している「人員や資機材」について記載して下さい。

- ・ 様式 F-1-1 (必須) 自社が保有している人員や資機材など
- ・ 様式 F-1-2 (重要) 災害時の対応にあたる要員のための備蓄

チェック項目 自社保有の人員や資機材が記載されている

- 確認した日付がわかる
- 資格（オペレータなど）の種類及び人員数が記載されている
- 資機材は種類や数量や保管場所が記載されている

様式 F-1-1 (必須) 自社が保有している人員や資機材など (作成例)

資源名	種類・資格	保管場所	現有する資源 (人数・数量)	確認時期
人員	1級土木施工管理技師	本社	○人	平成○年○月○日
	大型運転免許	本社	○人	平成○年○月○日
	大型特殊運転免許	本社	○人	平成○年○月○日
	・・・	・・・	・・・	・・・
機材	バックホウ0.3m ³	本社機材置場	○台	平成○年○月○日
	社有車	本社車庫	○台	平成○年○月○日
	・・・	・・・	・・・	・・・
資材	ブルーシート	倉庫A	○枚	平成○年○月○日
		倉庫B	○枚	平成○年○月○日
	土嚢袋	倉庫A	○袋	平成○年○月○日
	トラロープ	倉庫A	○本	平成○年○月○日
	カラーコーン	倉庫A	○枚	平成○年○月○日
		倉庫B	○枚	平成○年○月○日
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・

F 人員と資機材の調達

F-2自社外からの調達についての連絡先の認識

自社だけで必要な人員や資機材を確保できない場合が想定されます。災害時に不足する人員や資機材の提供を依頼できるよう、平常時から懇意にしている協力会社などの「連絡先」を把握しておく必要があります。

また、懇意にしている協力会社が被災することも想定し、代替りの協力者を用意しておく必要があります。

記載内容

自社外から調達する「人員や資機材」について記載して下さい。

- ・様式F-2-1（必須） 災害発生直後に調達するリスト

様式F-2-1（必須） 災害発生直後に調達するリスト（作成例）

チェック項目	調達先の連絡対応窓口が記載されている
<input type="checkbox"/>	資料作成年月日が記載されている
<input type="checkbox"/>	連絡先の組織名称、担当者の所属・氏名が記載されている
<input type="checkbox"/>	複数の連絡手段が記載されている（PCメール、携帯メール、衛星携帯電話、無線通信等）
<input type="checkbox"/>	連絡内容（何を調達するか具体的に記載）
<input type="checkbox"/>	自社の担当者氏名、代理者氏名が記載されている

組織名称	連絡順位	連絡先担当者 所属・氏名	連絡手段	連絡内容	自社担当者氏名及 び代理氏名
A社	1	所属：〇〇 担当氏名：〇〇 代理氏名：〇〇	電話：〇〇 FAX：〇〇 電子メール：〇〇 携帯電話：〇〇 携帯メール：〇〇 衛星電話：〇〇	人員の確保 受住業務 遂行協力	担当者：〇〇 代理：〇〇
B社	2	所属：〇〇 担当氏名：〇〇 代理氏名：〇〇	電話：〇〇 FAX：〇〇 電子メール：〇〇 携帯電話：〇〇 携帯メール：〇〇 衛星電話：〇〇	人員の確保 受住業務 遂行協力	担当者：〇〇 代理：〇〇
Aリース社	1	所属：〇〇 担当氏名：〇〇 代理氏名：〇〇	電話：〇〇 FAX：〇〇 電子メール：〇〇 携帯電話：〇〇 携帯メール：〇〇	機材のリース	担当者：〇〇 代理：〇〇
Bリース社	2	所属：〇〇 担当氏名：〇〇 代理氏名：〇〇	電話：〇〇 FAX：〇〇 電子メール：〇〇 携帯電話：〇〇 携帯メール：〇〇	機材のリース	担当者：〇〇 代理：〇〇
A商社	1	所属：〇〇 担当氏名：〇〇 代理氏名：〇〇	電話：〇〇 FAX：〇〇 電子メール：〇〇 携帯電話：〇〇	材料の調達（土 嚢袋、鋼材、セ メント等）	担当者：〇〇 代理：〇〇
B商社	2	所属：〇〇 担当氏名：〇〇 代理氏名：〇〇	電話：〇〇 FAX：〇〇 電子メール：〇〇 携帯電話：〇〇	材料の調達（土 嚢袋、鋼材、セ メント等）	担当者：〇〇 代理：〇〇
C社	1	所属：〇〇 担当氏名：〇〇 代理氏名：〇〇	電話：〇〇 FAX：〇〇 電子メール：〇〇 携帯電話：〇〇	装備（防塵マス ク等）	担当者：〇〇 代理：〇〇
D社	2	所属：〇〇 担当氏名：〇〇 代理氏名：〇〇	電話：〇〇 FAX：〇〇 電子メール：〇〇 携帯電話：〇〇	装備（防塵マス ク等）	担当者：〇〇 代理：〇〇

作成：平成〇年〇月〇日

G 訓練計画と定期点検計画

G-1 訓練計画

災害発生時に、BCPが有効に機能するためには訓練が不可欠です。多くの社員や協力者等が参加できるように「訓練計画」を作成しておく必要があります。

記載内容

災害時対応訓練計画について記載してください。

- ・様式G-1-1（必須） 災害時対応訓練の実施計画

チェック項目

訓練計画が記載されている

- 資料作成年月日が記載されている
- 訓練名称が記載されている
- 訓練内容が記載されている
- 参加者・対象者が記載されている
- 予定時期が記載されている

【訓練の種類】

- ① 避難・誘導訓練
- ② 安否確認訓練
- ③ 実施参集訓練
- ④ 図上参集訓練
- ⑤ 災害時対応の確認訓練（机上訓練）
- ⑥ 災害対策本部立ち上げ訓練（本社を利用する場合）
- ⑦ 代替対応拠点設置訓練（仮設テントを設置する場合）
- ⑧ バックアップデータ利用訓練
- ⑨ 連絡窓口確保訓練

G 訓練計画と定期点検計画

G-1 訓練計画

様式G-1-1(必須) 災害時対応訓練の実施計画(作成例)

訓練名称	訓練内容	参加者・対象者	予定時期	実施場所	企画実施部署
避難・誘導訓練(消防法に基づくまたは自主訓練)	災害時の避難・誘導訓練。地震と火災発生を想定して屋外避難と点呼、初期消火。	本社勤務の全社員	毎年〇月	本社構内	〇〇部 〇〇課
安否確認訓練	災害対応に必要な要員の安否確認を行えるか確認すること。 安否確認手段(メールの一斉送信、安否確認システム等)が機能するか確認すること。 安否確認の担当者が、優先順位に従ってスムーズに行動できるのか確認する。	全社員	毎年〇月	会社、現場、社員の自宅等	〇〇部 〇〇課
実施参集訓練	災害対応に必要な要員が、徒歩で参集するのにどの程度の時間を要するか確認すること。 災害対応に必要な要員が、徒歩による参集ルートを確認することを目的とする。	災害対応要員 会社から10km圏内の社員 (徒歩で時速4km/hr程度とし、2.5時間程度で参集できる社員を対象)	毎年〇月	会社と社員の自宅及びその間の参集ルート	〇〇部 〇〇課
図上参集訓練	災害対応に必要な要員が、震度分布図や洪水ハザードマップを踏まえて、参集可能なルートを設定する。	災害対応要員(安否確認要員、班長、代理者)	年〇月	本社会議室	〇〇部 〇〇課
災害時対応の確認訓練(机上訓練)	緊急参集メンバーが事業継続計画の応急対応、事業継続の部分を読み合わせ、各要員が行うべき対応を確認する。	災害対策本部長、本部長、各班の中心メンバー	毎年〇月	〇〇会議室	〇〇部 〇〇課
災害対策本部立ち上げ訓練(本社を利用する場合)	災害時の避難・誘導訓練。地震と火災発生を想定して屋外避難と点呼、初期消火。 ・電力確保 ・バックアップデータの復元 ・災害対策本部レイアウトの設定	災害対応要員	〇年〇月	本社	〇〇部 〇〇課
代替対応拠点設置訓練(仮設テントを設置する場合)	災害対応要員が、代替対応拠点として仮設テントを設置できるようになることを目的とする。 ・対応拠点設置(例:仮設テント設置) ・電力確保 ・バックアップデータの復元 ・災害対策本部レイアウトの設定	災害対応要員	毎年〇月	本社構内	〇〇部 〇〇課
バックアップデータ利用訓練	通常使用している事業所やネットワークが使用不可になることを想定し、バックアップデータ・保管資料を用いて、必要なデータ・資料を復元し利用できるようになる。	災害対応要員	毎年〇月	本社・代替対応拠点等	〇〇部 〇〇課
連絡窓口確保訓練	重要取引先の担当者と複数の連絡手段により連絡がとれるか確認する。 協力者と複数の連絡手段により連絡がとることができるか確認する。	災害対応要員	毎年〇月	本社会議室	〇〇部 〇〇課
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
					作成:平成〇年〇月〇日

G 訓練計画と定期点検計画

G-2 定期点検計画

BCPは、記載内容が古くならないように定期点検を行う必要があります。例えば、自社及び関係先の人事異動がある場合、記載内容を更新する必要があります。

記載内容

- ・ 定期点検が必要な項目について、定期点検計画を作成してください。
- ・ 様式G-2-1（必須） 事業継続計画の定期点検計画

チェック項目 定期点検計画が記載されている

- 資料作成年月日が記載されている
- 定期点検計画の項目が記載されている
- 担当部署（実施部署、総括部署）が記載されている
- 実施時期が記載されている

様式G-2-1（必須） 事業継続計画の定期点検計画（作成例）

定期点検項目	実施部署	総括部署	実施時期 (チェック)
人事異動、組織の変更による指揮命令系統、安否確認の登録情報に変更は無いか	〇〇部 〇〇課	〇〇部 〇〇課	<input type="checkbox"/> H〇年〇月
関係先の人事異動により、電話番号やメールアドレスの変更が無いか。	〇〇部 〇〇課	〇〇部 〇〇課	<input type="checkbox"/> H〇年〇月
重要なデータやそのバックアップを実施しているか。	〇〇部 〇〇課	〇〇部 〇〇課	<input type="checkbox"/> H〇年〇月
新たな施工現場ができた場合、被災時の二次災害防止の体制を整備し、事業継続計画反映したか。	〇〇部 〇〇課	〇〇部 〇〇課	<input type="checkbox"/> H〇年〇月
自社保有の資機材・資格者の数量をチェックしているか。	〇〇部 〇〇課	〇〇部 〇〇課	<input type="checkbox"/> H〇年〇月
経年変化に伴い更新の必要な様式を更新しているか。	〇〇部 〇〇課	〇〇部 〇〇課	<input type="checkbox"/> H〇年〇月
.....	〇〇部 〇〇課	〇〇部 〇〇課	<input type="checkbox"/> H〇年〇月

最終更新：平成〇年〇月〇日

H. 訓練計画と定期点検計画の実施（新規申込の場合不要）

H-1 訓練計画の実施状況

災害時において、BCPを有効に機能させるには訓練が不可欠であることはG-1で述べました。ここでは、過去2年間に建設会社が実際に実施してきた訓練の実施記録を添付し、訓練内容や社内評価及び改善状況を確認します。

記載内容

「G-1 訓練計画」の実施状況を記載してください。

- ・ 様式H-1-1（必須） 訓練実施記録

チェック項目 「G-1 訓練計画」の実施状況が記載されている
(新規申込の場合は不要)

- 計画された訓練が実施されている
- 訓練の実施記録が添付されている
- 訓練の実施結果の社内評価（課題、改善点・所感等）が記載されている
- 社内評価（課題、改善点・所感等）が次回の訓練内容に反映されている

様式G-1-1（必須） 災害時対応訓練の実施計画（作成例）

訓練名称	訓練内容	参加者・対象者	予定時期	実施場所	企画実施部署
避難・誘導訓練（消防法に基づくまたは自主訓練）	災害時の避難・誘導訓練。地震と火災発生を想定して屋外避難と点呼、初期消火。	本社勤務の全社員	毎年〇月	本社構内	〇〇部 〇〇課
安否確認訓練	災害対応に必要な要員の安否確認を行えるか確認すること。 安否確認手段（メールの一斉送信、安否確認システム等）が機能するか確認すること。 安否確認の担当者が、優先順位に従ってスムーズに行動できるのか確認すること。	全社員	毎年〇月	会社、現場、社員の自宅等	〇〇部 〇〇課
実施参集訓練	災害対応に必要な要員が、徒歩で参集するのにどの程度の時間を要するか確認すること。 災害対応に必要な要員が、徒歩による参集ルートを確認することを目的とする。	災害対応要員 会社から10km圏内の社員	毎年〇月 …	会社と社員の自宅及びその間の参集ルート …	〇〇部 〇〇課

H-1 訓練計画の実施状況

様式H-1-1(必須) 訓練実施記録(作成例)

記録項目	内容
訓練名称	安否確認訓練
訓練目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害対応に必要な要員の安否確認を行えるか確認すること。 ● 安否確認手段（メールの一斉送信、安否確認システム等）が機能するか確認すること。 ● 安否確認の担当者が、優先順位に従ってスムーズに行動できるのか確認する。
前提条件	<p>【地震の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成〇年〇月〇日（月）PM2:00に〇〇市で震度5強の地震が発生する。 <p>【洪水の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成〇年〇月〇日（月）PM2:00に〇〇市で洪水特別警報が発令される。（BCPでは、発災時刻を祝日のAM0:00としているが、本訓練は安否確認の条件を緩和して、平日月曜日のPM2:00とした。今後、祝日のAM:0:00を対象とした訓練も実施していく。）
実施内容	<p>会社のメールを利用して、社員に一斉送信する訓練</p> <p>【安否確認の担当者】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①安否確認の担当者は、会社のパソコンより、社員全員に安否確認メールを一斉送信する。 ②安否確認の担当者は、社員から返信される安否情報メールを集計する。 ③メール送信の無い社員に対して、携帯電話により安否確認を行う。 <p>【参集者】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①自身の安否情報を、会社にメール送信する。
訓練目標	発災後2時間以内に、90%以上の社員の安否を確認する。
実施日時	平成〇年〇月〇日（月）11:00～ （BCPでは、発災時刻を祝日のAM0:00としているが、本訓練は安否確認の条件を緩和して、平日月曜日のPM2:00とした。今後、祝日のAM:0:00を対象とした訓練も実施していく。）
実施場所	会社、現場、社員の自宅等
参加者	全社員
訓練結果 (出てきた課題)	<ul style="list-style-type: none"> ●2時間以内に95%以上の安否を確認することができた。 ●携帯電話の電源を切っている社員がおり、一部社員と連絡をとることができなかった。 ●安否確認の担当者から2回メールが送信されてきた。
改善点、所感など	<ul style="list-style-type: none"> ●今後は、安否確認訓練を平日に事前通告をしない条件や土日祝日に実施する。 ●携帯電話の電源ONを義務づける。 ●安否確認の担当者は、優先順位に従って安否確認を実施する。優先順位は担当者間で周知し、2回一斉メールを送信しないように注意する。 ●安否確認の担当者から2回メールが来た場合、双方のメールに返信するようにする。

H-1 訓練計画の実施状況

様式H-1-2(必須) ○○訓練概要の比較表(作成例)

訓練名称			
実施の有無		直近に実施した訓練	次回実施する訓練
訓練実施日		H25.10.15	H26.10.11
訓練内容	訓練目的	<ul style="list-style-type: none"> ●災害対応に必要な要員の安否確認を行えるか確認すること。 ●安否確認手段(メールの一斉送信)が機能するか確認すること。 ●安否確認の担当者が、優先順位に従ってスムーズに行動できるのか確認すること。 	同左
	前提条件	●平成25年10月15日(火)PM2:00に○○市で震度5強の地震が発生する。	●平成26年10月11日(土)PM2:00に○○市で震度5強の地震が発生する。
	実施内容	会社のメールを利用して、社員に一斉送信する訓練 【安否確認の担当者】 ①安否確認の担当者は、会社のパソコンより、社員全員に安否確認メールを一斉送信する。 ②安否確認の担当者は、社員から返信される安否情報メールを集計する。 ③メール送信の無い社員に対して、携帯電話により安否確認を行う。 【参集者】 ①自身の安否情報を、会社にメール送信する。	会社のメールを利用して、社員に一斉送信する訓練 【安否確認の担当者】 ①安否確認の担当者は、会社のパソコンより、社員全員に安否確認メールを一斉送信する。このとき、会社に一番最初に到着した安否確認の担当者が一斉送信する。 ②安否確認の担当者は、社員から返信される安否情報メールを集計する。 ③メール送信の無い社員に対して、携帯電話により安否確認を行う。 【参集者】 ①自身の安否情報を、会社にメール送信する。
	訓練目標	発災後2時間以内に、90%以上の社員の安否を確認する。	発災後2時間以内に、90%以上の社員の安否を確認する。
実施場所	会社、現場、社員の自宅等	同左	
参加者	全社員	同左	
訓練結果	<ul style="list-style-type: none"> ●2時間以内に95%以上の安否を確認することができた。 ●携帯電話の電源を切っている社員がおり、一部社員と連絡をとることができなかった。 ●安否確認の担当者から2回メールが送信されてきた。 	※未だ訓練を実施していない場合は記入不要。 <ul style="list-style-type: none"> ●2時間以内に70%の安否を確認することができた。 ●携帯電話の電源を切っている社員がおり、一部社員と連絡をとることができなかった。 	
改善点・所感等	<ul style="list-style-type: none"> ●今後は、安否確認訓練を平日に事前通告をしない条件や土日祝日に実施する。 ●携帯電話の電源ONを義務づける。 ●安否確認の担当者は、優先順位に従って安否確認を実施する。優先順位は担当者間で周知し、2回一斉メールを送信しないように注意する。 ●安否確認の担当者から2回メールが来た場合、双方のメールに返信するようにする。 	※未だ訓練を実施していない場合は記入不要。 <ul style="list-style-type: none"> ●今後は、安否確認訓練を平日に事前通告をしない条件や土日祝日に実施し、2時間以内に90%以上の安否確認を目標とする。 ●勤務時間外でも携帯電話の電源ONを義務づける。 	

H.訓練計画と定期点検計画の実施(新規申込の場合不要)

H-2定期点検計画の実施状況

策定したBCPIは、「情報が古くならないように定期点検が不可欠であることはG-2で述べました。ここでは、過去2年間に建設会社が実際に実施してきた定期点検計画の実施記録を添付し、定期点検計画の実施状況を確認します。

記載内容

「G-2 定期点検計画」に対して実施状況を記載してください。

・様式H-2-1 (必須) 定期点検計画の実施記録

チェック項目 「G-2 定期点検計画」の実施状況が記載されている
(新規申込の場合は不要)

- 定期点検計画の実施記録が添付されている
- 定期点検に必要な様式が適切に更新されている
- 承認者の印鑑・サイン等が記載されている

様式H-2-1(必須) 定期点検計画の実施記録(作成例)

定期点検の実施日時	定期点検の主な内容と是正した項目など	承認者
平成○年○月○日	・様式A-1-2、様式A-2-1、様式B-3-1、様式B-3-1補足資料、様式C-1-1、様式C-1-2、様式C-1-3、様式D-1-2の更新 (人事異動、組織の変更による指揮命令系統、安否確認の登録情報に変更はないか)	○○
平成○年○月○日	・様式C-2-1とC-2-2と様式C-2-3の更新 (人事異動、組織の変更による指揮命令系統、安否確認の登録情報に変更はないか)	○○
平成○年○月○日	・様式E-1-1、様式E-1-2、様式F-1-1、様式F-2-1 (人事異動、組織の変更による指揮命令系統、安否確認の登録情報に変更はないか)	○○
平成○年○月○日	・様式E-1-1、様式F-2-1 (関係先の人事異動により、電話番号やメールアドレスの変更がないか)	○○
平成○年○月○日	・様式C-3-3 (重要なデータやそのバックアップを実施しているか)	○○
平成○年○月○日	・様式E-1-1、様式E-1-2 (新たな施工現場ができた場合、被災時の二次災害脳死の体制を整備し、事業継続計画に反映したか)	○○
平成○年○月○日	・様式F-1-1、様式F-1-2の更新 (自社保有の資機材の数量確認)	○○
平成○年○月○日	・様式G-2-1、様式H-2-1、様式H-2-2 (経年変化とともに様式に更新が加わるもの)	○○
・・・	・様式○○の更新	・・・

H-2定期点検計画の実施状況

様式H-2-2(必須) 様式の更新履歴一覧表(作成例)

確認項目	重要 必須	更新の 必要性	様式名	更新日	更新内容	更新日	更新内容
A-1 計画策定の意義と目的	必須	△	様式A-1-1 計画策定の意義・目的				
	必須	○	様式A-1-2 計画策定の検討体制				
A-2 周知方法	必須	○	様式A-2-1 社員への周知方法				
B-1 受ける被害の想定	必須	△	様式B-1-1 自社の地域で懸念されている災害の一覧整理				
	必須	△	様式B-1-1 補足資料1 自社関連施設の位置図				
	重要	△	様式B-1-1 補足資料2 自社の地域で懸念されている被害				
	重要	△	様式B-1-2 建物の耐震性に関する状況把握				
	必須	△	様式B-1-3 ライフラインの被害想定				
B-2 重要業務の選定:簡易手法による重要業務の選定	必須	△	様式B-2-1 重要業務の候補の影響度比較表				
B-3 目標時間の把握:簡易手法による目標時間の把握	必須	○	様式B-3-1 重要業務の目標復旧時間の検討表				
	重要	○	様式B-3-1 補足資料 重要業務の目標時間の検討表				
	重要	△	様式B-3-2 全体手順初期				
C-1 社員及び家族の安否確認方法	必須	○	様式C-1-1 安否確認方法一覧表				
	重要	○	様式C-1-2 社内の連絡体制表				
	重要	○	様式C-1-3 各社員への周知				
C-2 BCPの発動基準と災害時の対応体制	必須	○	様式C-2-1 対応体制・対応拠点の概要				
	必須	○	様式C-2-2 対応体制・指揮命令系統図				
	重要	○	様式C-2-3 顧客、来客、社員(協力会社、派遣会社社員などを含む)の避難・誘導方法				
C-3 費用のさほどかからない対策	重要	△	様式C-3-1 設備、棚・ロッカー等、機器の災害の対策状況一覧				
	重要	△	様式C-3-2 費用のさほどかからない建物対策、設備等の対策の実施計画				
	必須	○	様式C-3-3 重要なデータ・文書のバックアップの現状と対応計画				
D-1 対応拠点、代替対応拠点の確保	必須	△	様式D-1-1 拠点候補リスト				
	必須	○	様式D-1-2 代替対応拠点の概要				
E-1 災害直後に連絡を取ることが重要な連絡先の認識	必須	○	様式E-1-1 災害発生直後に連絡すべき相手先リスト				
	重要	○	様式E-1-2 施工現場の連絡先リスト				
F-1 自社で確保している資源の認識	必須	○	様式F-1-1 自社が保有している人員や資機材など				
	重要	○	様式F-1-2 災害時の対応にあたる要員のための備蓄				
F-2 自社外からの調達についての連絡先の認識	必須	○	様式F-2-1 災害発生直後に調達するリスト				
G-1 訓練計画	必須	△	様式G-1-1 災害時対応訓練の実施計画				
G-2 定期点検計画	必須	○	様式G-2-1 事業継続計画の定期点検計画				
H-1 訓練計画の実施状況	必須	△	様式H-1-1 訓練実施記録				
	必須	△	様式H-1-2 ○○訓練概要の比較表				
	重要	△	様式H-1-3 講習会、勉強会等への参加記録表				
H-2 定期点検計画の実施状況	必須	○	様式H-2-1 定期点検計画の実施記録				
	必須	○	様式H-2-2 様式の更新履歴一覧表				
H-3 事業継続計画の改訂履歴	必須	△	様式H-3-1 事業継続計画の改訂履歴				

○: 人事異動、重要取引先の変化、資機材の消費・補充による変化、協定先の変化、協力者の変化、重要データのバックアップに伴い定期点検が必要な様式

△: BCPの改善(被害想定の見直し、人員・資機材の充実、耐震・浸水対策の実施等)を行っている場合、更新が必要な様式

H. 訓練計画と定期点検計画の実施（新規申込の場合不要）

H-3 事業継続計画の改訂履歴

策定したBCPはPDCAサイクルによりスパイラルアップしていく必要があります。訓練結果、人員や資材の充実、作成様式のバージョンアップなど各社で実施してきた改訂履歴を記載してください。

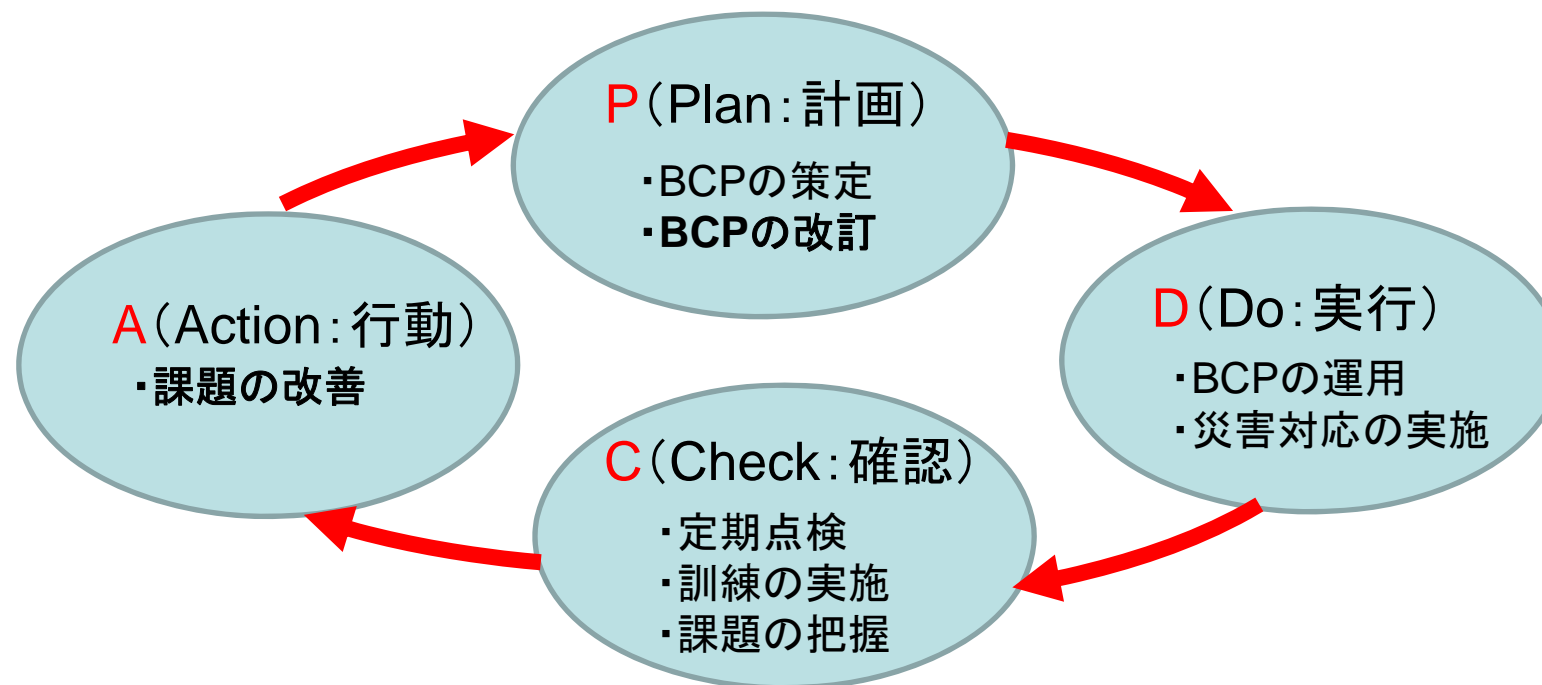
記載内容

BCPを更新した場合は、その内容を改訂履歴に記載して下さい。

- ・様式H-3-1（必須） 事業継続計画の改訂履歴

チェック項目 「事業継続計画」の改訂履歴が記載されている
(新規申込の場合は不要)

- 改訂年月日が記載されている
- 改訂履歴（主な改訂概要）が記載されている



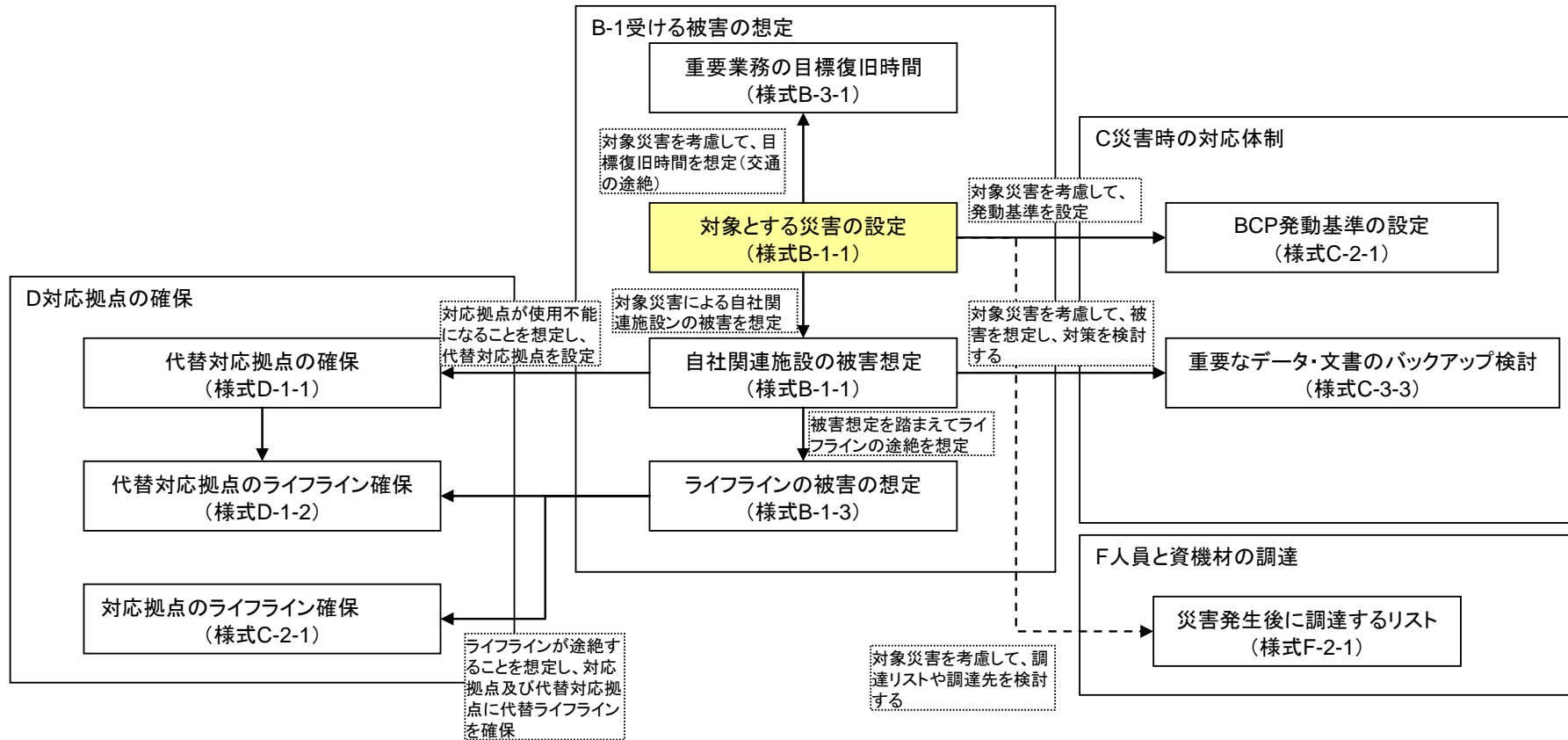
H.訓練計画と定期点検計画の実施(新規申込の場合不要)

H-3 事業継続計画の改定履歴

様式H-3-1(必須) 事業継続計画の改訂履歴(作成例)

版数	実施年月日	制定・改訂の内容	承認者
初版	平成〇年〇月〇日	新規策定	〇〇
第2版	平成〇年〇月〇日	災害協定業務を実施するにあたり、人員と資機材が不足していたため、資格保有者を増やした。これに伴い、様式E-1-1を更新した。	〇〇
第3版	平成〇年〇月〇日	安否確認の訓練結果より、安否確認の具体的な方法と手順を見直した。これに伴い、様式C-1-1を更新した。	〇〇
第3版	平成〇年〇月〇日	参集訓練結果より、参集に時間を要する班長と代理者に自転車を貸与した。これに伴い、様式B-3-1と様式B-3-1補足資料を更新した。	〇〇
第3版	平成〇年〇月〇日	災害対策本部設置訓練結果より、発動発電機の稼動ができない社員がいた。災害対策要員全員が発動発電機を稼動できるようにマニュアルを作成した。	〇〇
第3版	平成〇年〇月〇日	災害対策本部設置訓練結果より、災害対策要員が個々に何をすればよいのか不明確であった。各班ごとに手順書を作成し、様式B-3-2に追加した。	〇〇
第3版	平成〇年〇月〇日	既往BCPは地震災害を対象としていたが、地域特性として、河川氾濫についても危険性が高いことから、対象とする災害に洪水を追加した。これに伴い、様式〇-〇-〇～様式〇-〇-〇を更新した。	〇〇
第4版	平成〇年〇月〇日	対応拠点(代替対応拠点)において、ライフラインが〇日停止することを想定して、予備電源を確保した。また、これに必要な燃料の調達方法として、〇〇会社を専属契約を結んだ。これに伴い、様式C-2-1と様式D-1-2を更新した。燃料調達先は、様式F-2-1を更新した。	〇〇
第4版	平成〇年〇月〇日	本社において、執務環境内の転倒防止対策を実施した。これに伴い、様式C-3-1を追加した。	〇〇
第4版	平成〇年〇月〇日	重要なデータ・文書のバックアップを実施するために、県外の支社にサーバーを設置し、定期的にバックアップを行うようにした。これに伴い、様式C-3-3を更新した。	〇〇
第4版	平成〇年〇月〇日	目標時間を短縮するために、施工現場に社員を常駐した。これにともない、様式B-3-1と様式B-3-1補足資料を更新した。	〇〇
...

各様式間の整合性



質問等のお問い合わせは、

広島市中区上八丁堀6-30

中国地方整備局企画部

防災課 まで

お願いします。